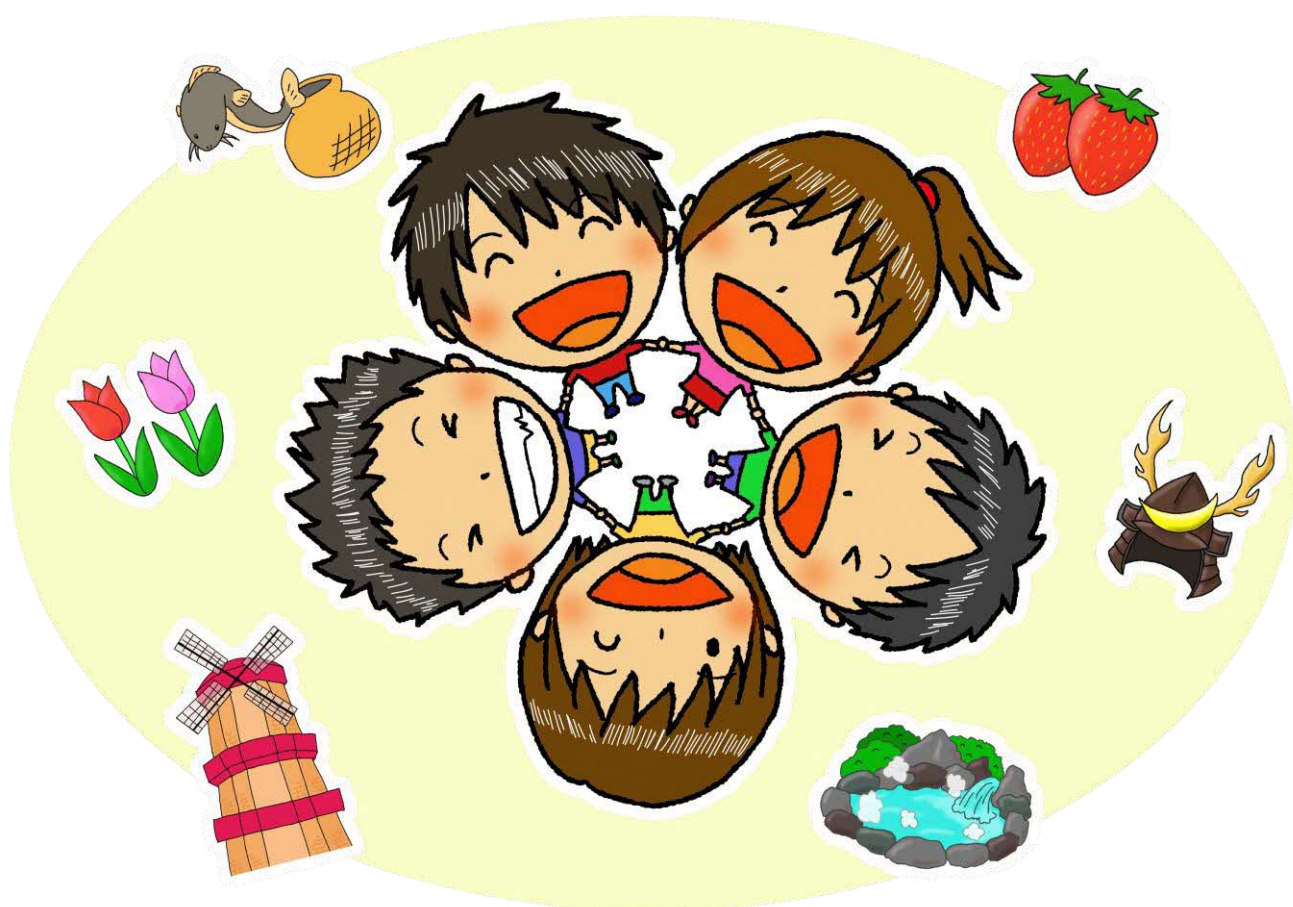


第1期やすぎっこしあわせ計画
(第1期安来市こども計画)



令和7年3月
島根県安来市

ごあいさつ

本市では、平成 27 年度（2015 年度）の子ども・子育て支援新制度の施行以後、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、一貫して子ども・子育て支援の充実を目標に掲げ、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援に取り組んでまいりました。



この間、児童福祉機能と母子保健機能による一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の開設、金芽米無償提供事業、放課後児童クラブの充実、休日保育や病児保育の実施など、子育て支援を充実するための施策を推進してまいりました。

しかしながら、近年では、少子化、核家族化、共働き世帯の増加、地域関係の希薄化、子どもの貧困、ひきこもり等、様々な社会問題が多様化、複雑化しており、これまで以上に市・家庭・地域が一体となって、社会全体でこどもの育ちを支え、安心して育てられる環境を整備する必要があります。

国では、令和 5 年 4 月にこども家庭庁が発足し、あわせてこども基本法が施行され、すべてのこども・若者が自立した個人として尊重され、その権利が擁護され、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」をめざすことが定められました。

本計画は、これらの社会情勢や国の動向、本市における諸課題、保護者やこどもへのアンケート調査の結果等を踏まえ、これまでの計画における子ども・子育て支援施策をさらに発展させるとともに、こども・若者の権利の尊重や若者への支援といった新たな要素を追加し、こども・若者及び子育て世帯に関する施策を総合的に、かつ切れ目なく推進していくために策定するものです。市ではこの計画に基づき、すべての妊産婦・子育て世帯・こども・若者への支援施策を更に総合的・計画的に推進し、今後も全力で取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただいた安来市子ども・子育て推進会議委員の皆様をはじめ、子ども・子育て支援に係るアンケート調査、こどもアンケート、関係団体ヒアリング、パブリックコメントなどで貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様方に深く感謝申し上げますとともに、本計画の推進に引き続きご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 3 月

安来市長 田中 武夫

目次

第Ⅰ章 序論	1
1. 計画策定の趣旨	1
(1) 計画策定の背景.....	1
(2) 計画の法的根拠と位置づけ.....	2
2. 計画の概要	3
(1) 計画期間	3
(2) 計画対象	3
(3) 策定体制	3
3. 安来市のこども・子育てを取り巻く状況.....	4
(1) 統計からみる安来市の現状.....	4
(2) ニーズ調査からみる安来市のこども・子育て支援の現状.....	9
1) 就学前児を持つ親の働き方.....	9
2) 就学前児の教育・保育のニーズ.....	11
3) 就学前児に対する虐待の現状.....	14
4) 小学生の放課後児童クラブのニーズ.....	15
5) 中学生・高校生ニーズ調査結果の概要.....	16
6) 事業者、関係団体へのアンケート結果概要.....	35
4. 第2期計画の事業実施状況の評価.....	48
(1) 子育て家庭への支援の充実.....	48
(2) すこやかに生み育てる環境づくり（すこやか親子21）	49
(3) こどもの健全育成のための教育環境の整備.....	50
(4) 子育てと仕事の両立支援.....	51
(5) 支援を必要とするこども等への支援の充実.....	52
(6) 安心・安全なまちづくりの推進.....	53
第Ⅱ章 計画の基本的な考え方.....	54
1. 基本理念	54
2. 基本目標	54
3. 基本的視点	55
4. 施策体系	57
5. 家庭・地域・事業者・行政の役割.....	58

第Ⅲ章 基本計画	59
1. 基本目標ごとの施策.....	59
基本目標 1 結婚し、こどもを産み・育てるための支援の充実	59
基本目標 2 こどもの健全育成のための保育の充実と環境の整備	63
基本目標 3 こどもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備	68
基本目標 4 支援を必要とするこども・若者等への支援の充実	75
基本目標 5 誰でも活躍できる社会の構築	81
2. 推進体制	84
第Ⅳ章 教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策.....	85
1. 教育・保育の提供についての考え方.....	85
(1) 提供区域の設定.....	85
(2) 提供についての考え方.....	85
2. 教育・保育施設等の目標事業量と提供体制.....	86
3. 地域こども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制.....	89
(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）	89
(2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）	90
(3) 一時預かり事業.....	91
(4) 時間外保育事業（延長保育）	93
(5) 病児・病後児保育事業.....	94
(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	95
(7) 妊婦健康診査.....	98
(8) 乳児家庭全戸訪問事業.....	99
(9) 養育支援訪問事業.....	100
(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	101
(11) 利用者支援事業.....	102
(12) 妊婦等包括相談支援事業.....	103
(13) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）	104
(14) 産後ケア事業.....	105
(15) 子育て世帯訪問支援事業.....	106
(16) 児童育成支援拠点事業.....	107
(17) 親子関係形成支援事業.....	108
4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保.....	109

参考資料	110
1. 就学前・小学生ニーズ調査結果の概要.....	110
2. 中学生・高校生ニーズ調査結果の概要.....	119
3. 第2期計画の実施状況.....	161
(1) 子育て家庭への支援の充実.....	161
(2) すこやかに生み育てる環境づくり（すこやか親子21）	165
(3) こどもの健全育成のための教育環境の整備.....	169
(4) 子育てと仕事の両立支援.....	173
(5) 支援を必要とするこども等への支援の充実.....	175
(6) 安心・安全なまちづくりの推進.....	179
4. 計画策定経過	182
5. 安来市子ども・子育て推進会議条例（一部抜粋）	183
6. 安来市子ども・子育て推進会議委員名簿.....	184
7. 用語集	185

第Ⅰ章 序論

1. 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、待機児童問題、地域の子育て力の低下等から、国は子ども・子育て関連3法を制定し、平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度をスタートさせました。そして、令和5年4月1日に「こども家庭庁」を発足させました。少子化は予想を上回るペースで進む極めて危機的な状況にあり、児童虐待やいじめ、不登校等こどもを取り巻く状況も深刻で、待ったなしの課題となっています。「こども家庭庁」は、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えていくことを目的としています。

本市においては、平成27年3月に「安来市子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月に「第2期安来市子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」と記載）を策定し、こども・子育て支援施策を推進してきました。

このたび、第2期計画が令和6年度末に計画期間を終えるため、新たな5年間のこども・子育て支援施策を進めるため、「第3期安来市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。これに加え、「こども家庭庁」が推進する「こども計画」の策定が努力義務とされていることから、「こども計画」を盛り込んだ計画として、「第1期やすぎっこしあわせ計画」（以下「本計画」と記載）を策定しました。

※本計画における「こども」表記について

こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」と定義されており、年齢ではなく心身の発達に着目しています。この趣旨を踏まえ、本計画においても、法令・組織名の固有名詞など特別な場合を除き「こども」と表記します。

(2) 計画の法的根拠と位置づけ

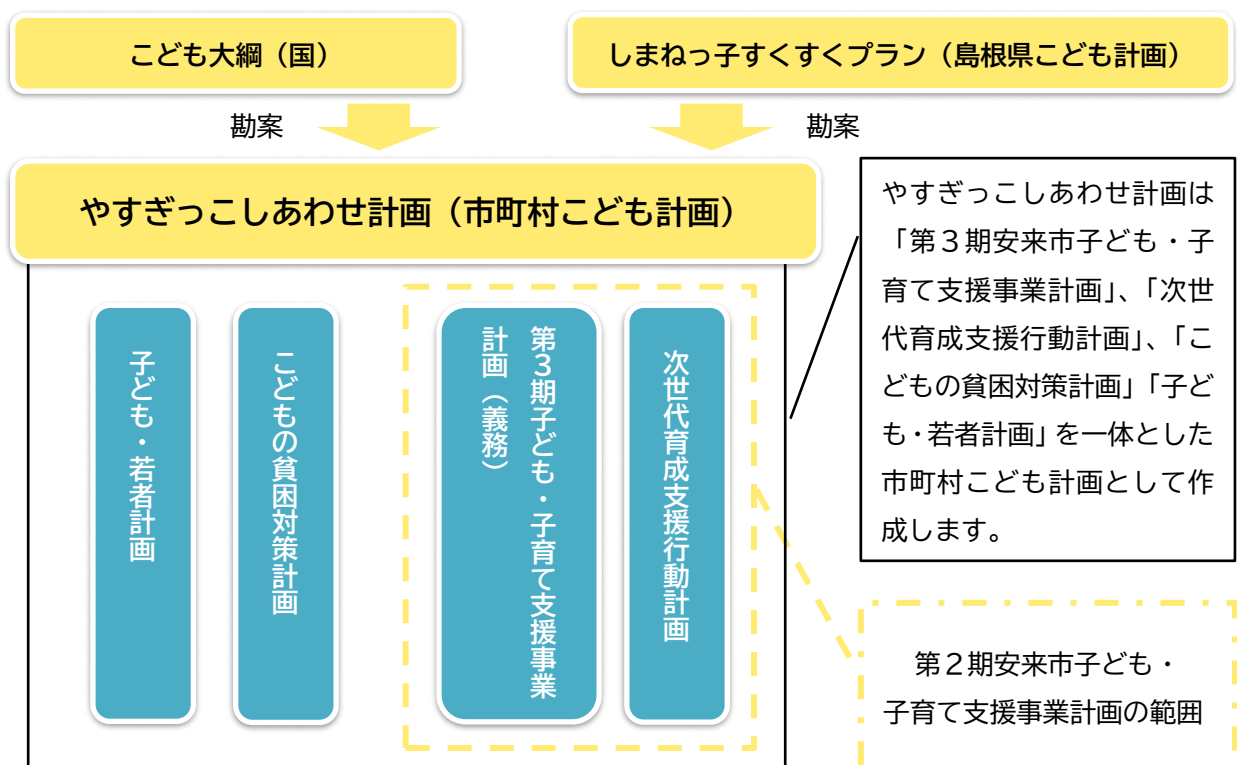
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法の行動計画（すこやか親子 21 を含む。）、こども基本法第 10 条に定める、こども大綱、島根県こども計画を勘案し、「子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定する市町村子ども・若者計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第 2 項に規定する市町村計画」を一体のものとした、「市町村こども計画」として位置づけます。

さらに、本市において上位の計画である「安来市総合計画」、「安来市地域福祉計画」や関連計画である「健康やすぎ 21」等と整合・連携を図るものとします。

■計画の上位計画と関連計画

上位計画	安来市総合計画 安来市地域福祉計画
関連計画	安来市まち・ひと・しごと創生総合戦略 安来市教育大綱 「健康やすぎ21」（健康増進計画・食育推進計画） 安来市障がい者基本計画 安来市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 安来市自死対策計画 安来市スポーツ推進計画 安来市男女共同参画計画

■計画の体系図



2. 計画の概要

(1) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5か年を計画期間とします。

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期安来市子ども・子育て支援事業計画									
					第1期やすぎっこしあわせ計画				

(2) 計画対象

「子ども・子育て支援」については、計画の対象を、生まれる前から乳幼児期を経て18歳までのこどもとその家庭、地域、企業、行政などすべての個人及び団体とします。「若者支援」については、計画の対象を、おおむね15歳から40歳未満の者とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応を行います。

(3) 策定体制

①安来市子ども・子育て推進会議

計画策定にあたっては、安来市子ども・子育て推進会議により検討を行いました。委員には、学識経験者をはじめ、こどもの保護者、子育て支援に関わる事業所、医師会、商工会議所の代表者等に就任していただき、施策の検討に際して貴重なご意見をいただきました。

②安来市こども・子育て支援に関するニーズ調査の実施

本計画を策定するにあたっての基礎資料として、就学前児童及び小学生の保護者、中学2年生及び高校2年生に向けて、安来市こども・子育て支援に関するニーズ調査（以下、「ニーズ調査」といいます。）を行いました。

③地域・事業者アンケート、ヒアリングの実施

子育て支援の実態を把握するために、地域及び子育て支援施設等に対してアンケートを行い、またアンケートの回答内容についてヒアリングを実施しました。（対象：交流センター、幼稚園、保育所（園）、認定こども園、放課後児童クラブ、社会福祉施設等）

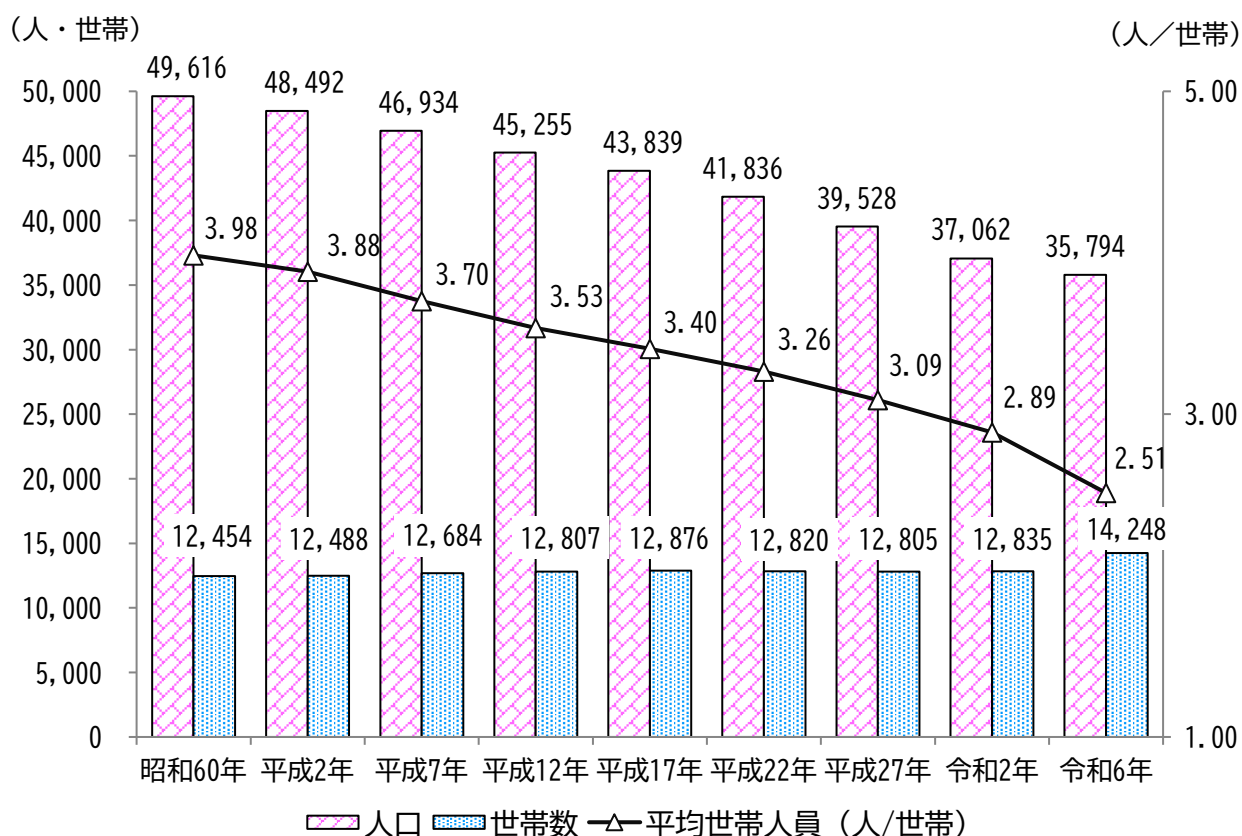
3. 安来市のこども・子育てを取り巻く状況

(1) 統計からみる安来市の現状

①総人口及び世帯数

本市の人口は、令和 6 年では 35,794 人、世帯数は 14,248 世帯となっており、令和 2 年と比較すると人口は 1,268 人減少し、世帯数は 1,413 世帯の増加となっています。また、平均世帯人員は減少傾向にあり、令和 2 年と比較すると 0.38 人減少し 2.51 人となりました。核家族化の進行と、人口減少がより深刻になっています。

■総人口・世帯数の推移■

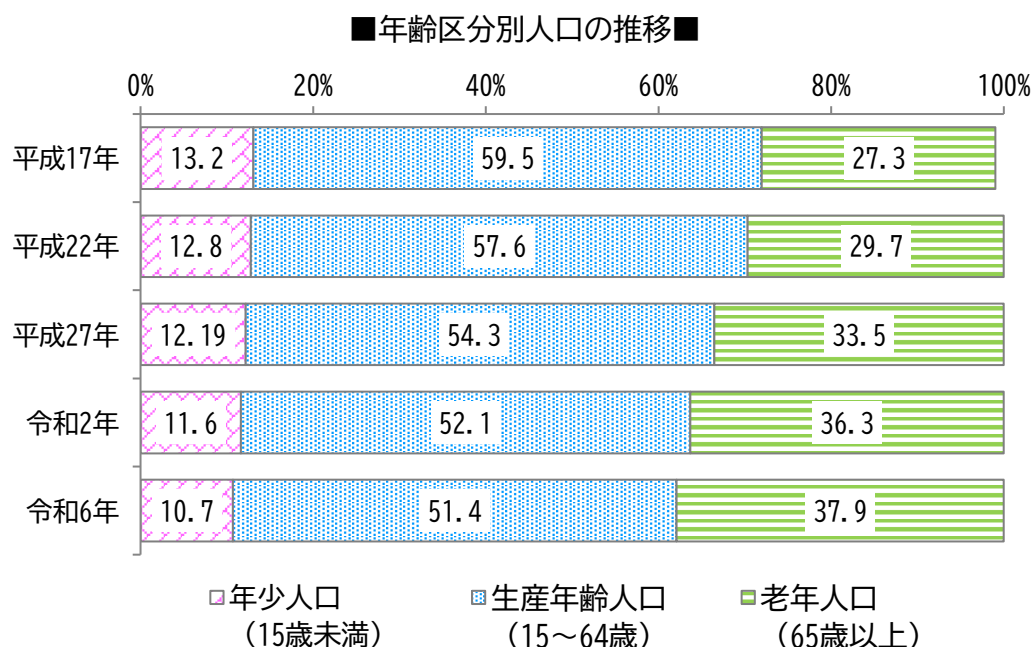


資料：令和 2 年以前は国勢調査、令和 6 年は住民基本台帳

②年齢3区分別人口

全国的に人口減少社会にある中で、本市も少子高齢化が進んでいます。

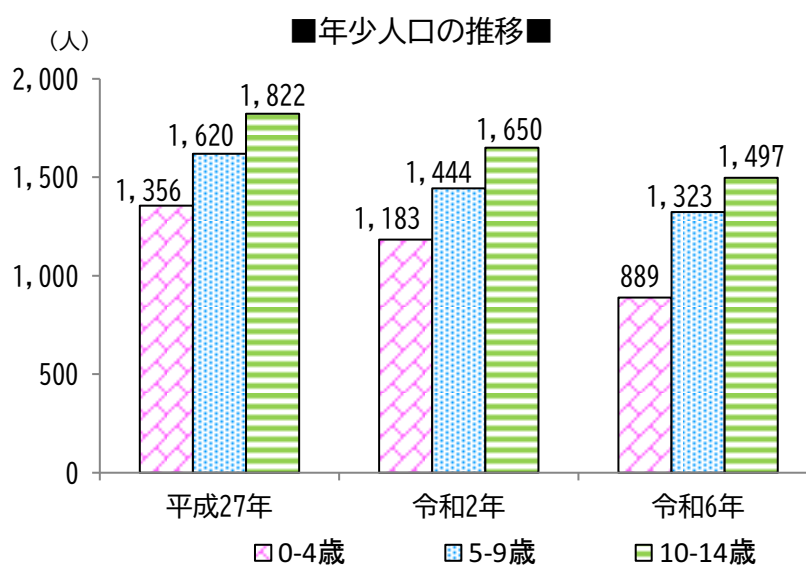
令和6年の年少人口は3,834人で、比率は平成17年の13.2%から令和6年の10.7%まで減少しているのに対し、高齢者人口比率は平成17年の27.3%から令和6年の37.9%まで増加しています。



資料：令和2年以前は国勢調査、令和6年は住民基本台帳

③年少人口

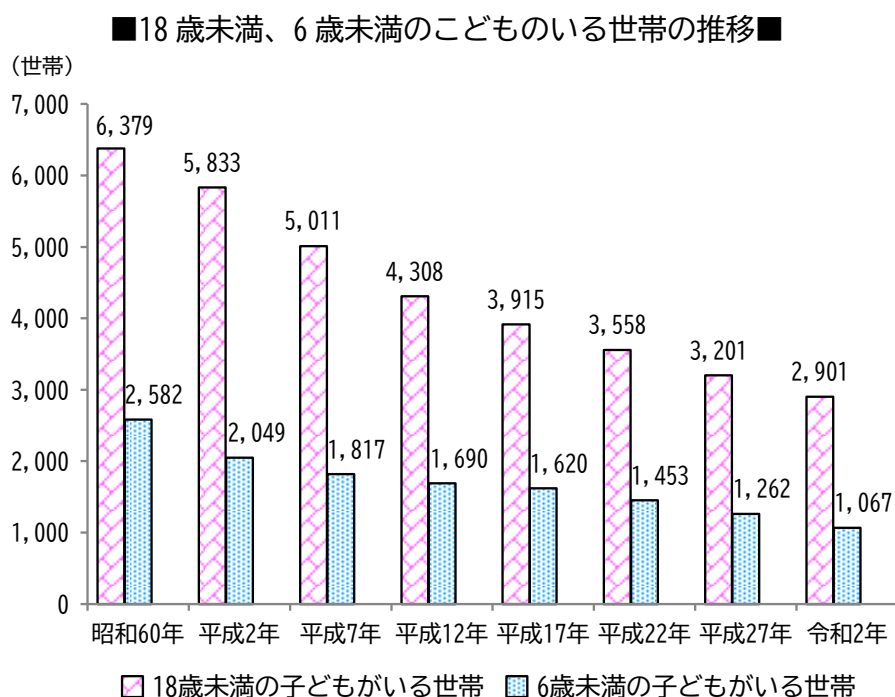
年少人口の内訳の推移をみると、0-4歳の数が令和6年には1,000人を切って889人となり、平成27年から34%の減少率となっています。



資料：令和2年以前は国勢調査、令和6年は住民基本台帳

④子育て世帯数

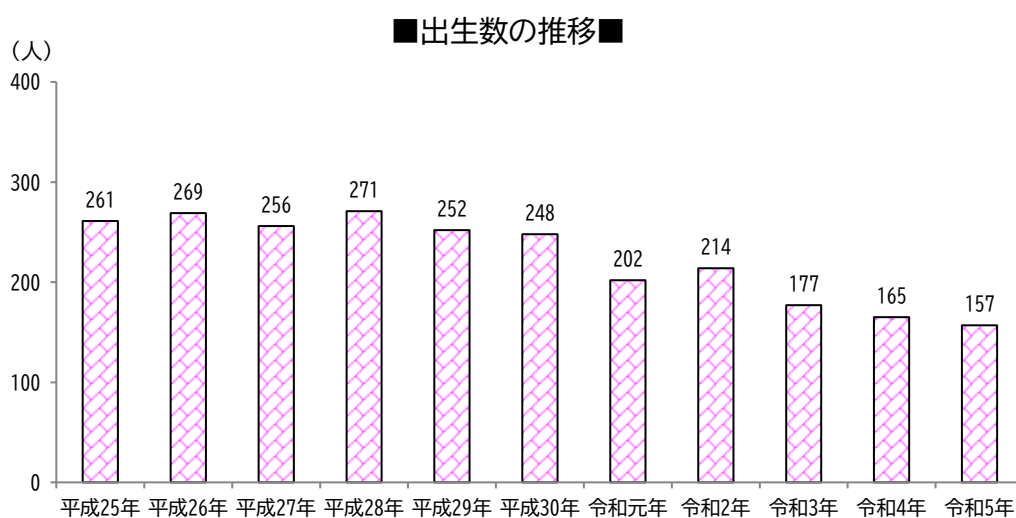
こどものいる世帯は年々減少し続けており、令和2年に18歳未満のこどもがいる世帯数は2,901世帯、うち6歳未満のこどもがいる世帯は1,067世帯となっています。18歳未満のこどもがいる世帯数は、平成2年からの30年間で50%まで減少しています。



資料：国勢調査

⑤出生数

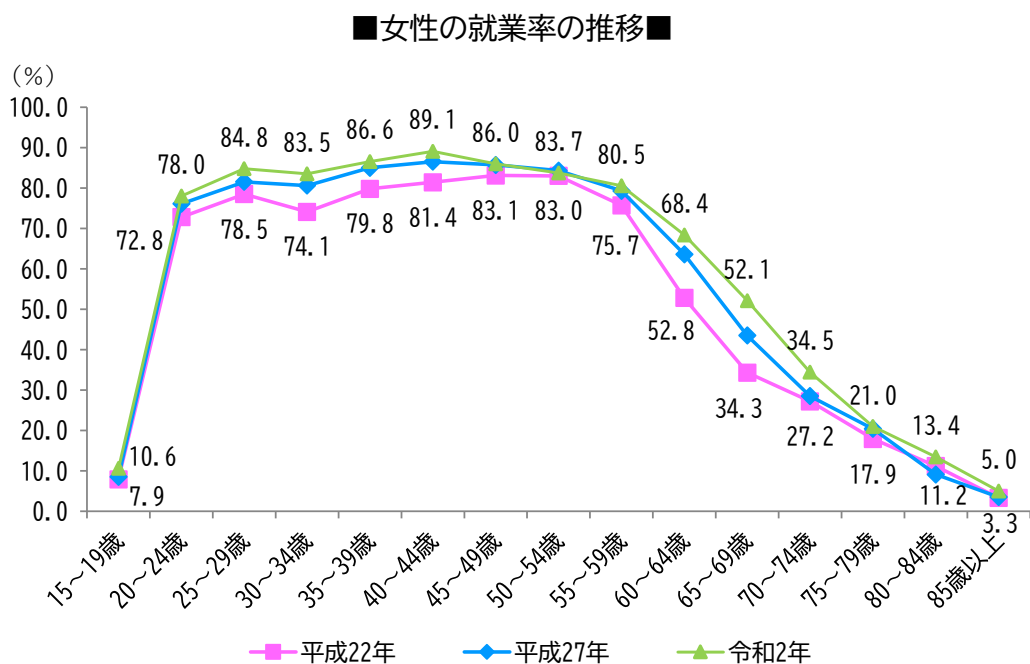
出生数は、平成30年まで250人前後で推移していましたが、令和元年で202人に減少しその後も減少し続け、令和5年は157人となっています。



資料：島根県人口動態調査

⑥女性の就労状況

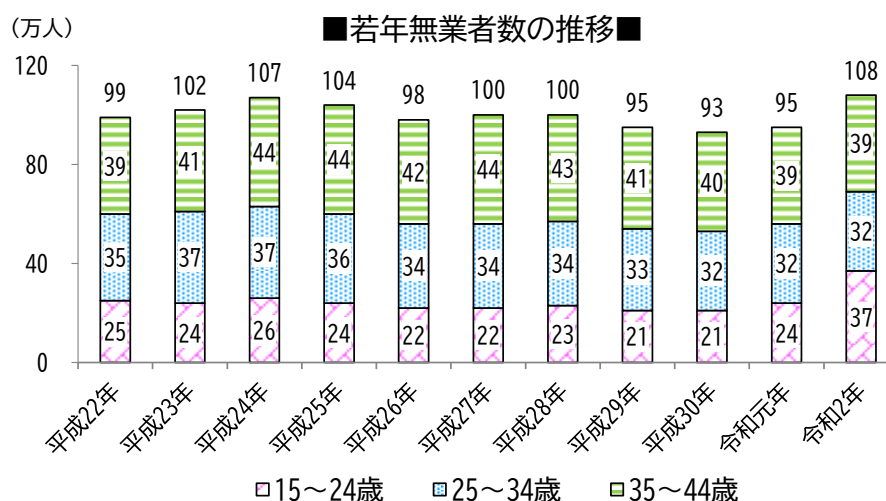
女性の年齢別就業率は、令和2年では30代・40代で83.5%～89.1%となっており、10年前の平成22年と比べて6～9ポイント高くなっています。子育て世代が、共働きで家計を維持している状況だと思われます。今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。



資料：国勢調査

⑦若年無業者の状況

全国の若年無業者は、平成22年から令和2年までの間概ね100万人前後で推移しています。令和2年の若年無業者数は108万人とこれまでで最多となっています。そのうち、15歳～24歳は37万人となり前年より13万人増えています。ニート、ひきこもりの人が増加していることがうかがえます。

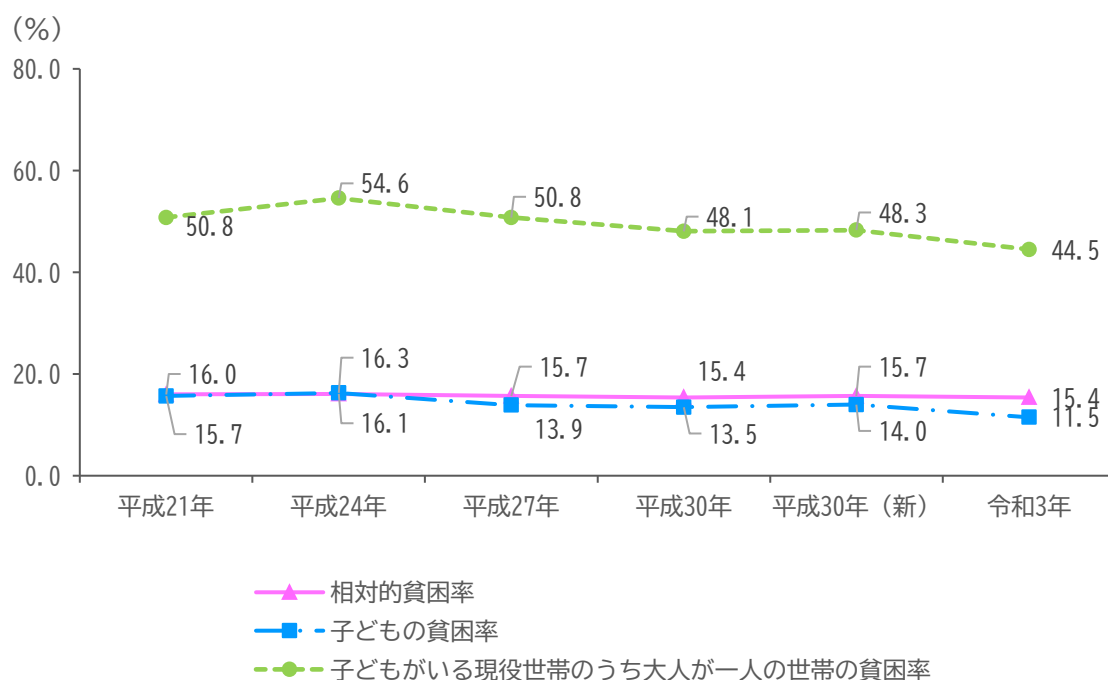


資料：労働力調査

⑧子どもの貧困の状況

子どもの貧困率は、平成21年から令和3年の間11%～16%で推移しています。令和3年は11.5%で3年前から2.5ポイント低下しています。子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯の貧困率は、平成24年から漸減していますが、令和3年は44.5%と高い状態です。ひとり親世帯の子どもの貧困率は高い状態が続いており、支援が必要であることは変わりありません。

■貧困率の推移■



資料：国民生活基礎調査

(注)

- ・ 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出しています。
- ・ 平成30年の「新基準」は、平成27年に改定されたOECDの所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものです。
- ・ 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいいます。

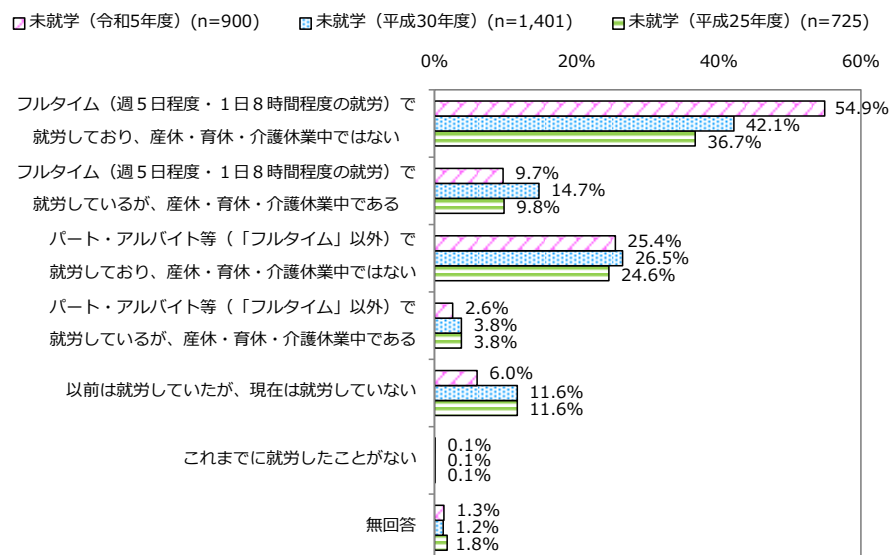
(2) ニーズ調査からみる安来市のこども・子育て支援の現状

1) 就学前児を持つ親の働き方

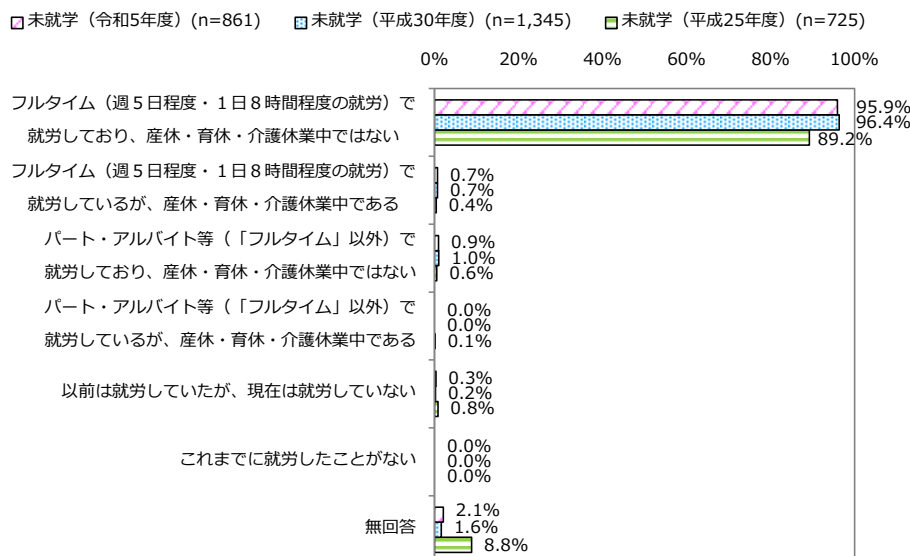
令和5年度調査の母親の就労状況をみると、「フルタイムでの就労」が54.9%で「フルタイム以外の就労」が25.4%となっており、就労している人は80.3%となります。父親は95.9%がフルタイムで就労しているため、保育ニーズは高いと想定されます。

ニーズ調査の実施年度での推移をみると、平成25年度では36.7%だった母親の「フルタイムでの就労」が令和5年度には54.9%となり、+18.2ポイントという大きな伸びとなっています。今後もパート・アルバイトからフルタイム就労に移る母親が増えることも予想され、保育ニーズの高まりに対応する必要があると思われます。

【母親】



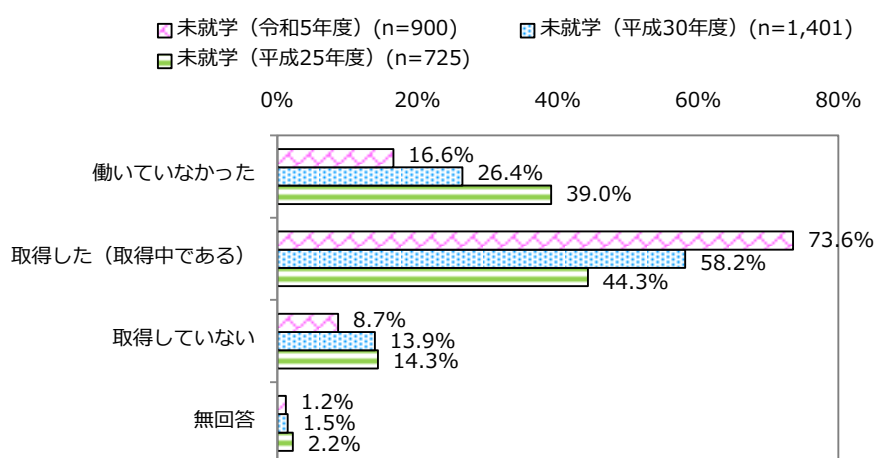
【父親】



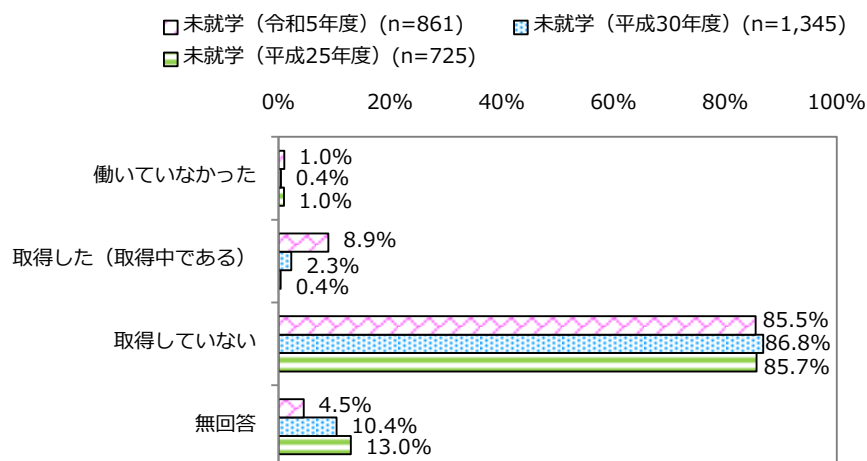
一方、母親の育児休業の取得は、令和5年度調査で73.6%となり平成25年度と比べて29.3ポイント高い割合となっています。逆に、働いていなかった人は令和5年度調査では16.6%で、平成25年度と比べると22.4ポイント低い割合となっています。育児休業が取りやすくなったため、就業に就いた人が増えたと推察されます。父親の育児休業の取得は、令和5年度調査で8.9%となり平成25年度の0.4%から大幅に高くなりましたが、取得していない人の割合は85.5%で経年変化がありませんでした。

事業者は育児休業を取りやすい雇用環境を整備していることがうかがえます。父親の育児休業の取得も今後増えていくことが予想されます。父親にとっても子育てしやすい環境の整備が必要になっています。

【母親】



【父親】



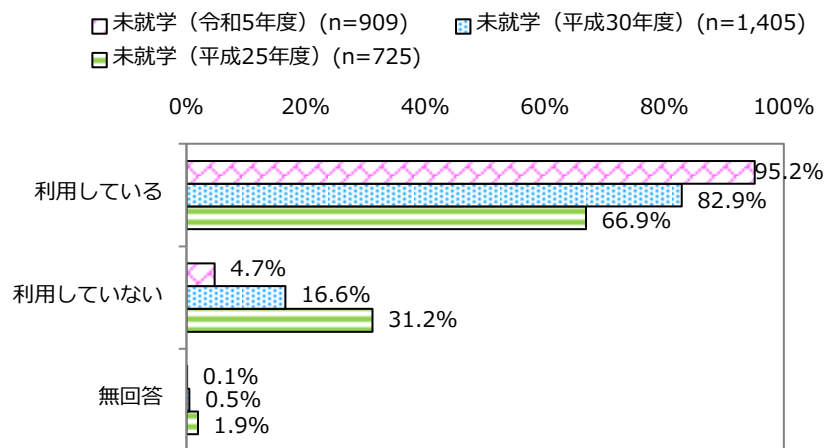
2) 就学前児の教育・保育のニーズ

①平日の定期的な教育・保育事業のニーズ

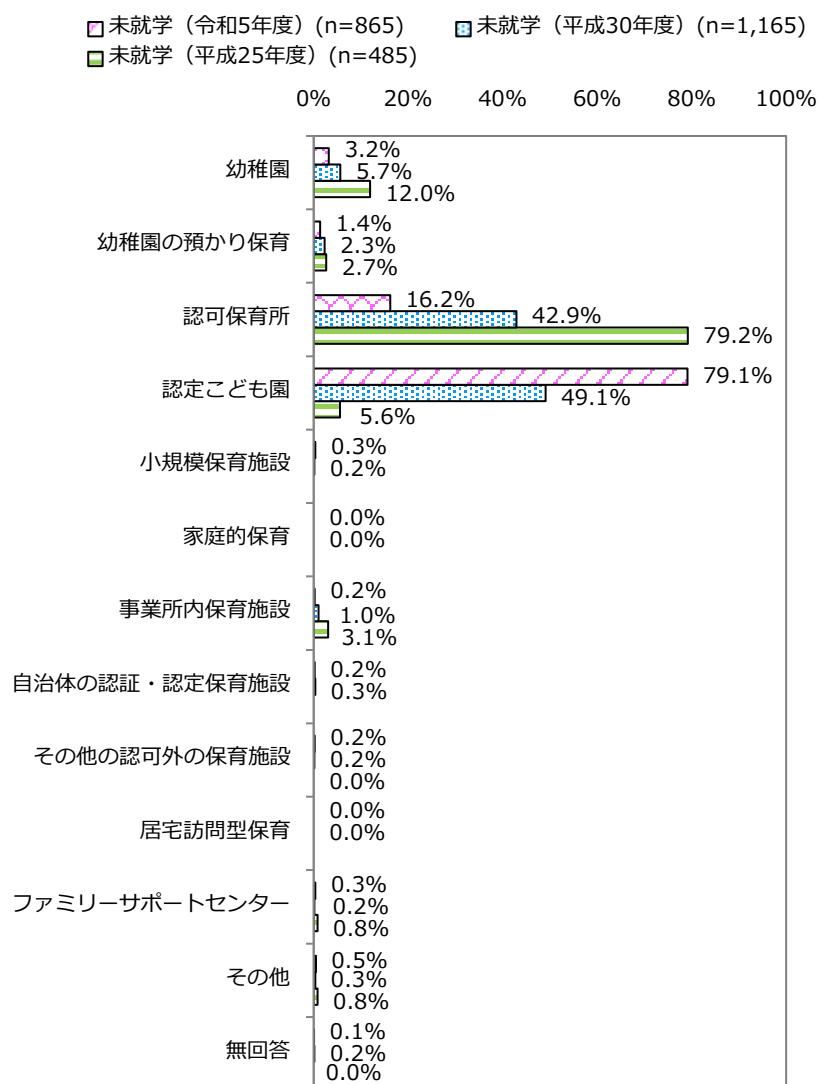
教育・保育事業を利用している割合は、令和5年度調査で95.2%となり、平成25年度より28.3ポイントも増加しています。市内のほとんどの就学前児が、幼稚園・保育園等を利用している状況です。

利用している施設は、令和5年度調査で幼稚園が3.2%、認可保育所が16.2%、認定こども園が79.1%となっています。平成25年度と比べて利用状況は大きく変化しており、幼稚園と認可保育所が減少、認定こども園が増加しています。保育と教育の両方を希望する保護者が増えていることが想定されます。このようなニーズに合わせた施設対応や職員対応を検討していく必要があります。

【利用の有無】



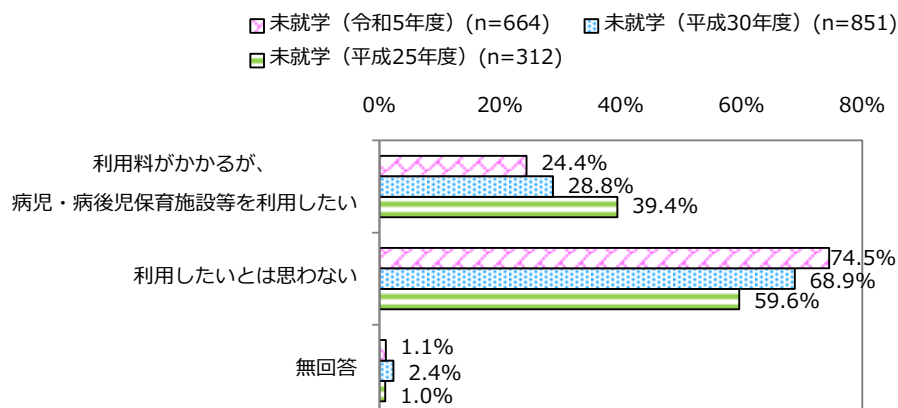
【利用している教育・保育事業】



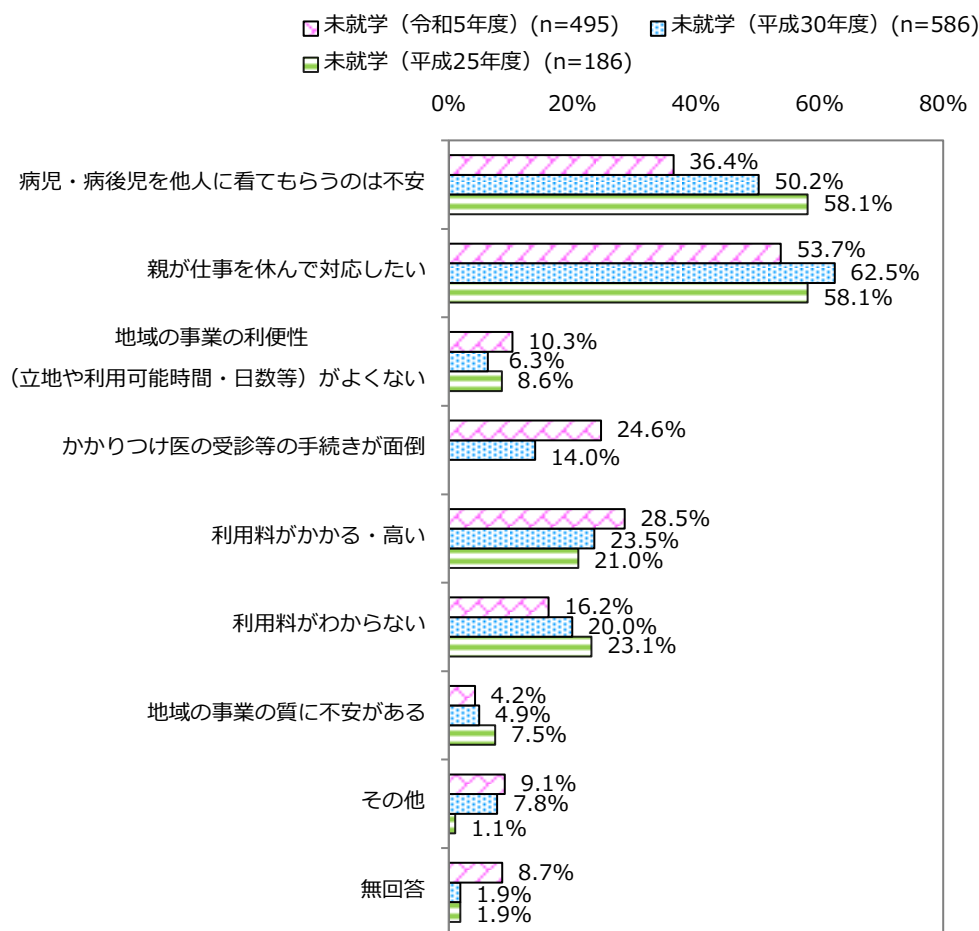
②病児・病後児保育のニーズ

病児・病後児保育のニーズは、令和5年度調査で24.4%となり平成25年度から15.0ポイント減少しています。ニーズが低い理由は、「親が仕事を休んで対応したい：53.7%」、「病児・病後児を他人に看てもらうのは不安：36.4%」となり、病気になった自分のこどもは親が看るべきだと考えているためだと思われます。しかし、いまだ多くの保護者が希望していることや、いざという時のために病児・病後児保育の対応は必要です。

【利用希望】

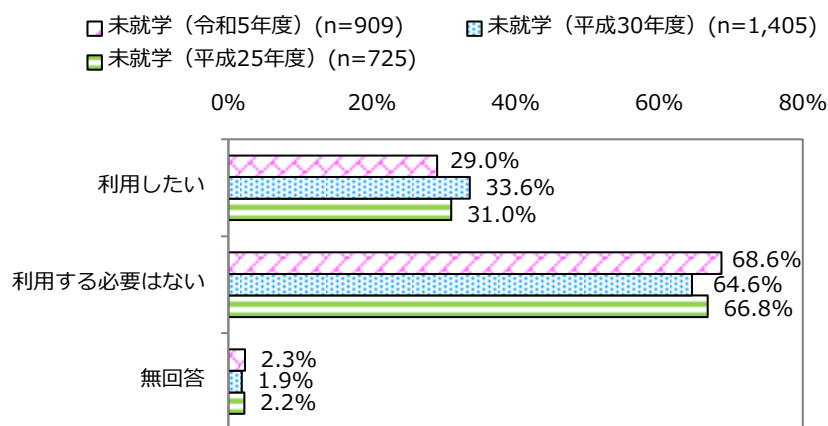


【利用したいと思わない理由】



③一時預かりのニーズ

一時預かりを「利用したい」人は、令和5年度調査で29.0%となり平成25年度、平成30年度と大きく変わりませんでした。一時預かりのニーズは、概ね3割の人が求めているため、その対応ができる体制を整える必要があります。

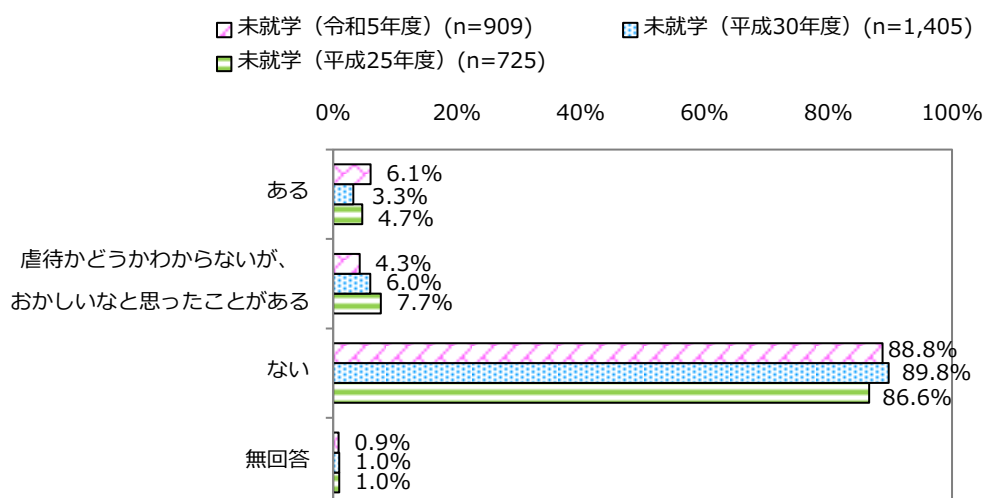


3) 就学前児に対する虐待の現状

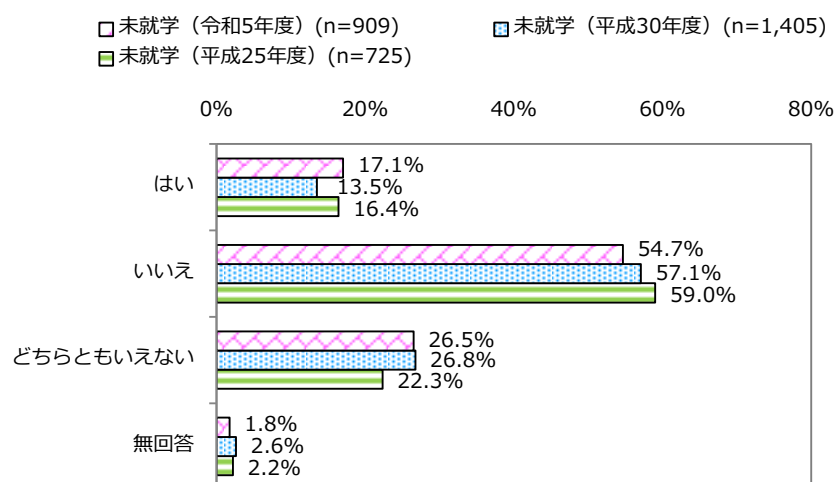
「虐待を見たり聞いたりした経験」がある人が、令和5年度調査で6.1%あり、平成30年度調査より2.8ポイント増えています。「自身が虐待をしていないか不安に思う」人は、令和5年度調査で17.1%あり、平成30年度調査より3.6ポイント増えています。

割合は少ないですが、少しずつ増えている状況にあります。子どもや親に対して支援を必要とするケースに対応できる体制をさらに充実させる必要があります。

【虐待を見たり聞いたりした経験】



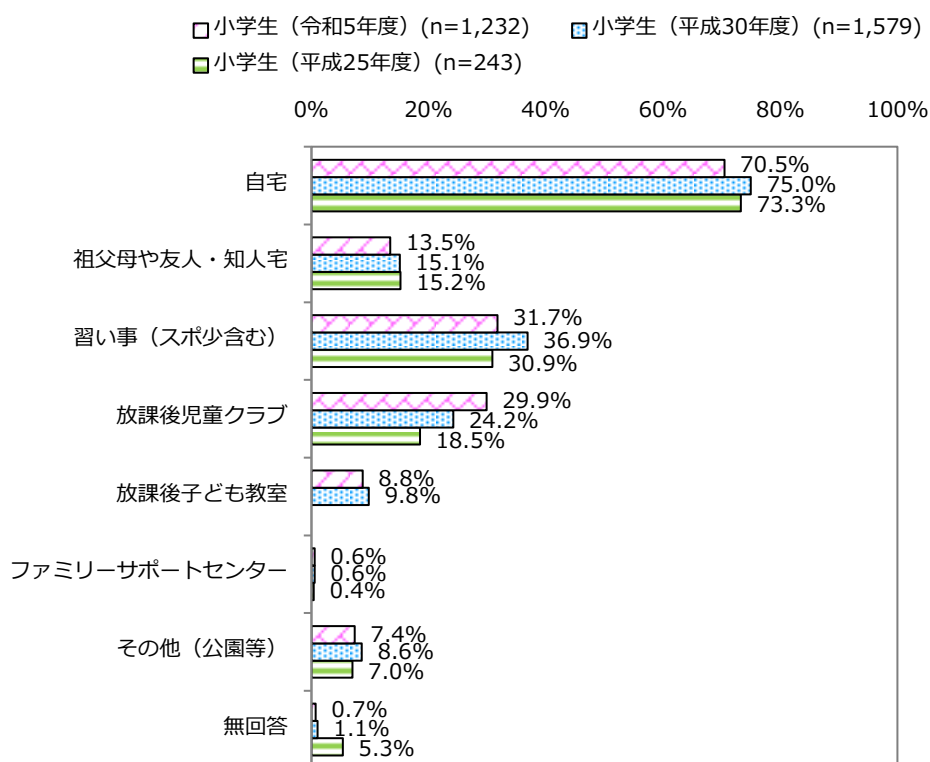
【自身が虐待をしていないか不安に思う】



4) 小学生の放課後児童クラブのニーズ

小学生の子を持つ保護者に、平日の放課後の時間をどのように過ごさせたいかを聞くと、「自宅」が70.5%と最も高く、「習い事（スポ少含む）」が31.7%、「放課後児童クラブ」が29.9%と続いています。放課後児童クラブの割合は年々高くなっており、対応が求められています。

【平日の放課後の過ごし方】



5) 中学生・高校生ニーズ調査結果の概要

①ニーズ調査結果（各項目、中学生→高校生の順にグラフを掲載）

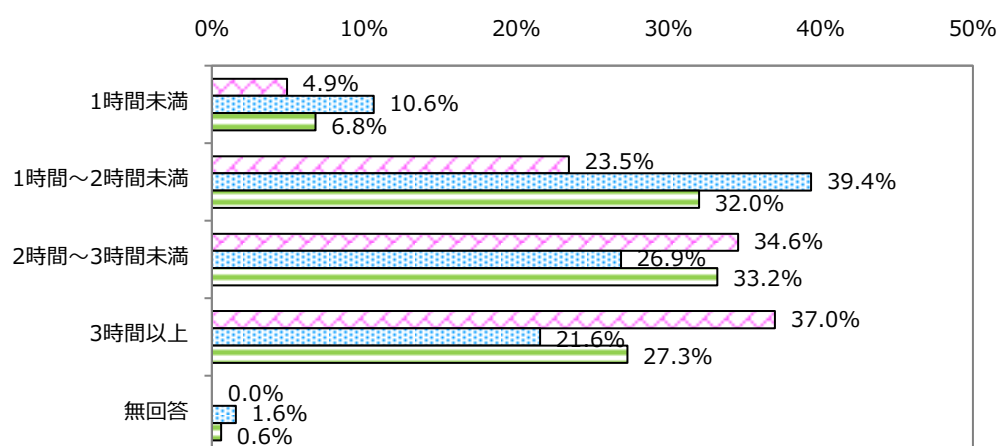
■平日のテレビやゲーム、インターネットの時間

平日のテレビやゲーム、インターネットに費やす時間は、令和6年度において、「3時間以上」が中学生37.0%、高校生58.1%で最も高く、平成25年度と比べて中学生は+9.7ポイント、高校生は+42.6ポイントと大きく伸びています。逆に「1時間未満」は中学生4.9%、高校生3.2%と低くなっています。

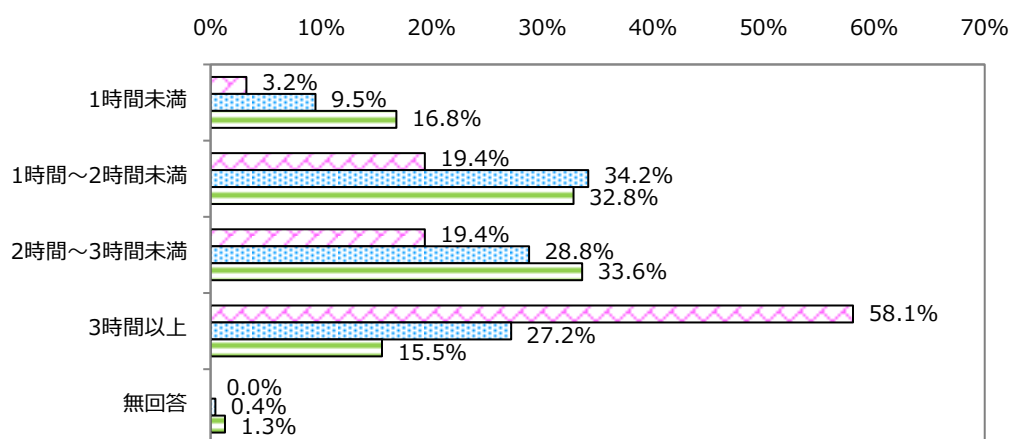
生活の中へテレビやゲーム、インターネットが浸透している状況がうかがえます。

【平日のテレビやゲーム、インターネットに費やす時間】

□中学生（令和6年度）（n=81） □中学生（平成30年度）（n=320） □中学生（平成25年度）（n=322）



□高校生（令和6年度）（n=62） □高校生（平成30年度）（n=243） □高校生（平成25年度）（n=232）



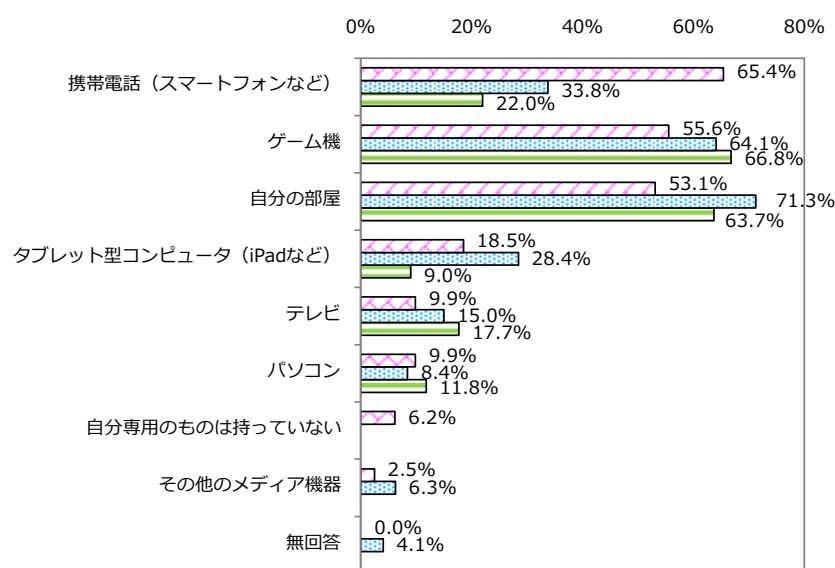
■自分専用で持っているものについて

「携帯電話（スマートフォンなど）」については、令和6年度において中学生は65.4%が所有しており、平成25年度の22.0%から+43.4ポイントと大きく伸びています。高校生は100%が所有しています。「携帯電話（スマートフォンなど）」は、ほとんどの中学生・高校生が所有していることになり、ネット情報へのアクセスは容易になっています。

ネット情報からは、不適切な情報も入手できるようになるため、こどもを不適切な情報から守ることが必要になっています。

【自分専用で持っているもの】

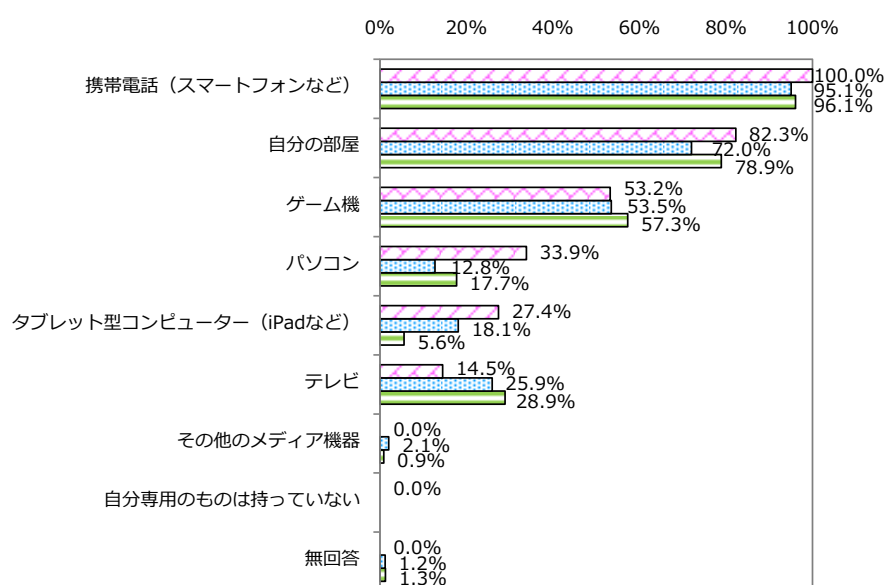
□中学生（令和6年度）(n=81) □中学生（平成30年度）(n=320) □中学生（平成25年度）(n=322)



■その他のメディア機器

・画面付きグーグル ・ウォークマン

□高校生（令和6年度）(n=62) □高校生（平成30年度）(n=243) □高校生（平成25年度）(n=232)



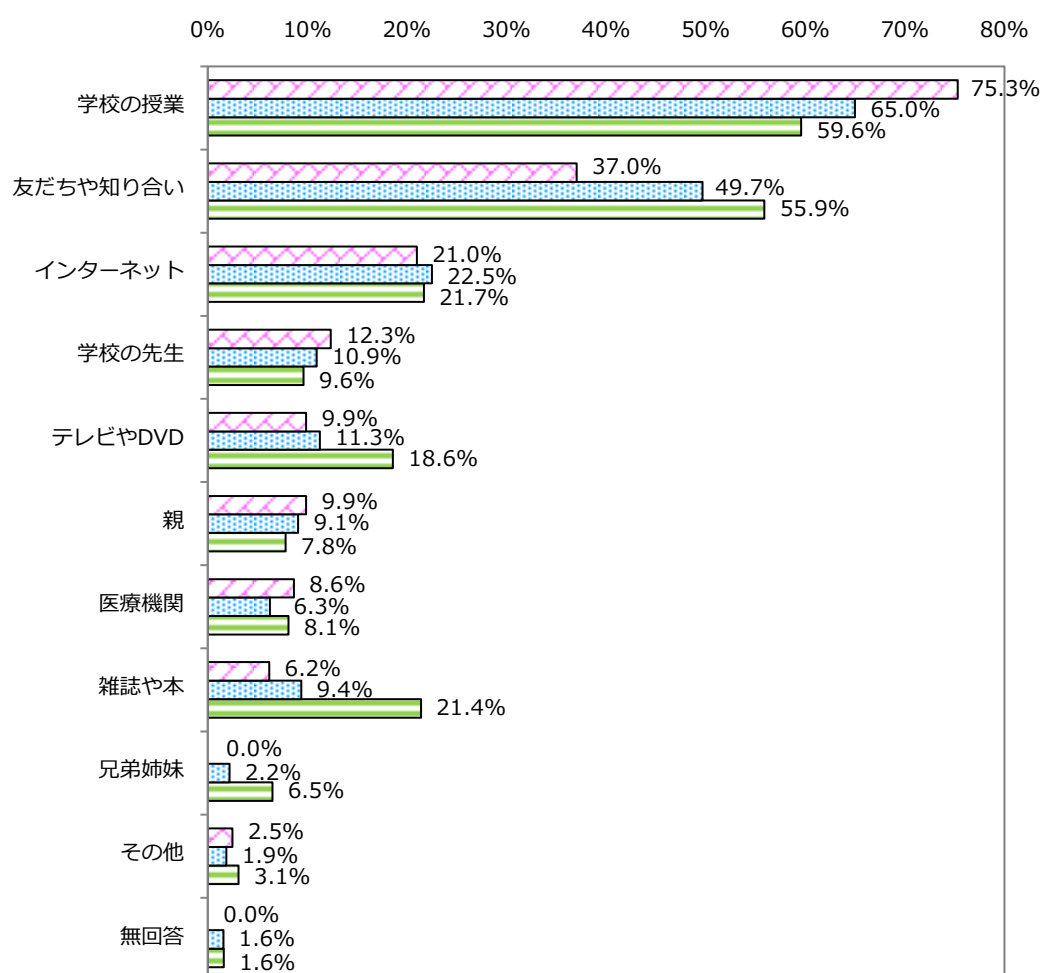
■性情報の入手先

性情報の入手先については、令和6年度において「学校の授業」が中学生 75.3%、高校生 83.9%と最も高く、平成25年度と比べて中学生は+15.7ポイント、高校生は+27.0ポイント伸びています。次に高いのが「友だちや知り合い」で、中学生 37.0%、高校生 50.0%となっています。どちらも平成25年度と比べて低くなっていますが、一定の割合を占めています。

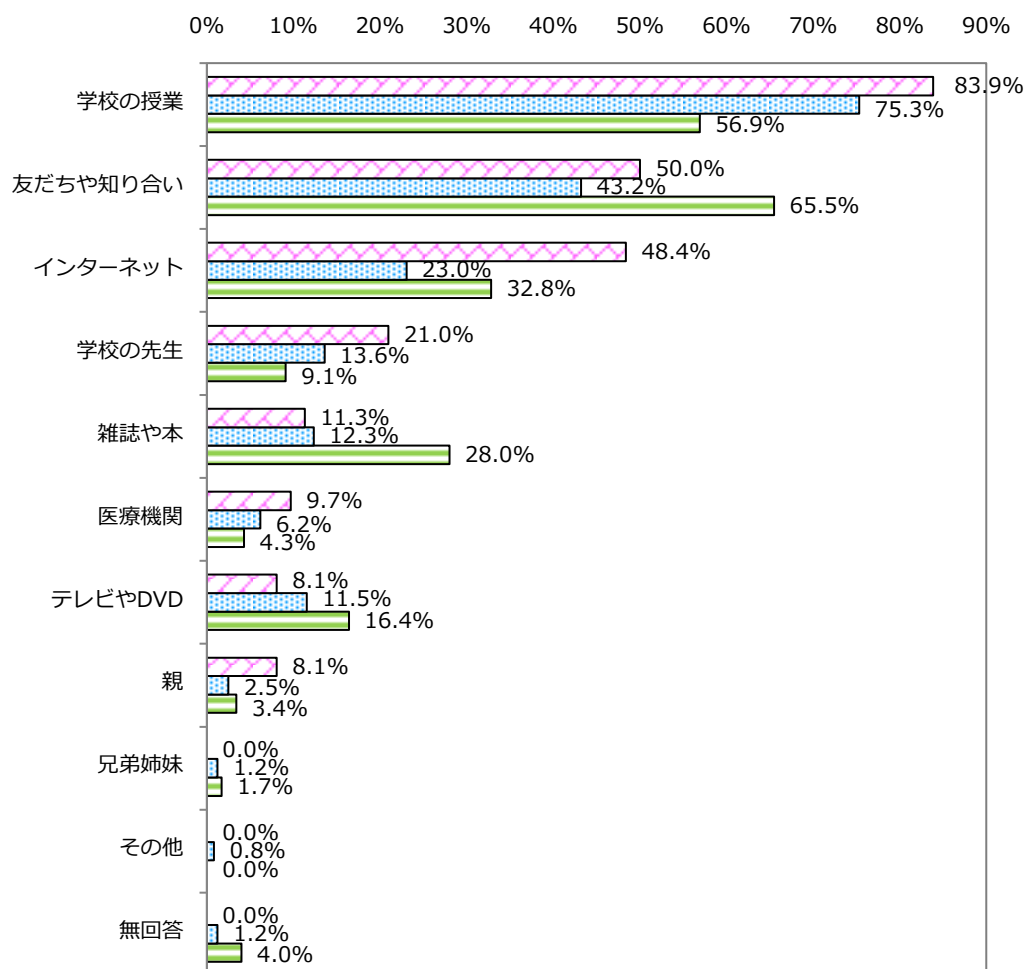
「インターネット」については、令和6年度において中学生 21.0%、高校生 48.4%となっています。中学生は経年変化がありませんが、高校生は平成25年度に比べて15.6ポイント高くなっています。「インターネット」から得られる情報が不適切な場合、こどもの理解を歪める可能性があります。

【性情報の入手先】

□ 中学生（令和6年度）（n=81） ▨ 中学生（平成30年度）（n=320） ■ 中学生（平成25年度）（n=322）



□ 高校生（令和6年度）（n=62） □ 高校生（平成30年度）（n=243） □ 高校生（平成25年度）（n=232）

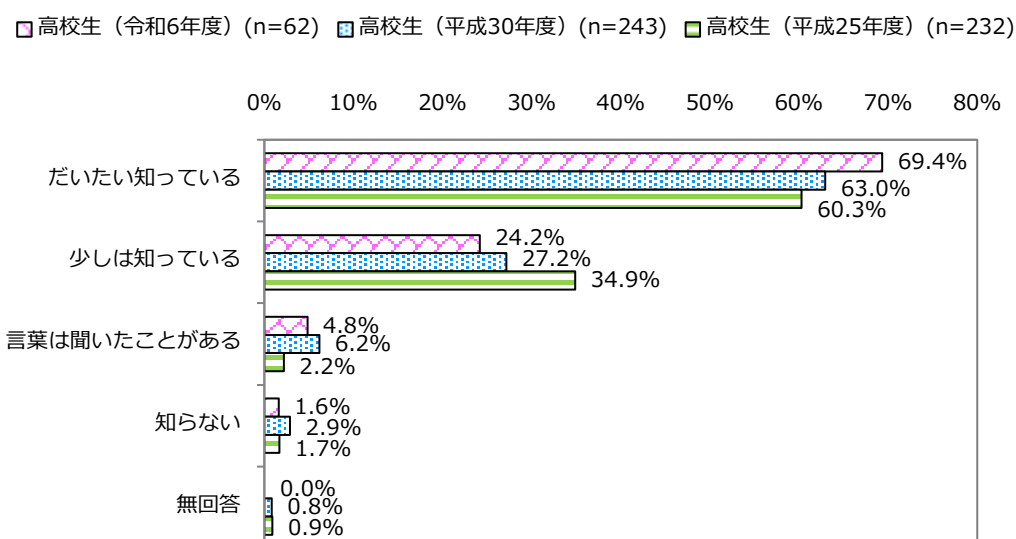
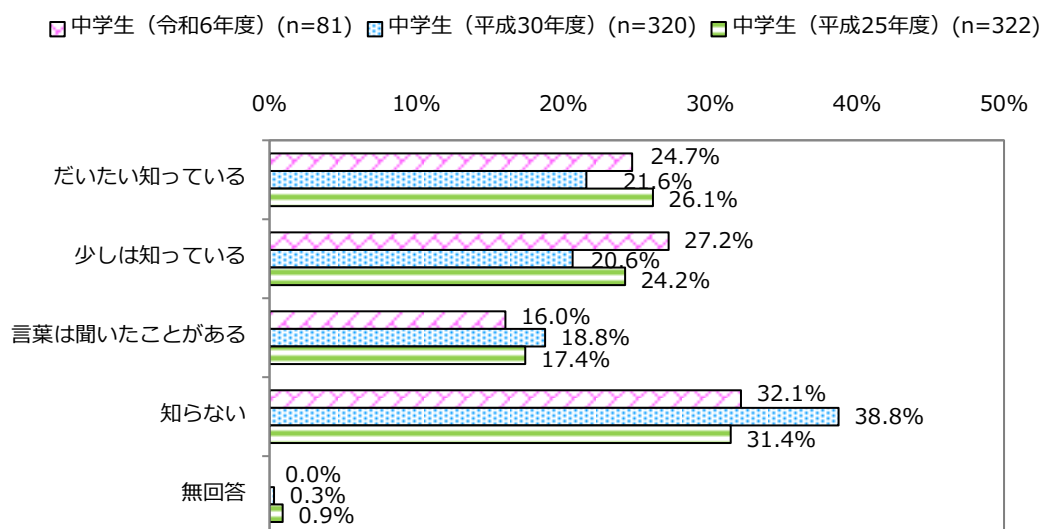


■避妊方法の認知度

避妊方法については、令和6年度において中学生は「知らない」が32.1%、「だいたい知っている」が24.7%となっています。高校生は「知らない」が1.6%、「だいたい知っている」が69.4%となっています。高校生の「だいたい知っている」の割合が、平成25年度から+9.1ポイントと伸びています。

避妊方法については、中学生から高校生になると認知度が高くなっています。この時期に興味を持つ内容なので、適切な情報提供を行う必要があります。

【避妊方法の認知度】



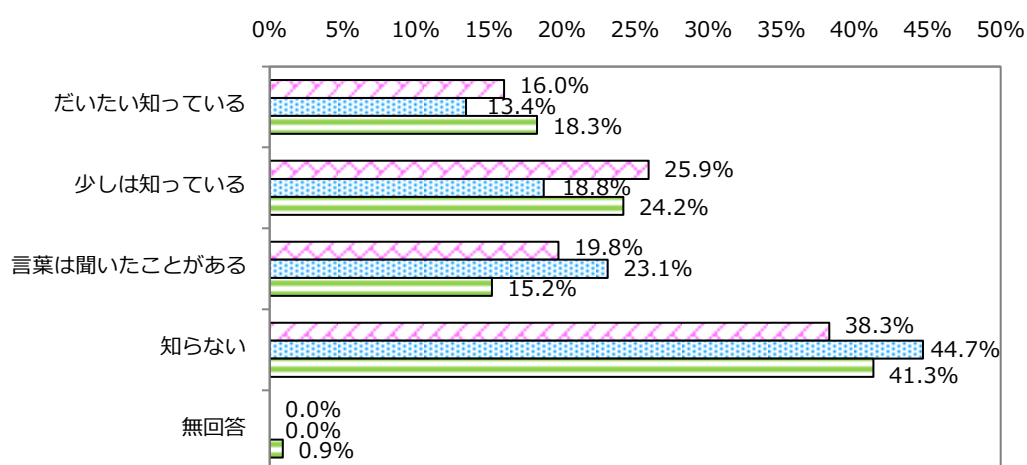
■性感染症の予防法の認知度

性感染症の予防法については、令和6年度において中学生は「知らない」が38.3%、「だいたい知っている」が16.0%、高校生は「知らない」が3.2%、「だいたい知っている」が64.5%となっています。高校生の「だいたい知っている」の割合が、平成25年度から+19.2ポイントと伸びています。

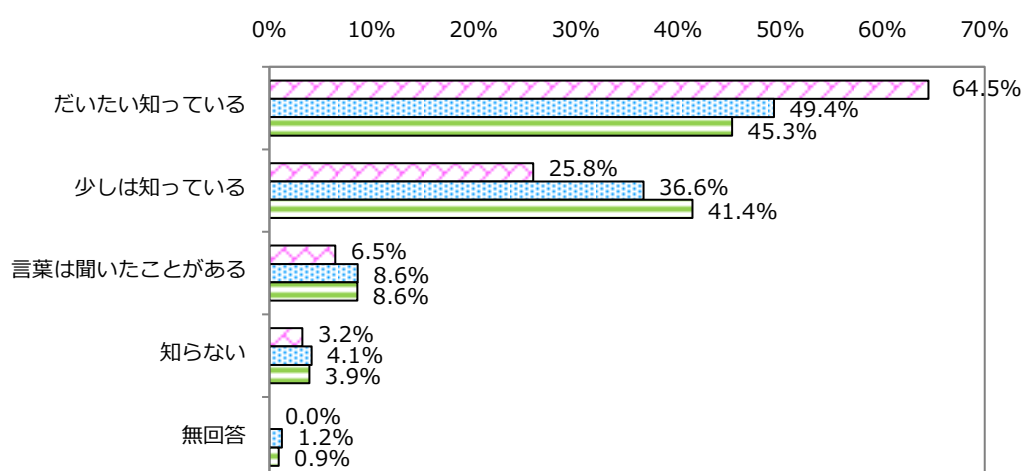
性感染症の予防法についても、中学生から高校生になると認知度が高くなっています。この時期に興味を持つ内容なので、避妊方法とセットで適切な情報提供を行う必要があります。

【性感染症の予防法の認知度】

□ 中学生（令和6年度）（n=81） ▨ 中学生（平成30年度）（n=320） ■ 中学生（平成25年度）（n=322）



□ 高校生（令和6年度）（n=62） ▨ 高校生（平成30年度）（n=243） ■ 高校生（平成25年度）（n=232）

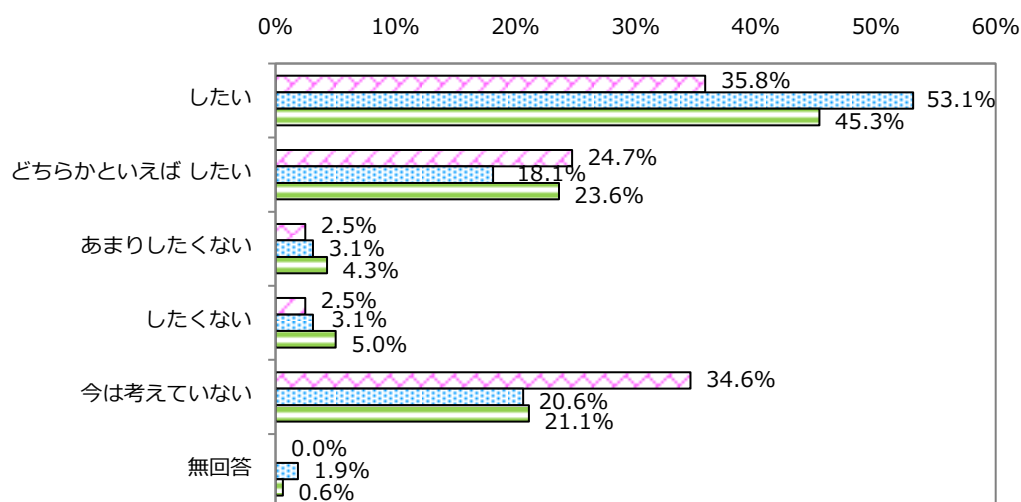


■結婚願望の有無

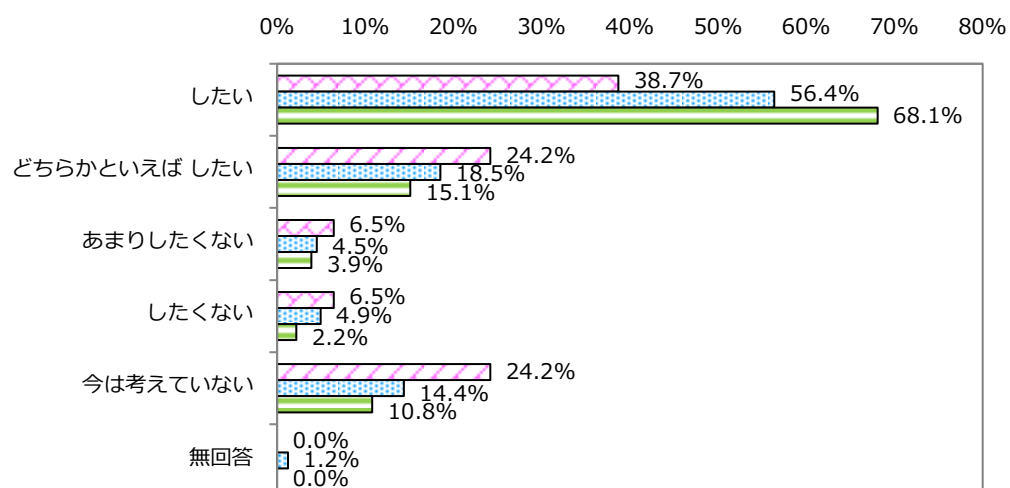
結婚願望については、令和6年度において「結婚したい」が中学生で35.8%、高校生38.7%となっています。「あまりしたくない」「したくない」にはあまり変化がありませんが、「今は考えていない」が大幅に増加しました。ライフサイクルに対する考え方が多様化し、結婚の優先度が下がっているものと考えられます。

【結婚願望】

□ 中学生（令和6年度）（n=81） □ 中学生（平成30年度）（n=320） □ 中学生（平成25年度）（n=322）



□ 高校生（令和6年度）（n=62） □ 高校生（平成30年度）（n=243） □ 高校生（平成25年度）（n=232）



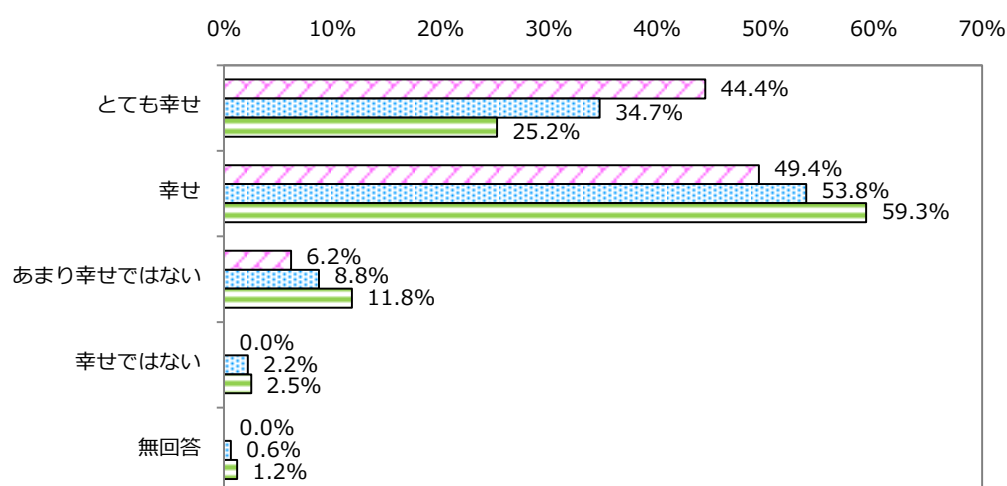
■現状の幸福度について

現状の幸福度については、令和 6 年度において「とても幸せ」「幸せ」が中学生 93.8%、高校生 92.0%となっています。平成 25 年度と比べると、中学生は+9.3 ポイント、高校生は+8.8 ポイント増加しており、多くの子どもたちが幸せを感じながら安来で生活をしています。一方で、「幸せでない+あまり幸せではない」が中学生 6.2%、高校生 8.1%となっています。すべての子どもが幸福を感じられるように支援していく必要があります。

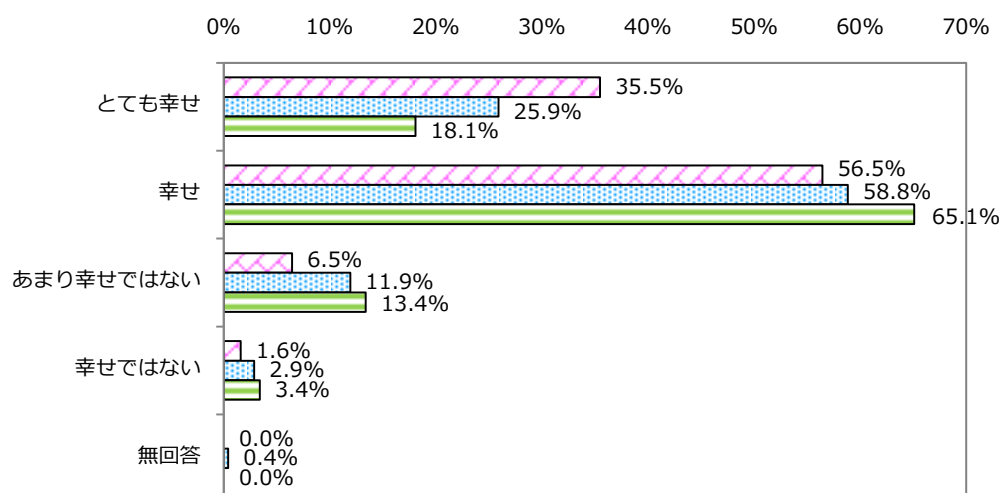
※令和 6 年度から質問内容を変更しています。（平成 30 年度までは「毎日の楽しさ」についての質問）

【現状の幸福度】

□中学生（令和6年度）（n=81） □中学生（平成30年度）（n=320） ■中学生（平成25年度）（n=322）



□高校生（令和6年度）（n=62） □高校生（平成30年度）（n=243） ■高校生（平成25年度）（n=232）



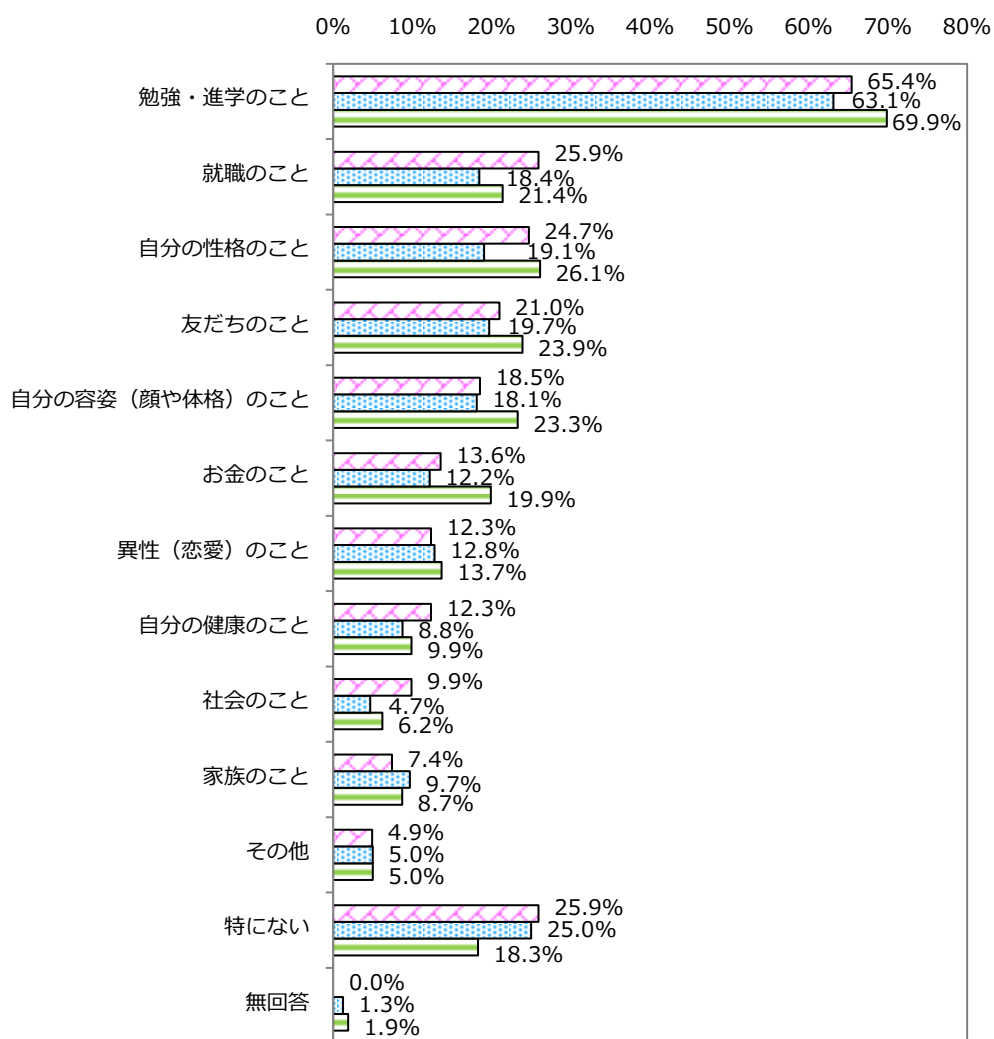
■悩みや心配ごとについて

高校生の悩みや心配ごとについては、令和6年度において「勉強・進学のこと」が75.8%と最も高く、次いで「自分の容姿（顔や体格）のこと」が33.9%となっています。

一方で、「お金のこと」が22.6%、「社会のこと」14.5%となっており、一定の割合があります。家庭の貧困の問題を抱えることも一定程度いる可能性があります。

【悩みや心配ごと】

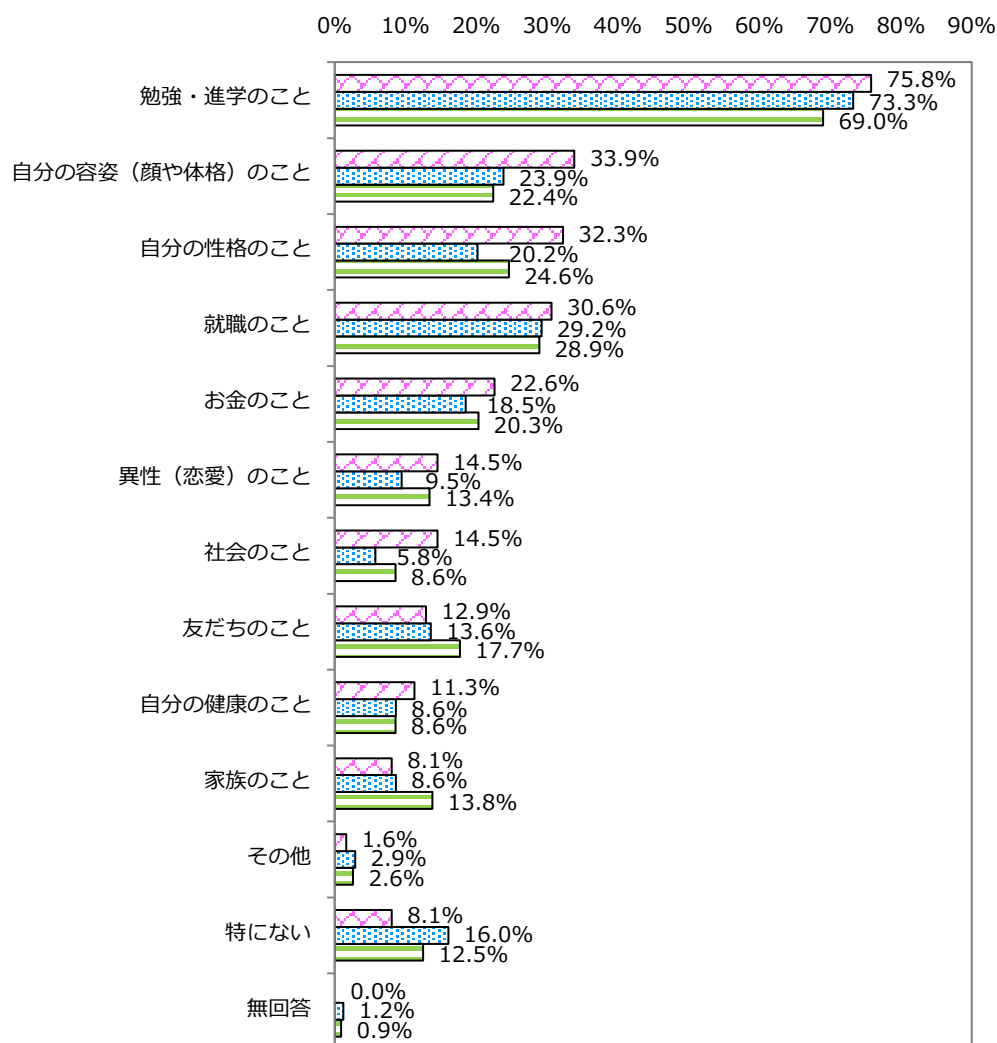
□中学生（令和6年度）（n=81） ■中学生（平成30年度）（n=320） ▨中学生（平成25年度）（n=322）



■その他

- ・学校の先生のこと（2）
- ・体が痒い事

□ 高校生（令和6年度）（n=62） ▨ 高校生（平成30年度）（n=243） ■ 高校生（平成25年度）（n=232）



■ その他

- ・バイトでストレスが溜まる

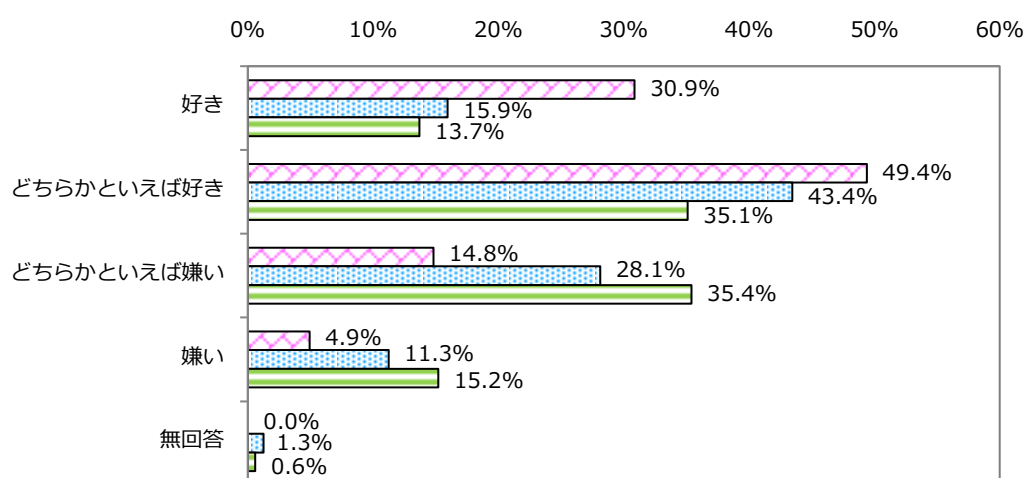
■自分のことが「好き」かについて

「自分のことが『好き』か」については、令和6年度において「好き+どちらかといえば好き」が中学生 80.3%、高校生 74.2%と高い割合になっています。平成25年度と比べると、中学生は+31.5ポイント、高校生は+22.5ポイントと大幅に増加しており、良い傾向だと評価できます。

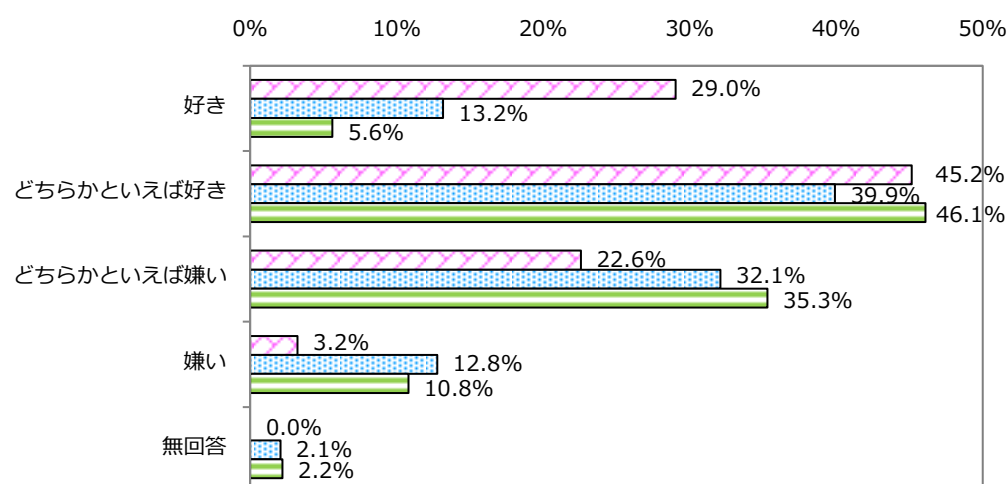
一方で、「どちらかといえば嫌い+嫌い」が中学生 19.7%、高校生 25.8%となっています。平成25年度に比べると減少していますが、自分を好きになれない子どもが一定程度いることを認識する必要があります。

【自分のことが「好き」か】

□ 中学生（令和6年度）(n=81) □ 中学生（平成30年度）(n=320) ■ 中学生（平成25年度）(n=322)



□ 高校生（令和6年度）(n=62) □ 高校生（平成30年度）(n=243) ■ 高校生（平成25年度）(n=232)

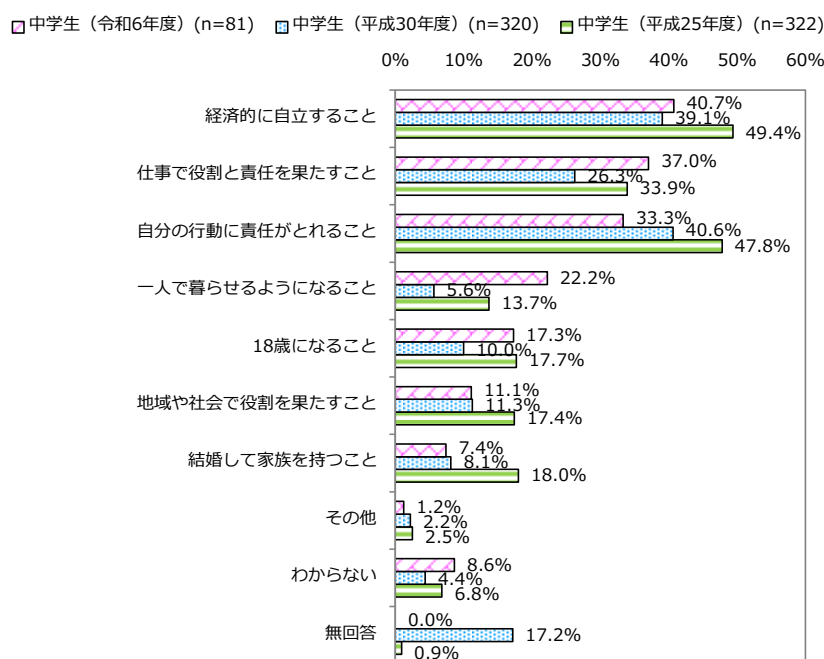


■大人になるということ

「大人になるということ」については、令和 6 年度において「経済的に自立すること」が中学生 40.7%、高校生 58.1%と最も高くなっています。平成 25 年度と比べると、中学生は－8.7 ポイント、高校生は横ばいで大きな差はありません。「自立」し「責任」を持つことが大人になることだという認識を持っていることがわかります。

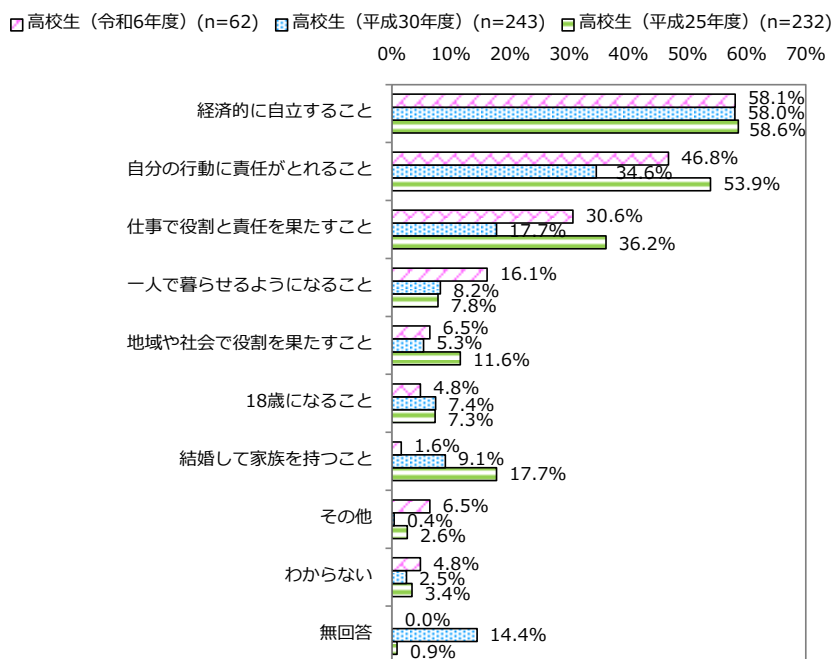
一方で、「結婚して家族を持つこと」が中学生 7.4%、高校生 1.6%と低い割合となっています。平成 25 年度に比べると、中学生は－10.6 ポイント、高校生は－16.1 ポイントと減少しています。大人になるということに、「結婚」や「家庭」を意識していないことがわかります。

【大人になるということ】



■その他

- ・ 歳をとること



■ その他

- ・ 自分で稼いだ金でご飯を食べること
- ・ 自分なりに正しい判断ができること
- ・ 子供のままでありたい、子供になりたいと思うこと
- ・ 諦めること

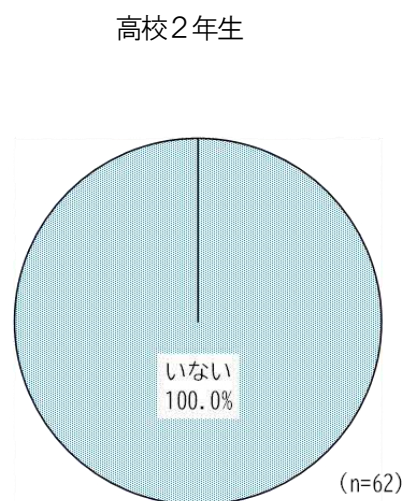
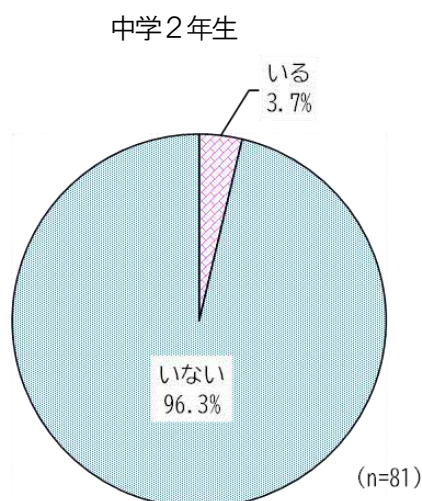
②こども計画に関するニーズ調査結果（各項目、中学生→高校生の順にグラフを掲載）

令和6年度に実施した調査には、従来の調査に加えてこども計画に関する設問を設けています。その結果から、課題となる項目を抽出して整理しました。

■家族に対するお世話について

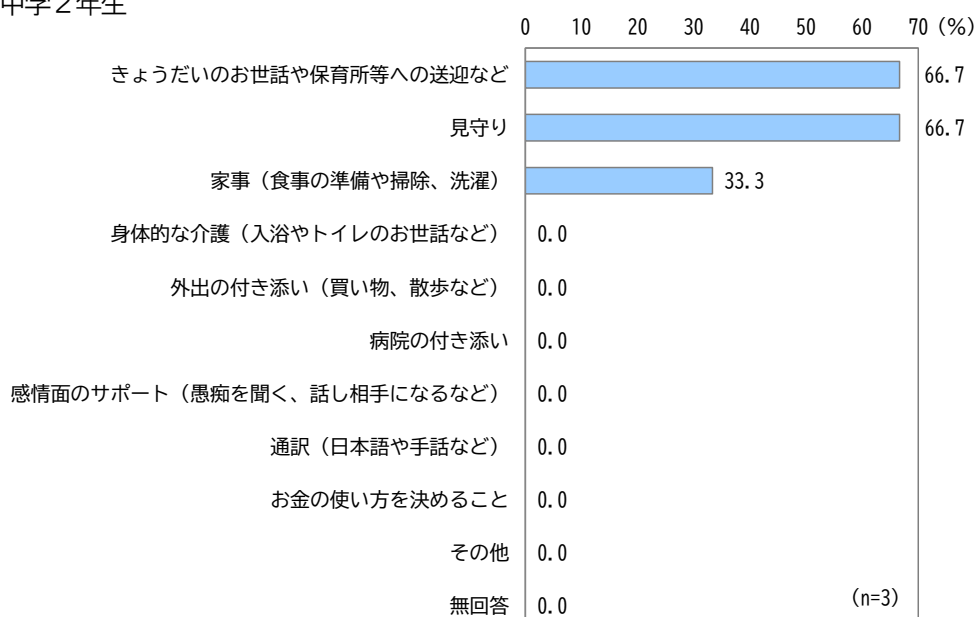
家族に対してお世話をしている人は、中学2年生で3.7%（3人）いました。お世話している家族は、母親（1人）、妹・弟（2人）となっています。お世話の内容は、きょうだいの世話、見守り、家事となっています。お世話する理由は、自分がしたいと思っている、大人が忙しいためとなっています。生活への影響としては時間が取れない人が1人となっています。お世話にきつきを感じる人はいませんでした。ヤングケアラーの1事例として注意しておく必要があります。

【家族の中にお世話をしている人がいる】



【お世話の内容】

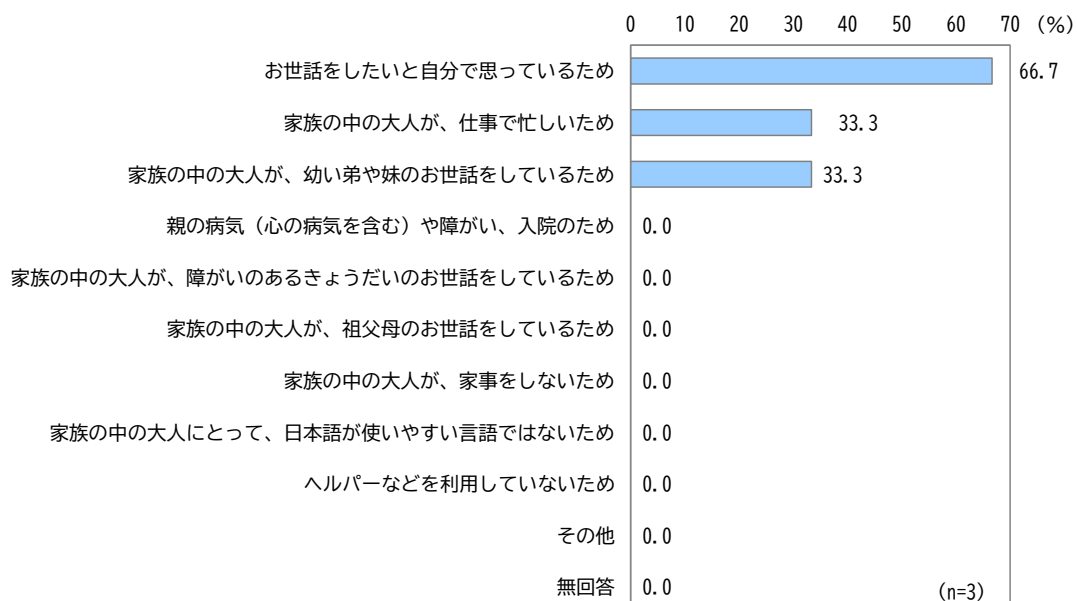
中学2年生



高校2年生 該当なし

【お世話をする理由】

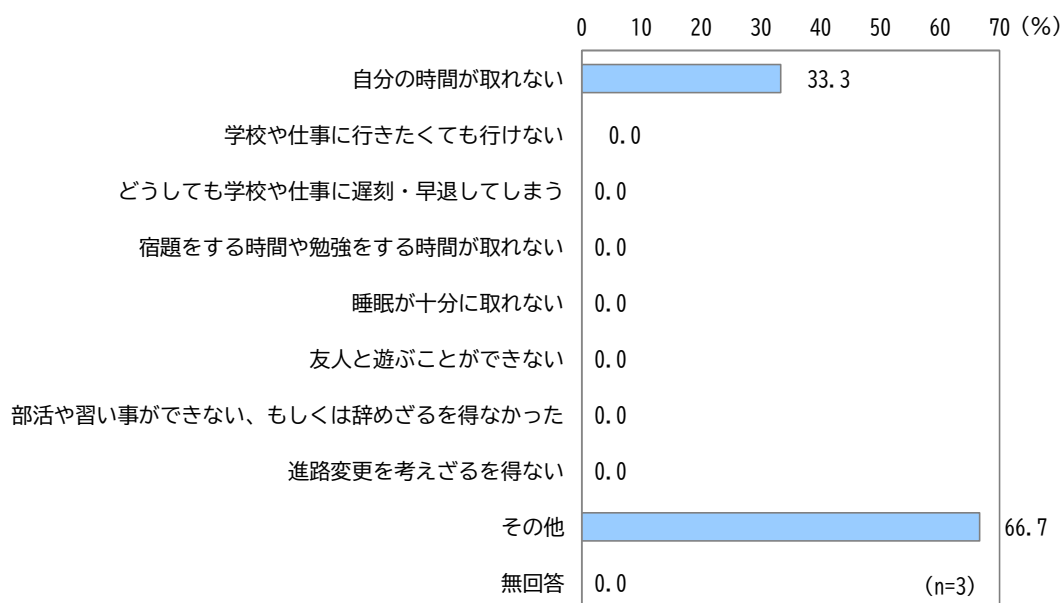
中学2年生



高校2年生 該当なし

【お世話をするることによる生活への影響】

中学2年生



■その他

・特になし (2)

高校2年生 該当なし

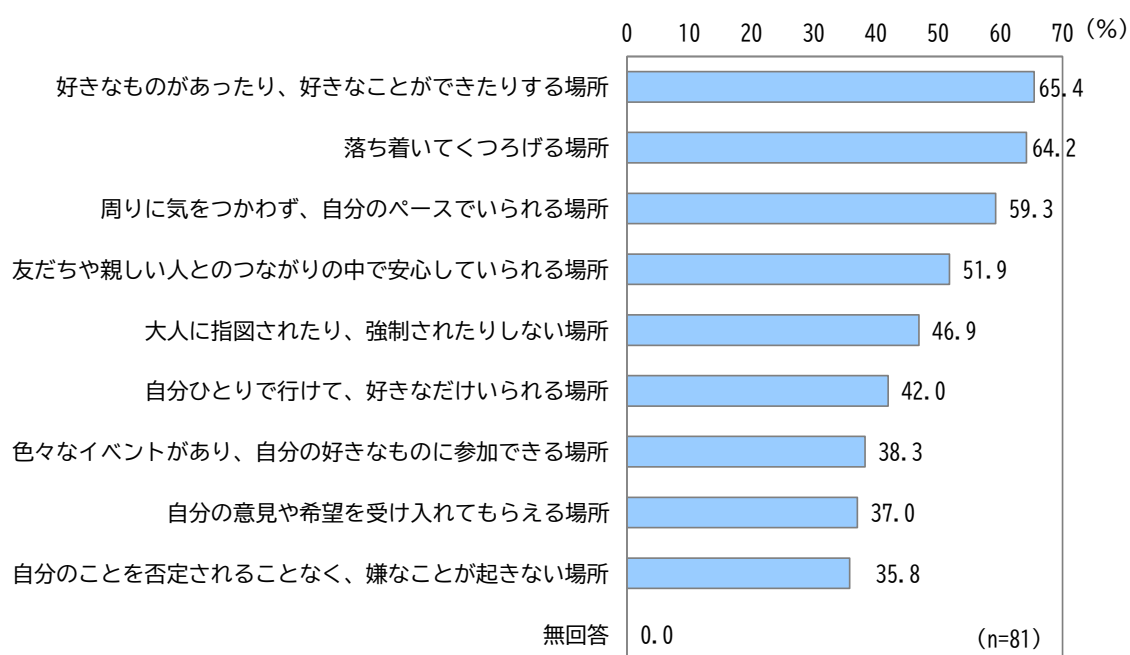
■居場所について

中学2年生、高校2年生ともに、上位3つは「好きなものがあったり、好きなことができたりする場所」「落ち着いてくつろげる場所」「周りに気をつかわず、自分のペースでいられる場所」で同じでした。

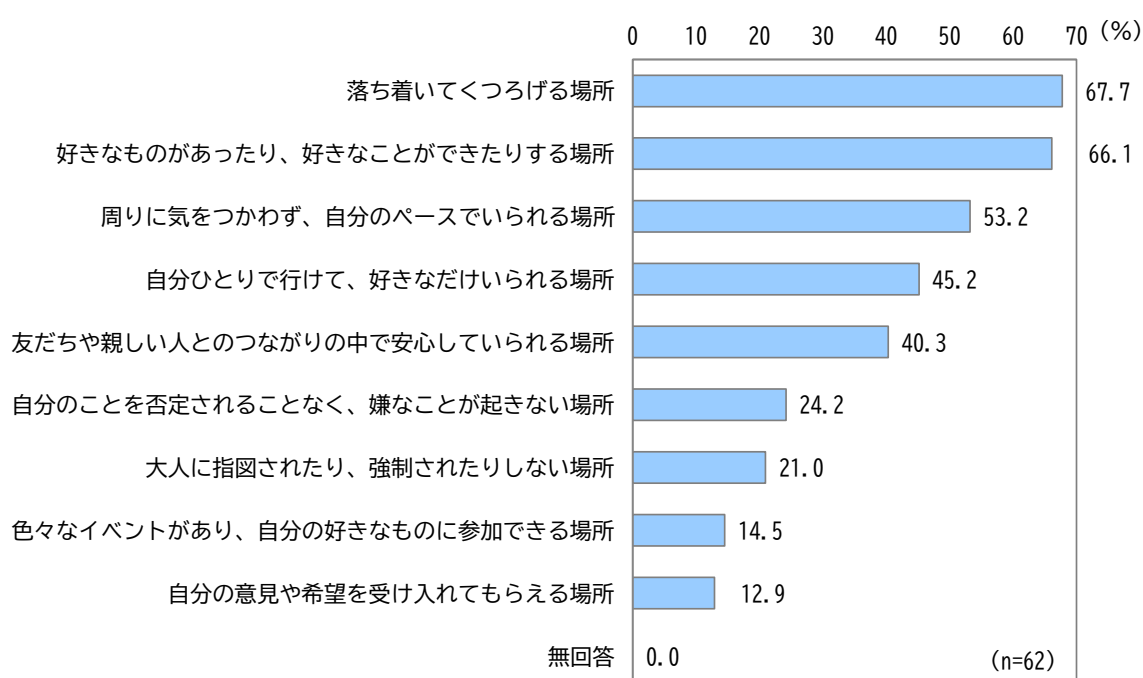
一人で落ち着いてくつろげる居場所を希望しており、多くの人に参加する場所より居心地が良いと思っている人が多いことがわかります。そして居場所は「自分の部屋」や「家庭」としています。

【どんな居場所がほしいか】

中学2年生

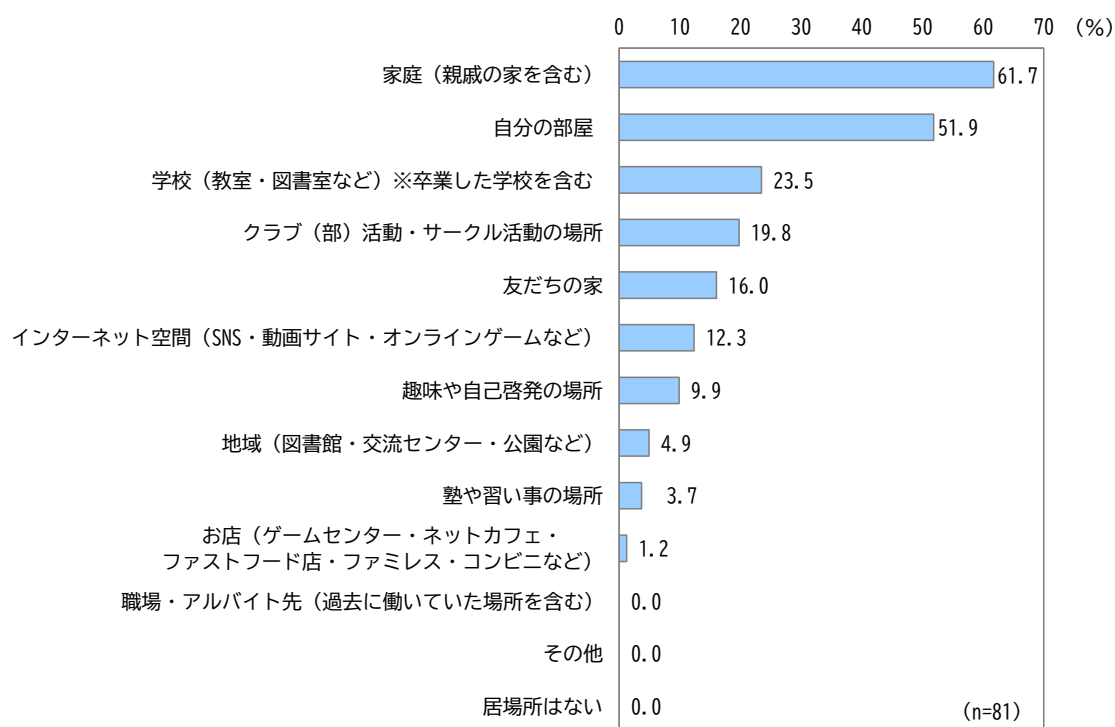


高校2年生

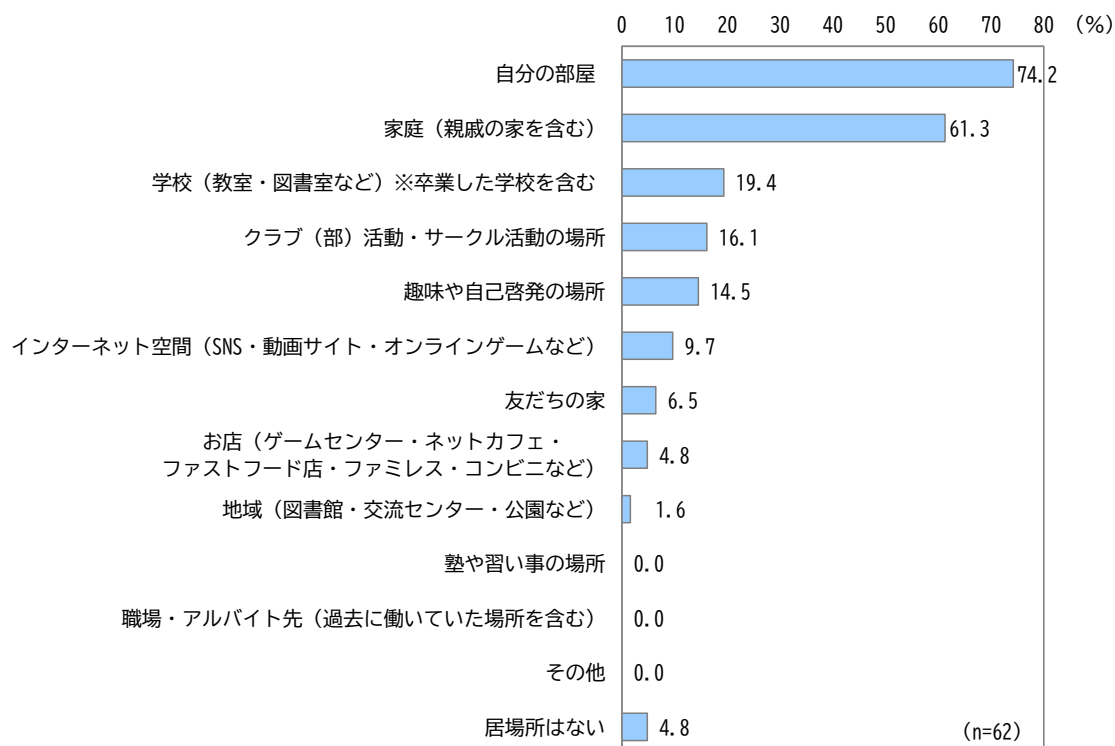


【あなたの居場所】

中学2年生



高校2年生

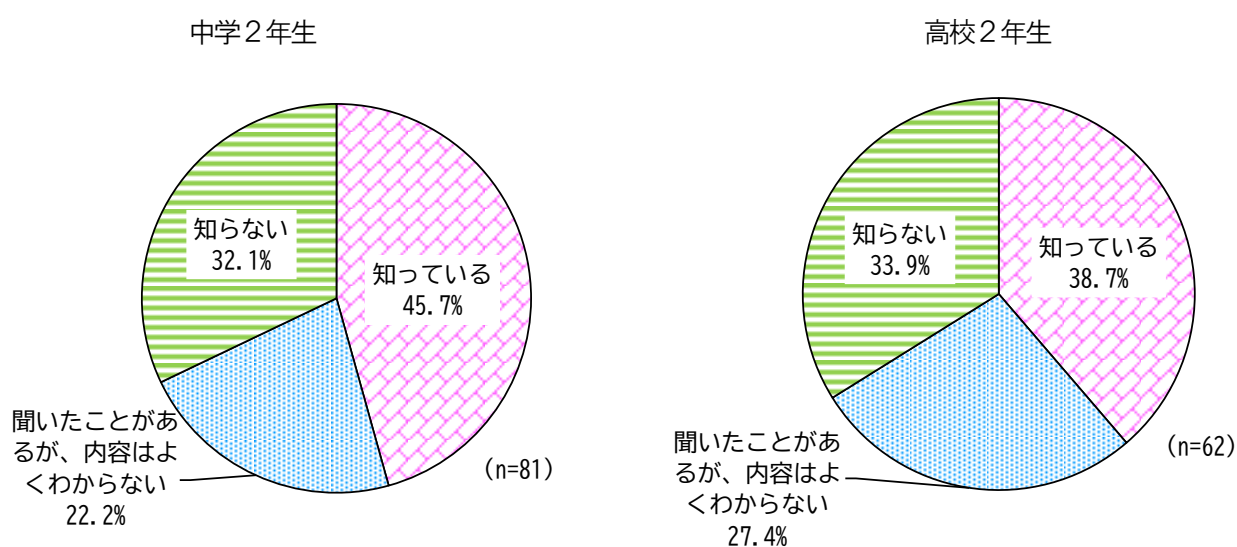


■こどもの権利について

こどもに「意見を表明する権利」があることを知っているかについて、中学２年生は「知っている」が45.7%で高校２年生の38.7%より高い割合になっています。「聞いたことがあるが内容はよくわからない」を含めると中学２年生67.9%、高校２年生66.1%でほぼ同じ割合となっています。

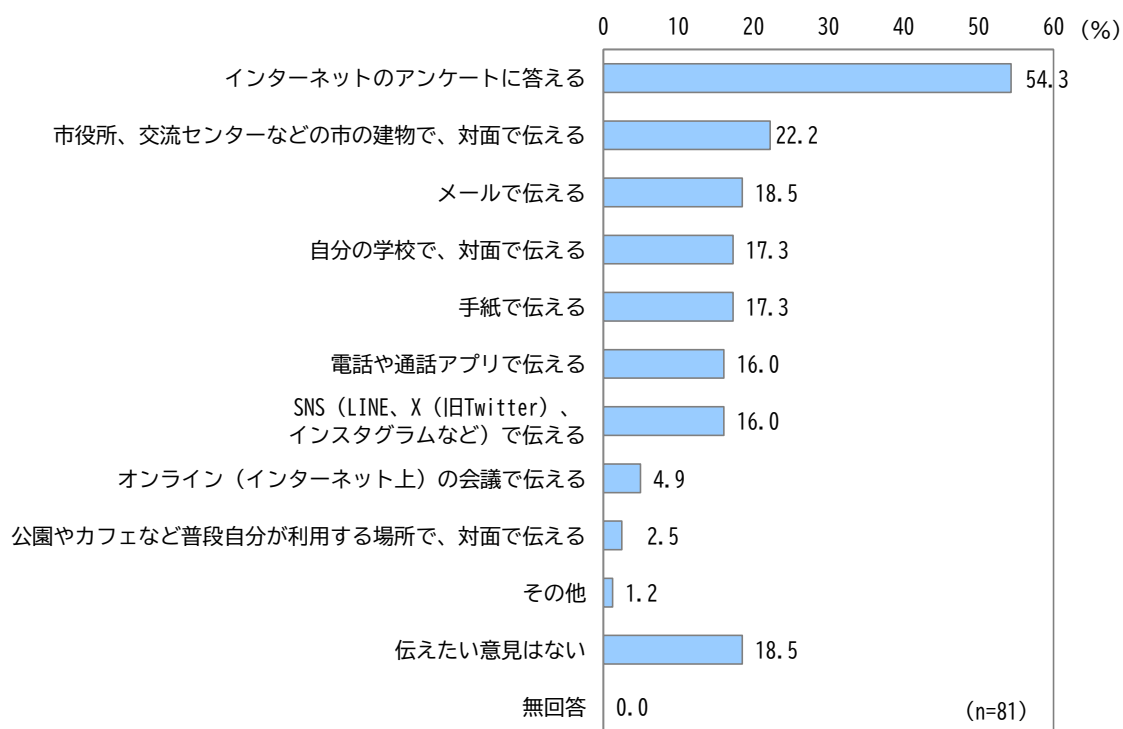
どんな方法があれば安来市に意見が伝えやすいかについては、「インターネットのアンケートに答える」が中学２年生54.3%、高校２年生61.3%と最も高くなっています。高校２年生は、次に高いのが「メールで伝える」「SNS等で伝える」となっていますが、中学２年生は、次に高いのが「市役所等に対面で伝える」となり、年代での差が出ています。

【子どもに「意見を表明する権利」があることを知っているか】



【どんな方法があれば、安来市に意見を伝えやすいか】

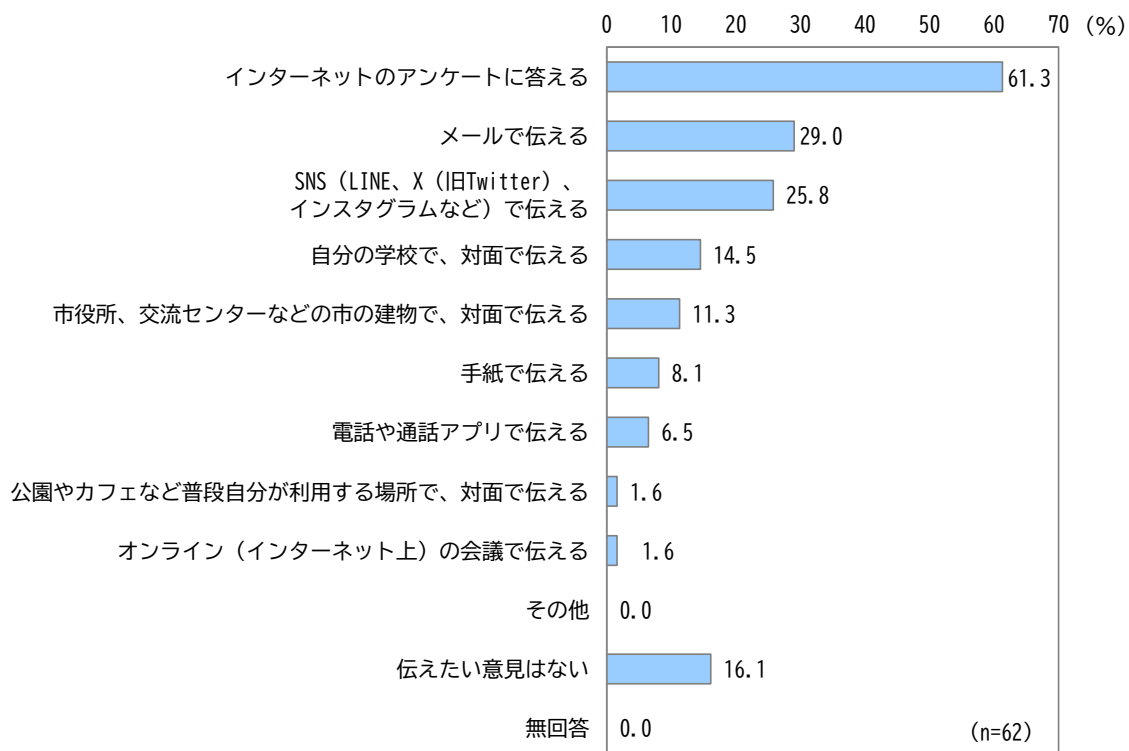
中学2年生



■その他

- ・学校で悩みを市の職員が聞く

高校2年生



6) 事業者、関係団体へのアンケート結果概要

①調査の概要

■調査の目的

本調査は、保育事業者や放課後児童クラブ、交流センターの運営団体を対象として、ここ 5 年間の事業、活動の実態と課題、今後必要となる施策などを把握するために実施しました。

■調査方法

幼稚園、保育園、認定こども園、放課後児童クラブ、交流センター等に、メールでアンケートを送付し、記入して頂いて返信してもらう方法で調査を行いました。

■回答状況

幼稚園	1	保育園・所	3	認定こども園	13	病児保育室	1
放課後児童クラブ	9	自立支援施設	2	相談支援センター	1	交流センター	19

②調査結果

(1) 幼稚園、保育園・所、認定こども園、病児保育室、放課後児童クラブ、自立支援施設、相談支援センター

区分	問1 過去5年間で特に力を入れてきた事業、活動、取組はどのようなことですか。 問2 事業を運営する上での課題は何ですか。 (1) 課題だと思われることについてご記入ください。 (2) 課題に対して、どのような対応が必要だとお考えですか。あればご記入ください。		
	問	(1)	(2)
幼稚園	問1	・子育て支援活動（講演会や子育てに関する集いの開催） ・地域交流（地域の行事に参加・地域への園外活動他） ・職員の資質向上のための園内研修など自己研鑽 ・県の人権教育推進モデル園としての活動	
	問2	・人的に少ない中での活動に手が足りなく限界がある。 ・小学校が大規模なため幼小連携がとりにくい。	・内容を絞り、園の独自性がでる活動にしている。 ・小学校との連携を進めるには、お互いの管理職の連携がないと進められないように感じ、校長会や園長会を校区別に行っても良いと考える。
保育園・所	問1	・待機児童をなくすため、途中入園希望者受入れ対応に向け、保育士を確保。 ・職員間の連携を行い、育児相談に丁寧に対応する。 ・在宅家庭への支援のため、一時保育事業を実施。 ・職員の園内研修や、職員間の意見交換を行う。	

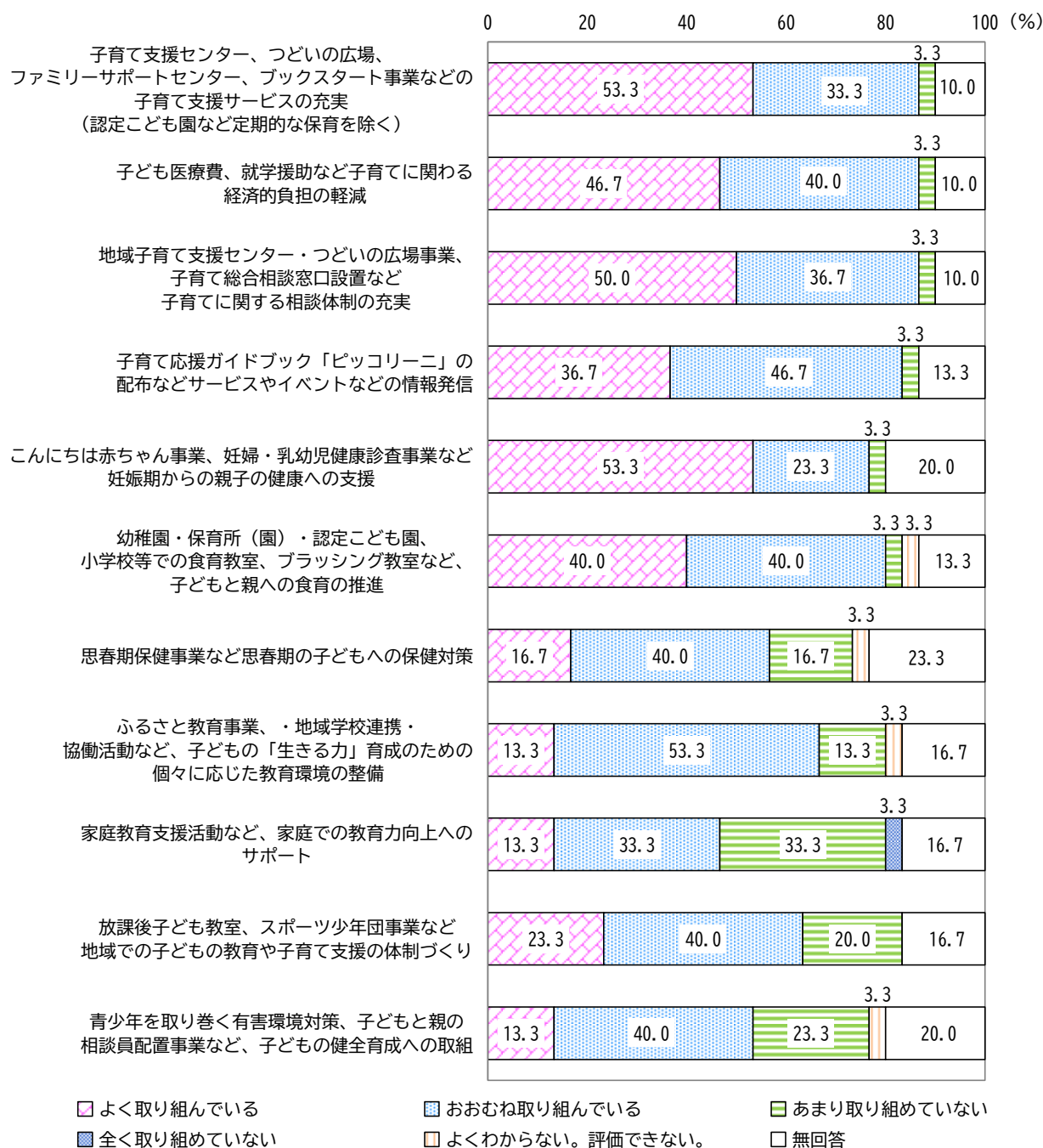
	問 2	(1) ・ 保育士の確保ができにくい。 ・ 若い保育士への経験ある保育士の指導ができにくい。 ・ 業務過多により、十分な研修時間がとれない。	(2) ・ 子育て支援センターの業務を拡大し、施設訪問を行い保育士の指導、支援を行う。
	問 1	・ 質の高い教育・保育の取組（室内・園庭の環境づくり、心の教育等） ・ 保護者が安心して子どもを預けられる取組（給食会、絵本貸出し、園児の様子見える化、在宅家庭への情報発信等） ・ 木育活動、地域交流の実施 ・ 保護者とつながるこども園づくり（信頼関係構築のための園内研修、保育参観、子育て講演会、子育て相談等） ・ 地域との交流（地域行事・祭への参加、高齢者クラブとの連携等） ・ 一時保育事業の実施、在宅家庭への支援（みんなの広場） ・ 職員の資質向上のための園内研修	
認定こども園	問 2	(1) ・ 保育士及び職員の不足。解消が難しい状況。 ・ フリーの保育士がいないため、行事対応の時間確保や職員の資質向上の研修参加ができない等の課題がある。 ・ 一時預かり事業の周知が不十分。	(2) ・ 園や行政だけでは解消が難しいため、国による保育士の処遇改善や、養成校への働きかけなど大きな変化が必要。 ・ ボランティア、実習などの積極的な受け入れを行う。 ・ 少ない職員数で作業分担する工夫を行う。 ・ フリーの保育士の配置。
	問 1	・ 新規登録者や利用者を増やすため、市内の保育施設に向けて登録用紙を配布し、当院の小児科にも登録用紙を配るなどしてアピールを行った。	
病児保育室	問 2	(1) ・ 登録していない場合に病気の子どもを連れて登録をしに行ったり、予約が電話のみでしか対応していないことから、利用システムの簡素化が必要。	(2) ・ ネットで空き状況や新規登録、予約ができるようにすること。
	問 1	・ 子どもが安心して過ごせる生活の場の提供、子ども一人ひとりの人権を尊重した支援に努める。 ・ 困難を抱える家庭や子どもへの支援や、児童の心身の安定を図る支援を行う。 ・ 祭り、イベントを企画し、高校生ボランティアを入れ交流を図る。	
放課後児童クラブ	問 2	(1) ・ 支援員の高齢化による勤務時間短縮のため、勤務割に苦労している。 ・ 長期休暇の際の保育担当者確保が難し	(2) ・ 保育所から小学校に上がる時の、子ども未来課から教育委員会への情報提供を徹底する。 ・ 保護者の迎えの時間を利用した、積極的な声

		い。 ・保護者との信頼関係の構築の難しさ。 ・支援が必要な児童への対応が困難である。	掛けを行う。 ・支援員に対する処遇（勤務形態、報酬）の改善を図る。
自立支援施設	問1	・不登校児童生徒の社会的自立をめざす支援。 ・体験活動を通じた自己肯定感やコミュニケーション力の育成。 ・総合支援協議会（こども部会）の活性化（つながり、学びを目的とした会議の開催）。	
	問2	(1)	(2)
		・通所する手段が限られており、通所を断念しているケースがある。 ・本人を中心とした連携（両親、子ども未来課、サービス提供事業所、学校、相談支援事業所の連絡）が必要。 ・保護者との信頼関係の構築の難しさ。 ・支援が必要な児童への対応が困難。	・通所を支援する送迎バス等の設置。 ・教育機関と福祉がつながる場（お互いの立場や役割等を情報交換できる場）の設置。
相談支援センター	問1	・障がい児相談支援。	
	問2	(1)	(2)
		・放課後等デイサービス、児童発達支援事業所の不足。 ・医療的ケア児、重症心身障害児の受け入れ事業所の不足。	・参入しやすい環境の整備（施設整備補助金等）。

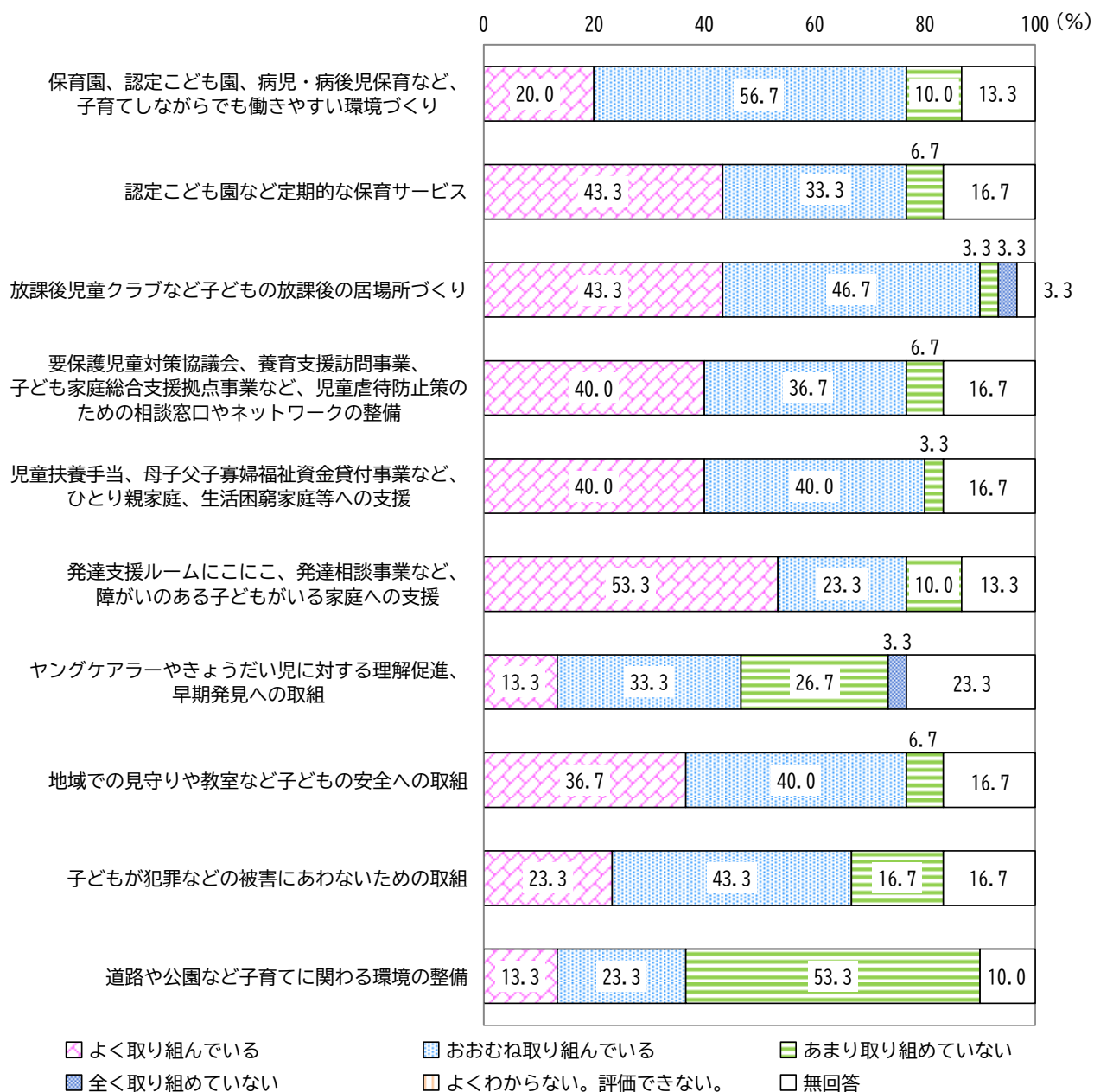
区分	問3 施設を利用される保護者の皆さんからの要望がありますか。 (1) 保護者からの要望があればご記入ください。 (2) 上記の要望に対して、どのような対応が必要だとお考えですか。あればご記入ください。		
幼稚園	問3	(1)	(2)
		・夏季預かりの実施。 ・時間、日数などを増やす。 ・金額の改善など。	・希望を取りながら、子ども未来課と協議して、少しでもニーズにこたえ子育て支援ができるとう良い。
保育園・所	問3	(1)	(2)
		・学童保育の実施要望がある。 ・保護者の働き方によって、保育時間のニーズに対応して欲しい。 ・0歳児の途中入所が兄弟一緒になれるよう配慮して欲しい。	・保育士、職員の確保に努め、要望に対応できるようにする。
認定こども園	問3	(1)	(2)
		・コロナ以前のように行事が元通りになっ	・保育士の人数確保や、施設の改善が必要。

		てほしい（大分緩和されてきているが、まだ制約があるように思う）。 ・目に見える子育て支援（津和野町がしている紙パンツの無償化等）。 ・定員数が削減となってくる中、地域で希望される子ども達は全員入園できるよう要望在り。 ・0歳児保育の受入れ。 ・コロナ以前の様に行事を戻して欲しい。	・行事については、保護者会と相談しながら行っている。
病児保育室	問 3	(1)	(2)
		・予約申し込み方法の簡素化や、利用システムのわかりやすさが求められている。	・ネットによる予約システムの導入、利用システムの周知。
放課後児童クラブ	問 3	(1)	(2)
		・延長保育	・希望は叶えたいが、指導員はシルバー会員でもある為無理はさせたくない。
相談支援センター	問 3	(1)	(2)
		・短期入所（重心） ・特別支援学校（松江・米子）への送迎の課題	・家族の負担が荷重になりすぎないような取組を要望している。

問4 第2期安来市子ども・子育て支援事業計画の施策についての評価を伺います。
各施策に対する安来市の取組状況について評価をお願いします。



【続き】



問5 第3期安来市子ども・子育て支援事業計画で取り上げる必要のある施策がありますか。自由にご記入ください。	
幼稚園	・幼稚園は少子化に伴い、そして働く保護者が増え全盛期100人以上いた園児が激減しました。幼稚園等においては、子どもたちの“遊びが学び”であり、“学びが遊び”で“やってみたいが学びの芽”と言われています。文部科学省から「幼保小の架け橋プログラム」という取組が3年ほど前よりでき、小学校への架け橋期である就学前の幼児教育と小学校教育がつながっているといわれています。安来市の子どもたちの教育を考えて、幼稚園保育所等の在り方を見つめた施設で、養護と教育が一貫して行えるようなプランが計画されていくと良いと思います。
保育園・所	・食の観点から、妊婦さんから1歳までと、未就学児の保育施設に対し金芽米の無償提供は新たな取組として評価しています。今後はそれを義務教育の小中学校の学校給食の米に対しても拡大されることを要望します。 ・共働き世帯の増加に、学童保育の受け皿が足りていません。「今年度は学童保育落選した」という声をよく聞きます。子どもたちが放課後徒歩で行ける所に学童保育があると良いと思います。空き教室を使つての学童保育が管理の面で難しいということですが、少子化の昨今、色々な形で放課後等デイサービスを考えていく必要があると思います。障がいのある子どもの放課後の受け入れについても、足りているのかということが気になっています。
認定こども園	・少子化対策として安来市で子どもを産んで育てたいと思える環境づくりが求められます。そのために効果的な施策は、未満児（0～2歳）保育料の無償化で松江市や米子市に先行して取り組むことに意義があると思われます。 ・年々長期育休の取得増加により0歳児保育の受入れは、年度当初が0名で徐々に増えていく傾向にあります。これに対応していくためには、傾向を見越した職員配置が必要ですが、経営圧迫をまねいているため、年度中期までの空き状況に対する一定の補助や助成が受けられると良いと思います。また職員も年度途中での募集には人材不足で受け皿が貧弱な状況にあることも合わせて考慮して頂きたいです。 ・今後のこども園のあり方。このまま維持されるのか、施設の改善なども考えて合併などあるのか、未来への計画、ビジョンが知りたいです。また、発達障害のある就学前児のフォローや、その子の保護者を支援できる環境も必要だと思います。 ・山間地なので支援をうける場合に様々な支援施設が遠くやや不便さを感じました。どこにいても安心して利用できるような立地や施策の工夫が必要だと思います。
放課後児童クラブ	・子育て支援には親教育が必要です。社会に不満を持っている保護者に対していかに色々な行事に参加させるか、その中で理解者を得る参加しやすい「夏祭り」的な事をして、自然に楽しい事から始めると良いと思います。

(2) 交流センター

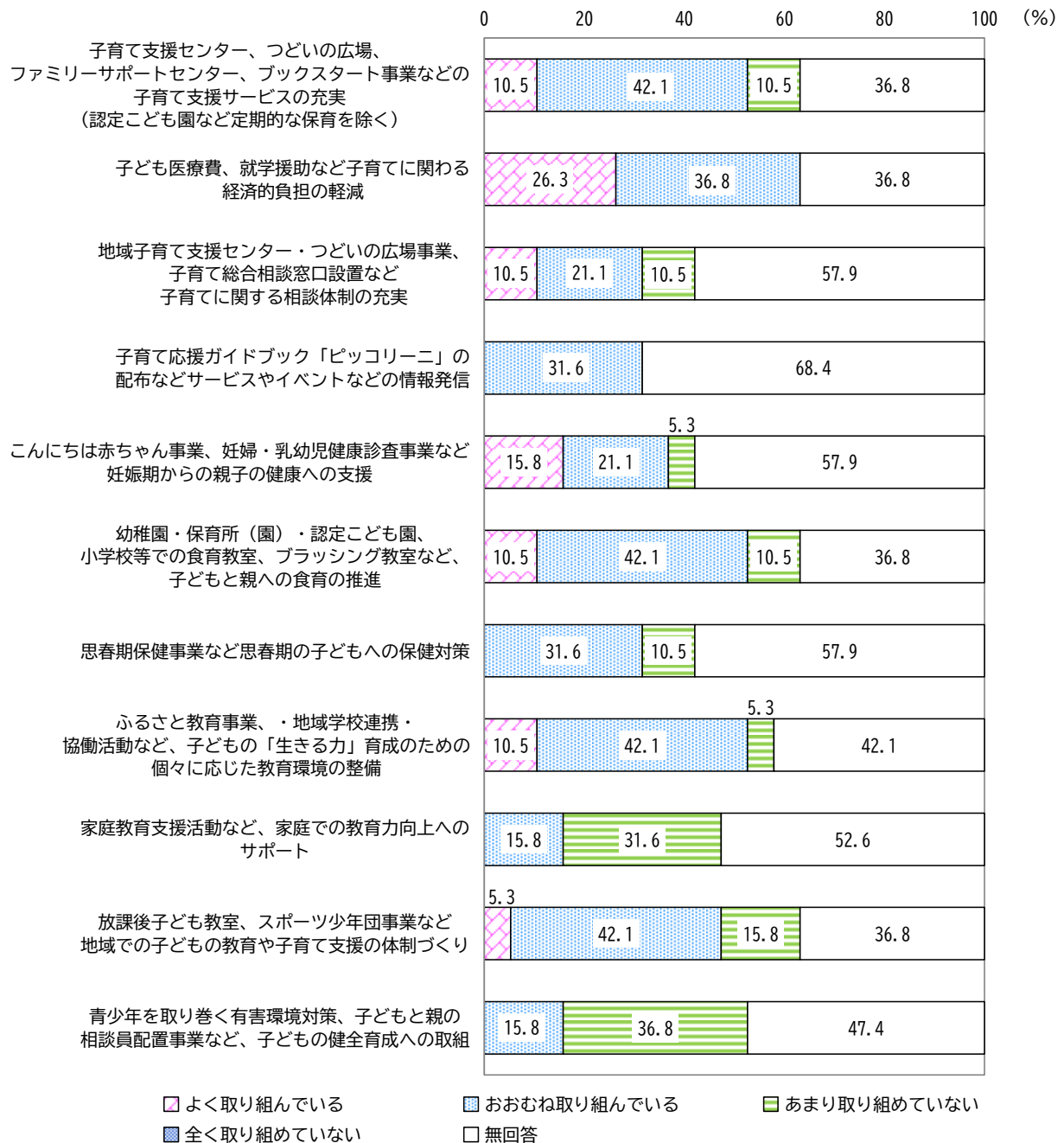
問1 交流センター及び地域での子どもや子育て世帯に向けての取組はありますか。	
(1) 交流センターが主体となって子どもや子育て世帯に向けてどのような活動をしていますか。	
(2) 該当の地域内で、交流センター以外が主体となって子どもや子育て世帯に向けて実施している取組を分かる範囲でお書きください。	
(1)	・学習支援 ・子ども習字教室 ・子どもお楽しみ会 ・坐禅と写仏を体験 ・ふれあい田植えまつり ・文化祭作品展 ・子育てサロン ・ママさんとBabyちゃんの集い ・親子参加型体験活動 ・小学校の長期休業中の子どもの居場所づくり ・三世代交流運動会 ・青少年健全育成事業
(2)	・社会福祉協議会主催の寺子屋 ・青少年健全育成会協議会主催で親子対象の「笹巻づくり」「しめ縄作り」講座 ・能義地区健康推進会議が行なっている親子保健部会の活動

問2 交流センターを運営する上で子どもや子育て世帯に向けての取組における課題は何ですか。	
(1) 課題だと思われることについてご記入ください。	
(2) 課題に対して、どのような対応が必要だとお考えですか。あればご記入ください。	
(1)	(2)
・子ども対象の事業には、小学生は多く参加してくれるが、親子での参加は、比較的少ない。 ・こうした事業に対するボランティアの確保。	・広報活動に力を入れる。 ・魅力的な事業をしていく。 ・内容によっては専門的な知識や技術が必要なケースがある。その場合に、市のデータバンクのようなものがあると良い。
・休みの日に行事を企画しても、習い事やスポ少などで申込みが少ない。 ・以前のようなチラシの配布だけでは見て頂きたい方に情報を届けられているのか不安。(町内の配布負担を考えて、市報と同じタイミングで全戸配布でチラシを配るが、逆に市報にまぎれてしまう。でも、タイミングを変えるのは難しい)	・現在はチラシの配布とインスタでのお知らせを行って、少しでも見て頂きたい対象に情報が届けばと思っている。 ・特に若い方は、電話で申込みしづらいのかDMが来る。いったんつながりが持てれば申込み易くなったり来やすくなったりするのではないかと考えている。 ・スポ少に関しては、大会の数が増えているように感じるのと大会をはずして行事を企画しても練習を優先されるので打つ手なしと考えている。
・4地区の交流センターが取組を行っているので、中央交流センターとして子育て世代にどのような場を設ければよいのかが課題。	・4地区の子どもや親、地域の人がどのような事を求めているのか、情報交換の場が必要と考える。 ・コロナ禍で「家族でみそ作り」がなくなったので、4地区の親子と地域の方が交流できる場を設けられると良い。

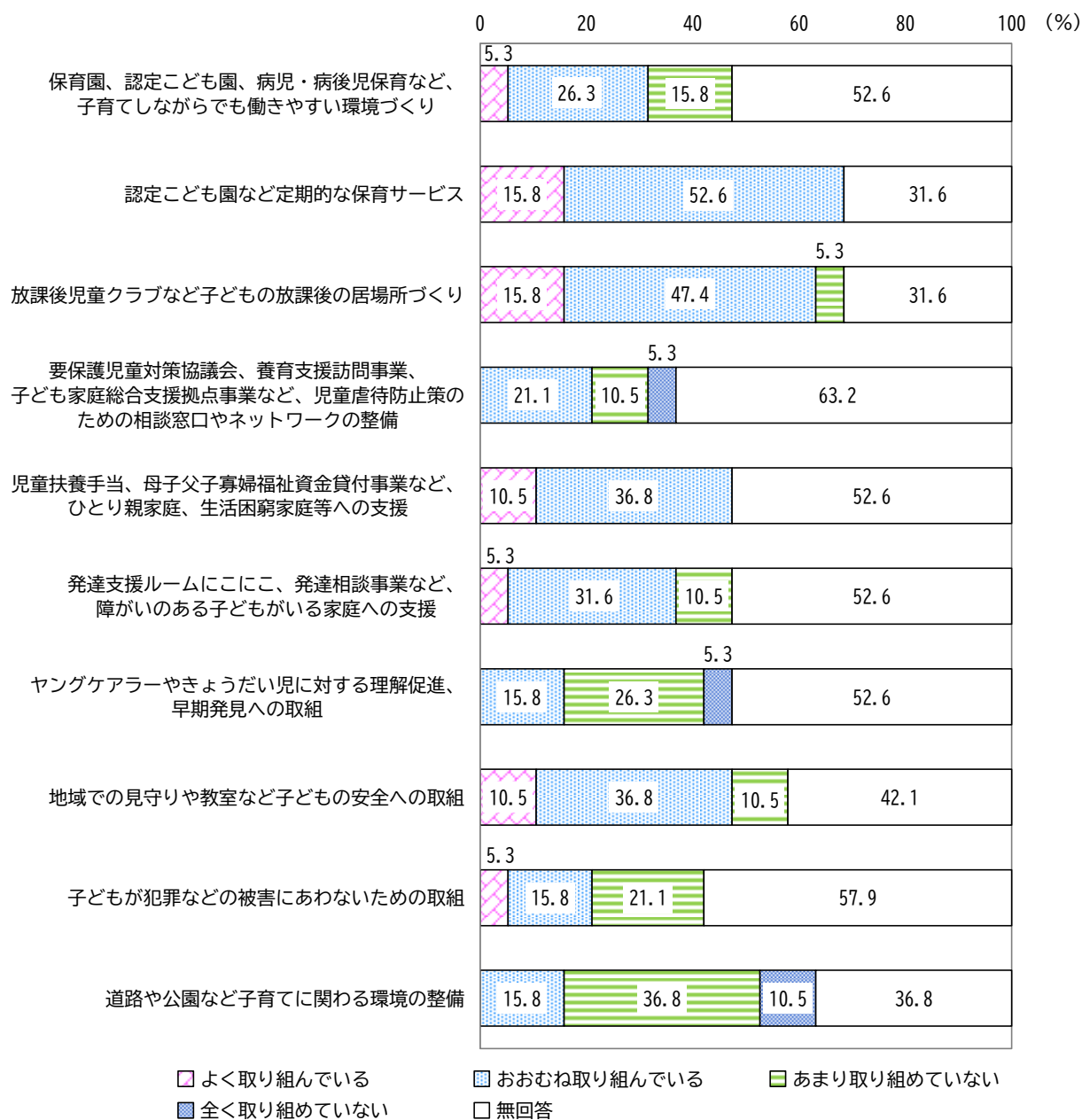
・未就学児のいる世帯の把握と交流。 ・また「子どもや子育て世帯に向けての取組」という以前の問題であるが、当地区の子どもは5歳、7歳、8歳、9歳、12歳、16歳が各1名の計6名しかおらず（2024年7月末現在）、超少子化の現状が数少ない子どもを育てる上での大きな地域課題となっていると考える。	・課題に関して、地域内の共通認識を図る取組が重要であるとする。
・交流センターの事業イベントに対し子育て世代の参加が少ない。	・子育て世代に事業の計画から参加してもらい・意見を聞いていく。

問3 地域住民の皆さんからの要望がありますか。 (1) 地域の方から子どもや子育て世帯に関しての要望があればお書きください。 (2) 上記の要望に対して、どのような対応が必要だとお考えですか。あればご記入ください。	
(1)	(2)
・子育てしやすい地域になれば、人口流出は減ると思うが、実際にはますます子育てしにくい地域になっている。	・小児病院が近くに無い。 ・放課後や、学校や保育所が休みの時に預ける施設がない。
・子育て世帯やこどもの地区外への流出を防ぎたい。 ・子育て世帯の増加	・近隣での職場環境が増えれば、定住につながるか？ ・UIターンの受け入れが積極的にできればよい（空き家対策など）
・統廃合で保育所も小学校も無くなったので、普段から地域の子どもの姿を見る機会が少なく、運動会や文化祭で子どもや若い親を見かけても、顔と名前（〇〇さんちの△△ちゃん）がわからない地域の方が多い。そうしたことから、子どもたちが地域の中で活躍している姿をもっと見たい、との意見がある。	・文化祭で、子ども参加型のステージに子どもを登場させたり、高校生以上の子どもたちが出店してコーヒーやお菓子を地域の方に向けて売ったり、運動会では中学生以上の子どもたちが記録係や決勝係となってお手伝いしたりしている。（決して強制ではありません）
・子ども達の交流活動、体験活動など社会経験を増やすことで、子ども達の非認知スキルやソーシャルスキルが高まることを認識してもらいたい。	・地域の特性を生かした様々な体験活動 ・多様な人との交流の機会 ・広報活動の工夫

問4 第2期安来市子ども・子育て支援事業計画の施策についての評価を伺います。
各施策に対する安来市の取組状況について評価をお願いします。



【続き】



問5 第3期安来市子ども・子育て支援事業計画で取り上げる必要のある施策がありますか。 自由にご記入ください。
・放課後児童クラブなど待機児童が少なくなっていくように放課後の居場所作りを行ってほしい
・子育て世帯は子どもの年齢が上がるにつれ費用がかかるが、保護者の収入に余裕がなければ経済的に負担感が大きい。（子育て費用に加えて、物価高やガソリン代などの必要経費もあるので） ・働きやすい環境作りも必要だが、そちらに重きを置いてこどもとの関わりが希薄になっては困る。 ・手厚い経済支援を望みます。 ・公園はあるが、室内で遊べる場所が少ない。（乳児などは支援センターなどあるが）幼児期、学童期に室内で遊べる、集まれる場所があると良い。土日も含む。
・「子ども子育て支援事業計画」の対象である子ども（子育て世帯を含む）の数が減っているので、子ども子育て支援にあわせて少子化対策をより一層の推進を望みます。 ・また学校統合が検討されている中、「地域の子は地域で育てる」という概念を引き続き持ち続けるための施策推進を望みます。
・問4について、交流センターへの情報がほとんど無い。安来市がどのような取組をしておられるのかわからないため答えることができません。市内では、色々な子育て支援が行なわれていると思うが、山間部への支援は皆無ではないかと思います。山間部でも市内と同じように子育て支援ができないでしょうか？
・不登校児の居場所、学童以外の放課後支援、統合を見据えた中学校区での連携した子どもに関する事業
・適正配置後の学校教育の充実・義務教育学校の試行 ・IT教育の充実、年少時からのリテラシー教育・・・（IT化への対応） ・英語教育の充実・・・（グローバル化への対応）

問6 第2期アンケート問5※でご回答いただいた必要な施策について改善されたと感じますか。 自由にご記入ください。
・自分の子育てが一段落すると、子育て支援・サービスなど市の施策に関心がなくなってしまう。社会的課題である「子育て」について、全世代が関心を持てるような仕組みづくりの検討が必要と思われる。 ・市のホームページに関し、子育てに関する施策を調べようとしても、そのページにたどり着けなかったり、文字ばかりで理解しづらいと感じる。問4での設問に関し（再掲となったとしても）一覧表のような形で解説してあるページの設置があるだけでも「子育て支援」の一助になると感じる。
・若者住宅の建設を記載していたが、その予定は今のところなさそう。住宅改装し新たな世帯の入居はあったが、中古住宅や田舎暮らしでも問題なく、改修期間があっても大丈夫な方となるとなかなかハードルは高いかもしれない。
・山間部では、全く改善されていません。布部こども園の休園でさらに子育て世代には住みにくい地域になりました。
・振替休業日の支援については現在も各地区交流センターでばらつきがあるように思います。

・少子高齢化が急速に進み、小中学校の適正配置などもあり、今後あらゆるところで大きな変化が起こることが予想されます。過去にとらわれることなく先を見据えることがより大切になる様に思います。安来市は子育てしやすい町だと思っていますが、行政の施策だけでは当事者がその実感を持つことは難しいのではないかと思います。現場サイドでは、今後も人と人が関わりながら、目の前の子ども達の成長と一緒に喜べる地域であるよう様々な角度からアプローチしていきたいと思っています。

※第2期アンケート問5「今後の安来市に必要な施策がありますか。自由にお書きください。」

4. 第2期計画の事業実施状況の評価

第2期計画では、6つの基本目標を設定し、基本目標を達成するための施策、事業を実施してきました。各事業の担当課にアンケートを行い、各事業の実施状況とその評価、今後の方向性とその内容について確認しました。

評価の基準は、下記のとおりです。

A：十分に実施できた B：概ね実施できた C：あまり実施できなかった D：できなかった
詳細なアンケート結果は、資料編に掲載しています。

(1) 子育て家庭への支援の充実

子育て家庭への支援に関する事業は、子ども未来課、学校教育課、市民課が担当しています。すべてA評価で今後も継続して実施します。

a. 子育て支援サービスの充実

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①子育て支援センター事業	A	継続	子ども未来課
②つどいの広場事業	A	継続	子ども未来課
③ファミリー・サポート・センター事業	A	継続	子ども未来課
④ブックスタート事業	A	継続	子ども未来課

b. 経済的負担の軽減

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から2歳児のこどもへの市独自の保育料軽減事業	A	継続	子ども未来課
②副食費助成事業	A	継続	子ども未来課
③こども医療費助成事業	A	継続	市民課
④任意予防接種への助成	A	継続	子ども未来課
⑤就学援助事業	A	継続	学校教育課
⑥一般不妊治療費及び特定不妊治療費助成事業	A	継続	子ども未来課

c. 相談体制、情報提供の充実

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①地域子育て支援センター・つどいの広場事業	A	継続	子ども未来課
②子育ての総合相談窓口（子ども未来課）の設置	A	継続	子ども未来課
③子育て応援ガイドブック「ピッコリーニ」の配布	A	継続	子ども未来課

(2) すこやかに生み育てる環境づくり（すこやか親子 21）

すこやかに生み育てる健康づくりに関する事業は、子ども未来課といきいき健康課が担当しています。「親子の健康への支援事業」はすべてA評価で、今後も継続して実施します。「食育の推進事業」では、一部B、C評価となっていますが、改善や見直しを行い、継続して実施します。

a. 親子の健康への支援

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①こんにちは赤ちゃん事業	A	継続	子ども未来課
②安来市母子健康包括支援センターにおける妊娠届出時の相談・情報提供	A	継続	子ども未来課
③妊婦・乳幼児健康診査事業	A	継続	子ども未来課
④各種健康教室事業（マタニティ教室、はじめての子育て教室、ほっとひといき講座）	A	継続	子ども未来課
⑤歯科保健事業（妊婦歯科検診、歯科教室、フッ化物洗口、口腔衛生展の開催）	A	継続	子ども未来課
⑥小児予防接種事業	A	継続	子ども未来課

b. 食育の推進

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①マタニティ教室	A	継続	子ども未来課
②離乳食教室	A	継続	子ども未来課
③乳幼児健康診査	A	継続	子ども未来課
④幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校等での食育教室、ブラッシング教室	A	継続	子ども未来課
⑤口腔衛生展	C	継続・見直し	子ども未来課
⑥食と歯のフェスティバル	B	継続・改善	いきいき健康課
⑦食のボランティア団体との連携・啓発	B	継続	いきいき健康課

c. 思春期の保健対策

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①思春期保健事業（思春期保健連絡会、研修会等の開催）	B	継続	子ども未来課

(3) こどもの健全育成のための教育環境の整備

こどもの健全育成のための教育環境の整備に関する事業は、学校教育課と地域振興課が主に担当し、一部文化課が担当しています。スポーツ少年団事業は、地域振興課と文化スポーツ振興課が統合したため、文化スポーツ振興課としての事業は廃止となり、地域振興課の事業に統合します。一部B評価の事業がありますが、充実や改善を図りながら継続して実施します。

a. こどもの生きる力の育成

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①確かな学力を育てる教育の推進	B	継続	学校教育課
②ふるさと教育事業	B	継続・充実	学校教育課
③地域学校連携・協働活動	B	継続・改善	地域振興課
④学校図書館活用事業	B	継続・改善	学校教育課
⑤子どものための鑑賞会及びアウトリーチ事業	A	継続	文化課
⑥やすぎ子ども探検隊	B	継続・改善	地域振興課

b. 家庭と地域の教育力向上

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①家庭教育支援活動	B	継続	地域振興課
②放課後子ども教室	B	継続・充実	地域振興課
③スポーツ少年団事業	B	継続・改善	地域振興課

c. 青少年健全育成の推進

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①青少年を取り巻く有害環境対策の推進	B	継続	学校教育課
②スクールソーシャルワーカー配置事業	A	継続	学校教育課
③教育支援センター運営事業	A	継続	学校教育課
④子どもと親の相談員配置事業	A	継続	学校教育課
⑤子どもの育ちを支えるネットワーク会議	A	継続	学校教育課

(4) 子育てと仕事の両立支援

子育てと仕事の両立支援事業は、子ども未来課、学校教育課、人権施策推進課が担当しています。放課後児童クラブはA評価ですが、他の事業はB評価となりました。B評価の事業も改善を図りながら継続して実施します。

a. 保育サービスの向上

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①幼稚園・保育所（園）・認定こども園の運営	B	継続・改善	子ども未来課
②一時預かり事業、休日保育事業	B	継続	子ども未来課
③病児・病後児保育事業	B	継続	子ども未来課

b. 放課後児童クラブの充実

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①放課後児童クラブ	A	継続	教育総務課

c. 働きやすい環境づくり

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①事業者に対する啓発活動	B	継続・改善	人権施策推進課
②男女共同参画意識の啓発活動	B	継続・改善	人権施策推進課

(5) 支援を必要とするこども等への支援の充実

支援を必要とするこども等への支援事業は、子ども未来課と福祉課が主に担当し、一部市民課が担当しています。ほぼすべての事業がA評価で、一事業のみB評価となっています。どの事業も必要とされている事業であり、今後も継続して実施します。

a. 児童虐待防止策の充実

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①要保護児童対策協議会	A	継続	子ども未来課
②養育支援訪問事業	B	継続	子ども未来課
③子ども家庭総合支援拠点事業 ⇒令和6年度「こども家庭センター事業」に統合	A	継続	子ども未来課

b. ひとり親家庭等の自立支援

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①母子・父子自立支援員の配置	A	継続	福祉課
②児童扶養手当	A	継続	福祉課
③母子父子寡婦福祉資金貸付事業	A	継続	福祉課

c. 障がいのあるこどもがいる家庭への支援

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①就学前障がい児一時預かり事業	A	継続	福祉課
②障がい児保育（インクルーシブ保育の実践）	A	継続	子ども未来課
③障がい児サマースクール事業	A	継続・改善	福祉課
④発達支援ルームにこここ	A	継続	福祉課
⑤障害児通所給付	A	継続	福祉課
⑥日中一時支援事業	A	継続	福祉課
⑦福祉医療費助成事業	A	継続	市民課
⑧発達相談事業	A	継続	子ども未来課

(6) 安心・安全なまちづくりの推進

安心・安全なまちづくりに関する事業は、学校教育課、防災課、地域振興課、総務課、子ども未来課、土木建設課が担当しています。ほとんどの事業がB評価ですが、事業の充実を図るなどして継続していくこととします。

D評価としている安来市子ども安全センターについては、通学路安全推進会議などで同様な検討を実施しており、また就学前施設においては車での送迎がほとんどであるため、令和5年度に廃止となりました。

a. 子どもの安全の確保

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①交通安全教室の実施	A	継続	学校教育課
②防災出前講座の実施	B	継続・充実	防災課
③登下校の交通指導	B	継続	地域振興課

b. 犯罪等の被害にあわないための環境の整備

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①防犯灯に対する補助事業	B	継続	総務課
②防犯カメラ設置の推進	B	継続	総務課
③安来市子ども安全センター	D	廃止	子ども未来課

c. 子育てを支援する生活環境の整備

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①安心して遊べる公園等の整備事業	B	継続	土木建設課
②市道改良事業	B	継続	土木建設課

第Ⅱ章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

こどもは社会の希望であり、次代の社会を担う主役です。すべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、以下の基本理念を掲げます。

すべてのこどもたちが幸せに生きていけるよう、
地域みんなで支え こどもと子育てにやさしいまち
やすぎ

目標の実現にあたっては、こどもが健やかに生まれ育ち、自立した若者に成長し、家庭を築き、親として子育てをするというライフステージの各段階に応じた切れ目ない支援を実施します。

2. 基本目標

本計画では、「結婚・妊娠・出産」、「子育て」、「社会で活躍」といったライフステージごとの基本目標を設定し、こどもや子育てに関する一貫した施策を総合的かつ計画的に推進します。

ライフステージ		基本目標
結婚・妊娠・出産		結婚し、こどもを産み・育てるための支援の充実
子育て	保育	こどもの健全育成のための保育の充実と環境の整備
	教育	こどもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備
	支援	支援を必要とするこども・若者等への支援の充実
社会		誰でも活躍できる社会の構築



3. 基本的視点

計画の推進にあたって、保護者、こども、若者を対象に、次の4つの視点に立ち、施策を展開します。

- ・「こどもの権利と最善の利益」を第一に考える。

こども施策の推進にあたっては、こどもの幸せを第一に考え、こどもの権利を守るとともにこどもの利益が最大限に尊重されるように、こどもをすべての施策の中心に据えます。

また、家庭環境や障がいの有無等に関わらず、すべてのこどもの健やかな育ちを等しく保障することをめざします。

- ・ライフステージの進展に応じた「切れ目のない支援」を実施する。

結婚や出産は個人の価値観に関わるものであり、個人の自由な選択にゆだねられるべきものです。しかし、結婚や出産を希望してもそれがかなえられない現状もあることから、支援が必要となっています。安心してこどもを産み育てられる社会を実現するため、子育てにおいても妊娠、出産、乳児期、幼児期、少年期、青年期と各ステージで課題を抽出し、妊娠・出産、子育てのライフステージの進展に応じた切れ目のない支援を行います。

- ・こども・若者の育ちを支えるまちづくりを推進する。

障がいがある、発達が緩やか、心が未発達、生きづらいなど困難を抱えるこども・若者がいます。そのこどもや若者にあった健全な育成や支援が行えるよう、こども・若者の人格・個性を尊重し、権利を保障した上で、こども・若者の生活主体である家庭、学校、職場、地域が連携し、必要な支援や教育の提供、または制度につなげる・つながる仕組みを構築します。

次代を担うこどもや若者たちが、チャレンジし、生き抜く力を備え、未来を支える人材として、成長できるようまちづくりを推進します。

- ・こどもを、子育てを社会全体で支える。

子育ての一義的な責任は父母などの保護者にありますが、かつては大家族や地域も子育てを担っていました。しかし、核家族化が進み、地域のつながりも希薄になり、かつての子育て支援機能は低下しており、社会全体でこどもの育ちや子育て家庭を暖かく見守り、支える仕組みや環境の整備を行う必要があります。

そのため、行政、地域、子育て関連業者など社会全体で保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、子育てに対する不安や孤立感を和らげることを通じて、親としての成長を促し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援します。

こども施策における基本理念

こどもの施策における基本理念は、令和5年4月に施行された「こども基本法」に規定されています。国連総会において採択された子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）の4原則を踏まえて、6つの基本理念が掲げられました。

子どもの権利条約の「四つの原則」

差別の禁止	生命生存及び発達に対する権利
児童の意見の尊重	児童の最善の利益

こども施策は次の6つの基本理念をもとに行われます

1. すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
2. すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
3. 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
4. すべてのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
5. 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
6. 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

安来市はこの6つの基本理念を順守し、こどもや若者の声を聴きながら、すべてのこどもや若者が幸せに暮らせる社会にしていきます

4. 施策体系

5つの基本目標を達成するための施策の方向性を示し、施策体系としてまとめました。

	基本目標	施策の方向性
結婚 妊娠 出産	【基本目標1】 結婚し、こどもを産み・育てるための支援の充実	(1) 結婚を希望する若者への支援 (2) こどもを授かるための支援 (3) 親子の健康への支援 (4) 食育の推進
子育て	【基本目標2】 こどもの健全育成のための保育の充実と環境の整備	(1) 子育て支援サービスの充実 (2) 経済的負担の軽減 (3) 相談体制、情報提供の充実 (4) 保育サービスの向上 (5) 子育てを支援する生活環境の整備
	【基本目標3】 こどもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備	(1) 思春期の保健対策 (2) こどもの生きる力の育成 (3) 家庭と地域の教育力向上 (4) 青少年健全育成の推進や、不登校や生きづらさを抱えるこども・若者への支援 (5) 放課後児童クラブの充実 (6) こどもの安全の確保 (7) 犯罪等の被害にあわないための環境の整備
	【基本目標4】 支援を必要とするこども・若者等への支援の充実	(1) こどもの権利擁護の推進 (2) 児童虐待防止策の充実 (3) こどもの貧困に対する対策 (4) ひとり親家庭への支援 (5) 障がいのあるこどもと家庭への支援
	【基本目標5】 誰でも活躍できる社会の構築	(1) 働きやすい環境づくり (2) こども・若者への自立支援
社会		

5. 家庭・地域・事業者・行政の役割

計画を実施するにあたり、子育てを支援する各主体の役割を示します。

①家庭の役割

家庭は、こどもにとって、社会の最小単位であり、こどもの成長に最も影響を与える要因となります。このことを踏まえ、保護者は、こどもとのスキンシップやコミュニケーションを通して、明るい家庭を築くとともに、こどもの成長に応じて必要な役割を担います。こどもに支援が必要な時は、行政や地域の力を借りて適切な対応を行います。

また、家庭では、母親だけが子育てに大きな負担を負うことがないように、他の家族と協力して子育てを行うことが必要になります。

②地域の役割

こどもにとっての地域は、生活を営んでいく上での重要な場です。こどもは、地域との関わりの中で社会性を身につけ、成長していきます。そのため、すべてのこどもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、地域全体で支援していくことが大切です。

③事業者の役割

事業者は、働いているすべての人が仕事時間と生活時間のバランスがとれる働き方、多様な働き方を選択できるように、働きやすい職場環境をつくることが求められています。

人は「働く」ことで自分の役割（責任）を持ち、活躍の舞台が与えられることにより、自己実現・やりがいにつながります。誰もが、いきいきと働ける環境を整えることは、生産性の向上や労働者の職場定着にもつながります。

④行政の役割

行政は、保健・医療・福祉・教育・労働等、子育て支援充実のために多岐にわたる取組が求められます。そのために、関係部局間の連携を深め、総合的な施策の推進を図っていく必要があります。あわせて、国・県等の関係機関や地域との連携強化に努め、子育て支援施策の計画的な推進を図ることが求められています。

第Ⅲ章 基本計画

1. 基本目標ごとの施策

基本目標1 結婚し、こどもを産み・育てるための支援の充実

保護者アンケート等から見えた課題

安来市では、不妊治療費等の助成事業をはじめ、こんにちは赤ちゃん事業、妊娠中の相談・情報提供事業を実施しています。全国的に女性の高齢出産率が高まり、妊娠中のリスク、産後の回復に時間を要する人が増えており、保護者アンケートでも「産後ケアの種類をより増やしてほしい」という声がありました。親の心身が不安定であると、こどもや家族、仕事への復帰などに、支障をきたすおそれがあり、産後の母親、新生児を支える家族全体への支援の充実が必要となっています。

①結婚を希望する若者への切れ目のない支援

結婚、妊娠・出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものですが、結婚を希望しながら相手と巡り合う機会が少ない、結婚まで至らないといった人もいます。

結婚の希望をかなえるため、市の機関や企業等と連携しながら、出会いの機会の充実を図るとともに、成婚までの切れ目のない支援に取り組みます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
1-1-1	縁結び相談「はぴこ交流サロン」	やすぎ暮らし推進課
	市と「安来はぴこ会」との共催で、結婚を望む独身男女を対象に、毎月1回の結婚相談会を実施しています。結婚に関する相談・アドバイス以外にも、出会いイベントのお知らせも行います。	
1-1-2	安来市結婚活動支援事業補助金制度	やすぎ暮らし推進課
	結婚活動を支援する事業を企画・実施しようとする安来市内の団体に対し、その開催経費の一部または全額を補助します。 補助対象者：結婚活動支援を推進する市内に事務所を有する企業もしくは団体 補助額：補助対象経費から寄付金その他収入額（補助対象経費以外に充当されることが明らかなものを除く）を控除した額（上限10万円）	
1-1-3	安来市の結婚関連情報、島根県の縁結び情報、縁結びボランティア	やすぎ暮らし推進課
	「はぴこ」、「しまコ」、各種イベントやセミナーの情報、島根県の縁結び事業の取組状況などをお知らせしています。 ※安来市ホームページ、しまね縁結びサポートセンターホームページ 島根県縁結び応援サイト 等	

②子どもを授かるための支援

子どもを授かることを希望する夫婦に、一般不妊治療費等を助成し、子どもを授かるための支援を行います。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
1-2-1	不妊治療費等助成事業	子ども未来課
	妊娠出産を望む夫婦に対し、一般不妊治療費、生殖補助医療費、不育症治療費を助成します。令和4年度から保険適用の範囲が拡充されました。	

③親子の健康への支援

子どもが健やかに育つためには、親子の健康づくりを支援していく必要があります。

妊娠期、出産期、乳児期、子育て期など成長過程において、親子が元気に成長できるように適切な支援を実施します。安心して子育てができる環境をめざして、安来市子ども家庭センターを活用し、妊娠・出産・子育て期に至るまでの切れ目のない支援を実施します。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
1-3-1	こんにちは赤ちゃん事業	子ども未来課
	生後4か月までの乳児がいる家庭へ保健師、助産師が「こんにちは赤ちゃん訪問」を行います。専門職が訪問することで、育児不安の軽減や母子の様子確認を行い、必要な支援へつながります。	
1-3-2	安来市子ども家庭センターにおける妊娠届出時の相談・情報提供	子ども未来課
	妊娠届出時に保健師、助産師がすべての妊婦と面談を行い、妊娠・出産・子育て期へと切れ目ない支援につながります。	
1-3-3	妊婦・産婦・乳児健康診査	子ども未来課
	妊娠届出のあった妊婦に対し受診票を交付することで、定期的な健診受診と費用負担の軽減を行います。	
1-3-4	産後ケア事業	子ども未来課
	産後1年未満の母子に対し、心身のケア、育児のサポート、保健指導等を行い、安心して子育てができる支援体制を確保します。	
1-3-5	各種健康教室事業（マタニティ教室、はじめての子育て教室）	子ども未来課
	子どもの成長に沿って各種教室を開催します。出生数が減少する中、同じ環境で子育てする者同士の交流の機会や、悩みの共有により育児不安の軽減を図り、虐待予防、孤立を防ぐことにもつながります。	

1-3-6	歯科保健事業（妊婦歯科検診、歯科教室、フッ化物洗口の開催）	子ども未来課
	成長過程に応じた歯の健康教室、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、学校等におけるフッ化物洗口を通じてこどもの歯を守る取組を進めます。また、保護者の健康づくりを土台として、妊娠期・乳幼児期からの適切な食習慣・歯磨き習慣指導等の意識啓発を行います。	
1-3-7	小児予防接種事業	子ども未来課
	予防接種法に基づく定期予防接種（A類疾病）は、公衆衛生の向上のため継続して実施します。BCG接種は、これまで集団接種としていましたが令和7年度から個別接種とします。	

④食育の推進

こどもの健やかな成長には、健全な食生活を実践できる力を育むことが欠かせません。健全な食生活を営むには、こどもだけではなく、親子への支援をしていく必要があります。

こんにちは赤ちゃん事業、乳幼児健康診査等を通じた情報提供、教室の開催等、乳幼児期においての食育推進を重点的に行います。幼稚園・保育所（園）・認定こども園での児童に対する啓発や、授業や給食を通じての食育を継続して行い、給食センターを活用した取組も展開していきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
1-4-1	マタニティ教室	子ども未来課
	健やかな胎児の発育や安全な出産に向けて、妊婦やその夫（パートナー）に対し、正しい食生活について啓発を行います。	
1-4-2	離乳食教室	子ども未来課
	離乳食教室では、離乳食の正しい知識の啓発を行います。また個別相談を行うことで、乳幼児健診の事後フォローにもなっています。	
1-4-3	乳幼児健康診査	子ども未来課
	乳幼児健康診査にて、離乳食の進め方に関する情報提供や個別相談を行うことで、こどもの食に関する悩みの解消や食育推進を図ります。	
1-4-4	幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校等での食育教室、歯科教室	子ども未来課
	各施設のこどもたちに対して、食育教室や歯科教室を実施し、こどもや保護者の意識啓発につなげます。施設と家庭、関係機関で連携し、食習慣や口腔ケア習慣の定着により、乳幼児期から適切な生活習慣の基礎をつくります。	
1-4-5	マタニティ応援プロジェクト	子ども未来課
	妊婦や胎児、生まれてきた乳児の健康づくりと健やかな成長を支援するため、特別な精米方法で、ビタミンやミネラル、食物繊維など栄養価を多く含む「金芽米（きんめまい）」を妊娠期からこどもが1歳になるまで無償提供します。	

1-4-6	食のボランティア団体との連携・啓発	いきいき健康課
	食生活改善推進員による「おやこの食育教室」、子育てイベントでの「おやつ作り教室」、「郷土料理教室」などを実施し、食育を推進します。	
1-4-7	就学前児の一日入学での給食提供（学校主体事業）	給食教育課
	就学前のこどもが一日入学した際に、これから就学する小学校で学校の雰囲気を感じながら給食を喫食します。こどもたちの就学への期待を高めます。	
1-4-8	保育施設等での金芽米無償提供事業	子ども未来課
	こどもたちの心身の健やかな成長と子育て世帯への負担軽減のため、市内の保育所、認定こども園、幼稚園で「金芽米」を無償提供します。	
1-4-9	親子料理教室	給食教育課
	学校給食への理解を深めていただくとともに、こどもたちの健やかな成長と親子のふれあいを目的に、夏休みの期間中（給食センターが稼働していない時期）に「親子料理教室」を実施します。	
1-4-10	給食試食会	給食教育課
	給食試食会は、6月以降給食提供期間（土・日・祝日を除く給食実施日）に団体からの申し出により実施しています。個人は対象とせず団体での受入れのみ行っています（40名以内）。学校で実施する保護者対象の試食会では、栄養教諭の講話も行っています。	
1-4-11	学校給食での金芽米提供	給食教育課
	独自の加工技術により、多くの旨味と栄養を残した安来産の「金芽米」を、小学校・中学校の学校給食で提供し、こどもたちの健やかな成長を支援します。	

PICK UP

安来の“金芽米”で妊婦さん・お子さんを応援

■安来市は島根県内有数のおいしいお米の産地

安来市には、伯太川と飯梨川の恵みがもたらす良質な水と豊かな耕作地が広がっており、生産者が心を込めて米づくりに励んでいます。

安来市の水稻の作付面積と収穫量は、実は島根県内で第2位。安来市産きぬむすめは、「米の食味ランキング」でも高い評価を得ています。



作付面積 (ha)			収穫量 (t)		
1	出雲市	3,950	1	出雲市	21,300
2	安来市	1,970	2	安来市	9,940
3	松江市	1,780	3	松江市	9,080
4	雲南市	1,380	4	奥出雲町	7,500
4	奥出雲町	1,380	5	雲南市	7,220
	⋮	⋮		⋮	⋮

農林水産省：作物統計調査（令和5年度産）

■金芽米で子育てを応援

「金芽米」は、おいしさと高い栄養価をもつ健康志向のお米です。「^{あこふんそう}垂糊粉層」と呼ばれる、旨みや栄養素が詰まった層を残して精米することで、精米後のお米に残る胚芽の一部が金色に見えることから「金芽米」と名付けられました。マタニティ応援プロジェクトとして、希望される妊婦の方に安来産「金芽米」を毎月お送りするとともに、保育施設や小中学校でも提供し、出産・子育て・子育てを応援しています。

基本目標２ こどもの健全育成のための保育の充実と環境の整備

保護者及び事業者アンケートから見えた課題

「子育て支援センター」や「つどいの広場」は、こどもの健やかな成長を支援する事業であるとともに、こどもだけでなく、子育てをしている親同士の交流を促進し、子育ての不安感を緩和する機能があります。また、支援の必要なこども、その親の状況をいち早く見極め、早期支援につなげていきます。しかし、アンケート結果からはこうした取組に関する情報が「十分に行き届いていない」という声がありました。近年の社会情勢を踏まえて、ホームページやSNSを利用した情報の発信が求められています。

保護者アンケートを見ると、安来市の未就学児～低学年児童の保護者の54%がフルタイム勤務であり、フルタイム以外の働き方も含めると実に91%が共働き世帯でした。このような実情から、保育時間の延長や休日保育への要望が多くありました。仕事を持つ親が子育てしやすくなるよう、保育全般の事業運営の改善・充実や、男性の育児に対応した制度や市内施設の環境整備が求められています。

①子育て支援サービスの充実

子育て支援センター、つどいの広場を子育ての拠点施設と位置づけ、相談・情報提供・交流の場としての機能を強化していきます。親子が使う施設を再点検し、周知を行うとともに親子が使いやすいような環境づくりを行います。

ファミリー・サポート・センターは、利用方法の周知に努めるとともに、提供会員の確保をはじめとした利用しやすい体制づくりを図ります。

子育て教室や読み聞かせ等を通して親子の触れ合いを深める支援を継続していきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-1-1	子育て支援センター事業	子ども未来課
	子育て支援センターのプレイルームを開放して、子育て世帯に気軽に利用してもらうようにしています。保育士による子育てイベントを実施し、子育て世帯の交流を促進します。	
2-1-2	つどいの広場事業	子ども未来課
	子育て世帯が気軽に集い交流を図れる場として、つどいの広場事業を実施します。つどいの広場では、保育士による子育て相談や子育てイベントを実施します。	
2-1-3	ファミリー・サポート・センター事業	子ども未来課
	ファミリー・サポート・センターは、育児の援助を受けたい者と行いたい者を会員とし、相互援助活動を調整し育児支援を行う事業です。会員登録者の増加を図りつつ育児支援を展開します。	
2-1-4	ブックスタート事業	子ども未来課
	ブックスタート事業は、健診時に絵本を読み聞かせ、絵本に触れる機会を設けます。絵本を通じて親子の時間を楽しむことにつなげています。	

②経済的負担の軽減

幼児教育・保育の無償化による新たな支援をはじめ、子ども医療費における助成対象の拡充など様々な形で経済的負担の軽減を図っていきます。各種助成制度の周知に努め、利用しやすい環境づくりを推進します。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-2-1	保育料軽減事業	子ども未来課
	一定所得以下の世帯の第1子・第2子に係る保育料及び第3子以降の保育料を世帯所得に応じて1/4～1/3軽減することで、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	
2-2-2	副食費助成事業	子ども未来課
	多子世帯に対し、第3子以降の4・5歳児の副食費を全額免除としています。子育て世帯の経済的負担を軽減します。	
2-2-3	子ども医療費助成事業	市民課
	0歳～中学3年生のこどもは、子ども医療費受給資格証を医療機関・薬局等で提示することで、医療費（保険診療分）の本人負担額が無料となります。令和7年度から対象を高校生（0歳～18歳）まで拡充します。	
2-2-4	任意予防接種への助成	子ども未来課
	1歳から就学前のこどもに対して、流行性耳下腺炎ワクチン接種（おたふくかぜ予防接種）を無料としています。	
2-2-5	就学援助事業	学校教育課
	経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の、学用品費等についての援助を行います。毎年度の進級時に学校で就学援助制度のお知らせを配布し、また就学時健康診断時にも保護者へお知らせを配布することで制度の周知に努めています。	
2-2-6	新生児聴覚検査費助成事業	子ども未来課
	聴覚障がいの早期発見、早期支援のため出生後に医療機関で実施される検査費用の一部を助成します。	
2-2-7	風しん等予防接種費用助成事業	子ども未来課
	風しんの抗体のない妊娠初期の女性が風しんに感染すると、先天性風しん症候群（難聴、心疾患、白内障など）のこどもが出生することがあるため、予防接種費用の一部を助成します。	
2-2-8	未就学児に係る国保税の軽減制度	税務課
	国保被保険者のうち、未就学児（小学校入学前の児童）の国保税の均等割額を軽減します。	
2-2-9	産前産後期間に係る国保税の軽減制度	税務課・市民課
	出産する（した）国保被保険者の国保税の所得割額と均等割額について、産前産後期間の4カ月間（多胎妊娠の場合は6カ月間）を免除します。所得制限はありません。	

2-2-10	産前産後期間に係る国民年金保険料の軽減制度	市民課
	出産する（した）国民年金第1号被保険者の国民年金保険料について、産前産後期間の4カ月間（多胎妊娠の場合は6カ月間）免除します。	
2-2-11	福祉医療費助成事業	市民課
	福祉医療助成制度に基づき、各関係機関と連携し、適切な医療費助成を行っています。令和7年度より子ども医療費助成事業の助成範囲が高校生まで拡充されます。福祉医療対象の中学生以下は子ども医療が負担することとなり、高校生は福祉医療が上限額まで負担した後、残りを子ども医療が負担します。	

③相談体制、情報提供の充実

子育て支援センターにおける相談体制を強化し、様々な子育て相談に対応するとともに、関係機関との連携を図り適切な支援へとつなげていきます。

子育て支援情報を、市のホームページや子育て応援ガイドブックに集約し、イベント・教室等での直接の情報提供とあわせた、インターネットでの積極的な情報発信を行うほか、必要な情報はガイドブックや市報等の紙面を通じて発信を行います。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-3-1	地域子育て支援センター・つどいの広場事業	子ども未来課
	地域子育て支援センターやつどいの広場において、専門の職員に相談する場を設け、育児の不安や悩みを共に考える支援を行うことで、保護者の安心につなげます。	
2-3-2	子育ての総合相談窓口（子ども未来課）の設置	子ども未来課
	子ども未来課に子育ての相談窓口を設置し、電話・来所でいつでも相談を受け付けます。必要に応じてこども園や教育委員会等と連絡を取り、支援につなげます。	
2-3-3	子育て応援ガイドブック「ピッコリーニ」の改訂	子ども未来課
	子育て応援ガイドブック「ピッコリーニ」を作成し、母子健康手帳発行時に、転入者や希望者など必要な方に配布します。「ピッコリーニ」は令和3年度に改訂しており、その後の変更は別紙を挟んで配布しています。新たに改訂版を発行するとともに、ホームページ上でも公開し、子育て世帯への情報発信を行います。	
2-3-4	母子健康情報アプリ「母子モ」での情報発信	子ども未来課
	市内の育児情報や予防接種管理、お子さまの年齢・月齢に合わせた情報発信、各種教室、イベント等の予約などをスマートフォンやタブレット端末でできる、母子健康情報アプリ「母子モ」を活用し、子育て世帯の利便性の向上と情報発信を行います。	

④保育サービスの向上

子育て世代の保育ニーズにあわせた体制を整備し、待機児童ゼロを継続していきます。

安心・安全な幼児教育・保育サービス提供のため、計画的な施設整備やサービス提供体制の整備を行います。関係部署、幼児教育・保育施設との連携を図り、円滑なサービス提供に努めます。

アレルギー等のこどもにも適切な対応とサービスを提供し、一時預かり、病児・病後児保育、

休日保育を継続して実施します。

幼児教育・保育人材に対する研修の実施や、保育・保育以外の業務の負担を軽減し、幼児教育・保育の質向上を図るとともに、人材確保に努めます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-4-1	幼稚園・保育所（園）・認定こども園の運営	子ども未来課
	幼児教育・保育のニーズに合わせ、市内19施設でそれぞれのサービス提供を行っています。今後もニーズを把握した上で、幼児教育・保育のサービス提供数を安定的に確保するとともに、こどもたちの育ちや安全面を考慮して適正な体制を整備します。	
2-4-2	一時預かり・一時保育事業	子ども未来課
	園に通園していないこどもの保護者が疾病や冠婚葬祭等により、一時的に家庭保育が困難な場合や、保護者の育児に伴う負担の解消などのため、一時的に保育利用を希望する場合に、公立3施設、私立5施設で一時預かり・一時保育事業を実施します。	
2-4-3	休日保育	子ども未来課
	保育所や認定こども園に通園しているこどもの保護者が、日曜日や祝日等の休日に保護者の就労、傷病、介護、看護等の事情により、家庭での保育が困難となる場合に保育を実施します。	
2-4-4	病児・病後児保育	子ども未来課
	保護者の子育てと就労等の両立を支援するために、安来第一病院内に病児保育、認定こども園ひろせ保育園内に病後児保育を設置し、病気又は病気の回復期にあるこどもの保育を実施します。	

⑤子育てを支援する生活環境の整備

妊婦や乳幼児を連れた人が安心して外出等できるような環境整備を行うとともに、親子が使いやすい公園や施設などの環境づくりを行います。また、通学路における危険箇所の改善や、公園施設等の安全点検を実施します。

保育所や認定こども園、幼稚園、子育て支援センターなどの子育て関連施設の支援機能強化及び環境改善のための整備にあたっては、「こども・子育て支援事業債」等の財源を活用し、安全安心な環境を速やかに整えます。「こども・子育て支援事業債」を活用して実施する整備について、個別の具体的な事業内容は、別冊資料によるものとします。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
2-5-1	市道改良事業	土木建設課
	交通環境の整備と交通事故の発生防止に寄与し、児童・生徒の通学時等の安全を確保することを目的として、通学路等における危険箇所を中心に、市道改良や交通安全施設の整備等を計画的に実施していきます。	

2-5-2	安心して利用できる公園等の整備事業	土木建設課
	こどもや子育て当事者の立場に立ち、こどもの遊び場の確保及び親や地域住民の交流機会の創出に寄与することを目的として、中海ふれあい公園をはじめとする地域の公園について、親子が安心して利用できるよう、定期的な安全点検等を実施していきます。	
2-5-3	こども・子育て施設の支援機能強化及び整備	子ども未来課
	こどもや子育て世帯が、保育・幼児教育施設及び子育て支援関連施設を安心安全に利用できるよう、機能強化及び施設整備に取り組みます。	

地域の子育て情報を発信しています！

子育て情報をより身近に感じてもらえるよう、スマホアプリでのイベント発信や、子育てについてのお役立ち情報をまとめた情報冊子（WEB）の配布で、情報発信しています。

●独自の情報ツール●

母子モ“安来市版”（アプリ）

妊娠から出産の記録や、予防接種スケジュールなどを管理できる母子手帳アプリです。子育て支援イベント情報の発信、オンライン予約にも対応しています。



アプリダウンロードは
こちらから



子育て世帯 対象

子育て応援ガイドブック ピッコリーニ

妊娠期から出産、小学校入学まで、福祉・保健・医療など、市内の子育て世帯に直接関わる「お役立ち情報」をまとめています。



子ども未来課で配布しています
（内容の改定やWEBに変わることがあります）

担当課より

安来市の子育て世帯に必要な情報をわかりやすく発信していきます！

お問い合わせ 子ども未来課 0854-23-3222

基本目標３ こどもの生きる力を育む教育の充実と環境の整備

事業者・中学生・高校生アンケートから見えた課題

変化の激しいこれからの社会を生きるためには、確かな学力・人間性・健康・体力が必要です。このような「生きる力」を育むためには、学校だけではなく、家庭や地域など社会全体でこどもたちの教育に取り組むことが重要です。

安来市では、地域ぐるみで「ふるさと教育」を実施し、学校と地域が協力して推進しています。しかし、交流センターでの地域行事等では、高齢化による地域の担い手が減少しており、新たな人材確保が必要になっています。

一方で、地域行事へのこどもの参加は、スポーツ少年団などの大会が重なると、少なくなってしまうことがあるという声がありました。地域行事は、「地域」と「こども」をつなぐ、重要な役割を持っているため、こどもが参加しやすい運営を考えていかなければいけません。

中学生・高校生のアンケートから「コミュニティ・人間関係について安心できるまちであってほしい」「学校と家以外の居場所が必要」などの意見があがり、こどもたちにとって、安心感を得られる場所が不足しているように見受けられました。地域全体でこどもたちが過ごしやすい仕組みが求められています。

①思春期の保健対策

こどもたちに対して、学校、地域での基本的な生活習慣づくりや喫煙・飲酒等の予防教育を行うとともに、家庭への情報発信を行います。将来を見据え、親となるこどもへ命を育む視点も取り入れ、生と性を育む保健教育の充実を図ります。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-1-1	思春期保健事業（思春期保健連絡会、研修会等の開催）	子ども未来課
	思春期保健連絡会を開催し、学校と行政、関係機関・団体と健康課題の共有化や連携を図るとともに、生徒対象研修会及び関係者研修会を実施します。	

②こどもの生きる力の育成

少人数指導や習熟度別学習等、指導方法の工夫改善を行い、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援体制の充実を図ります。こどもの豊かな人間性を育てていくため、学校と地域が連携・協力して、ふるさと教育を推進します。

こどもの成長のために、多様な体験・学習機会の提供を引き続き進めていきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-2-1	確かな学力を育てる教育の推進	学校教育課
	市内の全小学校・中学校を訪問し、ねらいを明確にした授業づくりに向けて指導・助言を行います。また、授業実践を通して、1人1台端末の日常的かつ効果的な活用を進めます。	

3-2-2	ふるさと教育事業	学校教育課
	ふるさと安来の豊かな自然、ひと、もの、ことを通した教育を推進し、ふるさとに携わり豊かに生きる人々と関わることを通して、ふるさとに愛着を持ち、貢献しようとする心や態度を育む「ふるさと教育」を実施します。 今後、学校運営協議会の立ち上げにより、学校と地域のつながりがより良いものとなることから、さらにふるさと教育を充実させていきます。	
3-2-3	地域学校連携・協働活動	地域振興課
	未来を担うこどもたちの成長を支えるためには、学校・家庭・地域が連携し地域社会全体の教育力向上を図る必要があります。そのため、全中学校区に地域コーディネーターを配置し、共育協働活動の支援体制の充実を図ります。 持続可能な支援のための体制づくりを行い、様々な立場の方々に参加してもらい、共育協働活動を進めます。	
3-2-4	学校図書館活用事業	学校教育課
	各学校の図書館が活用されるように、読書指導を各校組織的に取り組みます。こどもの心を育む読書指導について、読書時間の確保、読書機会を増やす工夫に取り組みます。学習・情報活用センターとして学校図書館が機能するよう支援していきます。	
3-2-5	高校魅力化推進事業	やすぎ暮らし推進課
	市内2校の県立高校が設置する「高校魅力化コンソーシアム」の運営を支援するため、高校と地域が行う協働活動をプロデュースする「高校魅力化コーディネーター」を配置します。また、高校と市内中学校及び県内大学との連携を図ります。 高校と地域との協働が進み、その相乗効果としてそれぞれの魅力化を推進し、地域の将来を担う人材を育成することで人材還流サイクルを構築します。	
3-2-6	こどものための鑑賞会及びアウトリーチ事業	文化課
	こどものための鑑賞会を実施し、学校生活だけでは得られないプロの演奏等を提供します。プロの演奏家たちの演奏を、小中学校に直接届けるアウトリーチ事業を実施します。	
3-2-7	やすぎこども探検隊	地域振興課
	こどもたちが、自然体験やものづくりなどの活動を通じて、他学校児童との交流や世代間、親子の交流を深め、地域や自然に親しむ心の育成と生きる力の育成を目的として実施します。自然体験活動を中心に、ものづくりや地域の特色を生かした活動を行います。	

③家庭と地域の教育力向上

家庭での教育力向上のため、「親学プログラム」を活用し、保護者の学習機会の提供を進めています。地域でのこどもに対する体験・交流活動が推進できるよう、地域との情報共有・連携を図り支援を充実させていきます。

こどもの成長のために、多様な体験・学習機会の提供を引き続き進めています。

スポーツ少年団への支援を行う等、こどもがスポーツと触れ合うことができる機会の充実を図ります。学校や地域の図書館と連携し、こどもが本に触れる機会の充実を図ります。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-3-1	家庭教育支援活動	地域振興課
	家庭教育支援活動は、児童を取り巻く環境が複雑さを増している中、保護者の意識を定期的にアップデートし、また保護者同士の交流の場となる学習機会となることを、目的に実施します。生活習慣の向上や自立心の育成など、家庭での教育力向上のために必要な支援として実施します。	
3-3-2	放課後子ども教室	地域振興課
	青少年健全育成活動・世代間交流活動として、児童と地域住民とを結ぶ活動を、交流センター及び地域コーディネーターが連携して行っています。放課後や週末において、地域のこどもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験、交流の機会を提供する活動として継続していきます。	
3-3-3	スポーツ少年団事業	地域振興課
	市内には、野球、バレーボール、サッカー、剣道、ミニバスケットボール、テニス、空手、フェンシングなどの少年団があります。安来市スポーツ協会が、事業計画を立てて各種大会などを実施しています。	
3-3-4	環境教育の推進（ごみ処理施設への見学）	環境政策課
	小学生3・4年生を対象に自らが出したごみの行方や処理状況、ごみの分別の重要性など理解してもらうことを目的に、ごみ処理施設への見学の受け入れを行います。環境を意識した取組を幼少期から意識付けすることを期待しています。	
3-3-5	牛乳パックおかえり事業	環境政策課
	学校給食の牛乳パックをリサイクルすることにより、リサイクル活動の価値を知り、日常的な活動として取り組むことで、環境意識の向上を図ります。	
3-3-6	安来市地球温暖化対策地域協議会事業	環境政策課
	安来市地球温暖化対策地域協議会事業として、「木のおもちゃ広場」、「環境イラストコンテスト」「やすぎ環境フェア」などを実施しています。環境問題に触れ、主体的に行動する力を育みます。	
3-3-7	こども探検スクール（中海・宍道湖・大山圏域市長会事業）	環境政策課
	圏域の豊かな自然や環境施設等を活用し、自然環境や持続可能な開発目標（SDGs）について、こどもたちが現地で見学できる機会等を提供することにより、自然環境の普及啓発や保全、SDGsに向けた取組の推進を図ります。 対象：圏域の小学4年～6年生の児童と保護者	

④青少年健全育成の推進や、不登校や生きづらさを抱えるこども・若者への支援

こどもがSNS等のインターネット環境を有効に活用することができるように、学校教育に加えて地域との連携を図りながら、正しい知識の普及啓発に努めます。

不登校や生きづらさを抱えるこども・若者の支援に加え、その保護者が必要とする情報を提供するとともに、こどもたちが様々な学びの場や居場所につながるができるよう、スクールソーシャルワーカーの配置や、教育支援センターあすなろによる支援等、こどもとその家庭に応じ

た支援を、関係機関と連携しながら進めていきます。

交流センターの取組を支援し、地域での子育て支援に対する機運の醸成を図ります。

社会教育委員、民生児童委員等の関係団体との連携を図り、地域全体でこどもと子育てを支えるネットワーク構築を進めます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-4-1	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	学校教育課
	各学校が、こどもがSNS等のインターネット環境を有効に活用することができるように授業や講演を実施しています。学校教育のみならず、地域と連携しながら、正しい知識の普及啓発を図ります。	
3-4-2	スクールソーシャルワーカー配置事業	学校教育課
	スクールソーシャルワーカーを配置して、不登校対応や家庭支援など他機関と連携しながら幅広く活動しています。学校だけの対応では難しいケースが増加しており、スクールソーシャルワーカーの役割は重要になっています。	
3-4-3	教育支援センター運営事業	学校教育課
	教育支援センター事業では、不登校児童生徒の社会的自立を目標に支援を行っています。不登校児童生徒数は年々増加しており、本事業の役割も重要性を増しています。	
3-4-4	スクールカウンセラーの周知・活用	学校教育課
	全小中学校に配置しているスクールカウンセラーを周知・活用し、いじめや不登校などこどもたちが抱える様々な問題に寄り添い、相談・助言、心のケアなど専門的な支援を行います。	
3-4-5	子どもと親の相談員配置事業	学校教育課
	小学校に「子どもと親の相談員」を配置しており、校内チームの一員として、子どもと保護者の心の安定や子どもと担任とのつながりを支えていく役割を担っています。不登校の未然防止、児童・保護者への相談対応など、子どもと親の相談員のニーズは高くなっています。	
3-4-6	子どもの育ちを支えるネットワーク会議	学校教育課
	安来市のこどもの教育に携わる機関及び団体が相互に連携し、こどもの育ちに係る事業の一体的な推進を図るため、安来市子どもの育ちを支えるネットワーク会議を設置しています。関係団体のつながりをさらに深める取組を行っています。社会全体でこどもの育ちを支える動きは今後さらに進み、本会議の役割も重要になります。	
3-4-7	教育、特別支援、学校生活に関する総合相談	学校教育課
	特別な支援の必要性や不登校などの悩みを抱えるこどもたちや保護者への適切な支援に向けて、人材確保や各職員のスキルアップ、職員同士の連携を通じて、教育相談体制の充実を図ります。	

⑤放課後児童クラブの充実

地域と連携して、ニーズに応じた放課後児童クラブの体制整備に努めます。
放課後こども総合プランに基づいた放課後児童クラブの充実を図ります。
各クラブ間での連携を支援し、柔軟な受入体制を検討していきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-5-1	放課後児童クラブ	教育総務課
	児童数は年々減少しているものの、家庭環境の変化等を背景に放課後児童クラブのニーズは高まっています。令和3年度から16クラブとなり、利用率も高い状態です。今後もニーズが高まることが予想され、また利用者の市街地近辺等の偏りもあるため、柔軟な受入体制やクラブの新設など受け皿の整備に努めます。	

⑥こどもの安全の確保

交通安全教室の実施等、こどもの安全につながる取組を引き続き行っていきます。
関係機関と連携し、交通安全への意識啓発を図ります。
こどもにとって危険が想定される場所や、災害時の対応方法等の情報を把握するとともに、情報提供にも努めていきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-6-1	交通安全教室の実施	学校教育課
	交通事故からこどもを守るため、各学校で「交通安全教室」を実施します。	
3-6-2	防災出前講座の実施	防災課
	小中学校の依頼に応じて、防災出前講座を実施します。現状で実施依頼が多くないことから、教育部（教育委員会事務局）を通じて出前講座（出前授業）をPRし、実施校の増加を図ります。	
3-6-3	登下校の交通指導	地域振興課
	交通指導員を中心に、小学生の登下校時の交通指導を実施しています。交通事故ゼロをめざし、今後とも交通安全の指導・啓発を続けます。	
3-6-4	通学路等の危険箇所の点検、対策の実施	教育総務課
	安来市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関を招集しての通学路安全推進会議を毎年行い、通学路の危険箇所の点検及び対策を実施しています。通学路は児童生徒の有無によって毎年変わるものなので、継続して取組を行います。	

⑦犯罪等の被害にあわないための環境の整備

防犯灯、防犯カメラ設置を推進し、地域と協力して安全な環境づくりを行います。
関係機関と連携し、防犯教室の実施等、意識啓発に努めていきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
3-7-1	防犯灯に対する補助事業	総務課
	防犯上、暗い場所への防犯灯の設置は必要不可欠であるため、自治会等が設置管理する防犯灯の設置費用の1/2を補助します。	
3-7-2	防犯カメラ設置の推進	総務課
	防犯上、通学路等へのカメラの設置は必要不可欠であるため、防犯カメラの設置を推進します。	
3-7-3	消費者教育の推進	人権施策推進課
	消費者被害防止に向けた啓発や、消費者被害に関する相談対応を行います。	
3-7-4	ハラスメント防止に関する広報・啓発の推進	人権施策推進課
	セクシャルハラスメント、パワーハラスメントなどあらゆるハラスメント・暴力の防止に向けて、出前講座の実施や広報（刊行物・ホームページ）などで啓発、情報提供を進めます。	

“ふるさと教育” ってどんなもの？

市内の小中学校では、授業の一環として地域と連携・協働した学習を取り入れています。

●取組事例● （取組内容は学校ごとに異なります）

安来の自然・伝統文化・歴史・産業などを学ぶ

- ・どじょうすくい
- ・加納美術館での平和学習
- ・ハガネのまち安来
- ・ふるさとの偉人 など



地域の人とふれあい、学び、思いを知る

- ・米・野菜作り
- ・昔の遊び
- ・職場体験
- ・キャリア教育
- ・様々な学習支援ボランティア など



担当課より ふるさとの「ひと・もの・こと」を通じた学習と、ふるさとに携わり豊かに生きる人々と関わることで、学びを充実し、ふるさとに愛着を持ち貢献しようとする心や態度を育みます。

市内小学校・中学校 対象

お問い合わせ 安来市教育委員会 0854-23-3194

PICK UP

教育支援センターあすなろの1日

様々な理由で学校に行き辛さを抱えるこどもに対して、学習支援や小集団での体験を通して、社会的自立をめざすところです。ここでの活動は「自分で決めて自分で活動する」ことを大事にしています。

● 1日の活動の紹介 ●

通所について	活動内容	イベント・行事	学校との連携
9時～15時の間で、自分が決めた時間に通所します。 自分が出来そうなところからスタートします。	ここでの活動は 自分で決めます 。時間割は1枠40分で、勉強、読書、スポーツをしたりします。	月に1～2回イベントがあり、自由参加です。遠足・クッキングなど、 こどもが企画することもあります。	学校と連携 して、定期テストをあすなろで受講したり、面談を実施したりすることもできます。



他の生徒とは別の部屋で過ごすことももちろん可能です。



小学生・中学生 対象

相談員・支援員より あすなろは社会的自立をめざすところです。自分で決めて自分で活動することを大事にしています

お問い合わせ 安来市教育委員会 0854-23-3193

基本目標 4 支援を必要とするこども・若者等への支援の充実

既存事業と保護者アンケートから見えた課題

こどもや若者は、保護者や社会の支えを受けながら、自立した個人として自己を確立していく意見表明と自己決定の主体、いわば権利の主体です。「将来を担う」というだけの存在ではなく、「いまを生きる市民」として、その意見を聴きながらともに社会を創るパートナーとして捉え、こども・若者の意見を尊重しなければなりません。

現在、様々な困難を抱えるこどもが増えています。支援を必要とするこども（障がい児、発達への不安、ヤングケアラー、きょうだい児、不登校、ひきこもり、貧困など）と、それを支える家族、または、ひとり親家庭への支援など、「こども」と「こどもを育てるすべての人」が、地域で安心して暮らしていける社会を作っていくことが求められています。どんな境遇のこどもでも未来に希望を抱き、笑顔で暮らせるよう、誰一人取り残すことなく、こどもたちの成長や発達にあわせた支援を行います。

こどもたちの困難の背景には、育った家庭が抱える問題が影響している場合や、困難な状況にあるこども・若者を支える家族がともに困難な状況になる場合があります。家族を含め、それぞれの家庭の状況に応じた支援が必要です。

適切な支援を行うには、事業を行う主体が連携して、情報共有とサポートができる体制の強化が不可欠です。こどもや若者が気軽に相談でき、複雑化している困難に一体的・重層的に対応できる体制が求められています。

①こどもの権利擁護の推進

こどもの権利は普遍的な人権の一環として位置付けられます。そのためこどもは保護の対象にとどまらず、意思を尊重されるべき権利の主体です。こどもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」が守られることを最優先に考えて行動する必要があります。

また、こどもの意見表明の機会を確保し、政策にこどもの意見を反映します。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
4-1-1	こどもの権利擁護についての普及啓発	子ども未来課
	こどもの意見を尊重し、こどもたちが自分らしく暮らせるまちを実現するために、こどもの権利について広く周知を行います。	
4-1-2	こどもの意見を聴く体制	子ども未来課
	こどもの権利を尊重するために、こどもの意見を聴く体制を整えます。本計画の策定にあたっては、中学生・高校生にウェブ回答のアンケートを実施しました。そのほか、こどもたちが意見を言いやすい体制を検討していきます。	

②児童虐待の防止

要保護児童対策協議会を中心として、地域、学校、児童相談所、警察等の関係機関、団体との連携を図るためのネットワークを強化します。専門性を有する職員の配置や職員の講習会等への参加により、協議会の体制強化を図ります。

発生予防・早期発見・早期対応のために、妊娠期からあらゆる機会を通じて支援を必要とする家庭を把握し、適切な支援へとつなげていきます。

児童虐待の再発防止に向け、支援が必要な家庭が置かれている状況や保護者や児童が抱える問題等の変化に対応するため、家庭の状況把握や家庭への関わり、支援方針等について適宜、確認を行い、効果的な支援を継続的に実施できる体制を整えていきます。

当事者や関係者が相談や連絡を行いやすいように、窓口を明確にして、その周知に努めます。

「こども家庭センター：ぴっこりに」を総合支援拠点とし、より専門的な相談対応を行います。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
4-2-1	要保護児童対策協議会	子ども未来課
	要保護児童対策協議会として、関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応につなげます。要保護・要支援児童、特定妊婦について、関係機関で情報を共有しながら支援体制を整えます。	
4-2-2	子育て世帯訪問支援事業	子ども未来課
	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭等の居宅に支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。	
4-2-3	こども家庭センター	子ども未来課
	令和6年度より、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を統合し、「こども家庭センター：ぴっこりに」を設置しました。児童福祉機能と母子保健機能の連携強化を図り、切れ目のない包括的な支援体制を整えました。 こども家庭の相談窓口として、子ども家庭支援員が様々な相談に対応します。 相談の内容に応じて、庁内に在席する保育士、保健師、ケースワーカー、栄養士などにつながります。必要に応じて外部の専門員等につながります。	
4-2-4	児童虐待防止に関する周知啓発	子ども未来課
	児童虐待防止月間を中心に、児童虐待防止に向けた周知啓発を行います。	
4-2-5	こどもの一時保護	子ども未来課
	こどもの生命の安全が確保できないと判断した場合に、一時保護を行う必要があります。市には一時保護を行う権限がないため、島根県中央児童相談所と連携して対応します。	
4-2-6	ヤングケアラーに関する支援	子ども未来課
	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っているこども・若者、いわゆる「ヤングケアラー」に関する周知を図るとともに、家族の問題を抱え、生活に支障をきたしているこども・若者へ支援します。	

③こどもの貧困に対する対策

社会情勢の複雑化、厳しさから経済的に困窮する家庭が社会問題となっています。経済的な困窮は、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどもの人生に影響を及ぼします。

こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。困難を抱えている家庭ほど周囲の支えが届きにくいことや、教育・体験機会、学習環境に所得階層の間の差異があることなど、今なお支援を必要としていることもや家庭が存在することが改めて確認されています。

このことから、引き続き母子父子自立支援員や自立相談支援員の配置等による相談体制の充実を図り、また、アウトリーチの推進により、すべてのこどもが希望を持てるように個に応じた切れ目のない支援に努めます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
4-3-1	子どもの居場所創出支援事業	福祉課
	こども食堂でこどもやその保護者へ食事を提供し、地域とのつながりを築く、取組を実施する民間団体に対して、その活動にかかる経費を助成します。	
4-3-2	一時預かり事業等の利用者負担軽減事業	子ども未来課
	所得の低い世帯や支援が必要な世帯等を対象に、一時預かり事業(保育所等に通っていないこども等の一時預かり)の利用料の一部を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。	
4-3-3	生活保護	福祉課
	生活困窮者に対し、国の定める基準でその困窮の程度に応じ、生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭の8種類の扶助費を支給することで最低限度の生活を保障し、あわせて自立に向けた支援を行います。	
4-3-4	被保護者自立支援プログラム事業	福祉課
	就労支援員を配置し、就労可能な生活保護受給者に対して、ハローワーク等と連携し、求人情報の提供や求職活動の支援を行います。すぐに就労に結びつかない方に対しては、職業体験等を通し、就労への意欲を高める取組を行います。	
4-3-5	生活困窮者自立相談支援等事業	福祉課
	相談支援員を配置し、自立に向けた支援計画の作成や、就労支援、また、家計の見直しや収支バランスの改善に向けた家計改善支援等、生活保護に至る前の段階からの包括的な支援を実施します。	
4-3-6	住居確保給付金事業	福祉課
	離職や廃業等に伴い、収入が減少し、生活に困っている人に対して、家賃相当分(上限あり)を支給するとともに就労に向けた支援を行います。	

④ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、様々な困難を伴う場合があります。特に我が国において、こどものいる世帯の約1割はひとり親世帯であり、その約5割が相対的貧困の状況にあるといわれており、ひとり親家庭の自立と子育て支援は、こどもの貧困対策としても喫緊の課題です。

ひとり親家庭や寡婦が直面する様々な課題に対応するため、生活支援策や就業支援策を実施します。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
4-4-1	ひとり親家庭相談体制の充実(母子・父子自立支援員の配置)	福祉課
	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭等に対し離死別直後の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供や相談指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。ワンストップサービスを心がけ、丁寧な相談と関係機関と連携した伴走的支援を行います。	
4-4-2	子育て世帯訪問支援事業	子ども未来課
	家事、育児などの日常生活に不安を抱えるひとり親家庭等に一定期間ホームヘルパーを派遣します。	
4-4-3	児童扶養手当	福祉課
	離婚や死別などにより子と生計を同じくし、監護・養育している人に対し、生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の健やかな成長を目的に支給します。法改正により、第三子以降の児童に係る加算額の引上げ・所得制限限度額の引上げ・扶養親族等の範囲の見直しを行います。	
4-4-4	母子父子自立支援プログラム策定事業(就業支援)	福祉課
	児童扶養手当受給者等の生活を支援するために、母子父子自立支援員が各々の生活状況に応じたプログラムを作成し、その人のニーズに応じハローワークと連携しながら就業に結び付ける支援を行います。	
4-4-5	母子父子自立支援員プログラムに基づく就業支援	福祉課
	経済的自立に向けた支援のため、受講料及び生活の一部を支援します。 ●自立支援員教育訓練給付金 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組に支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ります。 ●高等職業訓練促進給付金 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進し、当該資格に係る養成訓練の受講期間について生活費の一部を支給することにより、生活の負担軽減を図るため支援を行います。	
4-4-6	ひとり親家庭住宅支援資金貸付	福祉課
	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、居住の借上げに必要となる資金の貸付制度により、就労又は稼働所得の高い就労、こどもの高等教育の確保などにつなげ、自立促進を図るための支援を行います。	
4-4-7	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	福祉課
	母子父子家庭や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために必要な資金(進学費用・就労準備費・生活費等)を低利子または無利子で貸付を行います。相談から申請に至るまで丁寧かつ適切な対応を行います。	

⑤障がいのある子どもと家庭への支援

障がいや特性のある子どもが健全に健やかに成長してくよう関係機関と連携し、ひとり一人の特性にあった障がい児へのサービスや支援の充実を図るとともに、障がいのある子どもを育てる保護者や家族の不安や相談の受け止めやサポートを行い、家族支援、保護者支援を行います。

乳幼児健康診査等の様々な機会を通して発達障がい等の早期発見に努め、適切な支援へとつなげていきます。

相談窓口や障がいへの理解を図るための情報発信を強化します。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
4-5-1	就学前障がい児一時預かり事業	福祉課
	保育所等に入所していない小学校就学前の障がいのある児童の家族等が、疾病やその他の理由で一時的に介護困難となった場合や、心身の一時的な休息を図ろうとする場合に、日中、保育施設において児童を預かり、見守りを行います。	
4-5-2	障がい児保育（インクルーシブ保育の実践）	子ども未来課
	保護者や保育施設から発達に関する相談を受け、こどもの状況に応じて専門スタッフによる支援や、他機関との連携による支援を行います。こどもの特性にあった支援や保護者支援、保育者支援につなげます。	
4-5-3	発達支援ルームにここにこ	福祉課
	発達相談や保育所等から発達障がいの疑い、あるいは経過観察が必要と相談のあった就学前の子どもを小集団における関わりを通してスムーズな就学につなげることを目的に支援を実施します。発達支援ルームスタッフにより、こどもや家族に向けた指導のほか、対象児の所属する保育所等の保育士への関わり方の指導、保育所においてこどもの様子を観察するなど、丁寧な指導を実施しています。就学にあたっては教育委員会と連携を取り、円滑な支援につなげています。	
4-5-4	障害児通所給付	福祉課
	障がい児への日常生活能力の向上に必要な個別訓練や集団生活への適応訓練等のために、児童発達支援や放課後等デイサービスなどに通所する際の費用の給付を行います。障がい児を持つ家族の負担軽減を図ります。	
4-5-5	日中一時支援事業	福祉課
	介護者の疾病その他の理由により、家庭で障がい者等の介護や見守りが困難となる場合、施設で一時預かりを行い、日中活動の場の確保と入浴や排せつ、食事等の介護を行います。	
4-5-6	発達相談事業	子ども未来課
	乳幼児健診等で発達の遅れが疑われる等、保護者や保育施設からの発達に関する相談に対して専門スタッフによる助言や支援を行っています。こどもの特性にあった支援や保護者の育児不安の軽減につなげています。	

4-5-7	特別児童扶養手当	福祉課
	20歳未満の身体または精神に、重度または中度の障がいがあり、日常生活において一定の介助等を必要とする児童を、家庭において監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方に支給され、障がい児童の福祉増進を図ります。	
4-5-8	障害児福祉手当	福祉課
	身体または精神に重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする、在宅の20歳未満の児童に支給されます。	
4-5-9	難聴児補聴器購入助成事業	福祉課
	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の難聴児の補聴器購入費用に対し、購入費の一部を助成します。身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の言語の取得及びコミュニケーション能力の向上、学習環境の向上を図ります。	
4-5-10	保育施設での医療的ケア児の受入れ	子ども未来課
	日常的に医療的ケアが必要なこども「医療的ケア児」を幼児教育・保育施設で可能な限り受け入れ、保護者の負担軽減や子育て環境の充実を図ります。	
4-5-11	地域子育て支援センターどじょっこ	子ども未来課
	発達に不安のあるこどもや、ハンディキャップのあるこどものあそびの広場や遊具の提供、保護者との育児相談などを行っています。	

地域子育て支援センター「どじょっこ」

発達が緩やかであったり特別な支援を要するお子さん、並びに子育て家庭の育児支援を行っています。

就学前児童とご家族 対象

にこにこルーム

就学前のお子さん対象の発達支援ルームです。小さな社会の中（小集団）で子どもの自己性（社会性）の育ちを支えています。



ふれあい広場

同じ悩みを抱えるご家族が語り合える場です。ひとときでも子育ての不安から解放され、気持ちをリフレッシュさせて育児に向き合えるよう支援します。



おもちゃの図書館 ゆめのくに

子どもたちが遊べるおもちゃがたくさんあり、親子で遊べる楽しい空間です。おもちゃの貸し出しもできます。



～ 安来市保育ヒストリー ～

安来市では、国の制度が整備される以前から早期の発達支援に取り組んできました。その中では、「その子の尊厳を大事に、その子の今を大事に、その子の向かう気持ちを育てることを大事に、保育士と子どもの関係が育つことこそを大事にする保育」「一人ひとりの子どもが当たり前と皆と共に生きる保育」といった考えを大切に、障がい児保育を実践してきました。

（「障害児保育・30年—子どもたちと歩んだ安来市公立保育所の軌跡—」2005年）

支援員・スタッフより 楽しい活動を通して、一人ひとりのお子さんにとって大切な支援、必要な支援を一緒に考えていきたいと思っています。お気軽にご連絡ください。

お問い合わせ
地域子育て支援センターどじょっこ
0854-26-4782

基本目標 5 誰でも活躍できる社会の構築

中学生・高校生・保護者アンケートから見えた課題

保護者へのアンケートでは、「職場に育児休業の制度がなかった」という回答が24.4%と高く、「出産を機に退職した」という女性は17%を占めました。人々の生き方が多様化している一方で、働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっておらず、職場、家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っていることを意味しています。

働く環境が、仕事と子育ての両立を妨げないように、事業者においては、育児への理解を深め、「安心して働きながら子どもを産み・育てる」ことができる雇用環境を整備していくことが求められます。一方で、育児休業を利用したという方の90%が元の職場へ復職している状況であり、子育てを支援する雇用環境の整備が有能な人材の確保につながっています。

また、中学生・高校生のアンケートでは、悩み事や心配事の相談先は友だちや親になどが多く挙げられていますが、中学生では17.3%、高校生では20.9%が「誰にも相談したくない」「相談する相手がいない」「どこに相談してよいかわからない」など一人で悩みを抱えています。

また、多くの子どもが学校や家庭に居場所を得ていますが、高校生の4.8%は「居場所がない」と答えています。子どもや若者は、人との関わり合いの中で成長していく存在です。地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中で子どもが育つことが困難になっており、また、不登校やひきこもりなどの多様なニーズに対応した、すべての子どもが安全で安心できる居場所づくりが求められています。

①働きやすい環境づくり

共働き世帯の増加、生活様式の多様化により、誰もが仕事と子育てが両立できる環境づくりが求められています。

ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を関連団体等と連携しながら行っていきます。

働き方の見直しは、人材確保の観点から事業者にとっても必要であることを踏まえて、事業者に対する情報提供等を実施していきます。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
5-1-1	ワーク・ライフ・バランスの理解促進と機運醸成	人権施策推進課
	安来市企業等人権・同和問題研修会で島根労働局や松江職業安定所と連携して、説明会や講演会を行います。男女共同参画の職場づくりやワーク・ライフ・バランスについて、具体的積極的な啓発の場を設けます。 また、市報・ホームページ等を利用して情報提供を行います。	
5-1-2	育児・介護休暇制度に向けた就業環境の整備	人権施策推進課
	企業・事業所等へ育児・介護休暇制度の活用について、意識啓発や情報提供を積極的に行います。	

5-1-3	男女共同参画社会への意識啓発	人権施策推進課
	各交流センターとの連携を図りながら男女共同参画の視点を持った人権講座を開催します。また、男女共同参画週間に、男女共同参画の視点を持った図書の展示を行います。各種団体や地域と連携し、男性が参加しやすい広報を行うなど、参加者数の増加に取り組みます。	

②こども・若者の自立に向けた支援

すべてのこども・若者が社会の一員として、持てる能力を生かし、主体的に社会に参加できるよう、困難を有するこども・若者やひきこもりの人へ必要な支援を実施し、日常生活での自立、経済的自立、社会的自立を促進します。

概ね 39 歳までの社会生活を営む上で困難や生きづらさを有するこども・若者等を対象に、相談支援窓口を設け、信頼関係を構築しながら、一人ひとりの状況に応じた継続的な相談・支援を実施します。

事業No.	事業名	担当課
	事業内容	
5-2-1	子ども・若者総合相談窓口	福祉課
	社会生活を営む上で、様々な悩みや困難を抱えていたり、生きづらさを感じているこども・若者等の相談を受け止める総合相談窓口を設置します。本人の意向や希望に沿った伴走型の支援により、就労支援や学習支援、関係機関へのつなぎなどを行います。また、家族や関係機関等からの相談にも対応します。	
5-2-2	居場所事業	福祉課
	こどもや若者にとって安心できる居場所は、社会体験や利用者同士の交流、学習の場などになり、自身の成長や自立に向けた意欲を醸成します。困難を有するこども・若者等の社会的自立を支援するため、年間を通じて利用できる居場所を設置します。	
5-2-3	社会体験・就労体験事業	福祉課
	困難を有するこども・若者等を対象に、居場所以外で体験活動を行い、生活習慣の改善やコミュニケーション能力の向上など、自立に必要な社会性を育み、社会とのつながりの回復を図る体験活動を実施します。 また、就労意欲の醸成や就労に向けた興味や自己の可能性を見いだす契機づくりとして、事業に理解を示す協力事業所において、就労を前提とした体験活動を行います。	
5-2-4	アウトリーチによる継続的支援	福祉課
	ひきこもり傾向にある方については、自宅等日常生活の場へのアウトリーチを行い、本人との信頼関係の構築に粘り強く取り組みます。また、家族との面談等を通じて、家族の心理的なサポートや関わり方の提案や助言を行います。	

5-2-5	こころと身体の健康についての相談	いきいき健康課
	こころの不調、悩みごとの相談に応じるとともに、生きづらさの相談やSNSでの専門相談を行う関係機関の周知に努めます。 関係機関：松江保健所（心の健康支援課）（TEL 0852-23-1316） 島根いのちの電話（TEL 0852-26-7575） 島根県立心と体の相談センター（TEL 0852-21-2045）	
5-2-6	社会を明るくする運動	福祉課
	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」の啓発・推進を行います。	

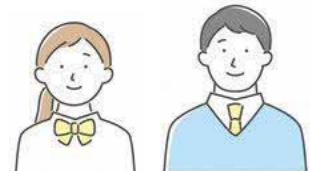
PICK UP

安来市こども・若者サポートセンター「ちょっこし」

令和6年10月にみんなの居場所としてオープンしました。

「学校を卒業してから家から出られない」「人に会うと緊張してしまう」「焦る気持ちはあるが、一歩踏み出せない」「居場所がほしい」など、さまざまな悩みを抱えている方が安心して過ごせる居場所をめざしています。

のんびり過ごしたり、本を読んだり、学習の場としても利用できます。



中学卒業～おおむね

39歳までの方対象



（祝日、お盆、年末年始はお休みします）

スタッフより

好きなことをしてゆっくりと自分の時間を過ごしたい方、何かしたいけど動き出すきっかけが欲しい方、興味があればお気軽にご連絡ください。「ちょっこし」はみんなの居場所です。

お問い合わせ

所在地：安来市伯太町東母里 531
（JAしまね伯太支店向い、母里老人福祉センター敷地内）
電話：0854-26-4915 FAX：0854-26-4326
E-mail：unpaku@dojyokko.ne.jp
※利用の際は事前にご連絡ください。
まずはお気軽にお問い合わせください。

2. 推進体制

①切れ目のない支援体制の構築

計画で位置づけた施策は、教育、福祉、保健・医療、雇用、矯正・更生保護、青少年健全育成など多くの分野に関わりますが、こどもの成長過程や支援の必要性に応じて、総合的に対応できる体制の構築が求められます。困難を抱えるすべてのこどもが真に必要な支援を受けながら、健やかに成長し、社会的に自立できるよう、子ども未来課を主要な窓口として、庁内関係部局をつなぐネットワーク体制を整備し、一層の連携強化を図り、切れ目のない支援体制を構築します。

また、住民が希望する保育ニーズに応えられるよう、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じたサービスを提供するため、行政、教育・保育施設の実施主体等が相互に連携・協働しながら地域ぐるみで取組を進めていきます。

②支援を必要とする方への的確な情報提供

こどもの成長に関わる施策は多分野にわたり、関係機関も様々であるため、支援を必要とするこどもやその家庭が相談したい場合、相談先がわからずに相談できず、不安を抱えたままにいる可能性があります。個々の施策や関係機関について周知を図り、必要な人が必要な情報、施策、相談機関への確にアクセスできるよう、必要な対応を図ります。

③進捗評価

計画策定（Plan）、事業の実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルに基づいて、本計画を着実に推進していきます。

各施策について関係各課が毎年の施策の実施状況を点検し、関係団体、学識経験者などで構成する「安来市子ども・子育て推進会議」へ報告し、協議した結果を市のホームページなどにより公表します。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを行うものとします。

第Ⅳ章 教育・保育及び地域こども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

本章では、教育・保育及び地域こども・子育て支援事業について、5年間の「見込量」（利用ニーズ量）及び「確保方策」（見込量に対応して確保する提供体制）を定めます。

※本計画は、「第3期安来市子ども・子育て支援事業計画」を包含しており、本章で使用する「第2期計画」「第3期計画」とは「安来市子ども・子育て支援事業計画」を示しています。

1. 教育・保育の提供についての考え方

（1）提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育を提供する単位として、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、提供区域を「市全域」とします。

（2）提供についての考え方

【教育・保育施設の一体的提供の推進】

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能をあわせ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に係わらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。認定こども園においては、児童福祉と学校教育の両面から、こども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

【幼稚園での預かり保育の充実】

共働きでも幼稚園を利用される場合は、1号認定を受けることができます。幼稚園でも、3～5歳児に対する預かり保育の充実（長時間化・通年化）を実施し、保育を必要とする3～5歳児のこどもの預かりニーズにこたえます。

【インクルーシブ保育の実践】

障がいや特性のあるこどもが健全に健やかに成長していくよう関係機関と連携し、一人ひとりの特性にあった障がい児へのサービスや支援の充実を図るとともに、障がいのあるこどもを育てる保護者や家族の不安や相談の受け止めやサポートを行い、家族支援、保護者支援を行います。

保護者や保育施設から発達に関する相談を受け、こどもの状況に応じて専門スタッフによる支援や、他機関との連携による支援を行います。

【教育・保育の質の向上】

質の高い教育・保育を提供するために、専門職としての必要な資質・能力を高めることができるよう、研修の充実を図ります。あわせて、教育・保育に関する専門性を有する幼児教育アドバイザーを配置します。今後、増加が予想される外国人のこどもへの対応や第三者評価制度を活用し、質の向上に努めます。また、幼・保・小の連携及び情報共有を強化し、小学校生活への円滑な接続ができるよう支援していきます。

【産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用への支援】

産前産後休業、育児休業明けに仕事復帰を希望される保護者が円滑に保育施設を利用できるよう、産前産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供・ニーズの取得、相談支援等を行っています。

2. 教育・保育施設等の目標事業量と提供体制

■認定区分について

区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上の小学校就学前のこども		満3歳未満の 小学校就学前のこども
対象条件	2号認定のこども以外	保護者の就労又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	
対象施設	幼稚園・認定こども園	保育所(園)・認定こども園	

認定区分とは…子ども・子育て支援制度に基づく教育・保育事業を利用するにあたっては、3区分からなる認定を市町村から受ける必要があります。認定区分は、年齢と保育の必要性によって、1号、2号、3号のいずれの区分に認定され、区分により利用できる施設が異なります。

2号認定のうち、幼稚園を希望する方は2号認定①、保育所(園)・認定こども園を希望する人は2号認定②として分類します。

■市内の施設一覧（幼稚園・保育所（園））

区分	施設名	運営	定員（単位：人）					備考
			計	1号	2号	3号		
				3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
幼稚園	安来幼稚園	公立	30	30				
	宇賀荘幼稚園	公立	29	29				休園中
保育所 （園）	安来保育所	公立	76		54	20	2	
	切川保育所	公立	38		30	8		
	あゆみ保育園	私立	40		22	12	6	

(令和6年4月現在)

■市内の施設一覧（認定こども園）

区分	施設名	運営	定員（単位：人）					備考
			計	1号	2号	3号		
				3-5歳	3-5歳	1-2歳	0歳	
幼保連携型 認定こども園	認定こども園荒島	公立	54	5	32	17		
	あかえこども園	私立	76	6	43	18	9	
	ふたばこども園	私立	116	6	60	35	15	
幼稚園型 認定こども園	島田こども園	公立	30	10	20			
	能義こども園	公立	60	50	10			休園中
保育所型 認定こども園	認定こども園飯梨	公立	45	5	23	12	5	
	認定こども園大塚	公立	46	5	26	15		
	認定こども園広瀬	公立	30	5	21	4		
	認定こども園比田	公立	25	5	10	8	2	
	認定こども園布部	公立	25	5	11	8	1	休園中
	認定こども園安田	公立	55	5	25	20	5	
	認定こども園母里	公立	49	5	26	10	8	
	認定こども園井尻	公立	25	5	10	9	1	休園中
	認定こども園赤屋	公立	25	5	10	9	1	
	やすぎこども園	私立	65	5	42	10	8	
	みゆきこども園	私立	106	6	65	30	5	
	城谷こども園	私立	126	6	70	38	12	
	認定こども園 ひろせ保育園	私立	79	9	39	20	11	

（令和6年4月現在）

第2期計画の実績

■教育希望（1号・2号① 認定）

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①見込量	100	0	95	0	92	0	67	0	65	0
②確保方策	449	0	449	0	449	0	400	0	300	0
③利用数	64	0	61	0	52	0	46	0		
②-③	385	0	388	0	397	0	354	0		

■保育希望（2号②・3号 認定）

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	2号 ②	3号		2号 ②	3号		2号 ②	3号		2号 ②	3号		2号 ②	3号	
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
①見込量	722	428	156	688	460	156	660	493	156	672	455	155	704	455	155
②確保方策	722	472	156	688	506	156	660	534	156	672	470	170	704	470	170
③利用数	765	439	128	742	411	141	729	384	114	691	368	99			
②-③	-43	33	28	-54	95	15	-69	150	42	-19	102	71			

第3期計画の見込みと確保方策

【見込量の算出方法】

ニーズ調査の結果及び第2期計画の実績をもとに、算出しています。

また、安来市において2号認定①は、1号認定として取り扱っているため、見込量及び確保方策を1号認定に含めて算定しました。

【確保方策の考え方】

社会情勢を踏まえ、見込量を上回る確保方策を設定し、待機児童ゼロを継続していきます。

■教育希望（1号・2号① 認定）

単位：年当たりの実人数

区分	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①	1号	2号①
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳
①見込量	35	0	33	0	30	0	29	0	29	0
②確保方策	118	0	118	0	118	0	118	0	118	0
②-①	83	0	85	0	88	0	89	0	89	0

■保育希望（2号②・3号 認定）

単位：年当たりの実人数

区分	令和7年度			令和8年度			令和9年度			令和10年度			令和11年度		
	2号 ②	3号		2号 ②	3号		2号 ②	3号		2号 ②	3号		2号 ②	3号	
	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳	3-5 歳	1-2 歳	0 歳
①見込量	572	314	140	534	313	135	496	293	131	479	284	126	473	274	121
②確保方策	618	314	140	618	313	135	618	293	131	618	284	126	618	274	121
②-①	46	0	0	84	0	0	122	0	0	139	0	0	145	0	0

3. 地域こども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制

(1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。本市では、安来市子育て支援センター、つどいの広場、地域子育て支援センターどじょっこ、みゆきこども園、ふたばこども園の5カ所で開設しています。

第2期計画の実績

単位：月当たりの平均利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	695	728	763	763	763
②確保方策	695	728	763	763	763
③利用数	378	342	324	380	
②-③	317	386	439	383	

第3期計画の見込みと確保方策

【見込量の算出方法】

第2期計画の実績をもとに、国から示された算出手法に従い算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：月当たりの平均利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	381	382	382	383	383
②確保方策	381	382	382	383	383
②-①	0	0	0	0	0

(2) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

第2期計画の実績

■低学年

単位：週当たりの平均利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	15	15	15	15	15
②確保方策	15	15	15	15	15
③利用数	6	5	5	4	
②－③	9	10	10	11	

■高学年

単位：週当たりの平均利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	10	10	10	10	10
②確保方策	10	10	10	10	10
③利用数	1	1	2	2	
②－③	9	9	8	8	

第3期計画の見込みと確保方策**【見込量の算出方法】**

ニーズ調査の結果及び第2期計画の実績をもとに、算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

■低学年

単位：週当たりの平均利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	3	3	3	2	2
②確保方策	3	3	3	2	2
②－①	0	0	0	0	0

■高学年

単位：週当たりの平均利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	3	3	3	2	2
②確保方策	3	3	3	2	2
②－①	0	0	0	0	0

(3) 一時預かり事業

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、リフレッシュしたい時などに、主として昼間において、幼稚園・保育所（園）・認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で乳幼児を一時的に預かる事業です。本市では、幼稚園・保育所（園）・認定こども園で実施しています。

(3-1) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

第2期計画の実績

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	4,674	4,454	4,271	1,871	1,871
②確保方策	4,674	4,454	4,271	2,300	2,300
③利用数	984	1,684	1,502	1,005	
②－③	3,690	2,770	2,769	1,295	

第3期計画の見込みと確保方策

【見込量の算出方法】

第2期計画の実績をもとに、国から示された算出手法に従い算出しました。

また、2号認定①の預かり保育ニーズも含めて見込量及び確保方策を算定しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	1,016	1,021	1,026	1,032	1,037
②確保方策	1,016	1,021	1,026	1,032	1,037
②－①	0	0	0	0	0

(3-2) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

第2期計画の実績

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	2,632	2,656	2,692	1,138	1,138
②確保方策	2,632	2,656	2,692	2,000	2,000
③利用数	857	1,025	876	731	
②-③	1,775	1,631	1,816	1,269	

第3期計画の見込みと確保方策

【見込量の算出方法】

ニーズ調査の結果をもとに、国から示された算出手法に従い算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	1,314	1,228	1,140	1,102	1,087
②確保方策	1,314	1,228	1,140	1,102	1,087
②-①	0	0	0	0	0

(4) 時間外保育事業（延長保育）

事業概要

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所(園)、認定こども園等で保育を実施する事業です。本市においては、すべての保育所(園)、認定こども園で行っています。

第2期計画の実績

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	553	552	553	558	571
②確保方策	674	674	674	674	674
③利用数	567	612	568	537	
②－③	107	62	106	137	

第3期計画の見込みと確保方策**【見込量の算出方法】**

これまでの実績をもとに、国から示された算出手法に従い算出しました。

【確保方策の考え方】

幼児教育・保育の無償化によるニーズ増の可能性も踏まえ、見込量を上回る確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの実人数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	523	516	509	502	495
②確保方策	628	628	628	628	628
②－①	105	112	119	126	133

(5) 病児・病後児保育事業

事業概要

病気や病後のこどもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育等を実施する事業です。本市においては、病児保育を安来第一病院で、病後児保育を認定こども園ひろせ保育園で行っています。医療機関等と連携を図り、幼稚園・保育所（園）・認定こども園からの医療的な相談に対応していきます。

第２期計画の実績

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
①見込量	1,994	1,991	1,997	2,014	2,061
②確保方策	2,062	2,062	2,062	2,062	2,062
③利用数	30	96	95	42	
②－③	2,032	1,966	1,967	2,020	

第３期計画の見込みと確保方策**【見込量の算出方法】**

ニーズ調査の結果をもとに、国から示された算出手法に従い算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量を上回る確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和１０年度	令和１１年度
①見込量	1,422	1,332	1,288	1,257	1,203
②確保方策	2,151	2,151	2,151	2,151	2,151
②－①	729	819	863	894	948

(6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後に専用のクラブ室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。本市では地域を主体として、各小学校区（一部を除く。）で実施しています。

また、国において、放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育での推進を図るため令和5年12月に「放課後児童対策パッケージ」が策定されました。これまで推進してきた放課後児童クラブと放課後子ども教室の校内交流型に留まらず、多様な居場所づくりを推進し、質の向上に資する取組を多角的に実施する必要があります。本市においても、次代を担う人材を育成するため、すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブを開設する場の確保、運営する人材の確保、適切な利用調整（マッチング）が求められています。

【放課後子ども教室推進事業】

放課後子ども教室を希望する学校区を調査・把握し、実施に向けて計画的な整備を推進し、継続的・安定的に運営をしていく中で、必要な連携方策等について検討していきます。

（学校内における放課後児童クラブに関する方策）

小学校の余裕教室等の活用や、放課後子ども教室と連携する放課後児童クラブと連携し、地域のこどもと共に過ごし交流する場を一体的に計画するなど、地域や保護者のニーズにあわせて必要な方策について検討していきます。

（特別な配慮を要する児童への対応に関する方策）

放課後児童クラブで、特別な配慮を必要とする児童も安心・安全に生活ができるよう、専門の支援員等の配置を行うとともに、一人ひとりの状態を把握した上で、その状態に応じた必要な支援を行うよう努めます。

（関係部局の連携に関する方策）

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の関係部局が定期的に協議の場を持ち、総合的な放課後児童の居場所対策を進めます。

（コミュニティ・スクールとの連携）

放課後児童対策の改善・充実を図る上でも、コミュニティ・スクールの仕組みを活用し、関係者間の連携・協力について検討していきます。

（放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組）

放課後児童クラブの開所時間は、各運営主体で定めていますが、保護者ニーズや運営主体の体制等を踏まえ、地域の実情に応じた開所時間となるよう協議を行っていきます。

【以下「放課後児童対策パッケージ」より抜粋】

(放課後児童クラブにおける常勤職員配置の改善・拡充)

安定的な運営を図るとともに、職員の安定的、継続的な関わりを促進する観点から、国の「加速化プラン」を踏まえ、常勤の放課後児童支援員の拡充と、キャリアアップを応援する取組を検討していきます。(令和6年こども家庭庁予算案)

(質の向上に資する研修の充実等)

国の「地域と学校の連携・協働体制構築事業」を踏まえて、放課後子ども教室をはじめとした地域学校協働活動の質の向上を図り、地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等に対する研修を検討していきます。

(学校外における放課後児童クラブに関する方策)

居場所や人材の確保のためには、学校施設内外問わず、活用できる場を求めていく必要があります。学校敷地外でも、地域のこどもと共に過ごし交流や・利活用できる居場所との連携や、施設整備の拡充について検討していきます。

第2期計画の実績

■低学年

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	440	443	437	437	418
②確保方策	400	455	455	455	455
③利用数	391	426	460	430	
②－③	9	29	-5	25	

■高学年

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	99	95	93	86	87
②確保方策	85	100	100	100	100
③利用数	106	120	122	93	
②－③	-21	-20	-22	7	

■合計

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	539	538	530	523	505
②確保方策	485	555	555	555	555
③利用数	497	546	582	523	
②－③	-12	9	-27	32	

第3期計画の見込みと確保方策**【見込量の算出方法】**

該当年齢の推計数及びニーズ調査の結果をもとに、学年ごとに算出しました。

【確保方策の考え方】

第3期計画期間中において待機児童ゼロをめざし、確保方策の拡充を進めます。

単位：年当たりの実人数

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	①見込量	609	568	539	495	451
	1年生	181	145	155	128	117
	2年生	162	163	130	140	115
	3年生	132	124	125	100	107
	4年生	66	67	63	63	50
	5年生	44	43	41	39	39
	6年生	24	26	25	25	23
②確保方策		609	609	609	609	609
②-①		0	41	70	114	158

(7) 妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本市においては、妊娠届出時に 14 回分の受診券を配布しています。

第 2 期計画の実績

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①見 込 量	3,738	3,738	3,738	3,738	3,738
②確保方策	3,738	3,738	3,738	3,738	3,738
③利 用 数	2,387	2,147	1,868	2,061	
②－③	1,351	1,591	1,870	1,677	

第 3 期計画の見込みと確保方策

【見込量の算出方法】

出生数の推計に対し、一人当たり 14 回の健診受診を見込み算定しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見 込 量	2,170	2,100	2,030	1,960	1,876
②確保方策	2,170	2,100	2,030	1,960	1,876
②－①	0	0	0	0	0

(8) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

第 2 期計画の実績

単位：年当たりの実人数

区分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
①見 込 量	272	272	272	272	272
②確保方策	272	272	272	272	272
③利 用 数	205	192	147	175	
②－③	67	80	125	97	

第 3 期計画の見込みと確保方策

【見込量の算出方法】

国から示された算出手法に従い出生数の推計値を算出し、見込み量と確保方策としました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの実人数

区分	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見 込 量	155	150	145	140	134
②確保方策	155	150	145	140	134
②－①	0	0	0	0	0

(9) 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導、アドバイス等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

第2期計画の実績

単位：年当たりの実人数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	50	50	50	50	50
②確保方策	70	70	70	70	70
③利用数	30	40	20	8	
②－③	40	30	50	62	

第3期計画の見込みと確保方策**【見込量の算出方法】**

第2期計画の実績をもとに、算出しました。

【確保方策の考え方】

第3期計画時における確保体制を維持します。

単位：年当たりの実人数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	20	20	20	20	20
②確保方策	20	20	20	20	20
②－①	0	0	0	0	0

(10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

第2期計画の実績

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	16	16	16	16	17
②確保方策	16	16	16	16	17
③利用数	0	0	4	0	
②－③	16	16	12	16	

【参考データ：第2期】

単位：年当たりの利用実数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用回数	0	0	1	0	

第3期計画の見込みと確保方策**【見込量の算出方法】**

年の延べ利用回数から、国から示された算出手法に従い算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの延べ利用回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

(11) 利用者支援事業

事業概要

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談、アドバイス等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

第2期計画の実績

単位：実施箇所数

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①見込量	1	1	1	1	1
②確保方策	1	1	1	1	1
③実施数	1	1	1	1	1
②－③	0	0	0	0	0

第3期計画の見込みと確保方策

【見込量の算出方法】

市全域を対象に利用ニーズを十分に満たせる箇所数を想定し、算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、母子保健機能を担う「子育て世代包括支援センター」と児童福祉機能を担う「子ども家庭総合支援拠点」を統合した「こども家庭センター“ぴっこりに”」を設置します。

単位：実施箇所数

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②確保方策	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
②－①		0	0	0	0	0

(12) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要

妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

第3期計画の見込みと確保方策

【見込量の算出方法】

妊娠届出数をもとに3回実施すると仮定し、国から示された算出手法に従い算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの回数

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量		465	450	435	420	402
②確保方策	こども家庭センター	465	450	435	420	402
	こども家庭センター以外	0	0	0	0	0
②－①		0	0	0	0	0

※第3期計画より掲載する事業です。

(13) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）

事業概要

すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化することを目的に、保育所や認定こども園に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもを養育する家庭が月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる事業です。安来市では令和8年度から実施します。

第3期計画の見込みと確保方策**【見込量の算出方法】**

受入れ対象年齢の未就園児数の推計をもとに、国から示された算出手法に従い算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量と同数の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：一日当たりの必要定員数

区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①見込量	-	3	3	3	3
	②確保方策	実施せず	3	3	3	3
	②-①	-	0	0	0	0
1歳児	①見込量	-	2	2	2	2
	②確保方策	実施せず	2	2	2	2
	②-①	-	0	0	0	0
2歳児	①見込量	-	1	1	1	1
	②確保方策	実施せず	1	1	1	1
	②-①	-	0	0	0	0

※令和8年度より開始する事業のため、第2期計画の実績はありません。

(14) 産後ケア事業

事業概要

産後の母子等に対し、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援することを目的として実施する事業です。

第3期計画の見込みと確保方策**【見込量の算出方法】**

出生数の推計をもとに国から示された算出手法に従い算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの回数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	150	145	140	135	130
②確保方策	150	145	140	135	130
②－①	0	0	0	0	0

※第3期計画より掲載する事業です。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

第3期計画の見込みと確保方策**【見込量の算出方法】**

利用ニーズのある保護者及びその児童数と、国から示された算出手法に従い算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの延日数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	5	5	5	5	5
②確保方策	40	40	40	40	40
②－①	35	35	35	35	35

※第3期計画より掲載する事業です。

(16) 児童育成支援拠点事業

事業概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

第3期計画の見込みと確保方策

【見込量の算出方法】

利用ニーズのある保護者及びその児童数と、国から示された算出手法に従い算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの実数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	5	5	5	5	5
②確保方策	5	5	5	5	5
②－①	0	0	0	0	0

※第3期計画より掲載する事業です。

(17) 親子関係形成支援事業

事業概要

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

第3期計画の見込みと確保方策

【見込量の算出方法】

利用ニーズのある保護者及びその児童数と、国から示された算出手法に従い算出しました。

【確保方策の考え方】

見込量の確保方策を設定し、利用希望者全員にサービスを提供できる体制を維持します。

単位：年当たりの実数

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
②－①	0	0	0	0	0

※第3期計画より掲載する事業です。

4. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、対象となる保護者は、市町村から「子育てのための施設等利用給付認定」を受ける必要がありますが、この「子育てのための施設等利用給付」の実施に当たり、子ども・子育て支援法第 60 条 1 項に規定される基本指針が一部改正され、市町村子ども・子育て支援事業計画において「子育てのための施設等利用給付の実施に当たって、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法について検討を行うこと等を定めること」が規定されました。

本市では、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、適切な給付を行うため、市内の教育・保育施設等と連携し適切な方法により給付を行っていきます。

参考資料

1. 就学前・小学生ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。これを受けて令和 2 年度から令和 6 年度を計画期間とする第 2 期計画の策定を行い、5 年間の子ども・子育て支援施策を推進してきました。

令和 7 年度を初年度とする第 3 期計画の策定にあたり、市民の子育て支援に関する生活実態や要望・意見等を把握するために、ニーズ調査を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区分	就学前児童保護者調査	小学生保護者調査
1. 調査対象	市内に居住する0歳から5歳児までの小学校入学前児童の保護者	市内に居住する小学生の保護者
2. 調査方法	認定こども園等を通じて保護者に配布・回収又は郵送・回収	学校を通じて保護者に配布・回収
3. 調査時期	令和6年1月	令和6年1月
4. 回収状況	配布数 1,484人 回収数 909人 回収率 61.2%	配布数 1,689人 回収数 1,232人 回収率 72.9%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数点以下第 2 位を四捨五入して、小数点以下第 1 位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合があります。

また、複数回答で質問している調査項目においてはその合計は 100.0%を超えます。

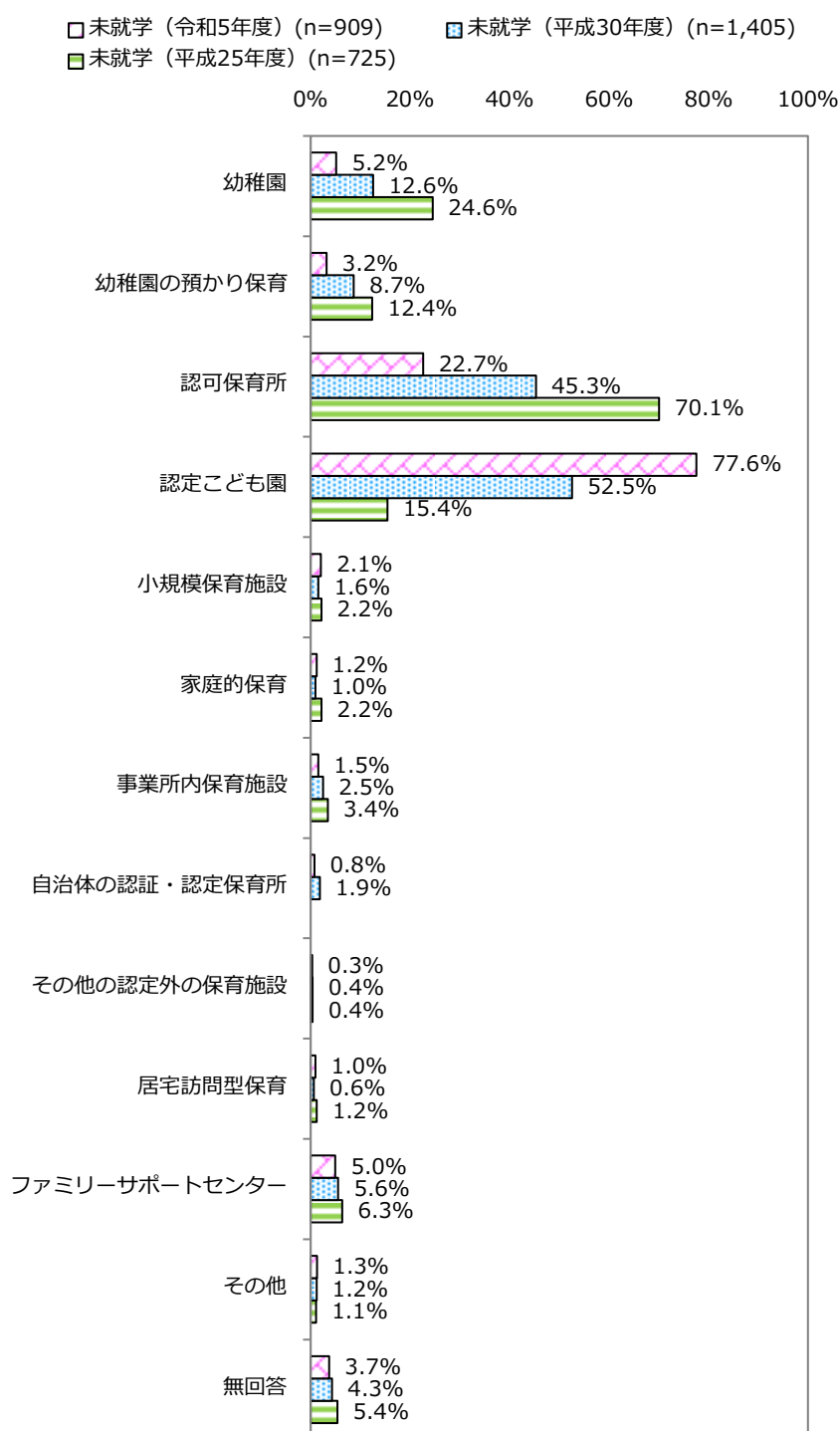
②就学前児童

■就学前児を持つ親の働き方（省略 p9,10 参照）

■平日の定期的な教育・保育事業のニーズ（省略 p11,12 参照）

■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

「認定こども園」の割合が77.6%で最も高く、次いで「認可保育所」の割合が22.7%、「幼稚園」の割合が5.2%と続きました。経年比較でみると、「認定こども園」の割合が増加し、「認可保育所」の割合が減少しています。



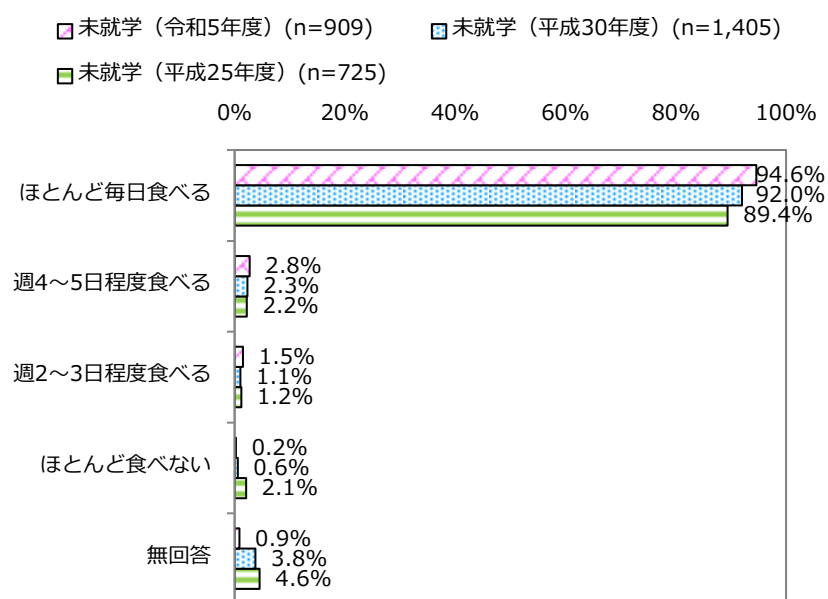
■病児・病後児保育のニーズ（省略 p13 参照）

■一時預かりのニーズ（省略 p14 参照）

■就学前児に対する虐待の現状（省略 p14, 15 参照）

■朝食の摂取状況

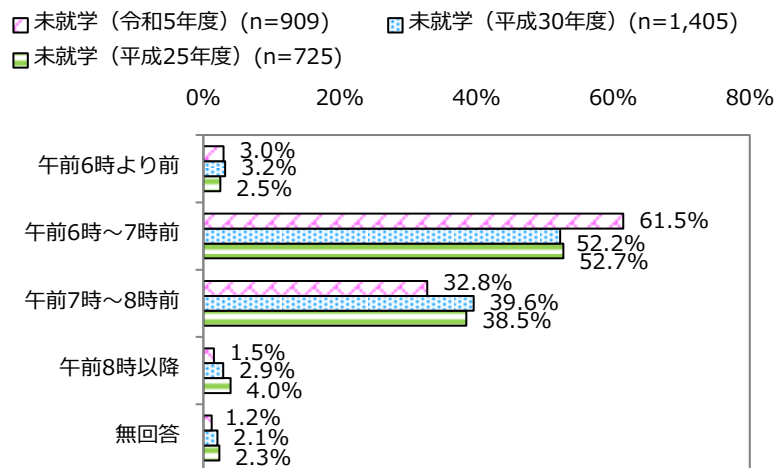
「ほとんど毎日食べる」の割合が全体の 9 割以上を占めました。経年比較でも、特に変化はみられませんでした。



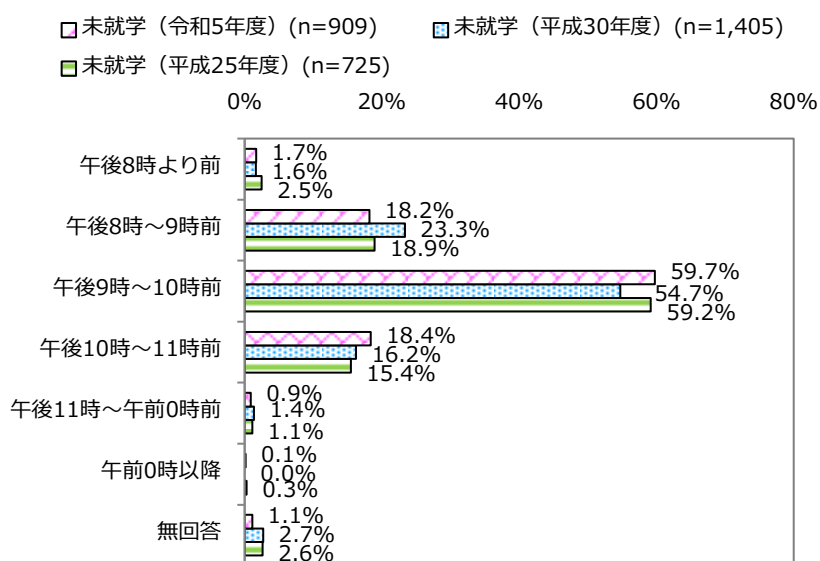
■平日の起床時刻・就寝時刻

起床時刻は「午前6時～7時前」の割合が61.5%、就寝時刻として「午後9時～10時前」の割合が59.7%と高くなりました。経年比較でも、特に変化はみられませんでした。

【起床時刻】



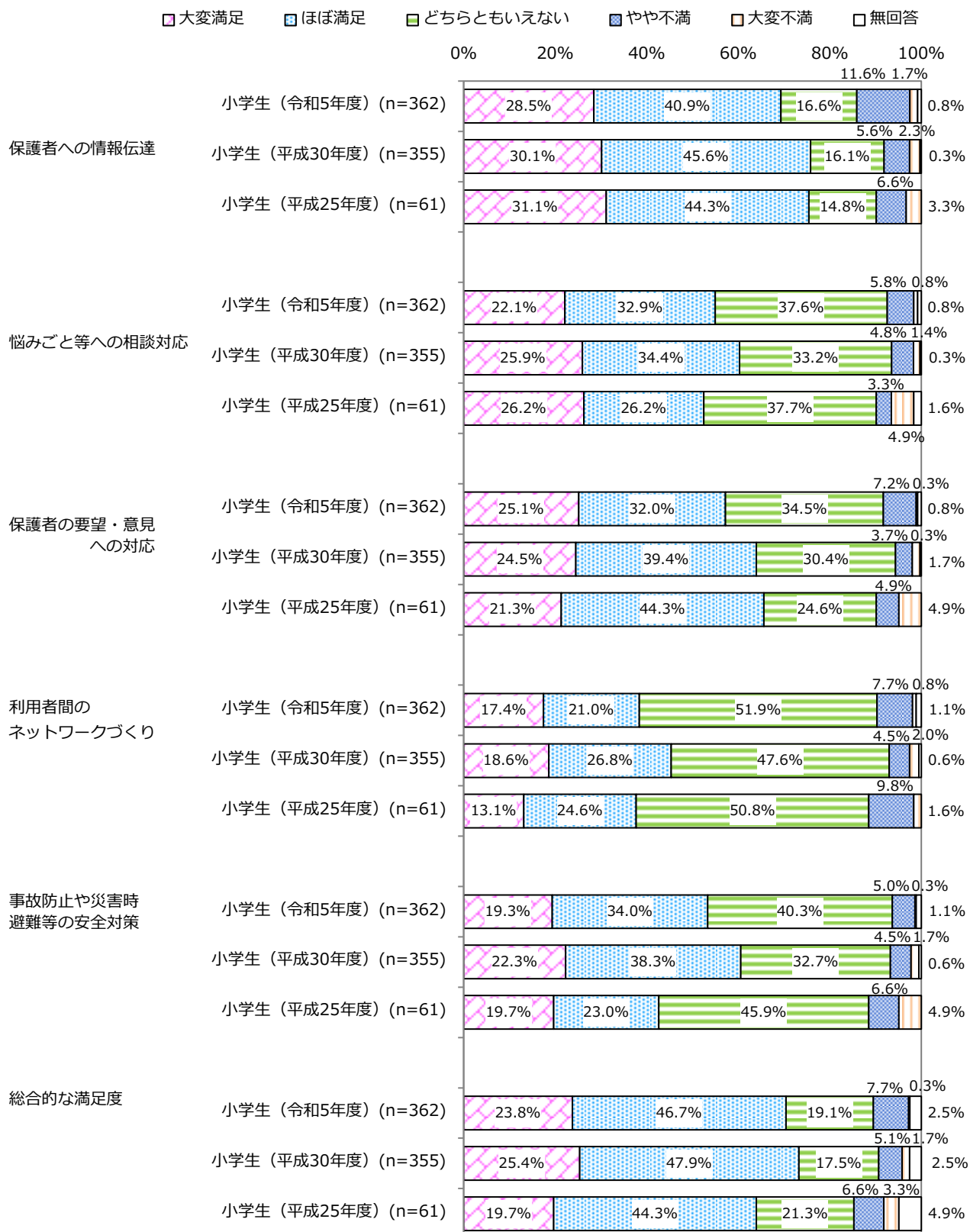
【就寝時刻】



③小学生

■放課後児童クラブの評価

「利用者間のネットワークづくり」以外の項目で全体の約5割～8割が「満足」となりました。
 経年比較でも、特に変化はみられませんでした。



(続き)

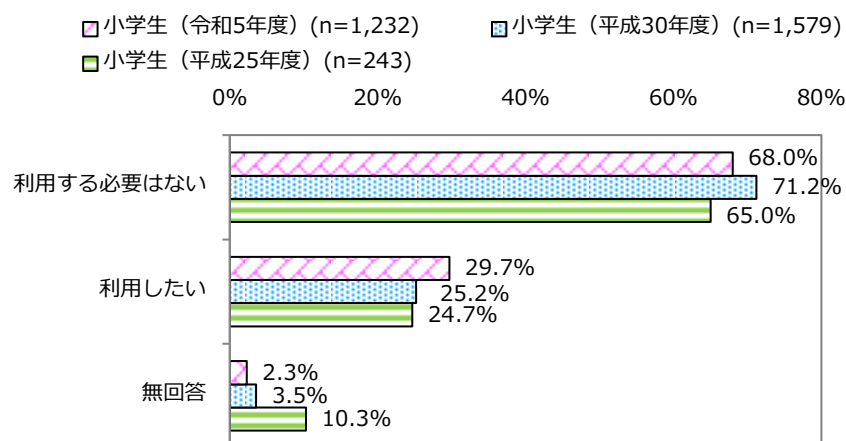


■小学生の放課後児童クラブのニーズ

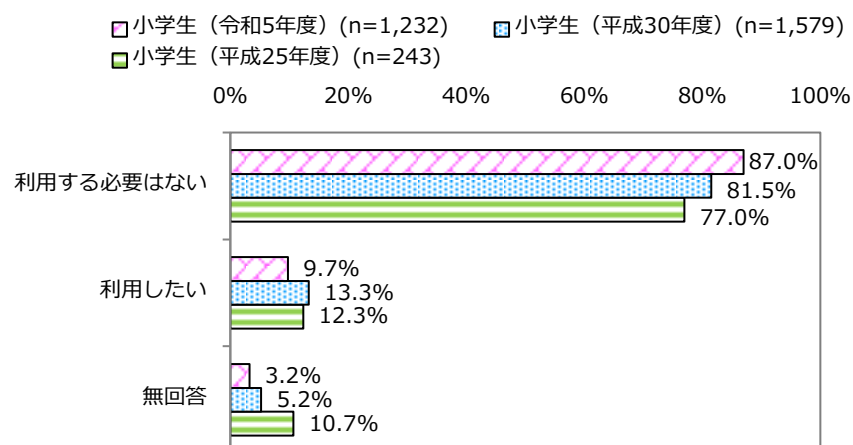
放課後児童クラブのみの利用意向に対する問いでは、「利用する必要はない」が平日は全体の約 7 割、土曜日は全体の約 9 割、日曜日・祝日は全体の約 9 割、長期休暇期間中は全体の約 5 割を占めました。

※平成 25 年度は小学生低学年のみ集計

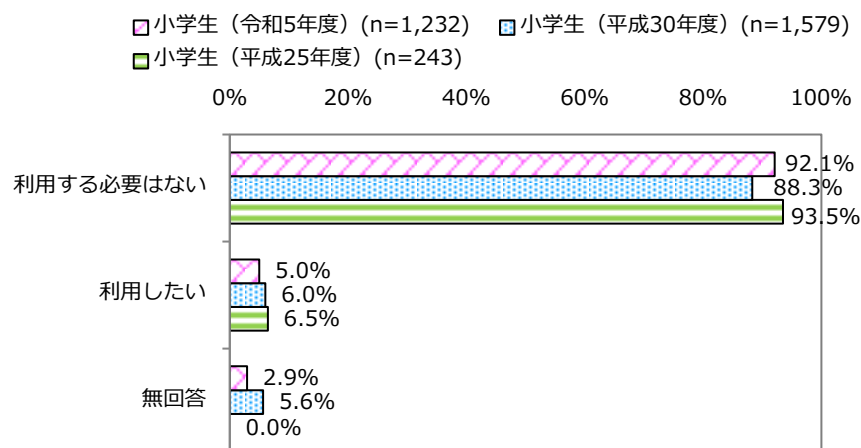
①平日



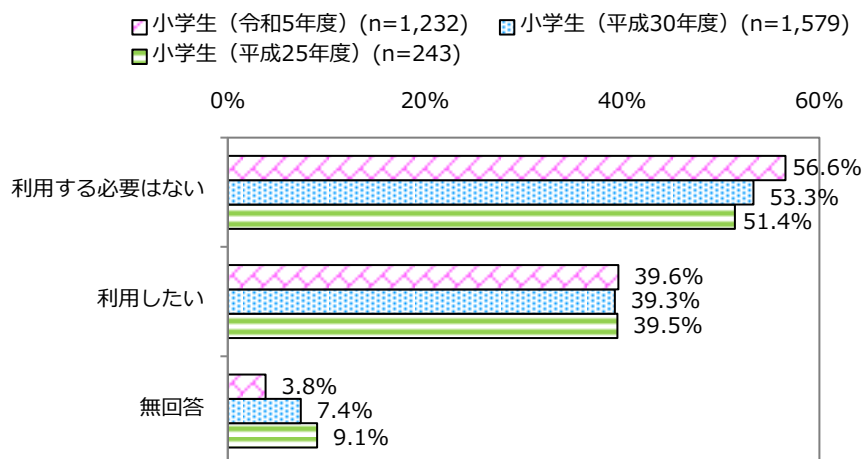
②土曜日



③日曜日・祝日



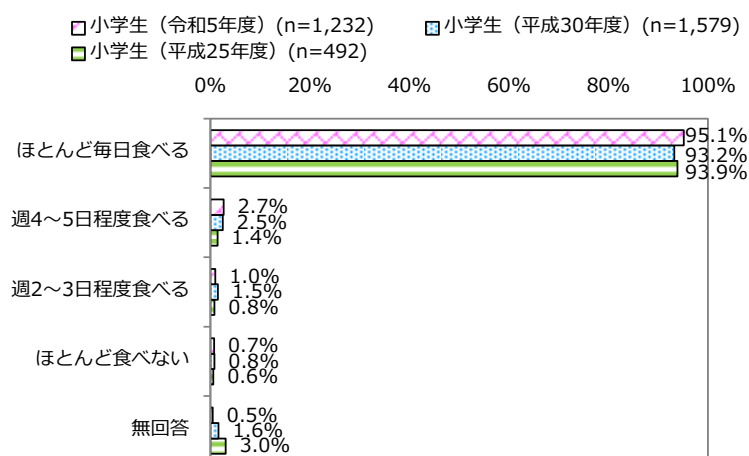
④夏休みや冬休み等の長期休暇期間中



⑤平日の放課後の過ごし方（省略 p15 参照）

■朝食の摂取

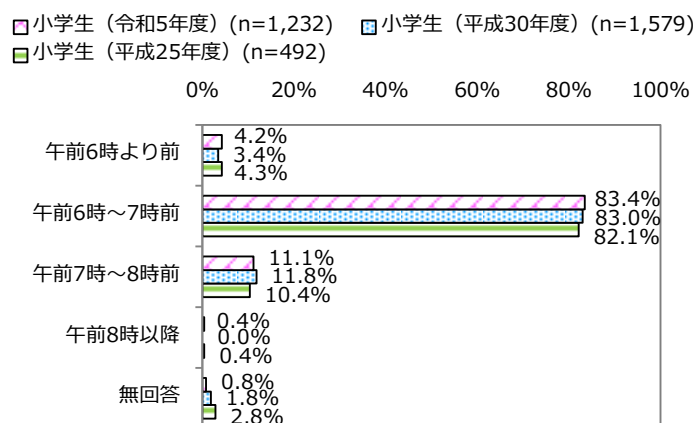
「ほとんど毎日食べる」の割合が全体の9割以上を占め、経年比較に変化はみられませんでした。



■平日の起床時刻・就寝時刻

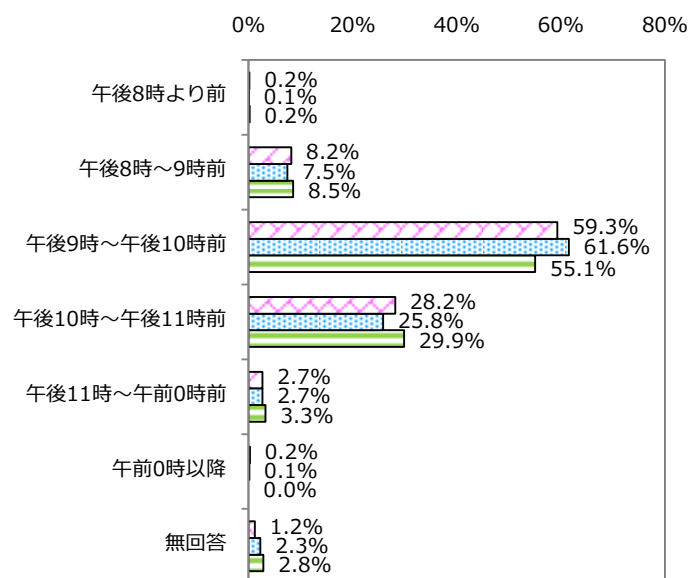
起床時刻として「午前6時～7時前」の割合が83.4%、就寝時刻として「午後9時～10時前」の割合が59.3%と高くなりました。経年比較でも、特に変化はみられませんでした。

【起床時刻】



【就寝時刻】

■ 小学生（令和5年度）（n=1,232） ■ 小学生（平成30年度）（n=1,579）
 ■ 小学生（平成25年度）（n=492）



2. 中学生・高校生ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

令和5年4月に施行された“こども基本法”（令和4年法律77号）では、こども施策の策定・実施・評価に当たっては、こどもや若者、子育て当事者等の意見を反映させるための必要な措置を講ずることが、地方公共団体に義務付けられました。

本調査は、この法に従い、令和7年度から5年間のこども政策を計画するにあたり、中学校・高校の2年生にあたる14～17歳の当事者にアンケートを行い、安来市にしてほしいことや、自分や身の周りのことなどについて、どのようなことを考えているか、意見をお聴きするために実施しました。アンケートを基にこどもが健全に成長し、暮らしていけるまちづくりを進めるために活用します。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区分	中学2年生調査	高校2年生調査
1. 調査対象	市内の中学2年生	市内の高校2年生
2. 調査方法	学校でアンケート協力のお願ひ文を配布 お願ひ文からQRコードで回答フォームに誘導し、ウェブ回答	
3. 調査時期	令和6年7月～8月	
4. 回収状況	回収数 81票	回収数 62票

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

算出されたパーセントは、小数点以下第2位を四捨五入して、小数点以下第1位までの表示としているため、その合計が必ずしも100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においてはその合計は100.0%を超えます。

②ニーズ調査結果（各項目、中学生→高校生の順にグラフを掲載）

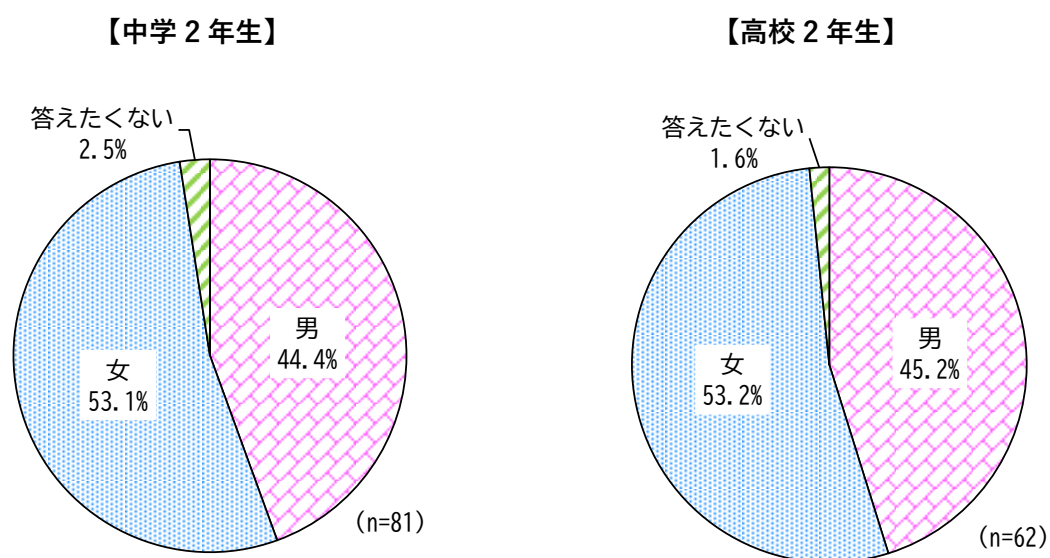
あなた自身とご家族について

問1. あなた自身とご家族に関してお答えください。

問1-1. あなたの性別

性別について、中学生では「男」が44.4%、「女」が53.1%となっています。

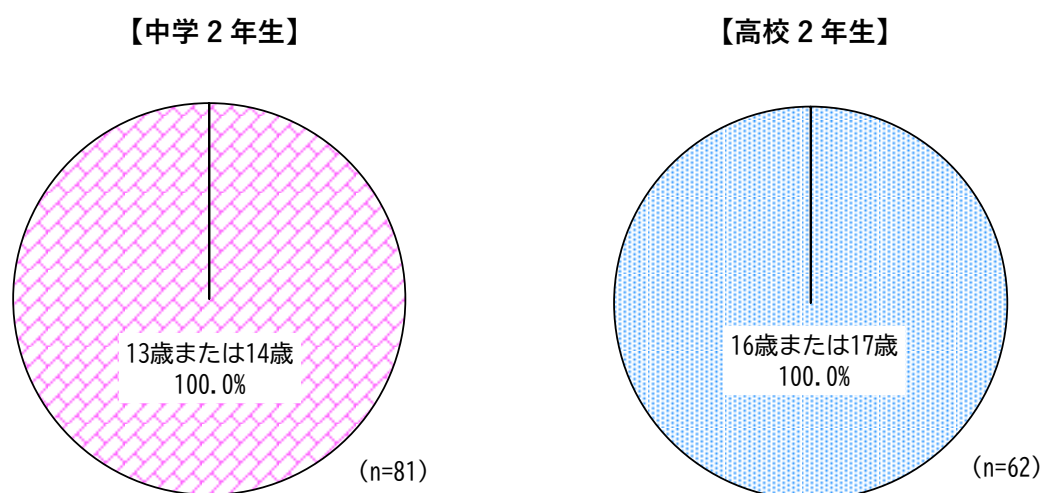
高校生では「男」が45.2%、「女」が53.2%となっています。



問1-2. あなたの年齢

年齢について、中学生では「13歳または14歳」が100.0%となっています。

高校生では「16歳または17歳」が100.0%となっています。

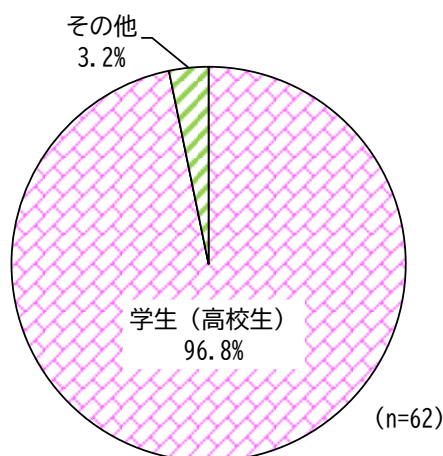


問1-2-A. あなたは次のどれに該当しますか

【問1-2で「16歳または17歳」を選んだ人のみ】

「16歳または17歳」を選んだ人について、「学生（高校生）」が96.8%となっています。

【高校2年生】



■ その他

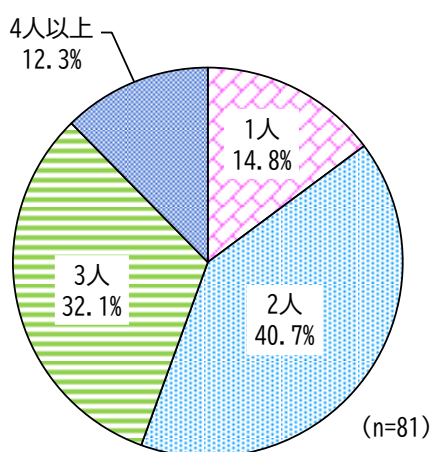
- ・ 無職ではある
- ・ バイト

問1-3. 兄弟姉妹の人数

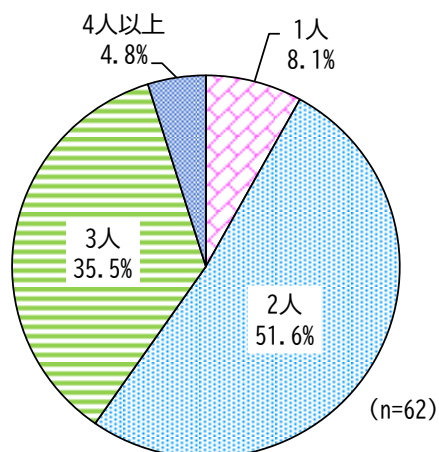
兄弟姉妹の人数について、中学生では「2人」が40.7%で最も多く、次いで「3人」で32.1%、「1人」で14.8%と続きます。

高校生では「2人」が51.6%で最も多く、次いで「3人」で35.5%、「1人」で8.1%と続きます。

【中学2年生】



【高校2年生】



あなたの家庭での生活について

問2. あなたは、ふだん何時くらいに起きて、何時くらいに寝ますか

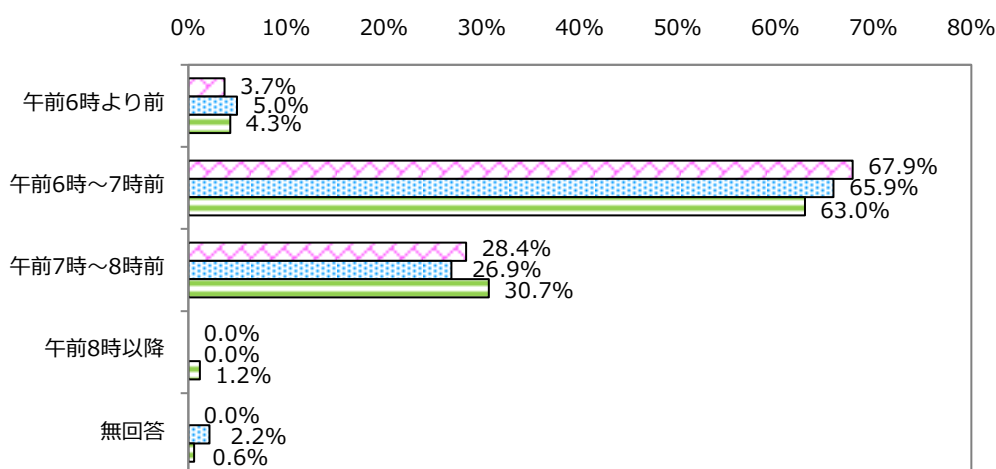
問2-1. 平日、あなたは何時くらいに起きますか

平日の起床時間について、中学生では「午前6時～7時前」が67.9%で最も多く、次いで「午前7時～8時前」で28.4%、「午前6時より前」で3.7%と続きます。

高校生では「午前6時～7時前」が51.6%で最も多く、次いで「午前7時～8時前」で21.0%、「午前6時より前」で19.4%と続きます。

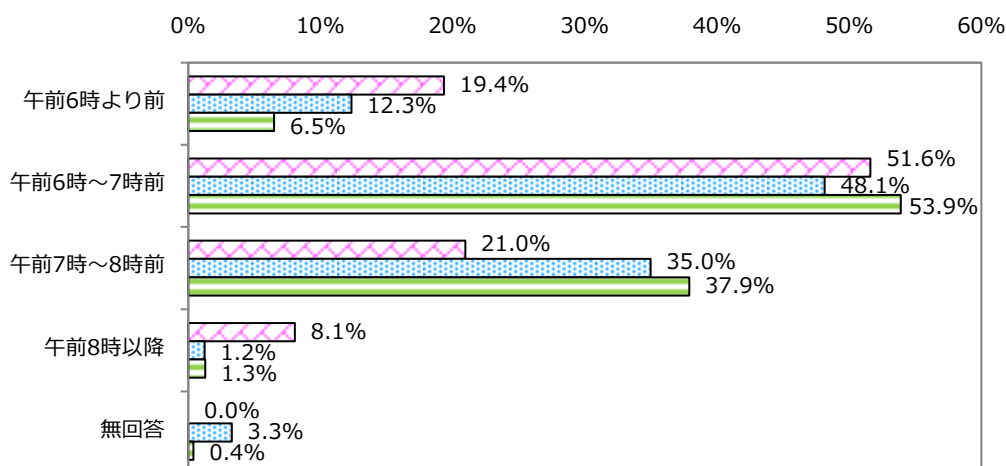
【中学2年生】

□ 中学生（令和6年度）（n=81） ■ 中学生（平成30年度）（n=320） ▨ 中学生（平成25年度）（n=322）



【高校2年生】

□ 高校生（令和6年度）（n=62） ■ 高校生（平成30年度）（n=243） ▨ 高校生（平成25年度）（n=232）



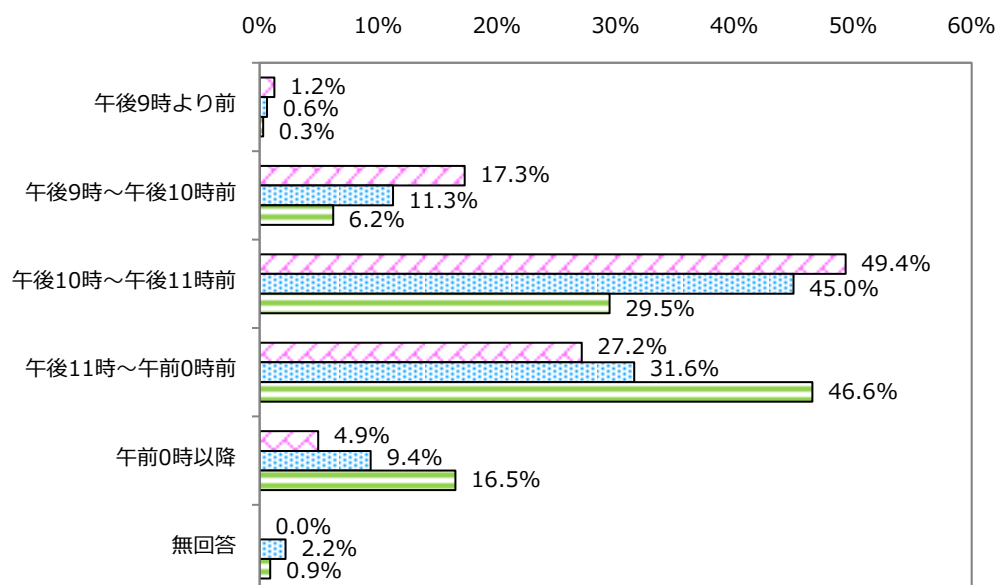
問2-2. 平日、あなたは何時くらいに寝ますか

平日の就寝時間について、中学生では「午後10時～午後11時前」が49.4%で最も多く、次いで「午後11時～午前0時前」で27.2%、「午後9時～午後10時前」で17.3%と続きます。

高校生では「午後11時～午前0時前」が40.3%と最も多く、次いで「午前0時以降」で38.7%、「午後10時～午後11時前」で16.1%と続きます。

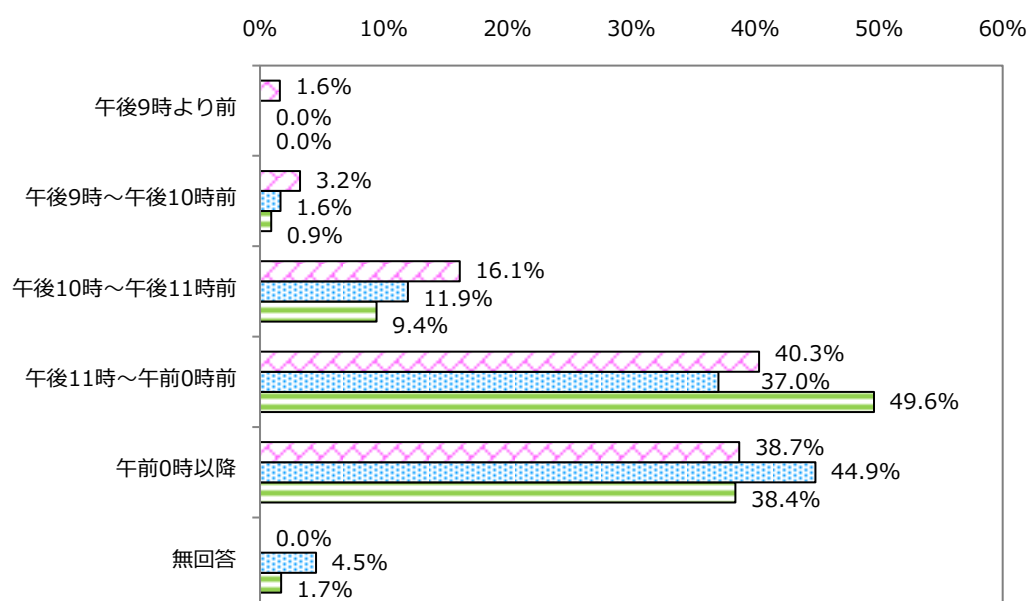
【中学2年生】

□ 中学生（令和6年度）（n=81） □ 中学生（平成30年度）（n=320） □ 中学生（平成25年度）（n=322）



【高校2年生】

□ 高校生（令和6年度）（n=62） □ 高校生（平成30年度）（n=243） □ 高校生（平成25年度）（n=232）

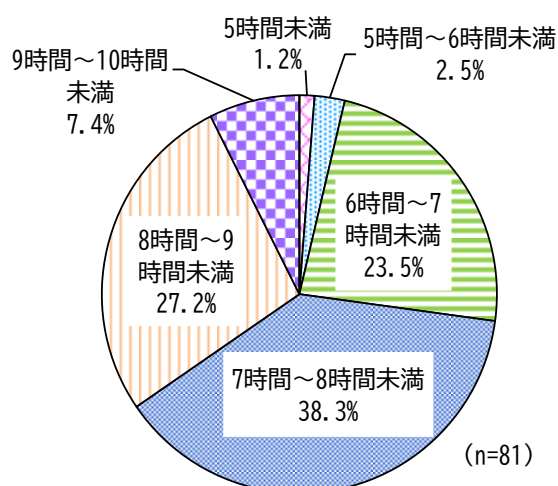


問2-3. 平日の、平均睡眠時間はどのくらいですか

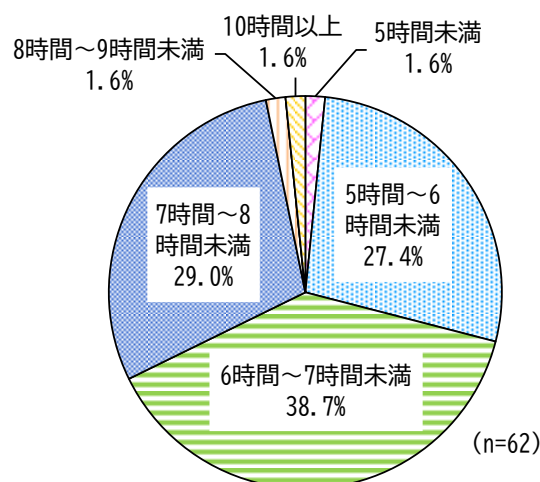
平日の平均睡眠時間について、中学生では「7 時間～8 時間未満」が 38.3%で最も多く、次いで「8 時間～9 時間未満」で 27.2%、「6 時間～7 時間未満」で 23.5%と続きます。

高校生では「6 時間～7 時間未満」が 38.7%と最も多く、次いで「7 時間～8 時間未満」で 29.0%、「5 時間～6 時間未満」で 27.4%と続きます。

【中学 2 年生】



【高校 2 年生】

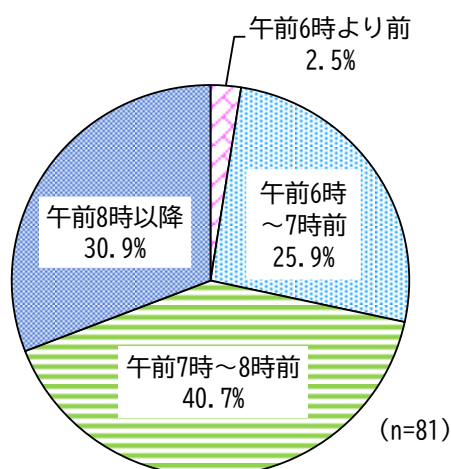


問3-1. 休日、あなたは何時くらいに起きますか

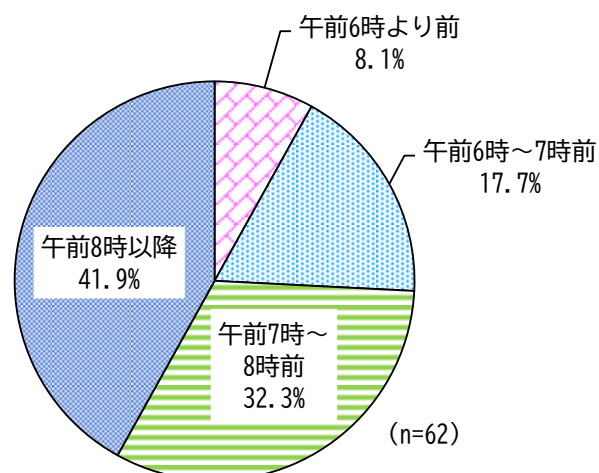
休日の起床時間について、中学生では「午前 7 時～8 時前」が 40.7%で最も多く、次いで「午前 8 時以降」で 30.9%、「午前 6 時～7 時前」で 25.9%と続きます。

高校生では「午前 8 時以降」が 41.9%で最も多く、次いで「午前 7 時～8 時前」で 32.3%、「午前 6 時～7 時前」で 17.7%と続きます。

【中学 2 年生】



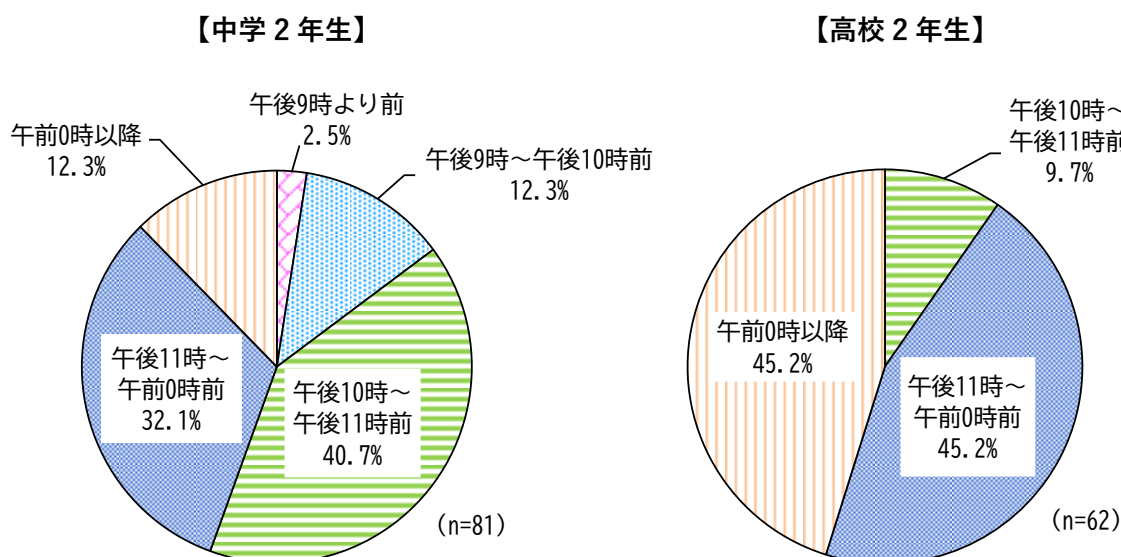
【高校 2 年生】



問3-2. 休日、あなたは何時くらいに寝ますか

休日の就寝時間について、中学生では「午後10時～午後11時前」が40.7%で最も多く、次いで「午後11時～午前0時前」で32.1%、「午後9時～午後10時前」、「午前0時以降」で12.3%と続きます。

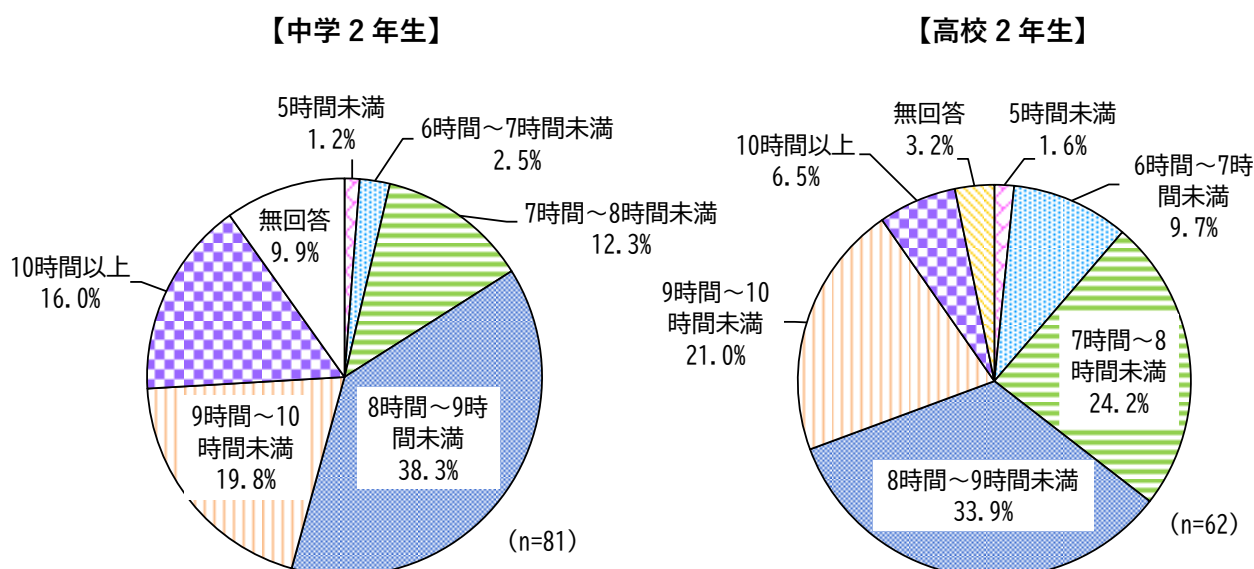
高校生では「午後11時～午前0時前」、「午前0時以降」が45.2%と最も多く、次いで「午後10時～午後11時前」で9.7%と続きます。



問3-3. 休日の、平均睡眠時間はどのくらいですか

休日の平均睡眠時間について、中学生では「8時間～9時間未満」が38.3%で最も多く、次いで「9時間～10時間未満」で19.8%、「10時間以上」で16.0%と続きます。

高校生では「8時間～9時間未満」が33.9%で最も多く、次いで「7時間～8時間未満」で24.2%、「9時間～10時間未満」で21.0%と続きます。

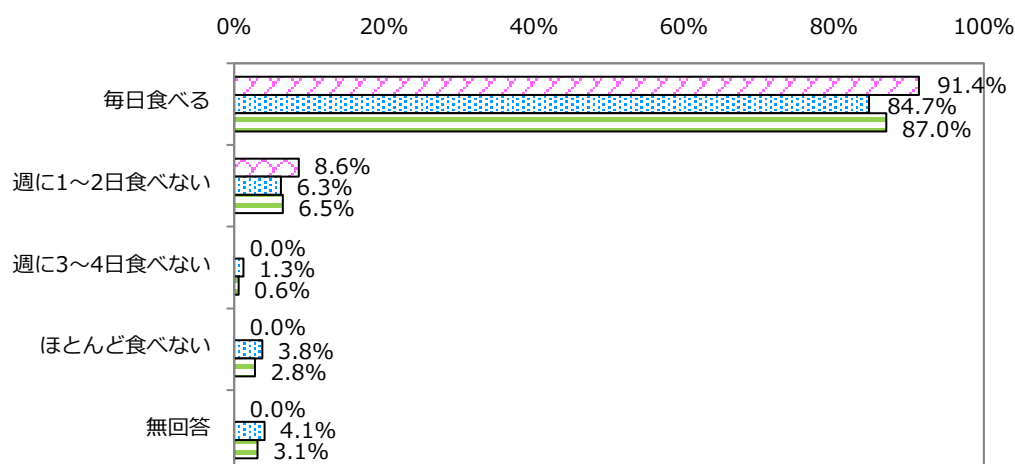


問4. あなたは、朝食を食べていますか

中学生、高校生ともに「毎日食べる」が全体の8割以上を占めました。経年比較でみると、高校生で「ほとんど食べない」が微増傾向にあります。

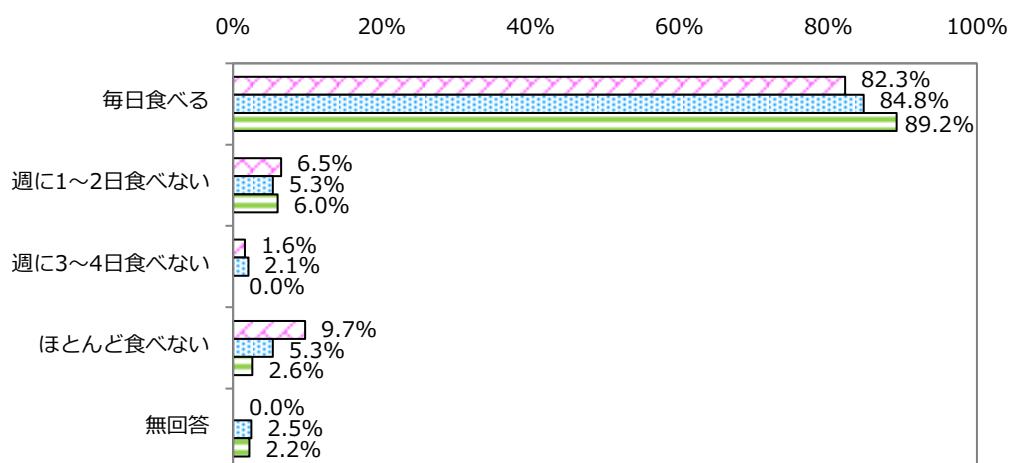
【中学2年生】

□ 中学生（令和6年度）（n=81） ▨ 中学生（平成30年度）（n=320） ■ 中学生（平成25年度）（n=322）



【高校2年生】

□ 高校生（令和6年度）（n=62） ▨ 高校生（平成30年度）（n=243） ■ 高校生（平成25年度）（n=232）

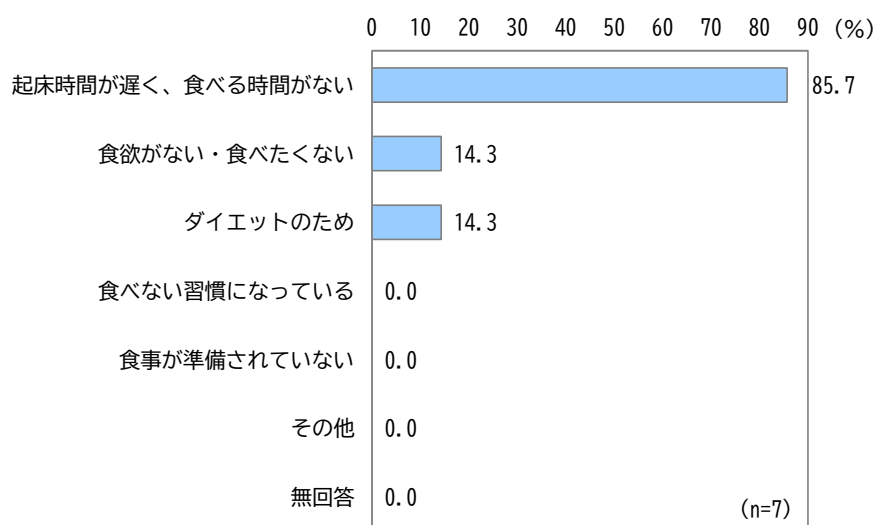


問4-1. 問4で「週に1~2日食べない」「週に3~4日食べない」「ほとんど食べない」を選んだ方におうかがいします。朝食を食べないことがある理由は何ですか

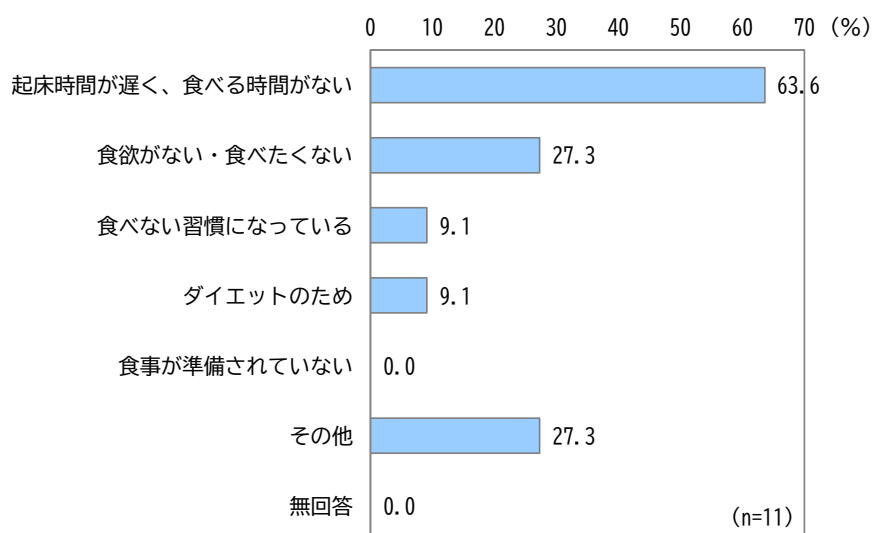
朝食を食べないことがある理由についてについて、中学生では「起床時間が遅く、食べる時間がない」が85.7%で最も多く、次いで「食欲がない・食べたくない」、「ダイエットのため」で14.3%と続きます。

高校生では「起床時間が遅く、食べる時間がない」が63.6%で最も多く、次いで「食欲がない・食べたくない」で27.3%、「食べない習慣になっている」、「ダイエットのため」で9.1%と続きます。

【中学2年生】



【高校2年生】



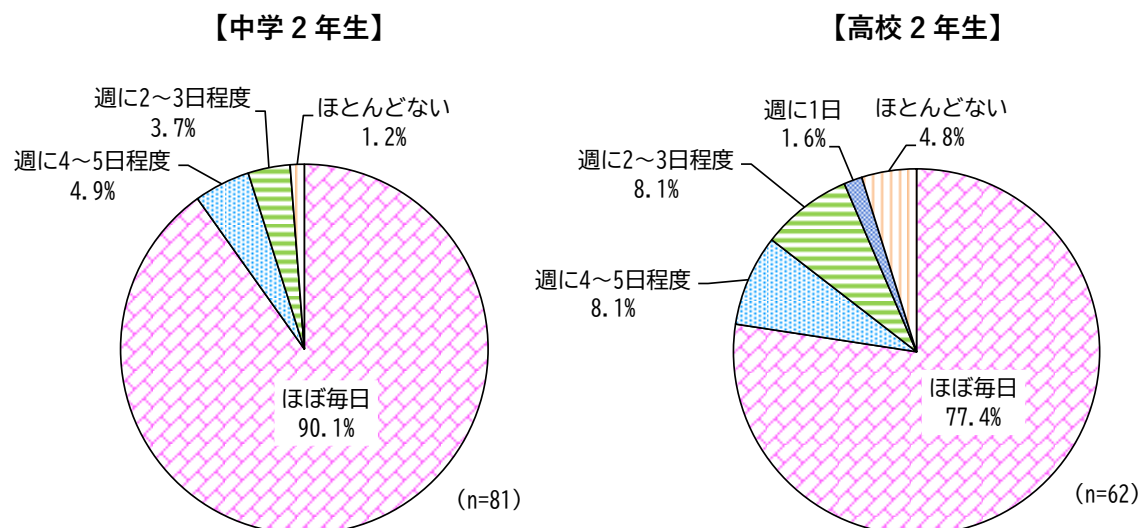
■その他

- ・気分
- ・体調が悪くなる
- ・食べたいと思うものを準備するのが面倒

問5. あなたは、家族の大人とどのくらい一緒に食事をしていますか

家族の大人との食事について、中学生では「ほぼ毎日」が90.1%で最も多く、次いで「週に4～5日程度」で4.9%、「週に2～3日程度」で3.7%と続きます。

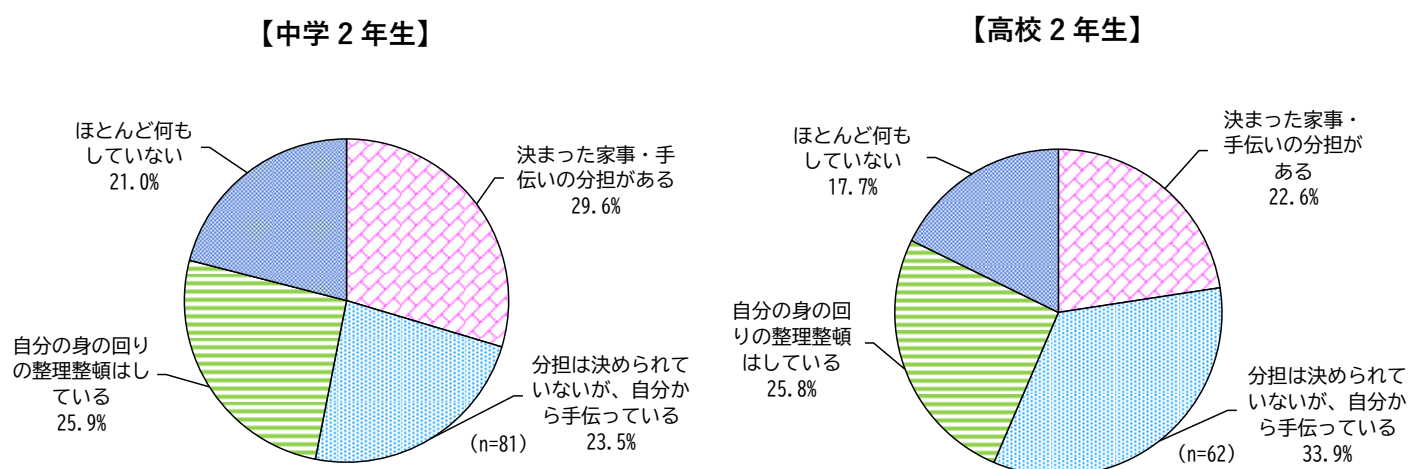
高校生では「ほぼ毎日」が77.4%で最も多く、次いで「週に4～5日程度」、「週に2～3日程度」で8.1%、「ほとんどない」で4.8%と続きます。



問6. あなたは、家事や手伝いをしていますか

家事や手伝いについて、中学生では「決まった家事・手伝いの分担がある」が29.6%で最も多く、次いで「自分の身の回りの整理整頓はしている」で25.9%、「分担は決められていないが、自分から手伝っている」で23.5%と続きます。

高校生では「分担は決められていないが、自分から手伝っている」が33.9%と最も多く、次いで「自分の身の回りの整理整頓はしている」で25.8%、「決まった家事・手伝いの分担がある」で22.6%と続きます。



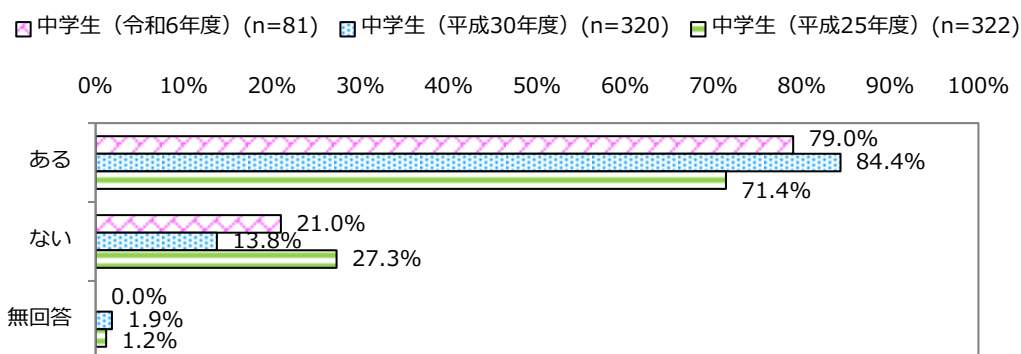
問7. テレビやゲーム、インターネットをどのくらい利用しますか（省略 p16 参照）

問8. あなたが自分専用で持っているものはありますか（省略 p17 参照）

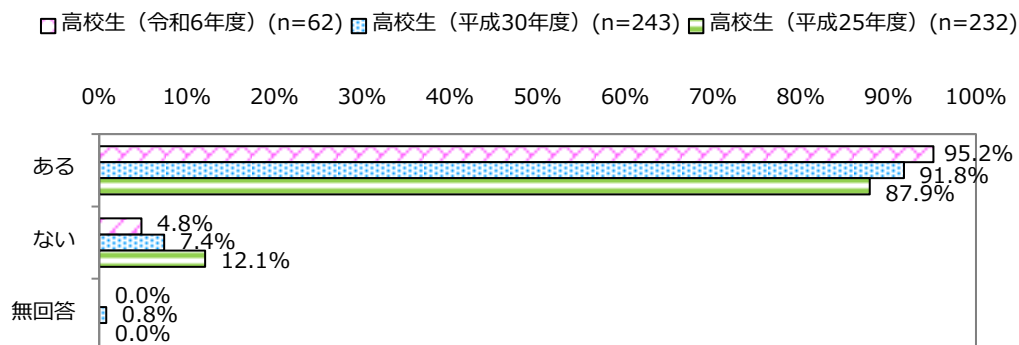
問9. メディア機器を使い、情報サイトを利用したことがありますか

中学生、高校生ともに「ある」の割合が全体の約8割～9割を占めました。経年比較でみると、高校生で情報サイトへのアクセス経験が増加しています。

【中学2年生】



【高校2年生】

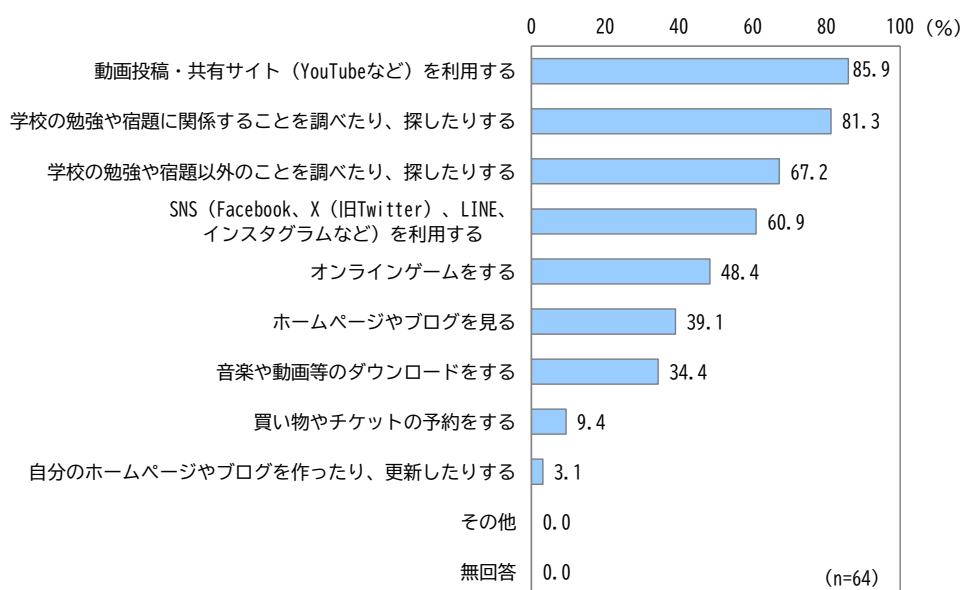


問9-1. 問9で「ある」を選んだ方におうかがいします。利用している内容は、どのようなことですか

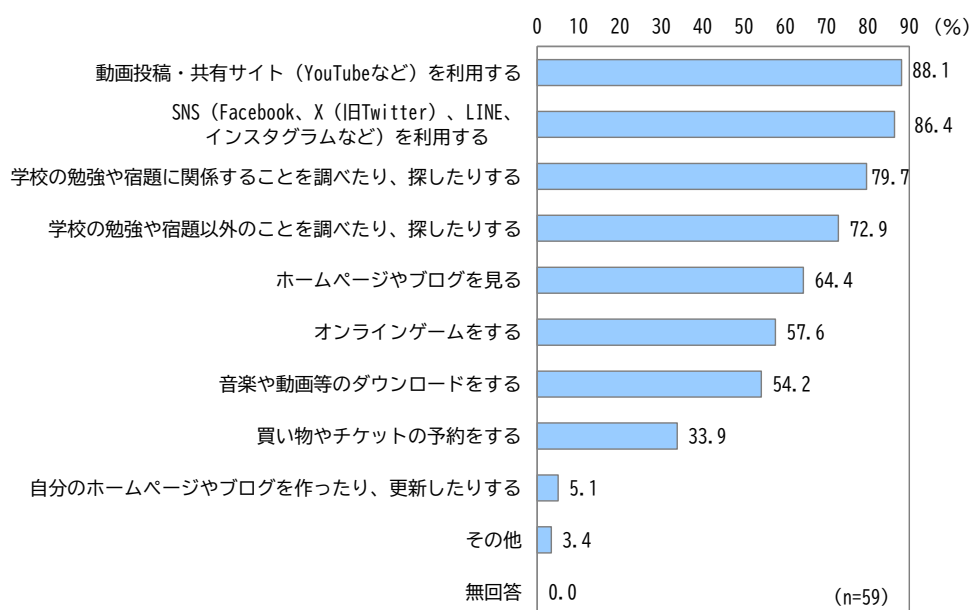
利用している内容について、中学生では「動画投稿・共有サイト（YouTube など）を利用する」が85.9%で最も多く、次いで「学校の勉強や宿題に関係することを調べたり、探したりする」で81.3%、「学校の勉強や宿題以外のことを調べたり、探したりする」で67.2%と続きます。

高校生では「動画投稿・共有サイト（YouTube など）を利用する」が88.1%で最も多く、次いで「SNS（Facebook、X（旧Twitter）、LINE、インスタグラムなど）を利用する」で86.4%、「学校の勉強や宿題に関係することを調べたり、探したりする」で79.7%と続きます。

【中学2年生】



【高校2年生】



■ その他

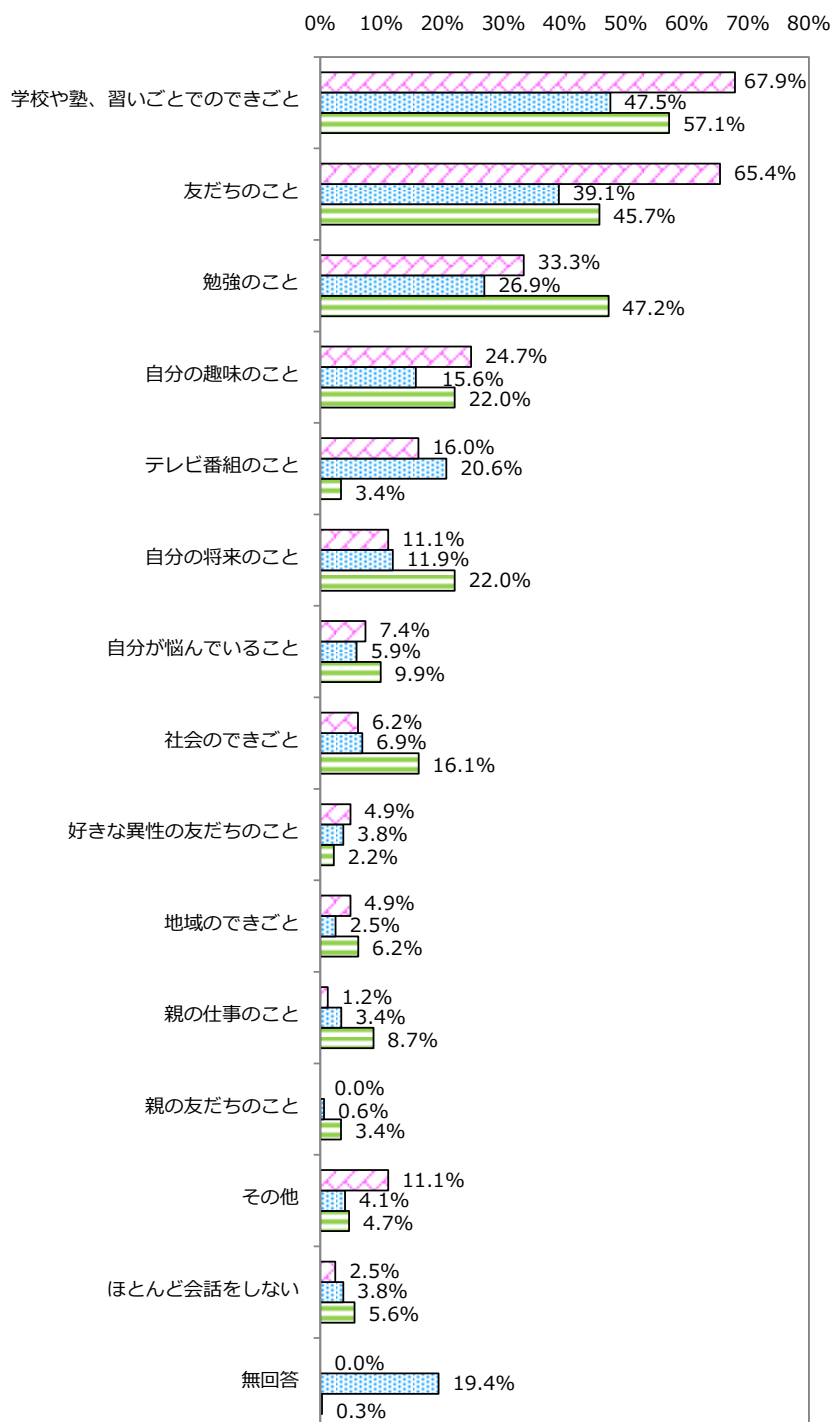
- ・ アニメ鑑賞
- ・ 英語の勉強アプリを入れている

問10. あなたは、家族の大人と、ふだんどのような話をしていますか

中学生、高校生ともに「学校や塾、習いごとでのできごと」の割合が6割以上を占めました。経年比較でみると、中学生で「好きな異性の友だちのこと」、高校生で「ほとんど会話をしない」の割合が微増しています。

【中学2年生】

□ 中学生（令和6年度）（n=81） ▨ 中学生（平成30年度）（n=320） ■ 中学生（平成25年度）（n=322）

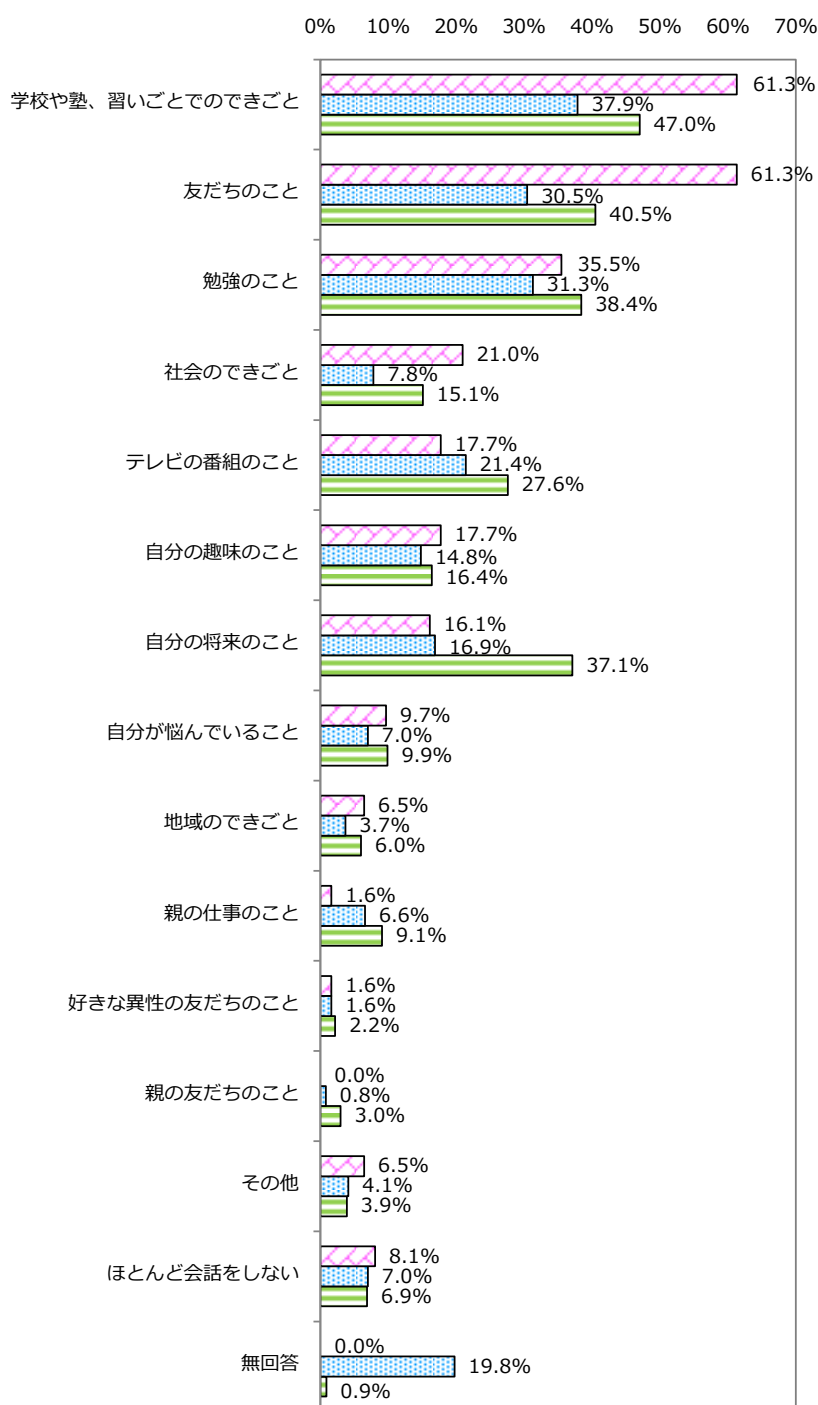


■ その他

- ・部活動のこと（2）
- ・自分に起こったこと
- ・しょうもないこと
- ・スポーツのこと
- ・先生の理不尽な行動について
- ・たまに話さない時ある
- ・楽しかったこと
- ・先生の批評

【高校2年生】

□ 高校生（令和6年度）（n=62） □ 高校生（平成30年度）（n=243） □ 高校生（平成25年度）（n=232）



■ その他

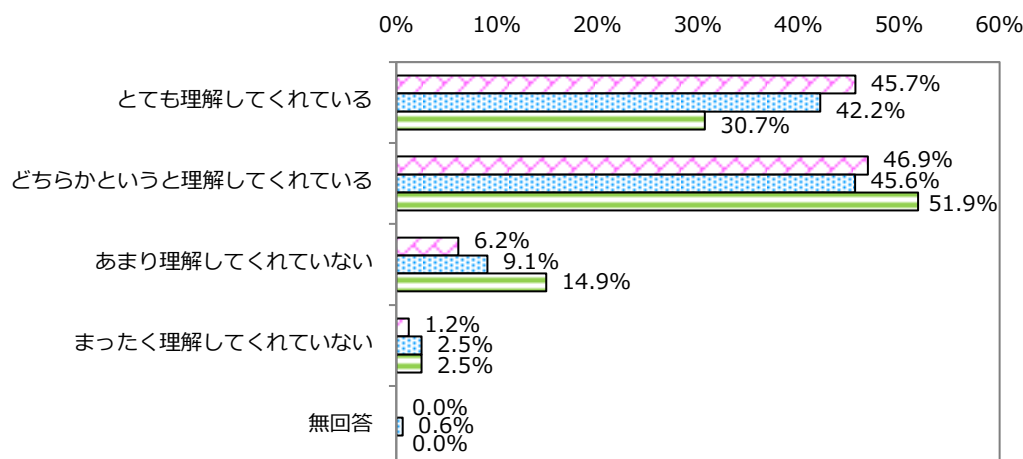
- ・部活動のこと（2）
- ・決まった内容は無い
- ・当たり障りない他愛もない話

問11. 家族の大人は、あなたをどれくらい理解してくれていますか

中学生、高校生ともに「どちらかという理解してくれている」が4割以上を占めました。経年比較でみると、中学生、高校生ともに「とても理解してくれている」の割合が増加しています。

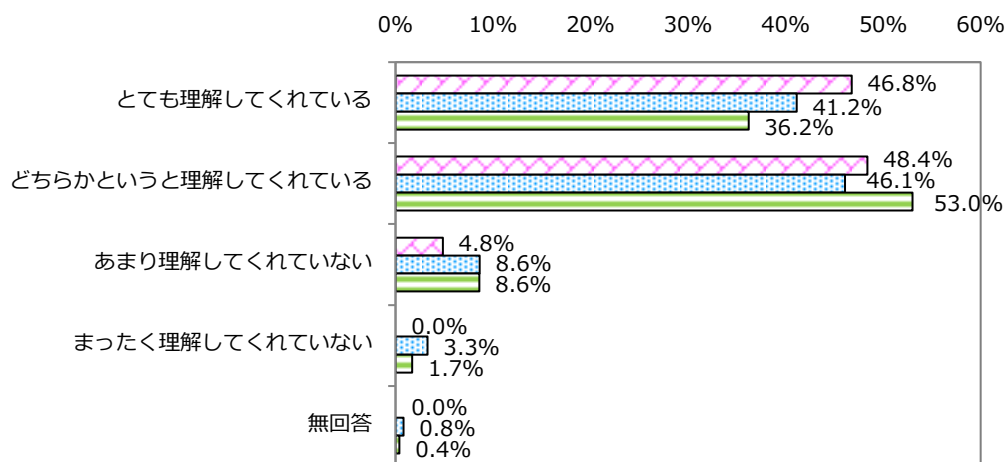
【中学2年生】

□ 中学生（令和6年度）（n=81） ▨ 中学生（平成30年度）（n=320） ■ 中学生（平成25年度）（n=322）



【高校2年生】

□ 高校生（令和6年度）（n=62） ▨ 高校生（平成30年度）（n=243） ■ 高校生（平成25年度）（n=232）



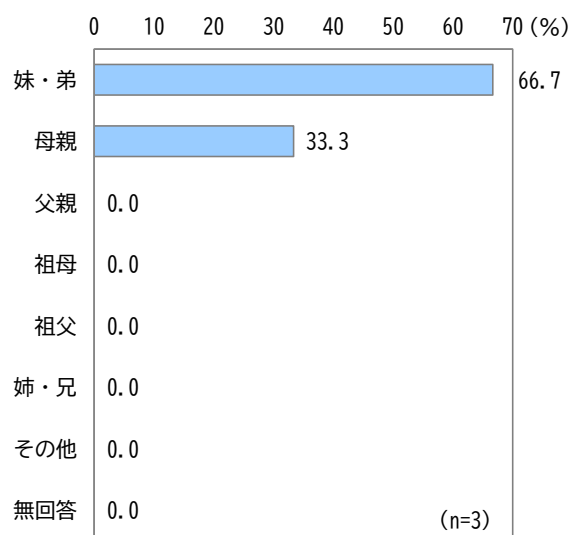
ご家族のことについて

問1 2. 家族の中に、あなたがお世話をしている人はいますか（省略 p29 参照）

問1 2-1. あなたがお世話をしている人は誰ですか

お世話をしている人について、中学生では「妹・弟」が66.7%で最も多く、次いで「母親」で33.3%と続きます。

【中学2年生】



【高校2年生】 該当なし

問1 2-2. お世話の内容は、具体的にどのようなものですか（省略 p29 参照）

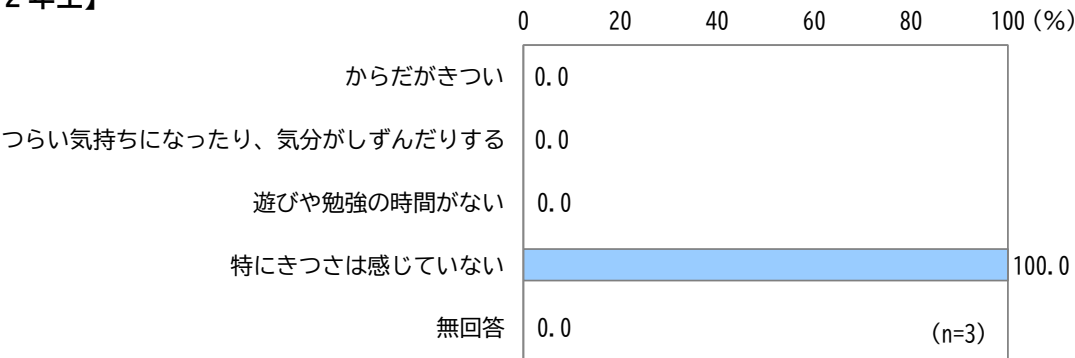
問1 2-3. あなたがお世話をする理由を教えてください（省略 p30 参照）

問1 2-4. お世話をしていることで、生活に影響がありますか（省略 p30 参照）

問1 2-5. お世話をするに、きつさを感じていますか

お世話をするにのきつさについて、中学生では「特にきつさは感じていない」が 100.0%で最も多くなっています。

【中学 2 年生】



【高校 2 年生】 該当なし

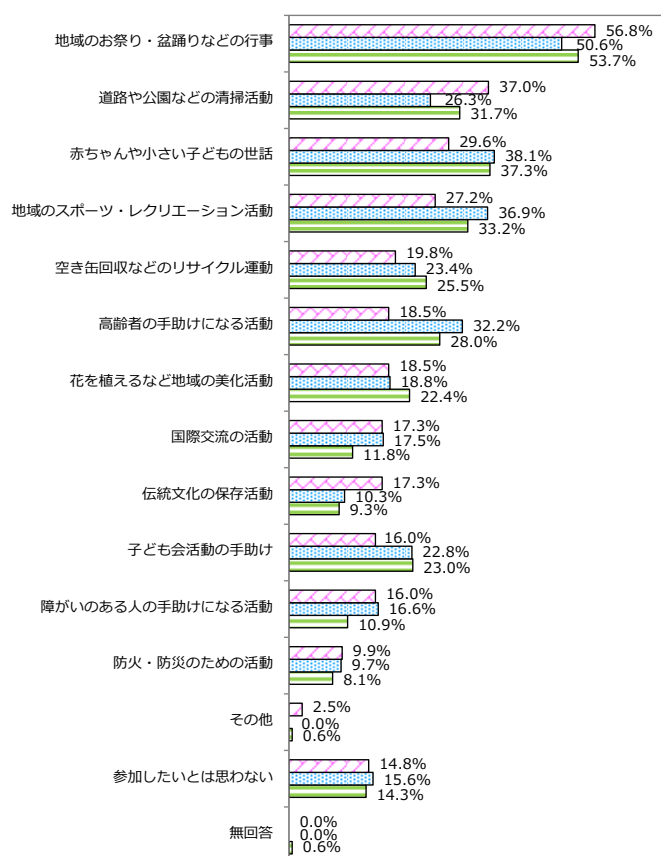
あなたの地域での生活について

問13. あなたが今後参加してみたいのは、どのような活動ですか

中学生、高校生ともに「地域のお祭り・盆踊り等の行事」の割合が56.8%、40.3%と最も高くなりました。経年比較でみると、中学生、高校生ともに「空き缶回収などのリサイクル運動」の割合が減少しています。

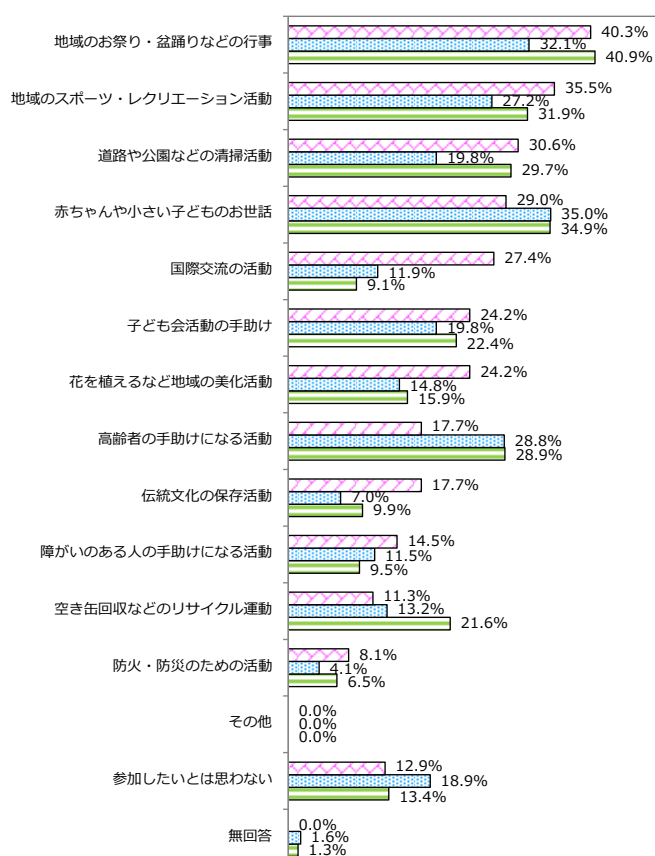
【中学2年生】

□中学生（令和6年度）（n=81） □中学生（平成30年度）（n=320） □中学生（平成25年度）（n=322）



【高校2年生】

□高校生（令和6年度）（n=62） □高校生（平成30年度）（n=243） □高校生（平成25年度）（n=232）



■その他

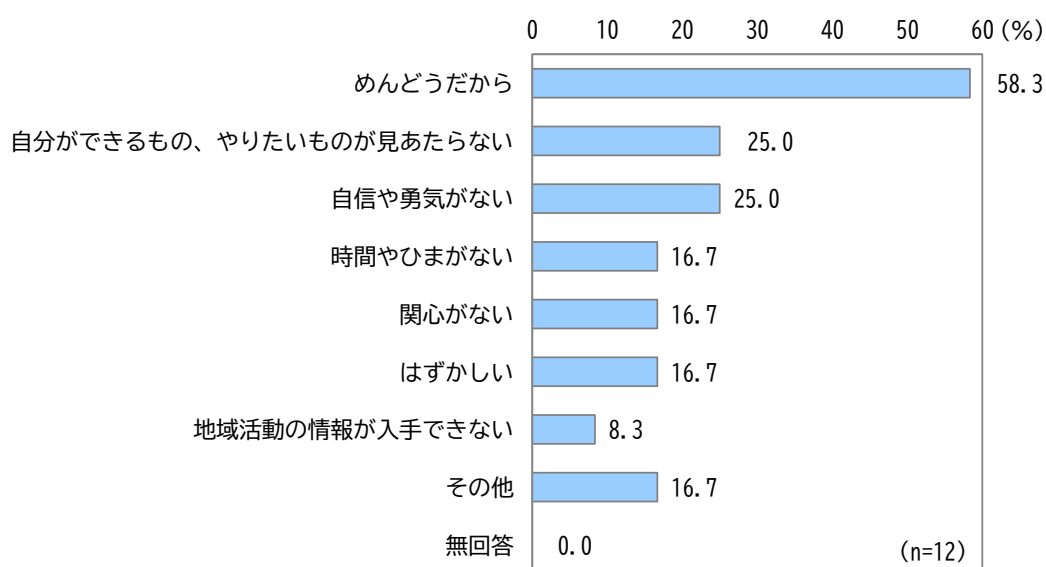
・わからない（2）※中学生

問13-1. 問13で「参加したいとは思わない」を選んだ方におうかがいします。「参加したいとは思わない理由」は何ですか

参加したいとは思わない理由について、中学生では「めんどうだから」が58.3%で最も多く、次いで「自分ができるもの、やりたいものが見あたらない」、「自信や勇気がない」で25.0%、「時間やひまがない」、「関心がない」、「はずかしい」で16.7%と続きます。

高校生では「時間やひまがない」、「めんどうだから」が50.0%で最も多く、次いで「自分ができるもの、やりたいものが見あたらない」で37.5%、「自信や勇気がない」、「関心がない」で25.0%と続きます。

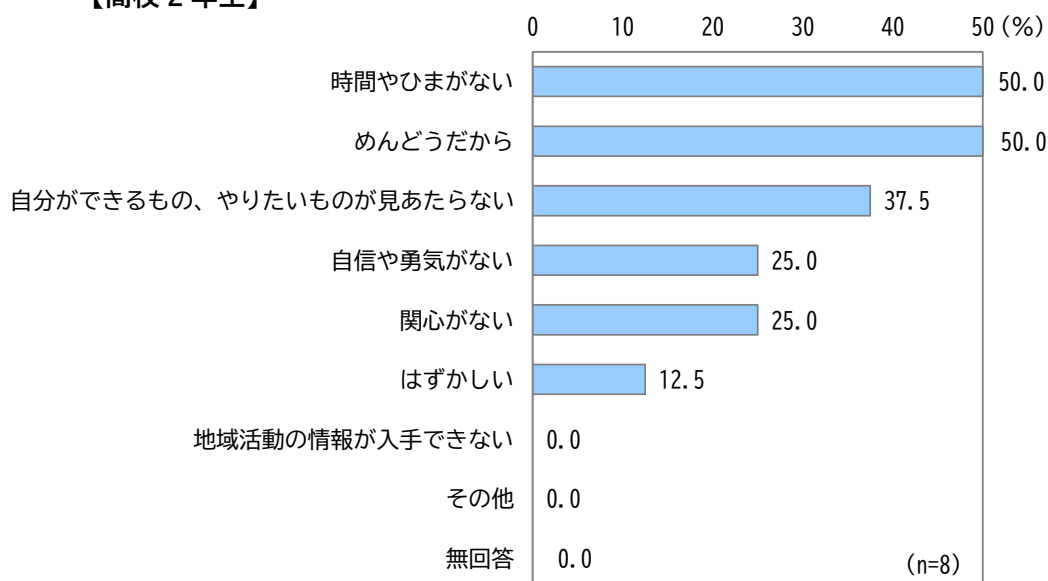
【中学2年生】



■その他

- ・内申書のためならボランティアに参加しようと思う
- ・何となく

【高校2年生】

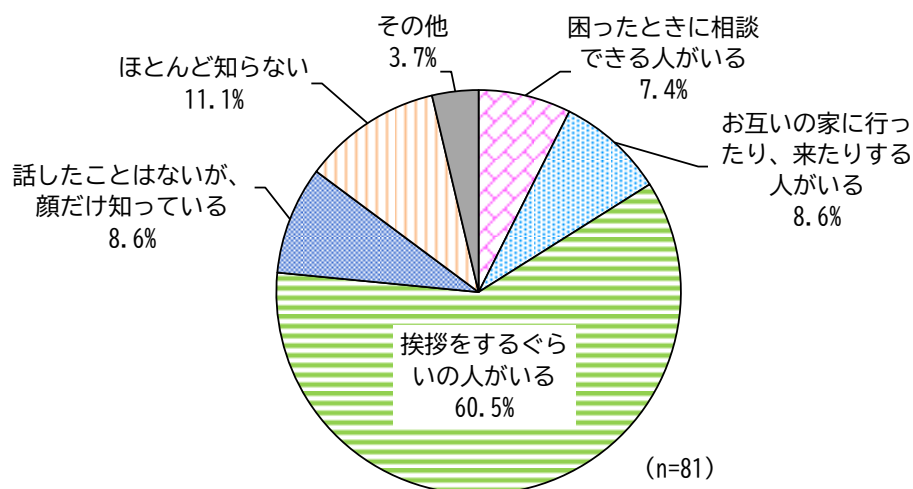


問14. あなたは、地域の大人と、どのようなつきあいがありますか

地域の大人とのつきあいについて、中学生では「挨拶をするぐらいの人がいる」が60.5%で最も多く、次いで「ほとんど知らない」で11.1%、「お互いの家に行ったり、来たりする人がいる」、「話したことはないが、顔だけ知っている」で8.6%と続きます。

高校生では「挨拶をするぐらいの人がいる」が72.6%で最も多く、次いで「話したことはないが、顔だけ知っている」、「ほとんど知らない」で11.3%、「困ったときに相談できる人がいる」で3.2%と続きます。

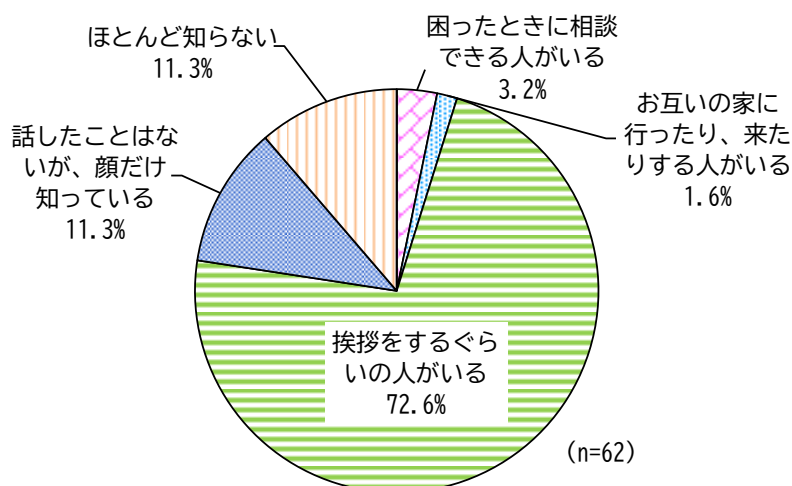
【中学2年生】



■その他

- ・部活の外部コーチ
- ・たまに会う友達
- ・適当にあったときには話す時がある

【高校2年生】

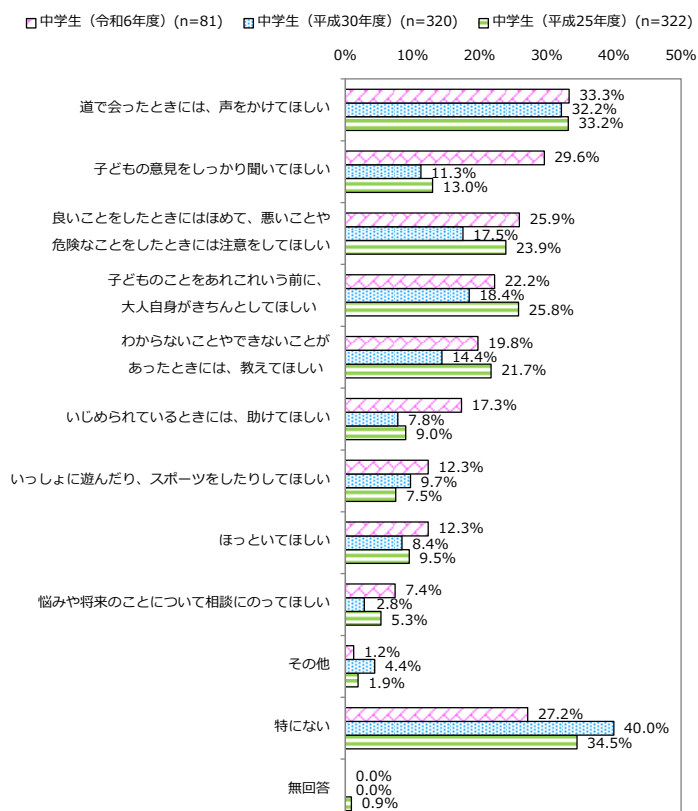


問15. あなたは、地域の大人に、どのようなことを望みますか

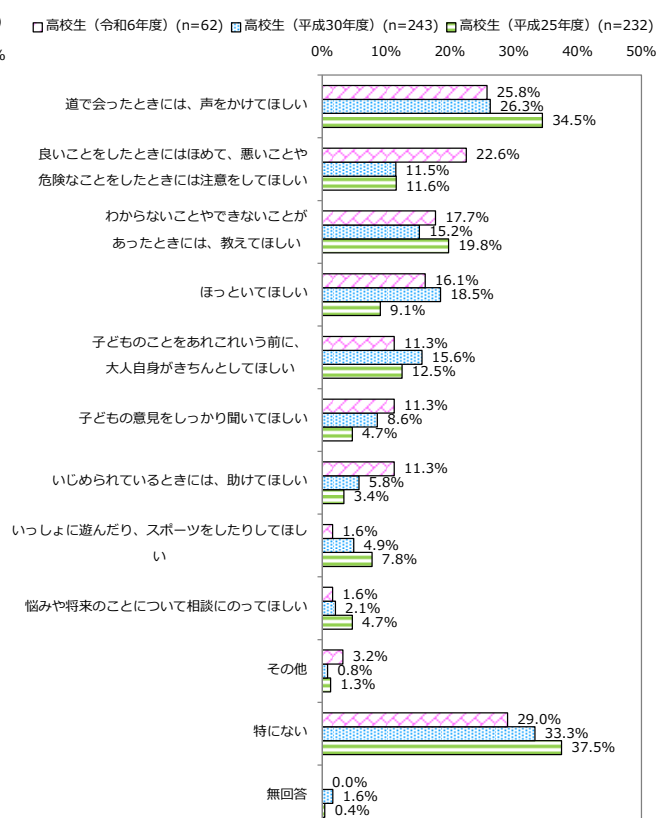
地域の大人に望むことについて、中学生では「道で会ったときには、声をかけてほしい」が33.3%で最も多く、次いで「子どもの意見をしっかり聞いてほしい」で29.6%、「良いことをしたときにはほめて、悪いことや危険なことをしたときには注意をしてほしい」で25.9%と続きます。

高校生では「道で会ったときには、声をかけてほしい」が25.8%で最も多く、次いで「良いことをしたときにはほめて、悪いことや危険なことをしたときには注意をしてほしい」で22.6%、「わからないことやできないことがあったときには、教えてほしい」で17.7%と続きます。

【中学2年生】



【高校2年生】



■その他【中学2年生】

- ・ちゃんと挨拶してほしい
- ・見守る

■その他【高校2年生】

- ・万が一のことがあれば助けてほしい

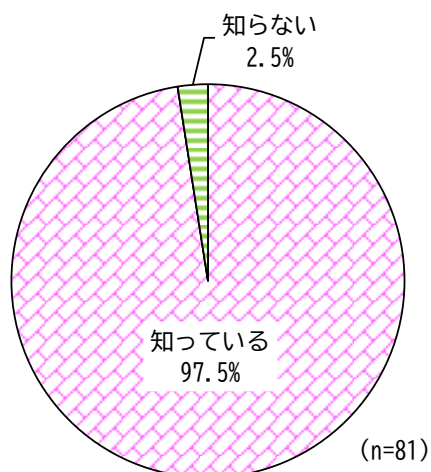
あなたの健康について

問16. お酒を飲みすぎると、からだに良くないことを知っていますか

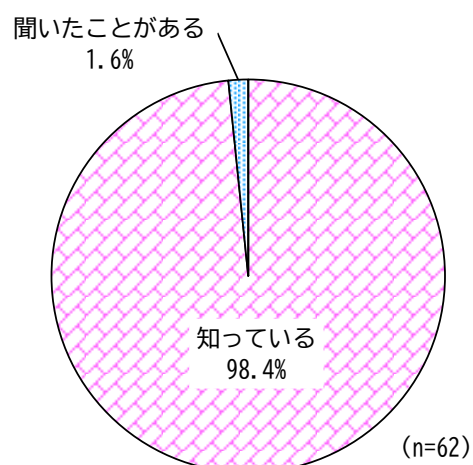
お酒を飲みすぎることがからだによくないことについて、中学生では「知っている」が97.5%で最も多く、次いで「知らない」で2.5%と続きます。

高校生では「知っている」が98.4%で最も多く、次いで「聞いたことがある」で1.6%と続きます。

【中学2年生】



【高校2年生】

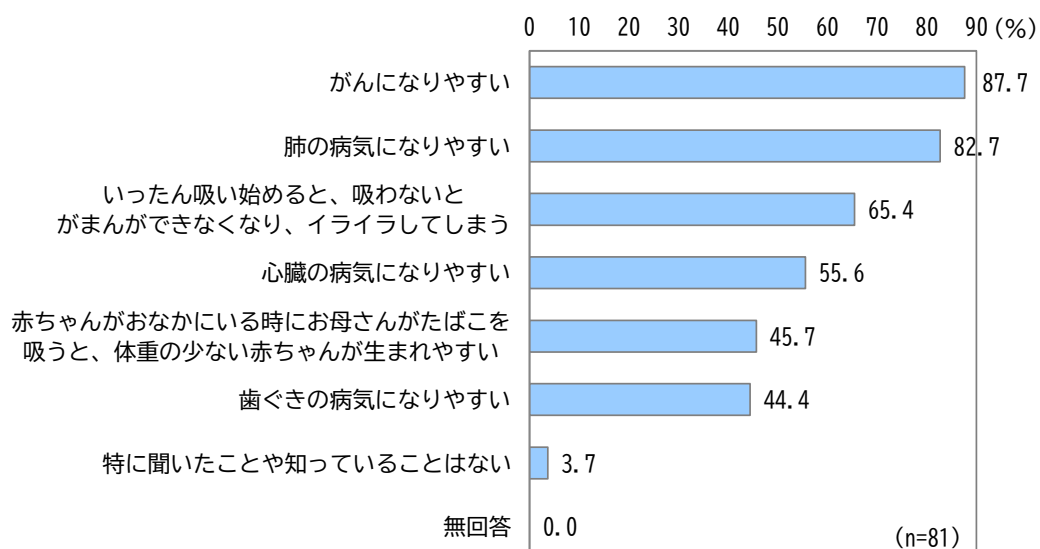


問17. たばこがおよぼす影響として、知っているものはどれですか

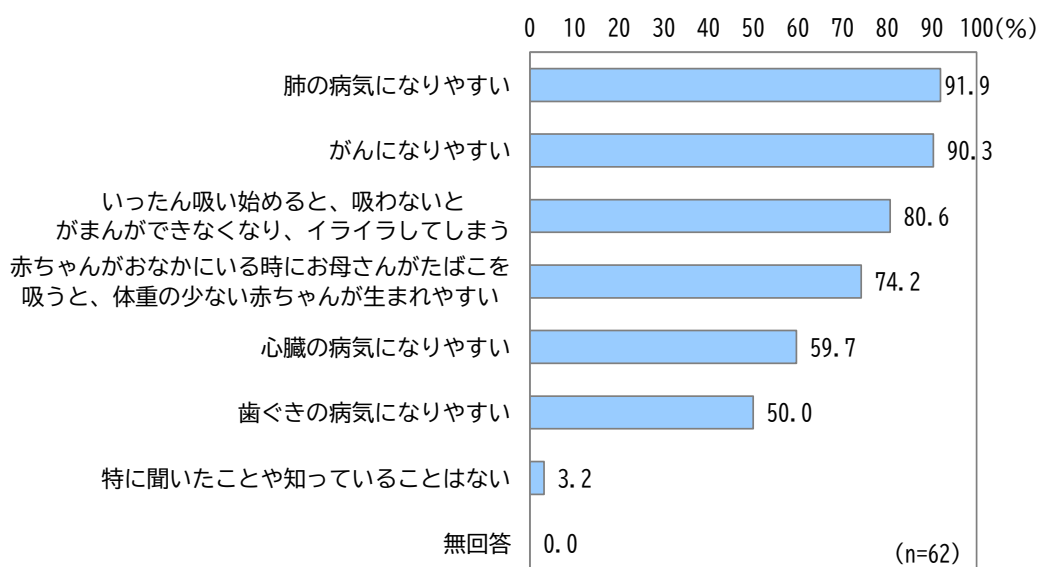
たばこがおよぼす影響で知っているものについて、中学生では「がんになりやすい」が87.7%で最も多く、次いで「肺の病気になりやすい」で82.7%、「いったん吸い始めると、吸わないとがまんができなくなり、イライラしてしまう」で65.4%と続きます。

高校生では「肺の病気になりやすい」が91.9%で最も多く、次いで「がんになりやすい」で90.3%、「いったん吸い始めると、吸わないとがまんができなくなり、イライラしてしまう」で80.6%と続きます。

【中学2年生】



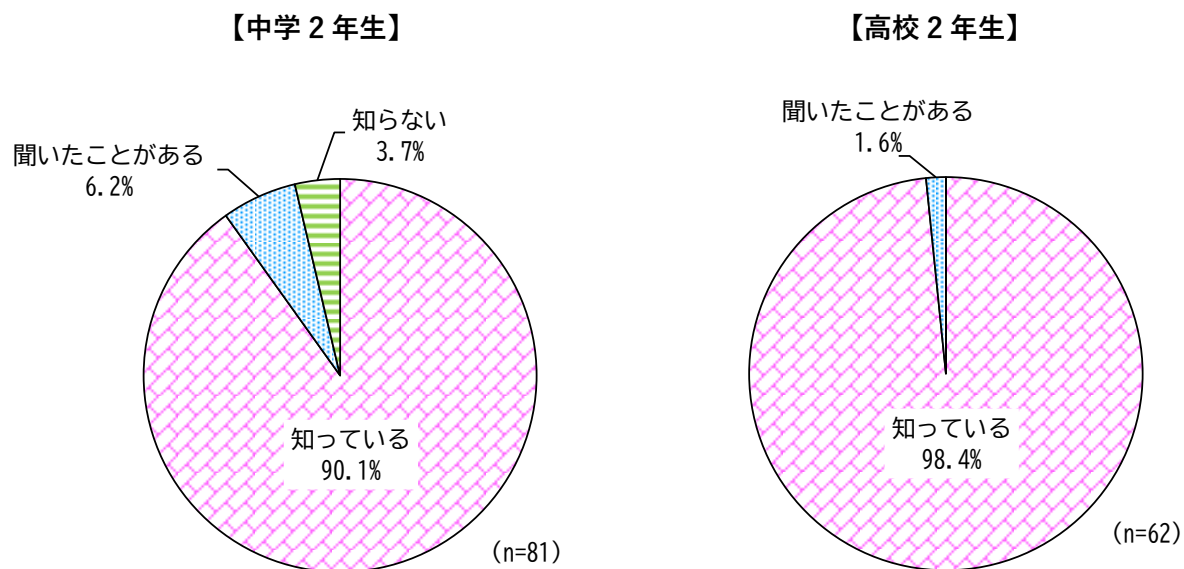
【高校2年生】



問18. 他の人のたばこの煙を吸うのは体によくないと知っていますか

他の人のたばこの煙が体によくないことについて、中学生では「知っている」が90.1%で最も多く、次いで「聞いたことがある」で6.2%、「知らない」で3.7%と続きます。

高校生では「知っている」が98.4%で最も多く、次いで「聞いたことがある」で1.6%と続きます。



問19. あなたは、性に関する情報をどこから入手していますか（省略 p18, 19 参照）

問20. あなたは、避妊方法について知っていますか（省略 p20 参照）

問21. あなたは、性感染症の予防法について知っていますか（省略 p21 参照）

結婚や子育てについて

問22. あなたは、将来結婚したいですか（省略 p22 参照）

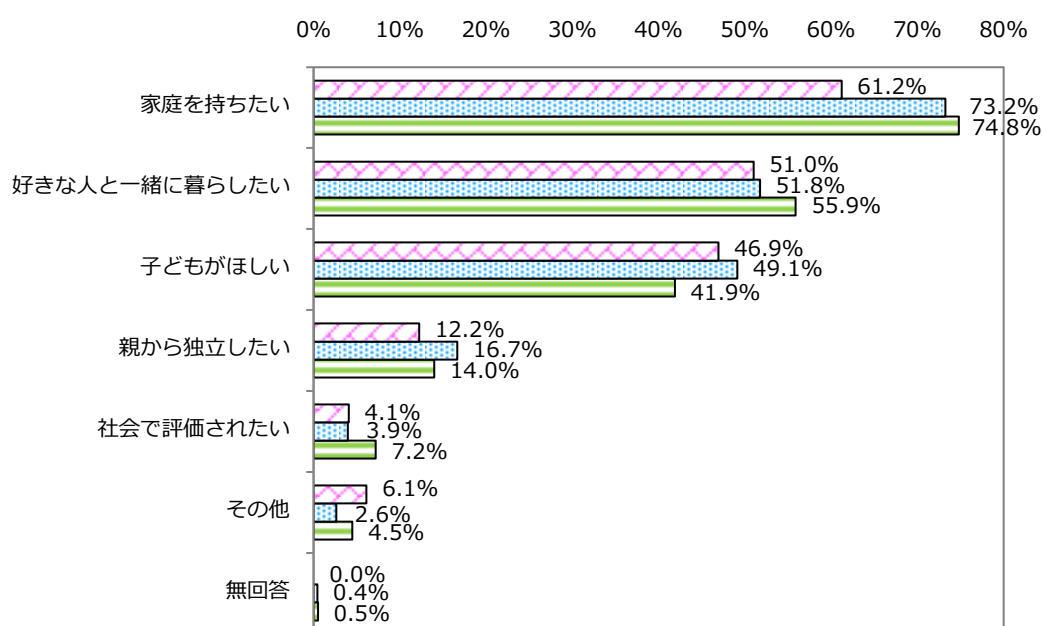
問22-1. 問22で「したい」「どちらかといえばしたい」を選んだ方におうかがいします。

あなたが結婚したい理由は何ですか

中学生、高校生ともに「家庭を持ちたい」が6割以上を占めました。経年比較でみると、中学生で「家庭を持ちたい」、「好きな人と一緒に暮らしたい」の割合が減少しています。

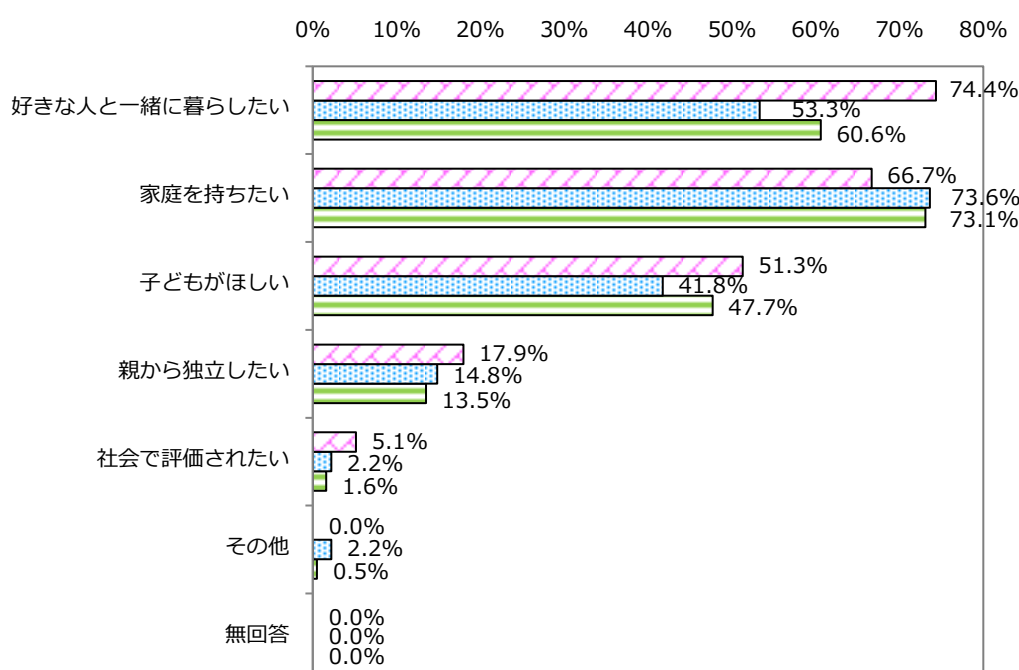
【中学2年生】

□ 中学生（令和6年度）（n=81） ▨ 中学生（平成30年度）（n=320） ■ 中学生（平成25年度）（n=322）



【高校2年生】

□ 高校生（令和6年度）（n=62） ▨ 高校生（平成30年度）（n=243） ■ 高校生（平成25年度）（n=232）

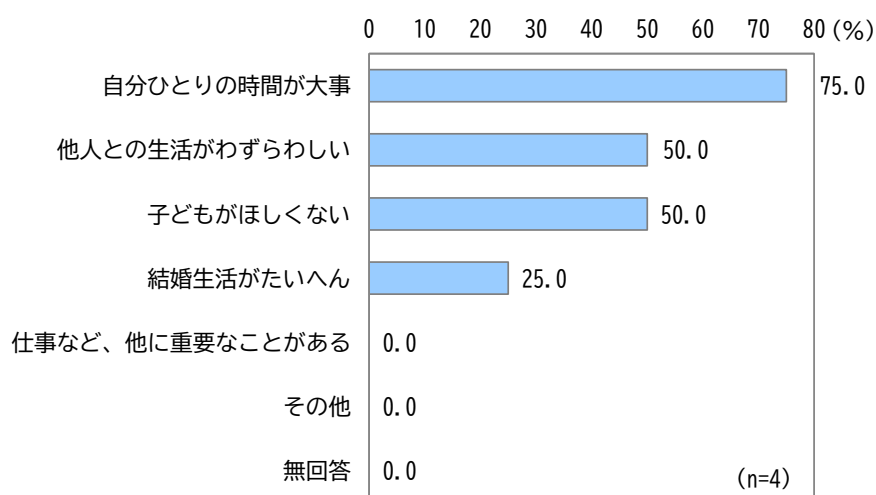


問2 2-2. 問2 2で「あまりしたくない」「したくない」を選んだ方におうかがいします。あなたが結婚したくない理由は何ですか

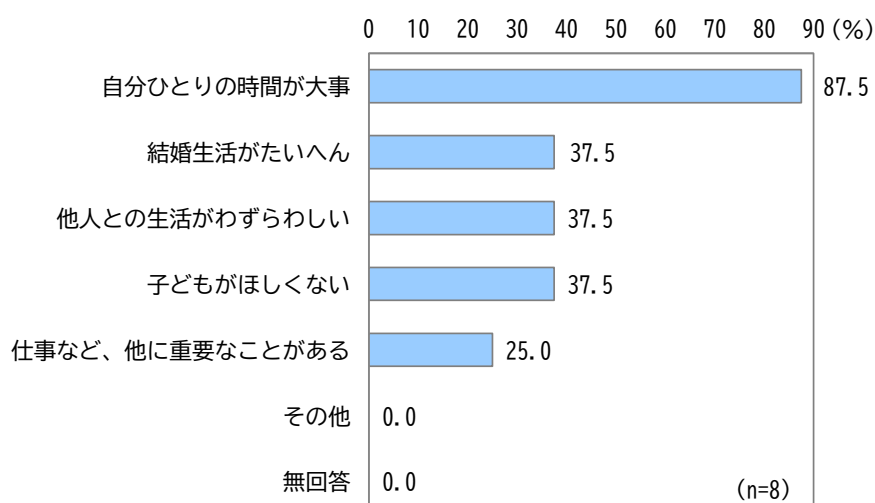
結婚したくない理由について、中学生では「自分ひとりの時間が大事」が75.0%で最も多く、次いで「他人との生活がわずらわしい」、「子どもがほしくない」で50.0%、「結婚生活がたいへん」で25.0%と続きます。

高校生では「自分ひとりの時間が大事」が87.5%で最も多く、次いで「結婚生活がたいへん」、「他人との生活がわずらわしい」、「子どもがほしくない」で37.5%、「仕事など、他に重要なことがある」で25.0%と続きます。

【中学2年生】



【高校2年生】



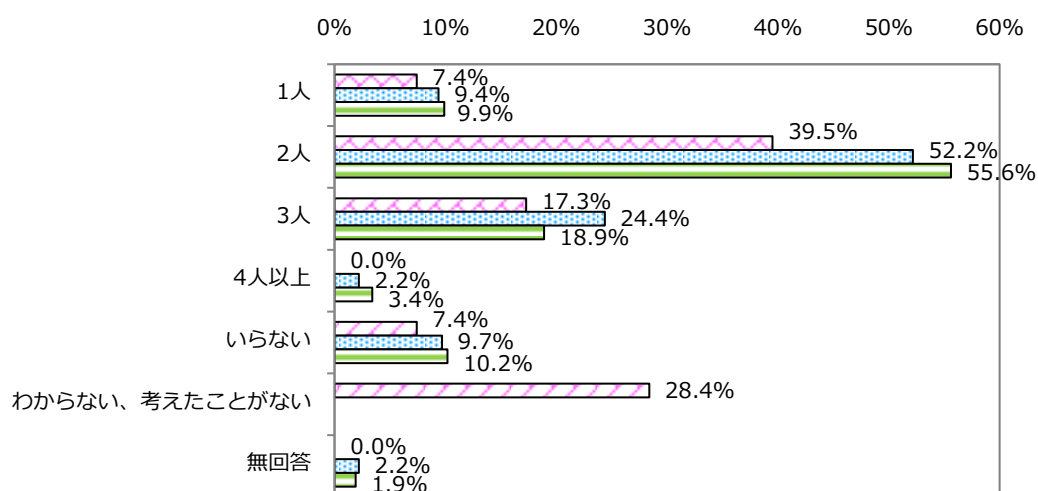
問23. あなたは、将来子どもを何人ほしいですか

子どもの希望人数について、中学生では「2人」が39.5%で最も多く、次いで「わからない、考えたことがない」で28.4%、「3人」で17.3%と続きます。

高校生では、「2人」が40.3%で最も多く、次いで「わからない、考えたことがない」で38.7%、「3人」で9.7%と続きます。※令和6年度から質問内容を追加しています。

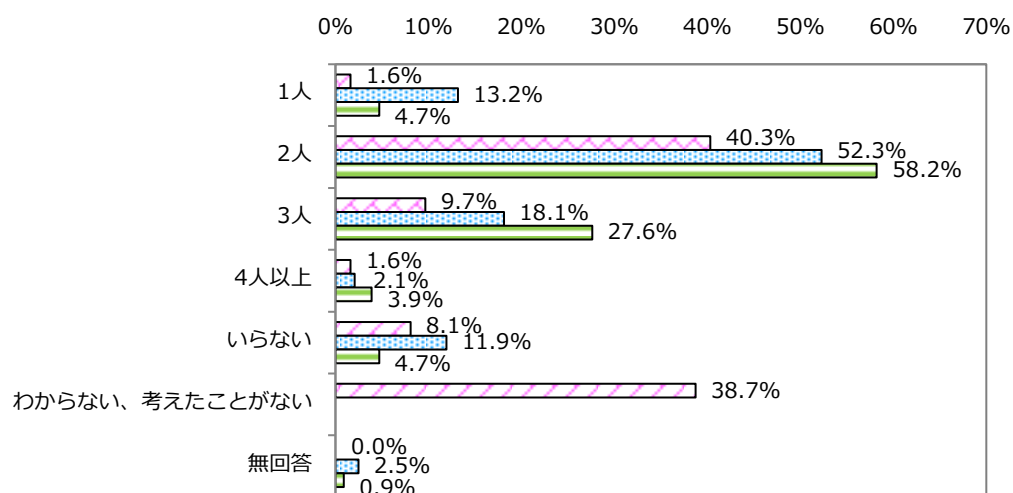
【中学2年生】

□ 中学生（令和6年度）(n=81) ▨ 中学生（平成30年度）(n=320) ■ 中学生（平成25年度）(n=322)



【高校2年生】

□ 高校生（令和6年度）(n=62) ▨ 高校生（平成30年度）(n=243) ■ 高校生（平成25年度）(n=232)

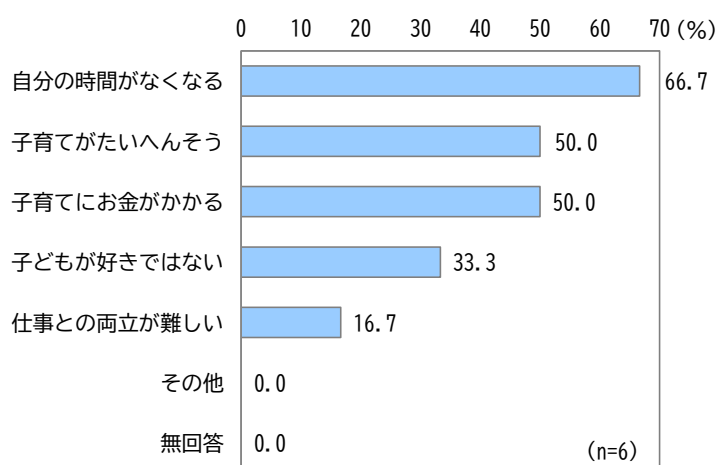


問23-1. 問23で「いない」を選んだ方におうかがいします。子どもがいない理由は何ですか

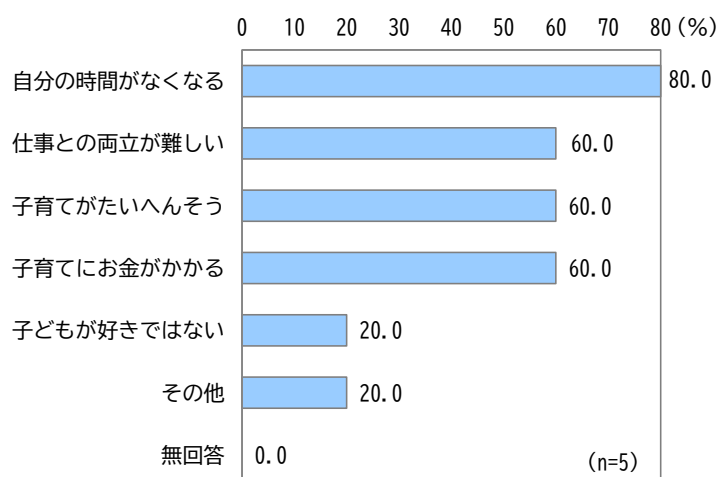
子どもがいない理由について、中学生では「自分の時間がなくなる」が66.7%で最も多く、次いで「子育てがたいへんそう」、「子育てにお金がかかる」で50.0%、「子どもが好きではない」で33.3%と続きます。

高校生では「自分の時間がなくなる」が80.0%で最も多く、次いで「仕事との両立が難しい」、「子育てがたいへんそう」が66.7%、「子育てにお金がかかる」、で60.0%、「子どもが好きではない」で20.0%と続きます。

【中学2年生】



【高校2年生】



■ その他

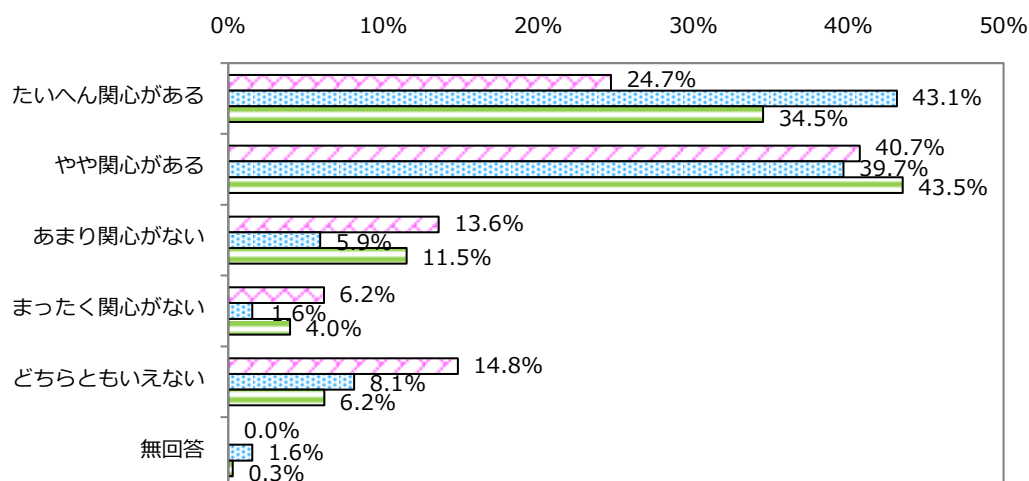
- ・責任が持てない

問24. 赤ちゃんや小さな子どものお世話について、関心がありますか

中学生、高校生ともに「やや関心がある」が40.7%、43.5%と最も高くなりました。経年比較でみると、高校生で「たいへん関心がある」の割合が減少しています。

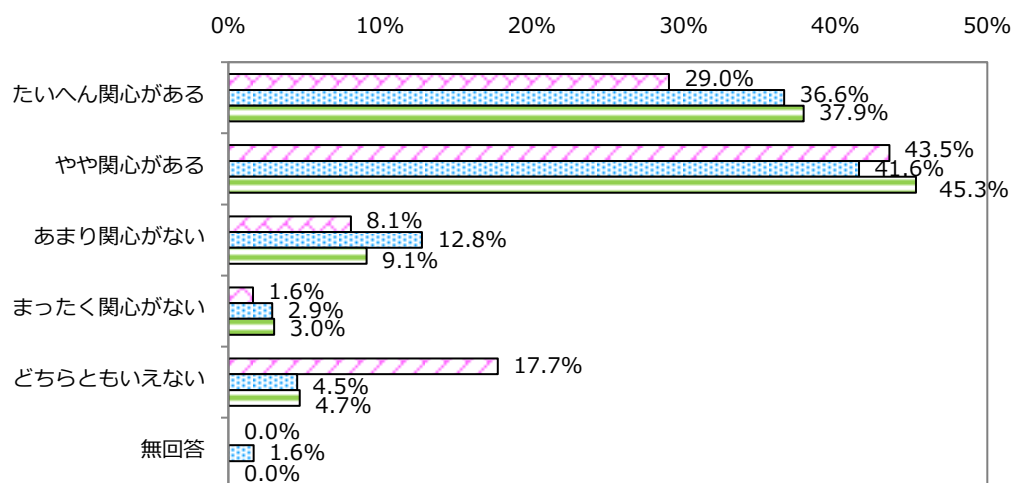
【中学2年生】

□ 中学生（令和6年度）（n=81） □ 中学生（平成30年度）（n=320） ■ 中学生（平成25年度）（n=322）



【高校2年生】

□ 高校生（令和6年度）（n=62） □ 高校生（平成30年度）（n=243） ■ 高校生（平成25年度）（n=232）

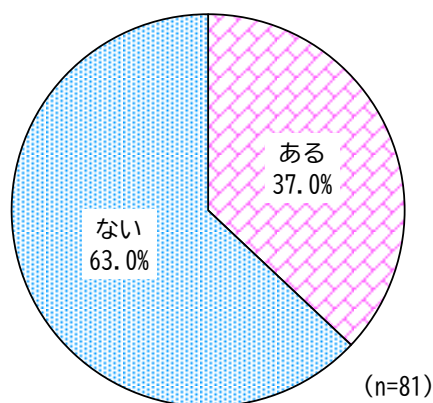


問25. 赤ちゃんや小さな子どものお世話をする機会がありますか

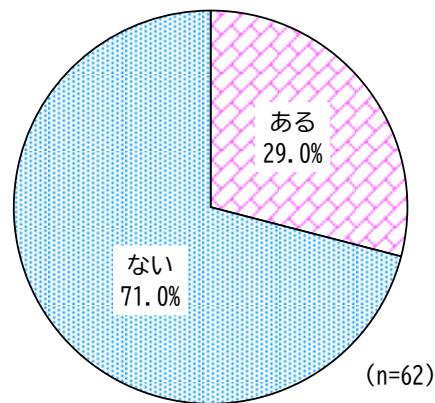
赤ちゃんや小さな子どものお世話をする機会の有無について、中学生では「ある」が37.0%、「ない」が63.0%となっています。

高校生では「ある」が29.0%、「ない」が71.0%となっています。

【中学2年生】



【高校2年生】



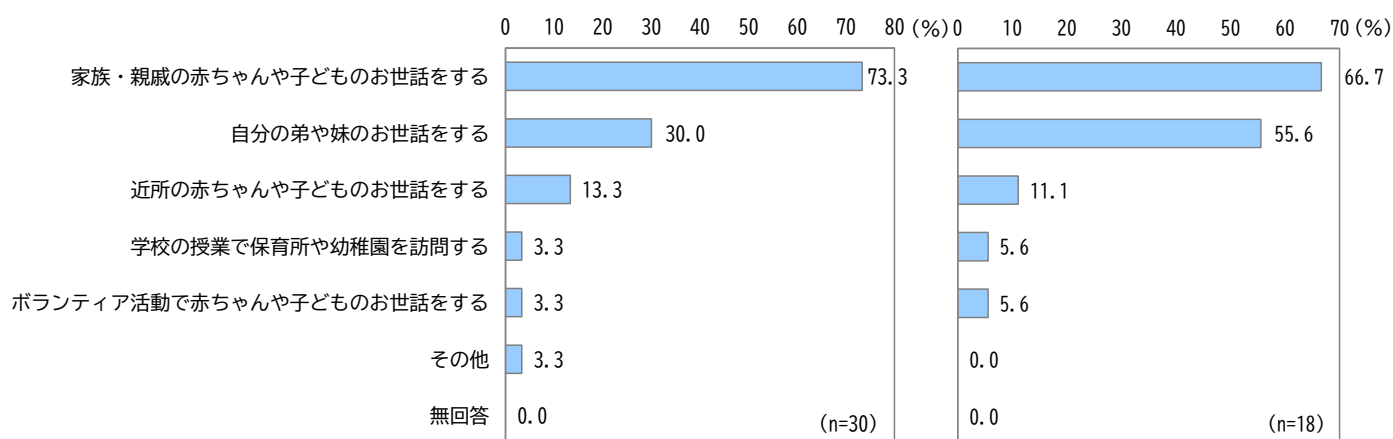
問25-1. 問25で「ある」を選んだ方におうかがいします。それはどのようなときですか

赤ちゃんや小さな子どものお世話をする機会について、中学生では「家族・親戚の赤ちゃんや子どものお世話をする」が73.3%で最も多く、次いで「自分の弟や妹のお世話をする」が30.0%、「近所の赤ちゃんや子どものお世話をする」で13.3%と続きます。

高校生では「家族・親戚の赤ちゃんや子どものお世話をする」が66.7%と最も多く、次いで「自分の弟や妹のお世話をする」で55.6%、「近所の赤ちゃんや子どものお世話をする」で11.1%と続きます。

【中学2年生】

【高校2年生】



■ その他

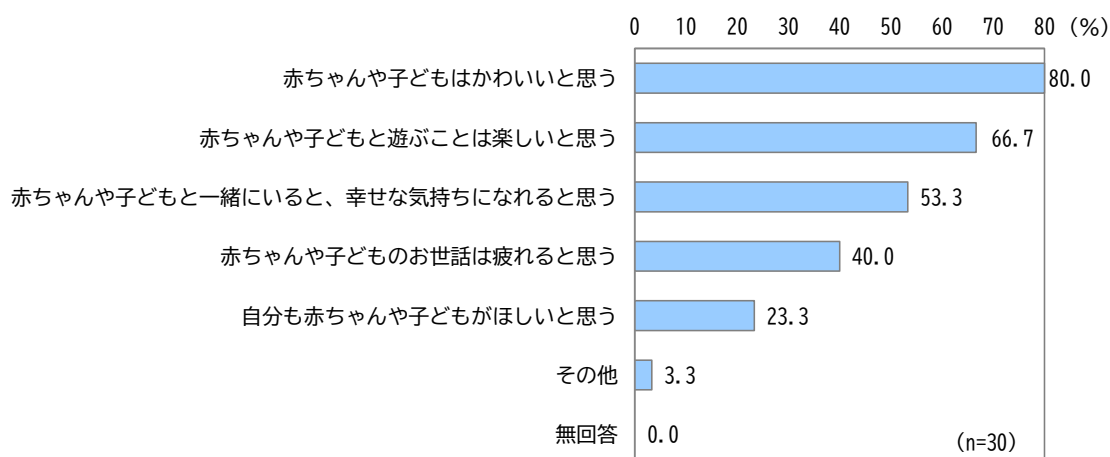
・ 友達の赤ちゃん

問25-2. そのときの気持ちはどうですか

お世話をするときの気持ちについて、中学生では「赤ちゃんや子どもはかわいいと思う」が80.0%で最も多く、次いで「赤ちゃんや子どもと遊ぶことは楽しいと思う」が66.7%、「赤ちゃんや子どもと一緒にいると、幸せな気持ちになれると思う」で53.3%と続きます。

高校生では「赤ちゃんや子どもと遊ぶことは楽しいと思う」が88.9%と最も多く、次いで「赤ちゃんや子どもはかわいいと思う」で77.8%、「赤ちゃんや子どもと一緒にいると、幸せな気持ちになれると思う」で72.2%と続きます。

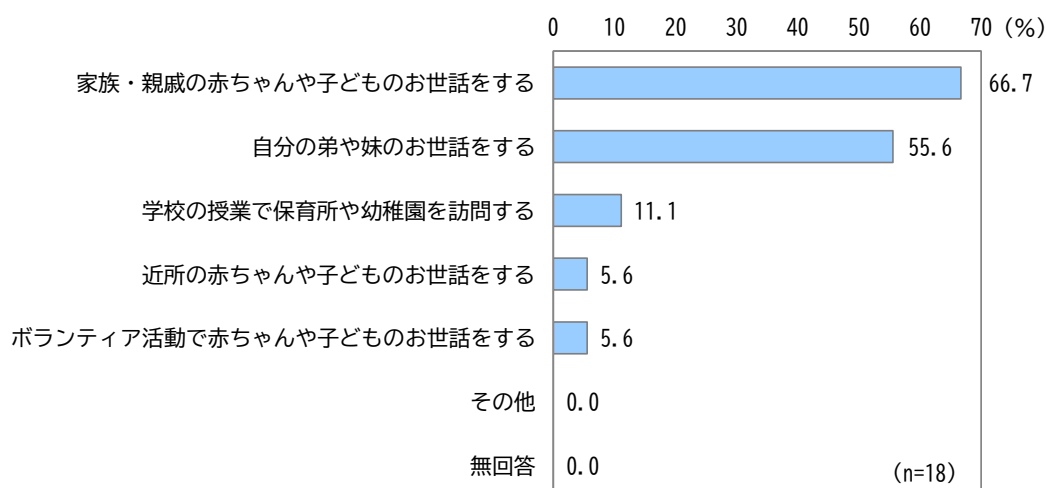
【中学2年生】



■その他

- ・この子は一体何がしたいのだろう

【高校2年生】



あなた自身のことについて

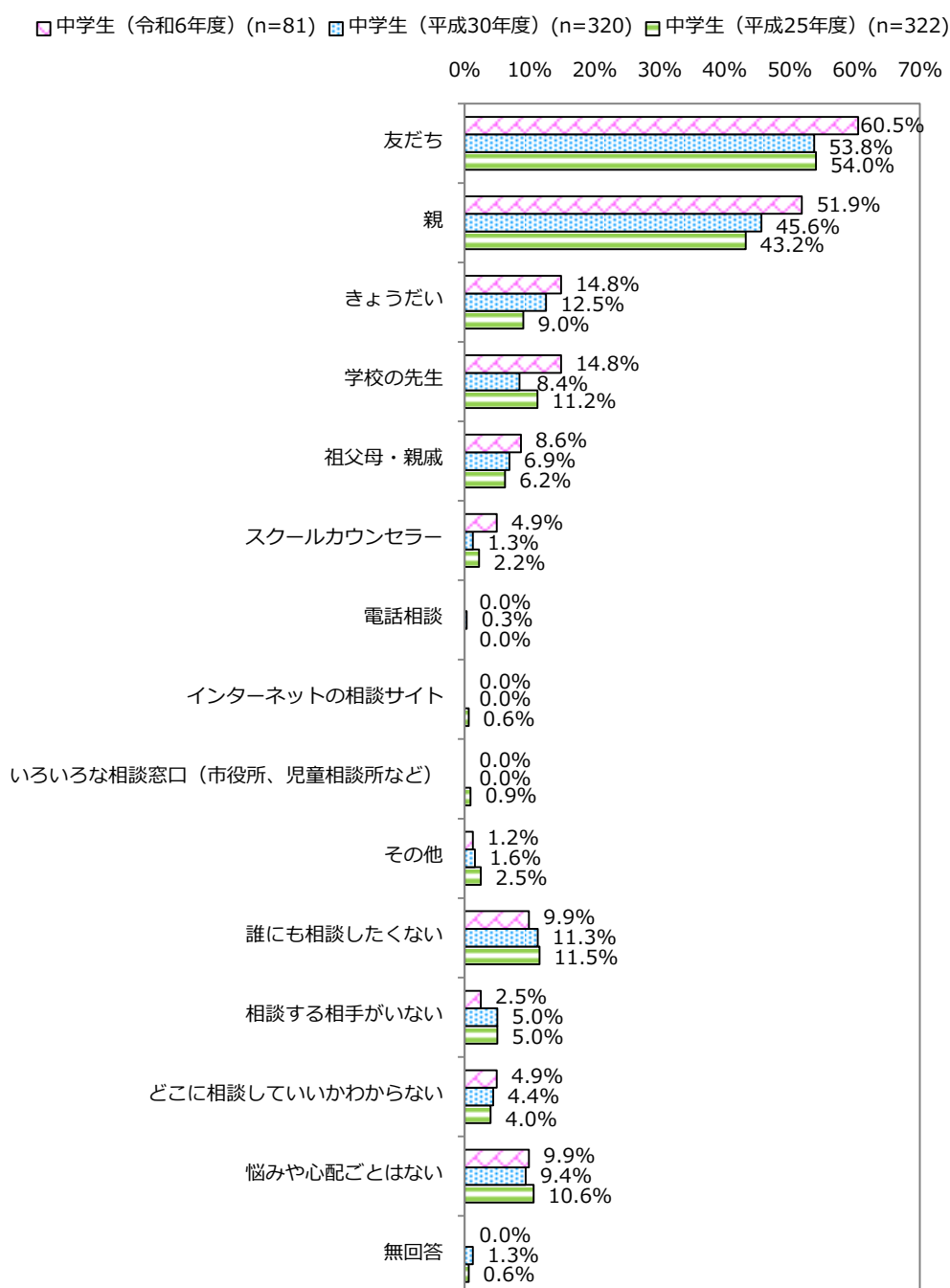
問26. あなたは幸せですか（省略 p23 参照）

問27. あなたは、現在、悩みや心配ごとがありますか（省略 p24, 25 参照）

問28. あなたは、ふだん、悩みや心配ごとを誰に相談しますか

中学生、高校生ともに「友だち」が約6割を占めています。経年比較でみると、中学生、高校生ともに「親」の割合が増加しています。

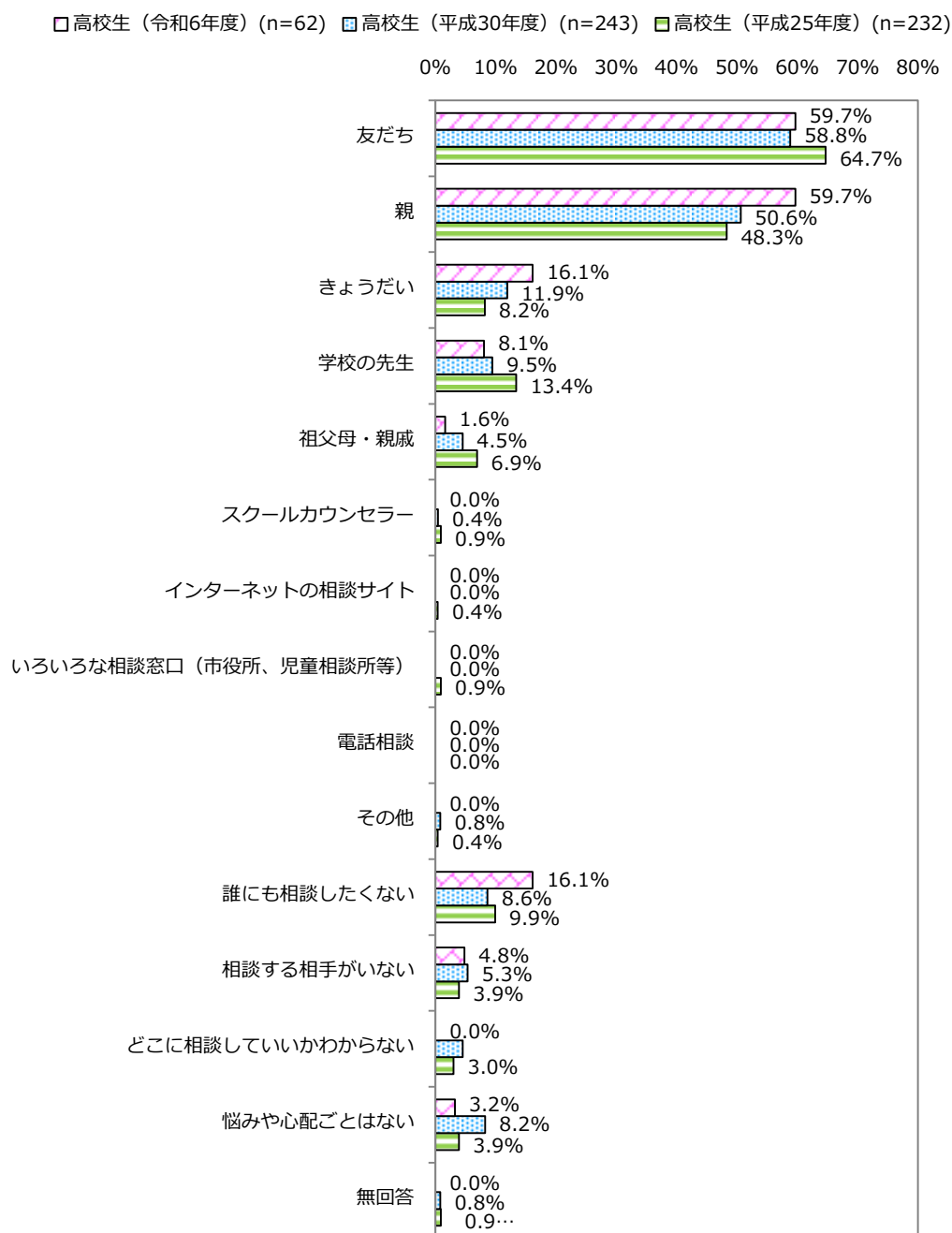
【中学2年生】



■ その他

- ・相談しても良いことはない

【高校2年生】



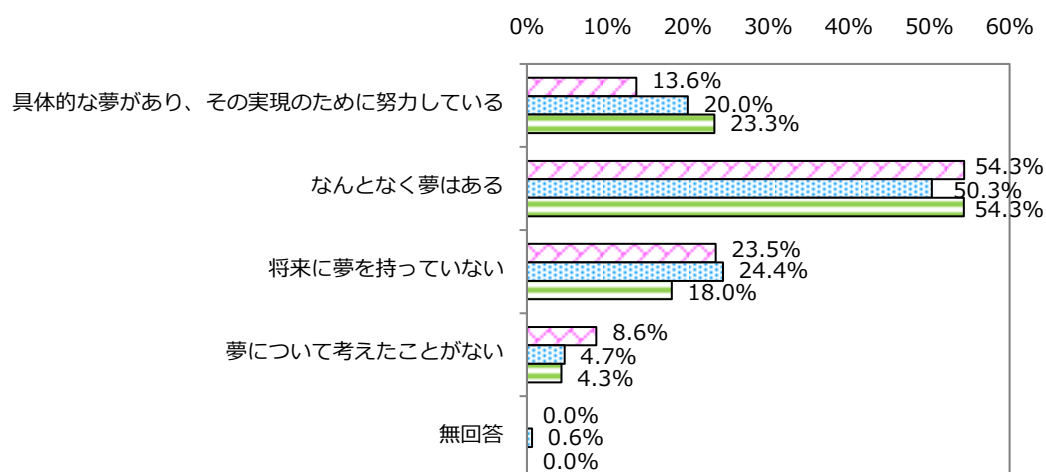
問29. あなたは、自分のことが好きですか（省略 p26 参照）

問30. あなたは、自分の将来に夢を持っていますか

中学生、高校生ともに「なんとなく夢はある」が全体の5割以上を占めました。経年比較でみると、中学生で「夢について考えたことがない」の割合が増加しています。

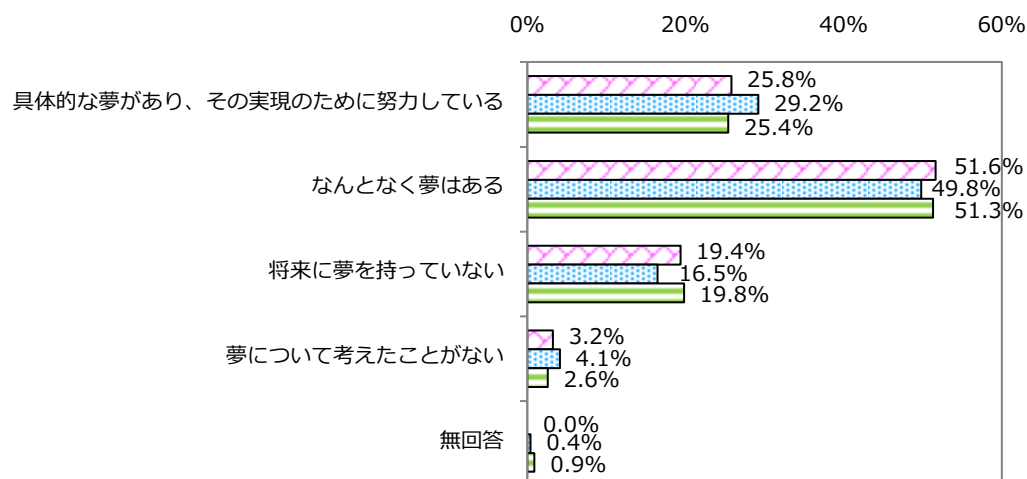
【中学2年生】

□ 中学生（令和6年度）(n=81) ▨ 中学生（平成30年度）(n=320) ■ 中学生（平成25年度）(n=322)



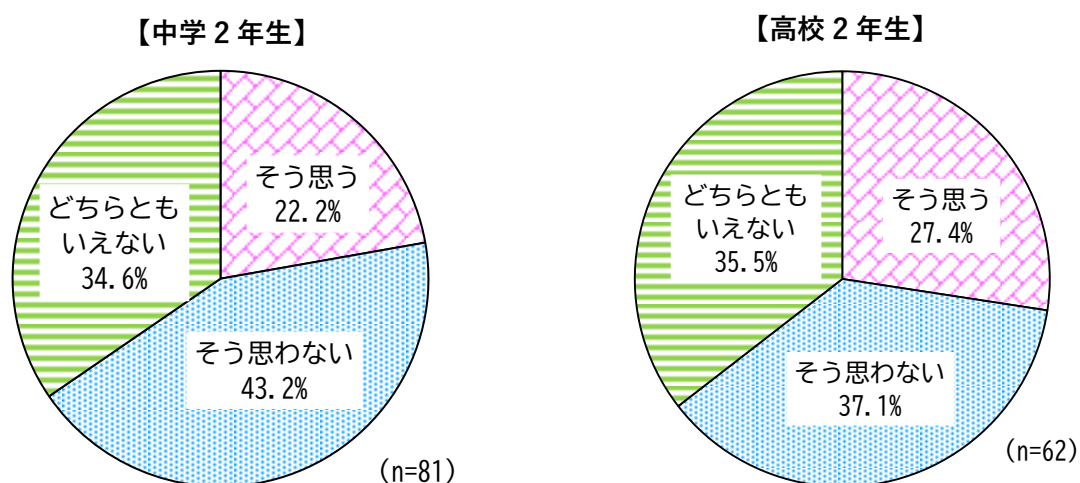
【高校2年生】

□ 高校生（令和6年度）(n=62) ▨ 高校生（平成30年度）(n=243) ■ 高校生（平成25年度）(n=232)



問3 1. あなたは、早く大人になりたいと思いますか

中学生、高校生ともに「経済的に自立すること」の割合が40.7%、58.1%と最も高くなりました。
経年比較でみると、中学生、高校生ともに「結婚して家族を持つこと」の割合が減少しています。



問3 2. 大人になるということは、ということだと思いますか（省略 p27, 28 参照）

居場所について

問3 3. あなたは、どんな「居場所」がほしいですか（省略 p31 参照）

問3 4. あなたにとっての「居場所」は、次のうちどこですか（省略 p32 参照）

こどもの権利について

問3 5. こどもに「意見を表明する権利」があることを知っていますか（省略 p33 参照）

問3 6. どんな方法があれば、安来市に意見を伝えやすいですか（省略 p34 参照）

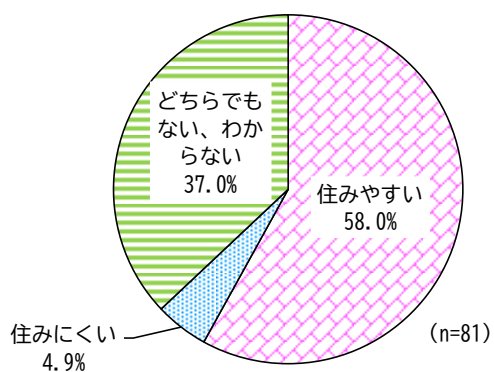
安来市で暮らすことについて

問37. 安来市はあなたにとって住みやすいですか

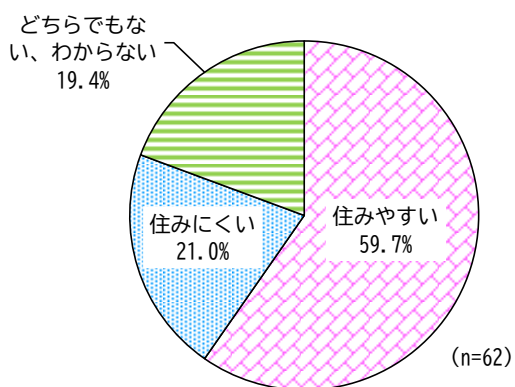
安来市の住みやすさについて、中学生では「住みやすい」が58.0%で最も多く、次いで「どちらでもない、わからない」で37.0%、「住みにくい」で4.9%と続きます。

高校生では「住みやすい」が59.7%で最も多く、次いで「住みにくい」で21.0%、「どちらでもない、わからない」で19.4%と続きます。

【中学2年生】



【高校2年生】



問38. 子どもにとって住みやすいのは、どんなまちだと思いますか

【中学2年生】

回答
■コミュニティ・人間関係について (11)
大人が優しく、礼儀正しい町
周りの人が優しい
自分の家みたいにいけないことをした時には、怒ってくれたりしてくれるような街がいいです。
誰もが楽しい、ずっと居たいと思うようなまち。喜怒哀楽がたくさんあるまち。
友達と学校に行ったり、家族と過ごせる時間がある街。
地域の人たちが見守ってくれたり先生や家族友人が支えてくれる街が住みやすいと思う。
地域の人達との交流があり、相談できたり、協力しあえる環境
大人が優しいところ
公園があって、町の人があいさつをしてくれて明るい町。子どもが沢山いてみんなで仲良く遊べるところ。
大人が優しくて思いやりがある町
たくさん仲間が居るまち
■防犯について (10)
犯罪がない。子供が遊べる場所がたくさんある。
夜に騒いでる人たちがいない。登下校の時に挨拶をしてくれる大人がいる。
事故や事件などが無い。
安全な町自分の好きなことができる町
犯罪などがなく安心して暮らせて全員が優しいまち。
犯罪が少なく自然災害への備えができています。小さい公園がいっぱいある。
安全な町
治安が良いまち。
子供が安心して過ごせる町
犯罪、事故などが少ない町が理想です。具体的には家庭内での周りからは分かりにくい犯罪を防ぐためにも定期的にアンケートをとったりすることが住みやすいまちづくりになると考えます。地域の人と気軽に話せるというのも住みやすい町なのではないかと思います。
■子どもの遊び場・娯楽について (9)
落ち着ける場所がある街
遊べる施設がある。自分たちを危険にさらす存在が無い。
遊ぶ場所や行事がある町
娯楽や、買い物かできる場所など、環境が充実していて、自然もあるまち
ゴミが少ない、遊ぶところが多い …など
遊ぶ所がいっぱいあって東京みたいなところ
娯楽の場がたくさんある。公園がある学校が近い。
程々の自然と程々の遊ぶ場所と程々の施設が一对一对一の割合でそのものがあり、地域の人が明るい町。

回答
レジャー施設があって子どもたちだけでいける場所がある町。ポイ捨てがなくてきれいな町。犯罪のない町。
■子どもの教育・子育て支援について（7）
医療費や高校の授業料を無料にする。子育て支援を手厚くする。
中学生以上は大人料金になるので、出かける時の負担が大きい。安来市内 18 歳以下は無料(割引) があるとうれしい。
勉強するスペースが確保されている街。
子どもの意見をしっかり聞き、「やってみたい」「チャレンジしたい」と思うことを尊重してくれる地域の人達（大人）がいる街。地域で仲が良い。助けてくれる。そんな街に住みたい。
大人が指示するのではなく子ども自身がやりたいことを 1 番にやらせて、子供一人でできそうにない場合に手助けしてくださる大人がいること。理不尽な大人がいない町。
自分の意見を否定されないまち、昔と比較されないまち、思いっきり自然で遊べるまち。
フリースクールの利用料を出してほしい。
■施設・インフラについて（6）
誰もが居心地の良い町。身近に遊べる施設がある町。自然を大切にしている町。いろんな店を増やして誰とでも行けるお店がある町。
コンビニが近くにある。学校が近くにある。車がよく見える道路。新弾のカードが置いているコンビニ！
スポーツする環境が整っていてほしい。
お店がいっぱいある。
遊べる場所がある例）イオン ゲームセンター
マックがある。イオンがある。プリクラがある。遊園地がある。バスの本数を増やしてほしい。
■まちの雰囲気について（5）
明るい元気なまち。
たのしい。
みんなが認められるまち。
自由にすごせる。
楽しくて、自立ができるような町。
■環境・自然について（2）
体に害がないまち
虫の少ない町
■その他（4）
決まりがあまり難しくなく、決まりに沿いやすく、楽しく暮らせるところ。
もう少し移動手段があっても良いと思う。
きちんと市民の意見を聞いて欲しい。そして、そのような政策をとってくれる街。一人の意見でも市役所がきちんと動いてくれる街。
大人に否定されない、趣味が合う人と一緒に行動できる。

【高校2年生】

回答
■子どもの遊び場・娯楽について (7)
屋台がでるお祭りなどがちゃんとあって楽しめるものがほしい。
遊び場がある。
それなりに遊べるところがある町。
遊び場がたくさんある安全な街。
公園とかイベントとか、こどもが楽しめるものが十分にあるまち。
公園があるまち。小さい頃、ゲームばかりしてないで、外で遊びなさいって言われたけど、公園がなかったから遊べなかった。
遊べる場所、交通機関色々なものが整っている場所。
■コミュニティ・人間関係について (5)
偏見を言われず、誰に対しても挨拶や言葉をかけてくれること。
地域の人が暖かい場所
地域住民の方との繋がりがあって、公園があったり誰でもくつろげる場所があるまち。
頼れる人が近くにいます。環境に良い。優しく接してくれる人がいる。
今の安来市のような人と人との繋がりがあつ、子供が遊べる場所など生活に潤いがあるまち。
■防犯について (5)
行ったり来たりが親に頼ることをしなくてもできる。安全。
学校が近く事故が少ないまち。
友達と安全に遊ぶことが出来るまち。
学校帰りなど安心安全で帰れる（地域の見守りがしっかりされている）。遊ぶ場所がある。
安全
■交通・アクセスについて (3)
交通機関が充実してる。
子どもたちだけで利用できる乗り物の本数が多いまち。サポートはしてくれるが、過度な干渉はしてこない地域の人がいるまち。遊ぶ場所がおおいまち。
交通機関がしっかりしていてどこへでも行きやすい。遊べる場所がある。友達と遊べる場所がある。安全対策がしっかりしている！
■子どもの教育・子育て支援について (2)
夏休みなどに家以外でも勉強ができる場所が恒常的にある街
子供の意見が尊重される町。いじめや虐待、貧困など厳しい状況にある子供に対する保護が手厚いまち。教育が充実した町。
■施設・インフラについて (2)
コンビニなどいつでも行けるような施設がどこにでもあり、大人がいなくても子供たちだけで心地よく過ごせる施設がある街
ある程度大きい店がある。公園や遊園地がある。美味しい食べ物がある。
■その他 (4)

回答
したいことがある程度自由にできるまち。
環境が澄んでいて綺麗な場所であること。バスの便通が良いところ。周りに友達がいるところ。
自分のしたいことができる場があるところ。
都会ではないから身近に店もない。進学先も限られていて自分の勉強したい大学は県外にしかない。だから高校を卒業すると県外にでてしまう。都会の生活は便利だから都会で就職するんだろうと思う。

問39. 最後に、安来市に取り組んでほしいことを教えてください

【中学2年生】

回答
■施設・インフラについて (15)
学校や幼稚園以外でみんなが楽しめる施設を作ってほしい。
遊べる施設を作ってほしい。(遊園地など) お店を増やして欲しい。公園や広場にもっと日陰になることを増やして欲しい。自動販売機をいろんなところに設置してほしい。誰でもいける室内の遊ぶ施設を増やして欲しい。図書館を増やして欲しい。海際に座れるベンチがほしい。交通規制をしっかりとしてほしい。学校の体育館にクーラーをつけてほしい。部活で使うものを新しく変えてほしい。子育てに使う補助金をもっと増やしたほうがいいと思う。お店にある品物の種類を増やして欲しい。子どもが楽しく買い物ができるようにお店にある子ども用のカートを作ったほうが良いと思う
マック、イオン、服屋さん。
公園を増やしてほしい。遊ぶ場所が少ない。
誰もが気軽に行ける場所を作って欲しい！
もっと娯楽施設やデパートなどを増やしてほしい。
たくさんの人の意見を取り入れて欲しい。イオンなど大型のお店を立てて欲しい。
土日の図書館の利用時間をもっと増やしてほしいです。
東京みたいに高い建物を建てて楽しい所をつくってほしい
中海に橋をかける。新幹線。小さい公園をたくさんつくってほしい。下校路など暗いところや照明がきれているところに街灯をつけてほしい。(暗いところが多くて怖い)自転車と歩行者が安心して通行できる道作り。
幅広く遊べるところ
古くなった建物や物を綺麗に安全にしてほしい。
人口を増やすための宣伝や保育園などを増やしたりしてもいいと思います。安来市に限りませんが交通手段が増えると県内だけでなく県外からも多くの人が来ることができると思います。
お店を増やす。若者が参加出来るイベントをする。
中学生でも楽しめる場所が欲しい。(例)都会にある店をつくってほしい など
■イベント・祭りについて (7)
特にないですが祭りで高値の物を売るのはやめて欲しい。
まつりの屋台を増やしてほしい
まつりを増やしてほしい。大きなショッピングモールが建ってほしい。学校の授業に地域発展の取組が

回答
できやすいようにしてほしい。
イベントを増やしてほしい。友達と遊びに行ける場所を増やして欲しい。バスの便を増やして欲しい。他の学校、他の県、海外の人と交流できる様にしてほしい
イベントを多く、規模を大きく。遊ぶ場所を増やす。子育て支援を手厚くすると子供を増やす人も少しは増えると思う。
もっと色々な年代の人や違う学校の人と交流できるようなイベントをしてほしい
祇園祭の規模をもっと大きくしてほしい。(屋台を増やしてほしい)
■教育・子育て支援について (3)
給食について安来市にはおいしいお店があるから、お店の味を再現したご飯が月1あるとうれしい。
クラスが40人ぐらいいて、テストの時や授業でいきがつまりそうになる。教室がたくさんあるので、ひとクラスの人数を減らしてほしいです。
フリースクールの利用料を出して欲しい
■環境・自然について (4)
ゴミを少なくなるようにしてほしい
できたら、ゴミ拾い活動を地域で出したり人を手助けするクラブがあったら良いなと思った。
清掃
給食で残った食べ物などを捨てずに、売ったり、自由にとって持って帰っていい、とかにしたらいいと思っている。
■アンケートについて (1)
まず、このアンケートの「家族」という表現がおかしい。いろんな家庭があってそれが重要視される世の中でその表現をする市が古い。1人の意見でもきちんと確認するなど動いてくれる地域して欲しい。
■防犯・安全について (2)
兄が街路樹の根により隆起した歩道で転倒しました。歩行者や自転車にとってフラットでない歩道はとても危険です。安全面での維持管理をしてほしい。
楽しく安心して過ごせるようにもっと安全な町にほしい
■その他 (5)
アーティストの方々とライブなどを通じてコミュニケーションがとれる環境をつくって欲しい。
問38のような街に近くなるような取組。
伝統芸能の活動を増やして欲しい
大人の意見だけでなく、子どもの意見もちゃんと取り入れてほしい
分かりません。

【高校2年生】

回答
■施設・インフラについて (9)
プリクラを作って欲しい。少子化対策。学力向上。娯楽がない
気軽に休憩できる場所
子供が遊べる場所を増やしてほしい
廃墟など、今にも崩れそうな家をそのままにしておくのではなく、まちや子どもたちの安全を守るために取り壊しを進めていくべきである。
放置されて荒地になっている土地を上手に利用してほしい。帰省してきた時に安心できる場所であってほしい。高速道路からすぐ降りたところ、駅の近くに市外から訪れる人が立ち寄れるようなところを作ってほしい。中海をどうにか利用してほしい。他の市ではないような個性のあることをやってほしい。
若い人が安来に住みたいと思うきっかけになるようなお店をつくる。(マック、しまむらなど)・病院を増やす・家で1人で介護をしている人達のサポート。
カフェ的なものを入れて欲しい。ゆっくりできる施設が欲しい。友達と話せたりあそべたりするところ。
アルテピアをもっと活用してほしい。喫茶店を作ってほしい。
遊べる場所を増やしてほしい。
■イベント・祭りについて (6)
屋台がでる月の輪祭の復活
人口増加。行事(イベント)を増やす。店を増やす。
わたしは国際的な外国人とのコミュニケーションをすることに興味があり、大学の受験勉強に励んでいます。そのようなイベントが少ないように感じます。実際、安来に住む外国人の方は少ないですが、英語や文化交流の勉強学習のためにもあれば嬉しいなと個人的に感じます。
月の輪まつりで、屋台など市がもっと協力して欲しい。この祭りを盛り上げることこそが安来を活性化することの一つであると思う。
月山富田城の観光のPRの強化。祇園祭の継承。
月の輪祭りを昔みたいに屋台とか出してください。前はコロナでいろんな場所の祭りが楽しなかったけど、今は月の輪祭り以外の祭りが屋台もたくさん出している。
■教育・子育て支援について (4)
物理的に行きやすい自習室を作ってもらいたいです。
もっと子供を見捨てないための活動をして欲しい
6000円分のクーポン券また欲しいです！！
高校にも給食がほしい。
■交通・アクセスについて (2)
バスの便を増やして欲しい
交通機関はしっかりして欲しい。バス停と差増やすとか本数増やすとか
■その他 (4)
おじいさんおばあさん達や子供達の交流の場が必要なんじゃないかと思います。
もっと手伝えることがあれば手伝うよ。
職場の高齢化を防ぎ、若い労働力を積極的に呼び込んで欲しいです。
物事に、対してひるまないでほしい。

3. 第2期計画の実施状況

(1) 子育て家庭への支援の充実

a. 子育て支援サービスの充実

事業名	評価	今後の方向性	担当課
①子育て支援センター事業	A	継続	子ども未来課
②つどいの広場事業	A	継続	子ども未来課
③ファミリー・サポート・センター事業	A	継続	子ども未来課
④ブックスタート事業	A	継続	子ども未来課

①子育て支援センター事業

実施状況・評価	A	
第2期計画において、子育て支援センターを子育ての拠点施設と位置づけ、相談・情報提供・交流の場としての機能を強化しました。プレイルームを開放し子育て世帯に気軽に利用してもらい、また、常駐する保育士が毎月子育てイベントを実施しています。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
虐待予防や孤立を防ぐ効果があり、子育て世帯の交流の場でもあるので、令和7年度以降も継続します。		

②つどいの広場事業

実施状況・評価	A	
第2期計画において、子育て支援センターを子育ての拠点施設と位置づけ、相談・情報提供・交流の場としての機能を強化しました。プレイルームを開放し子育て世帯に気軽に利用してもらい、また、常駐する保育士が毎月子育てイベントを実施しています。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
虐待予防や孤立を防ぐ効果があり、子育て世帯の交流の場でもあるので、令和7年度以降も継続します。		

③ファミリー・サポート・センター事業

実施状況・評価	A	
育児の援助を受けたい者と行いたい者をファミリー・サポート・センター会員とし、相互援助活動の調整を図りました。会員登録者も増加しています。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
育児負担の軽減につながっており、令和7年度以降も継続します。		

④ブックスタート事業

実施状況・評価	A	
健診時に絵本を読み聞かせ絵本に触れる機会を設けることで、絵本を通じて親子の時間を楽しむ姿につながっています。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
豊かな親子の時間につながり、保護者の育児への意識啓発にもつながっているので、令和7年度以降も継続します。		

b. 経済的負担の軽減

①幼児教育・保育の無償化の対象とならない0歳から2歳児のこどもへの市独自の保育料軽減事業

実施状況・評価	A	
一定所得以下の世帯の第1子・第2子に係る保育料及び第3子以降の保育料を世帯所得に応じて1/4～1/3軽減しました。軽減した保育料を通知しており、事業認知度が課題です。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
子育て世帯の経済的負担軽減となっており、令和7年度以降も継続します。		

②副食費助成事業

実施状況・評価	A	
多子世帯の経済的負担軽減のため、第3子以降の4・5歳児の副食費を全額免除としました。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
安来市独自の事業であり、子育て世帯の経済的負担軽減となっており、令和7年度以降も継続します。		

③こども医療費助成事業

実施状況・評価	A	
償還払申請における遅滞無い事務処理、窓口でのこども医療費助成制度の説明の徹底、安来市HPへこども医療費助成に係わる申請書や記入例等を掲示し、郵送での手続きに対応しました。		
【課題】①償還払申請に係る手続きの簡素化 ②財源の確保		
今後の方向性	継続	担当課：市民課
令和7年度よりこども医療費助成事業の対象を高校生(0-18歳)まで拡充し、こどもを持つ家庭が経済的により安心してこどもを育てやすい環境を作ります。。		

④任意予防接種への助成

実施状況・評価	A	
おたふくかぜ予防接種について、1人につき2回全額助成しました。経済的負担を軽減するとともに、公衆衛生の向上に貢献しました。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
多くの方が接種を望まれるワクチンであり、令和7年度以降も継続します。		

⑤就学援助事業

実施状況・評価	A	
経済的な理由により就学が困難と認められる児童生徒の学用品費等についての援助を行いました。毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布し、また就学時健康診断時にも保護者へ書類を配布することで制度の周知に努めました。		
今後の方向性	継続	担当課：学校教育課
引き続き援助を行っていくとともに制度周知に努めることで、対象家庭の経済的負担を軽減します。		

⑥一般不妊治療費及び特定不妊治療費助成事業

実施状況・評価	B	
令和4年に保険適用の範囲が拡充され、特定不妊治療から生殖補助医療に名称変更となりました。治療費負担を軽減しています。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
妊娠出産を望む夫婦に求められる事業であり、令和7年度以降も継続します。		

c. 相談体制、情報提供の充実

①地域子育て支援センター・つどいの広場事業

実施状況・評価	A	
専門の職員に相談する場を設け、育児の不安や悩みを共に考える場とすることで、保護者の安心につながっています。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
育児の悩みや不安の軽減につながり、こどもの支援の仕方を考えることもできるので、令和7年度以降も継続します。		

②子育ての総合相談窓口（子ども未来課）の設置

実施状況・評価	A	
電話・来所でいつでも相談を受け付け、必要に応じてこども園や教育委員会等と連絡を取り、支援につないでいます。		

今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
育児の悩みや不安の軽減に加え、こどもの支援にもつながっており、令和7年度以降も継続します。		

③子育て応援ガイドブック「ピッコリーニ」の配布

実施状況・評価	A		
母子手帳発行時に、転入者や希望者など必要な方に渡している。令和3年に改定し、その後の変更は別紙を挟み配布しています。			
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課	
内容の見直しに加え、ネット上で閲覧ができるガイドブック等、利用しやすい形の検討も合わせて継続します。			

(2) すこやかに生み育てる環境づくり（すこやか親子 21）

a. 親子の健康への支援

①こんにちは赤ちゃん事業

実施状況・評価	A		
生後4か月までの乳児がいる家庭へ保健師、助産師がこんにちは赤ちゃん訪問を実施しました。専門職が訪問することで、育児不安の軽減や母子の様子確認を行い、必要な支援へつないでいます。			
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課	
育児不安の軽減や産後うつ等の早期発見等につながっており、令和7年度以降も継続します。			

②安来市母子健康包括支援センターにおける妊娠届出時の相談・情報提供

実施状況・評価	A		
妊娠届出時に保健師、助産師がすべての妊婦と面談を行い、妊娠・出産・子育て期へと切れ目ない支援へつないでいます。			
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課	
妊婦の不安の軽減や妊娠、出産、子育てに関する相談しやすい関係づくりにつながっており、令和7年度以降も継続します。			

③妊婦・乳幼児健康診査事業

実施状況・評価	A		
妊娠届出のあった妊婦に対し受診票を交付することで、定期的な健診受診と費用負担の軽減につながっています。			
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課	
母子保健面の安全性確保と、出産に向けた費用負担軽減による出産意欲向上の観点から、令和7年度以降も継続します。			

④各種健康教室事業（マタニティ教室、はじめての子育て教室、ほっとひといき講座）

実施状況・評価	A		
出生数が減少する中、同じ環境で子育てする者同士の交流の機会や、悩みの共有により育児不安の軽減へつながっています。			
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課	
育児不安の軽減や虐待予防、孤立を防ぐ効果があり、令和7年度以降も継続します。			

⑤歯科保健事業（妊婦歯科検診、歯科教室、フッ化物洗口、口腔衛生展の開催）

実施状況・評価	A	
フッ化物洗口も市内すべての小学校と保育施設で実施しています。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
こどものむし歯は年々減っておりフッ化物洗口の効果がみられている。妊娠期や乳幼児期、学童期などライフステージに応じた歯科口腔保健対策のため令和7年度以降も継続します。		

⑥小児予防接種事業

実施状況・評価	A	
予防接種法に基づき、定期予防接種（A類疾病）を実施することで、公衆衛生の向上に貢献しました。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
予防接種法に基づく事業であるため、7年度以降も継続します。なお、集団接種としていたBCGについて、令和7年度から個別接種とする予定です。		

b. 食育の推進

①マタニティ教室

実施状況・評価	A	
健やかな胎児の発育や安全な出産に向けて、妊婦やその夫（パートナー）に対し、正しい食生活について啓発を行っています。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
妊娠期から食生活への啓発を行うことで、出産、子育て期へと切れ目ない食育推進につながっており、令和7年度以降も継続します。		

②離乳食教室

実施状況・評価	A	
離乳食の正しい知識を啓発できている。また個別相談を行うことで、乳幼児健診の事後フォローにもなっています。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
教室の開催頻度や構成を検討しながら、令和7年度以降も継続します。		

③乳幼児健康診査

実施状況・評価	A	
乳幼児健康診査にて、離乳食の進め方に関する情報提供や個別相談を実施することで、こどもの食に関する悩みの解消や食育推進を図りました。		

今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
乳幼児期における食育推進につながっており、令和7年度以降も継続します。		

④幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校等での食育教室、ブラッシング教室

実施状況・評価	A	
歯科教室ではコロナ禍で中止していたブラッシング指導や染め出しを再開しました。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
歯科教室はこどもと保護者の意識啓発につながっており、令和7年度以降も継続します。		

⑤口腔衛生展

実施状況・評価	C	
コロナ禍と重なり、フッ化物塗布を実施することができず、啓発のみ行いました。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
委託先である安来市歯科衛生士会と共に実施方法や内容の見直しを図ります。		

⑥食と歯のフェスティバル

実施状況・評価	B	
感染症対策により令和2年度は中止。令和3～5年度は縮小開催とし、講演会と展示を実施し、幅広い世代に啓発しました。令和3～5年度の講演会の参加は50歳以上が多かったです。令和5年度は給食教育課より「給食ができるまで」の展示を行いました。令和6年度は共催団体のブースにてこども対象のクッキング、保育所・こども園の食育取組の展示を行いました。		
今後の方向性	見直し	担当課：いきいき健康課
講演会を目玉として開催してきましたが、コロナ禍を経てオンラインで講演会を聴講できる機会が増え、集合式の講演会の参加者が減少しています。開催方法をフェスティバルとして単独で行うか、他の事業との共催とするか検討予定です。		

⑦食のボランティア団体との連携・啓発

実施状況・評価	B	
食生活改善推進員による「おやこの食育教室」を実施しました。コロナ禍はレシピや食材の配布であったが、令和5・6年度は調理実習を再開し、継続的に取り組んでいます。令和2年度は30組、令和3年度は12組、令和4年度は20人、令和5年度は34人が参加しました。また子ども未来課主催の子育てイベントにて野菜を使ったおやつ作り教室を実施し、令和5年度は9組が参加しました。郷土料理教室を令和5年度に情報科学高校にて2回実施しました。		
今後の方向性	継続	担当課：いきいき健康課
食生活改善推進員による「おやこの食育教室」は参加者も多く、児童クラブからの依頼もあり、令和7年度以降も継続します。		

c. 思春期の保健対策

①思春期保健事業（思春期保健連絡会、研修会等の開催）

実施状況・評価	B	
思春期保健連絡会を開催し、学校と行政、関係機関・団体と健康課題の共有化や連携を図ることができました。また生徒対象研修会と関係者研修会を実施することができました。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
生徒対象研修会を希望する学校も増えており、さらなる思春期保健対策を推進していくため令和7年度以降も継続して実施します。		

(3) こどもの健全育成のための教育環境の整備

a. こどもの生きる力の育成

①確かな学力を育てる教育の推進

実施状況・評価	B	
年に2回、市内全小・中学校を訪問し、ねらいを明確にした授業づくりについて指導・助言を行いました。また1人1台端末を活用した授業づくりについて研究校を中心に研究実践を行いました。		
今後の方向性	継続	担当課：学校教育課
単元や1時間の授業のねらいとする資質・能力を明確にした授業づくりの指導・助言を行います。また1人1台端末の日常的かつ効果的な活用について授業実践を通して進めていきます。		

②ふるさと教育事業

実施状況・評価	B	
コロナ禍で、様々な活動の制限がある中、各校工夫しながらふるさと教育を実施しました。令和5年度から令和6年度にかけてはコロナ後のより精選された教育活動の実施が着実に進んでいます。		
今後の方向性	継続	担当課：学校教育課
今後、学校運営協議会の立ち上げもあり、学校と地域のつながりがより良いものとなり、さらにふるさと教育を充実していくことができると考えます。		

③地域学校連携・協働活動

実施状況・評価	B	
全中学校区に地域コーディネーターを配置し、共育協働活動の支援体制の充実を図りました。コロナ禍により活動の縮小もみられたが、学校に関わる地域ボランティアの掘り起こし、増加につながりました。		
今後の方向性	継続	担当課：地域振興課
未来を担うこどもたちの成長を支えるためには、学校・家庭・地域が連携し地域社会全体の教育力向上を今後も図る必要があります。そして、持続可能な支援のための体制づくりを行い、様々な立場の方々に参加してもらえるよう工夫を行います。		

④学校図書館活用事業

実施状況・評価	B	
読書指導を各校組織的に取り組んでいますが、こどもの選書に個人差がみられ、選書の質を高める工夫が必要です。情報活用教育が各校推進されています。書籍等による情報と1人1台端末の情報との併用の工夫が求められます。		

今後の方向性	継続	担当課：学校教育課
こどもの心を育む読書指導について、読書時間の確保、読書機会を増やす工夫の推進を図ります。学習・情報活用センターとして学校図書館が機能するよう支援していきます。		

⑤子どものための鑑賞会及びアウトリーチ事業

実施状況・評価	A	
公演の内容により参加校の増減はありましたが、学校生活だけでは得ることのできないピアノの演奏を提供することができました。計画期間中に新型コロナウイルス感染症が流行し、感染対策を行いながらの実施で参加が減少した年もありました。		
今後の方向性	継続	担当課：文化課
参加校も多く、ニーズが高いと感じます。令和7年度以降も継続します。		

⑥やすぎ子ども探検隊

実施状況・評価	B	
学区を超えた児童の交流に加え、楽しみながら地域・ふるさとの魅力を体験学習することができました。		
今後の方向性	継続	担当課：地域振興課
郷土愛と人間性を育む機会であることから、今後もアイディアを出しながら事業継続を行います。		

⑦スポーツ少年団事業

今後の方向性	廃止	担当課：地域振興課
地域振興課と文化スポーツ振興課の統合に伴い削除		

b. 家庭と地域の教育力向上

①家庭教育支援活動

実施状況・評価	B	
児童を取り巻く環境が複雑さを増している中、保護者の意識を定期的にアップデートし、また保護者同士の交流の場となる学習機会となりました。		
今後の方向性	継続	担当課：地域振興課
生活習慣の向上や自立心の育成など、家庭での教育力向上のための必要な支援を継続したいと考えています。		

②放課後子ども教室

実施状況・評価	B	
青少年健全育成活動・世代間交流活動として、児童と地域住民とを結ぶ活動を交流センター及び地域コーディネーターが連携し行いました。		
今後の方向性	継続	担当課：地域振興課
放課後や週末において、地域のこどもたちの安心安全な活動場所を確保し、学習や様々な体験、交流の機会を提供する活動は今後も必要不可欠と考えます。		

③スポーツ少年団事業

実施状況・評価	B	
安来市体育協会の少年育成部を通して、スポーツ少年団活動費助成金を交付しました。毎年1回、スポーツ少年団を対象とした体力テストを開催し、団員の体力向上を図る機会を提供しました。また「安来市スポーツ指導者研修会」を年1回開催し、指導者のスキルアップを図り、安来市体育協会からスポーツ少年団等の指導者を対象とした資格取得等の助成金制度を新設し、指導者の資質向上を図りました。さらに安来市体育協会のホームページにてスポーツ少年団の活動について、情報発信を行いました。		
今後の方向性	継続	担当課：地域振興課
引き続き、積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を児童等が育成するため、スポーツ少年団の活動支援等スポーツ環境の充実を図っていきます。		

c. 青少年健全育成の推進

①青少年を取り巻く有害環境対策の推進

実施状況・評価	B	
各学校が、こどもがSNS等のインターネット環境を有効に活用することができるように授業や講演を実施しました。		
今後の方向性	継続	担当課：学校教育課
学校教育のみならず、地域との連携を図りながら、正しい知識の普及啓発を図っていきます。		

②スクールソーシャルワーカー配置事業

実施状況・評価	A	
不登校対応や家庭支援など他機関と連携しながら幅広く活動しています。令和5年度対応ケース：21ケース、令和5年度支援者数：27人でした。		
今後の方向性	継続	担当課：学校教育課
学校だけの対応では難しいケースが増加しており、令和7年度以降も継続します。		

③教育支援センター運営事業

実施状況・評価	A	
不登校児童生徒の社会的自立を目標に支援にあたっています。令和5年度通所者数：実人数16人（延べ726人）、令和5年度来所相談：延べ122件でした。		
今後の方向性	継続	担当課：学校教育課
不登校児童生徒数は年々増加しており、令和7年度以降も継続します。		

④子どもと親の相談員配置事業

実施状況・評価	A	
十神小学校での配置となっており、こどもと親の相談員が校内チームの一員としてこどもと保護者の心の安定やこどもと担任とのつながりを支えていく役割を担っています。令和5年度相談児童数：139人(実人数)、令和5年度相談保護者数：27人(実人数)でした。		
今後の方向性	継続	担当課：学校教育課
不登校の未然防止、児童・保護者への相談対応など、こどもと親の相談員のニーズは高いので、令和7年度以降も継続します。		

⑤子どもの育ちを支えるネットワーク会議

実施状況・評価	B	
コロナ禍で参集できない事態が続いていましたが、令和5年度から再開し、関係団体のつながりをさらに深める取組をしています。		
今後の方向性	継続	担当課：学校教育課
社会全体でこどもの育ちを支える動きは今後さらに進み、本会の役割も重要になってくると思われます。		

(4) 子育てと仕事の両立支援

a. 保育サービスの向上

①幼稚園・保育所（園）・認定こども園の運営

実施状況・評価	B	
保育や幼児教育ニーズに合わせ、市内21施設で保育及び幼児教育の提供を行いました。私立においては、認定こども園化を進め、計画期間（令和2～6年度）に3園が保育所から認定こども園となりました。公立においては、園児数が10人以下となる園が散見されるようになり、こどもたちの育ちの面から園児の少ない施設を休園しました。計画期間中の待機児童の発生はなく、適正な保育の提供を行いました。 ○認定こども園化：認定こども園ひろせ保育園（令和2年度～）、みゆきこども園（令和3年度～）、やすぎこども園（令和5年度～） ○休園の公立施設：宇賀荘幼稚園（平成26年度～）、能義こども園（令和2年度～）、認定こども園布部（令和5年度～）、認定こども園井尻（令和5年度～）		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
ニーズ調査を基に幼児教育及び保育の提供数の安定的に確保するとともに、こどもたちの育ちや安全面に考慮し、適正な体制を整備していきます。		

②一時預かり事業、休日保育事業

実施状況・評価	B	
公立3施設（安来保育所・認定こども園広瀬・認定こども園母里）、私立2施設（あかえこども園・みゆきこども園）の計5施設で一時預かり事業を、みゆきこども園で休日保育事業を実施しました。また、島田こども園・安来幼稚園で、幼稚園の預かり保育としての一時預かり事業を実施しました。家庭保育をしている保護者や里帰り出産のため一時的な利用を希望する保護者への支援や、休日出勤をやむを得ない保護者の支援へつながりました。利用者増となるように、周知が課題です。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
どちらの事業も保護者の負担軽減につながっているため、令和7年度以降も継続します。		

③病児・病後児保育事業

実施状況・評価	B	
安来第一病院内に病児保育、認定こども園ひろせ保育園内に病後児保育を設置し、病気又は病気の回復期にある児童を一時的に預かり、保護者の子育てと就労等の両立を支援しました。コロナ禍と重なり、接触が制限された時期があり、利用者が伸びませんでした。広報やHPなどでPRを行い、利用者増につなげたいと考えています。 延べ利用者数（病児、病後児あわせた数）は令和2年度：30人、令和3年度：96人、令和4年度：95人、令和5年度：42人、病児保育登録者数は166人でした。（令和6年4月1日現在）		

今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
保護者の子育てと就労等の両立への支援につながっているため、令和7年度以降も継続します。		

b. 放課後児童クラブの充実

①放課後児童クラブ

実施状況・評価		A	
児童数は年々低下しているが家庭環境の変化等を背景にニーズは高まっている中、毎年90%以上の入所率を達成しました。特に令和3年度からはクラブ数も16カ所に増やし、90%後半で推移しています。			
今後の方向性	継続	担当課：教育総務課	
今後もニーズが高まることが予想され、また利用者の市街地近辺等の偏りもあるため、柔軟な受入体制やクラブの新設など、できるだけ受け皿の整備に努めます。			

c. 働きやすい環境づくり

①事業者に対する啓発活動

実施状況・評価				B	
安来市企業等人権・同和問題研修会で島根労働局や松江職業安定所と連携して、説明や講演を行いました。					
今後の方向性		継続	担当課：人権施策推進課		
男女共同参画の職場づくりやワーク・ライフ・バランスについて、具体的積極的な啓発の場を開拓します。					

②男女共同参画意識の啓発活動

実施状況・評価	B		
各交流センターとの連携を図りながら男女共同参画の視点を持った人権講座を開催しました。男女共同参画の視点を持った絵本の展示・貸し出しを行いました。			
今後の方向性	継続	担当課：人権施策推進課	
各種団体や地域と連携し、参加者数の増加に取り組めます。特に、男性が参加しやすい広報を行い、参加率を上げます。			

(5) 支援を必要とするこども等への支援の充実

a. 児童虐待防止策の充実

①要保護児童対策協議会

実施状況・評価	A	
関係機関と連携を図り、児童虐待の早期発見・早期対応につなげることができました。また、要保護・要支援児童、特定妊婦について関係機関で情報を共有しながら、継続的な支援体制を整えることができました。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
児童福祉法に基づく取組であることから、令和7年度以降も継続します。		

②養育支援訪問事業

実施状況・評価	B	
実施件数は年度により様々ですが、保護者自身からの相談や関係機関からの情報提供などにより、適切に実施につなげることが出来たと考えます。令和6年度から子育て世帯訪問支援事業に名称変更しました。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
家庭事情により援助を要する児又は保護者に対し、適切な支援を行う必要があるため、令和7年度以降も継続します。		

③子ども家庭総合支援拠点事業

実施状況・評価	A	
令和6年度より、「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を統合し、「こども家庭センター」を設置しました。児童福祉機能と母子保健機能の連携強化を図り、切れ目のない包括的な支援体制を整えました。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
児童福祉法に基づく取組であることから、令和7年度以降も継続します。		

b. ひとり親家庭等の自立支援

①母子・父子自立支援員の配置

実施状況・評価	A	
ワンストップサービスを心がけ、丁寧な相談と関係機関と連携した伴走的支援を行っています。令和5年度相談指導件数640件（内、生活一般：315件、児童：23件、経済的支援・生活援護：302件）でした。		

今後の方向性	継続	担当課：福祉課
ひとり親家庭等に対し、離死別直後の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供や相談指導、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を引き続き行っています。		

②児童扶養手当

実施状況・評価	A		
離婚・転出・転居等による申請手続きを適切に処理し、手当支給に努めています。令和5年度は全部支給者：1,305人、一部支給者：1,411人、第二子加算：1,131人、第三子以降加算：387人でした。			
今後の方向性	継続	担当課：福祉課	
離婚や死別などにより子と生計を同じくし、監護・養育している人に対し、生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の健やかな成長を目的に支給するものです。改正により、第三子以降の児童に係る加算額の引上げ・所得制限限度額の引上げ・扶養親族等の範囲の見直しを予定しています。			

③母子父子寡婦福祉資金貸付事業

実施状況・評価	A		
相談から申請に至るまで丁寧かつ適切な対応を行っています。また、返済が滞っている家庭については島根県と連携を取りながら償還してもらっています。令和5年度は貸付・相談回数：137件、償還：82件でした。			
今後の方向性	継続	担当課：福祉課	
母子父子家庭や寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために必要な資金（進学費用・就労準備費・生活費等）を低利子または無利子で貸付を引き続き行っています。			

c. 障がいのあるこどもがいる家庭への支援

①就学前障がい児一時預かり事業

実施状況・評価	A		
就学前の障がい児をもつ家族の介護からの休息のために必要な事業です。市内3つの保育所の空き部屋と利用し、毎年度利用実績があります。			
今後の方向性	継続	担当課：福祉課	
未満児にも対応した預かりサービスは他では難しいので、身近な場所での一時預かりは、家族の介護負担軽減のために必要です。			

②障がい児保育（インクルーシブ保育の実践）

実施状況・評価	A	
保護者や保育施設から発達に関する相談を受け、専門スタッフによる支援や、他機関との連携による支援を行うことができました。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
こどもの特性にあった支援や保護者支援、保育者支援につながっているため、令和7年度も継続します。		

③障がい児サマースクール事業

実施状況・評価	A	
学齢期の障がい児の夏季休業期間の日中の活動の場として、障がい児同士の交流や必要な介護を実施し、家族の負担軽減を図りました。コロナ禍においては、令和2～4年度は事業を中止しました。実施状況は、令和元年度：参加者21人、延べ95日、令和5年度：参加者8人、延べ34日（※令和5年度は規模を縮小して実施）でした。		
今後の方向性	見直し	担当課：福祉課
障がい児支援サービスにおいて、放課後等デイサービス事業ができたことや、会場及びボランティアスタッフの確保等が困難な状態になっているため、事業の在り方の見直しが必要です。		

④発達支援ルームにこここ

実施状況・評価	A	
発達クリニックや保育所等から発達障がいの疑い、あるいは経過観察が必要と相談のあった就学前の児童を小集団における関わりを通してスムーズな就学につなげることも目的に実施している。毎年、利用希望者は多く、令和5年度からは定員を増やして実施しています。 年間延べ利用人数は、令和3年度：109人、令和4年度：112人、令和5年度：162人でした。		
今後の方向性	継続	担当課：福祉課
発達支援ルームスタッフにより、児童や家族に向けた指導のほか、対象児の所属する保育所等の保育士への関わり方の指導、保育所において児童の様子を観察するなど、丁寧な指導を実施しています。就学にあたっては教育委員会と連携をとっており、円滑に支援を移行するために必要な事業です。		

⑤障害児通所給付

実施状況・評価	A	
児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障がい児への日常生活能力の向上に必要な個別訓練や集団生活への適応訓練の実施、家族の負担軽減に役立っています。サービスを利用する児童は増加しています。支給決定者数は、令和4年3月末：67人、令和5年3月末：80人、令和6年3月末：90人でした。		
今後の方向性	継続	担当課：福祉課
児童福祉法において規定された障がい児への支援事業として、今後も必要な事業です。		

⑥日中一時支援事業

実施状況・評価	A	
障がい児がメインで本事業を利用することではなく、他のサービスの補完的役割で、日中の居場所や家族の負担軽減目的で利用があります。		
今後の方向性	継続	担当課：福祉課
障がい児支援から見た場合、日中一時支援事業は、他のサービスの不足する部分を補ったり、支援の隙間を補完するものとして必要です。		

⑦福祉医療費助成事業

実施状況・評価	A	
福祉医療助成制度に基づき、各関係機関と連携し、適切な医療費助成を実施することができました。また、福祉医療制度や障がい等における相談は随時受け付けており継続できています。		
今後の方向性	継続	担当課：市民課
医療費の支出が各世帯における経済的負担になっており、令和7年度以降も継続します。令和7年度より子ども医療費助成事業の助成範囲が高校生まで拡充される関係で、福祉医療対象の中学生以下はすべて子ども医療からの負担となり、高校生は福祉医療が上限額まで負担した後、残りを子ども医療が負担します。		

⑧発達相談事業

実施状況・評価	A	
乳幼児健診等で発達の遅れが疑われたり、保護者や保育施設からの発達に関する相談に対して専門スタッフによる助言や支援を行うことができました。		
今後の方向性	継続	担当課：子ども未来課
こどもの特性にあった支援や保護者の育児不安の軽減につながっているため、令和7年度以降も継続します。		

(6) 安心・安全なまちづくりの推進

a. こどもの安全の確保

①交通安全教室の実施

交通安全教室の実施状況			
実施状況・評価	A		
各学校において、年度始め等適切なタイミングで交通安全教室を実施しました。			
今後の方向性	継続	担当課：学校教育課	
交通事故から子どもを守るため、各学校が「交通安全教室」を実施します。 小中学生の登下校の安全確保を図るため、市、学校、地域、保護者が連携し、通学路安全点検を実施します。			

②防災出前講座の実施

実施状況・評価		B	
令和2年度：小1回、中3回、令和3年度：小2回、中1回、令和4年度：小1回、中1回、令和5年度：小2回、高1回、令和6年度：小中高0回（令和6年7月31日時点）でした。依頼のある学校がほぼ固定していることが課題です。令和2～4年度のコロナ禍においても実施できましたが、全体的に多くの学校への出前講座（出前授業）が未実施でした。令和5年度に新型コロナウイルス感染症が5類移行後も実施依頼が増加していないことから、PR不足を含めて他の要因の検証が必要です。			
今後の方向性	継続	担当課：防災課	
教育部（教育委員会事務局）を通じて出前講座（出前授業）の実施についてPRし、実施校の増加を図ります。			

③登下校の交通指導

実施状況・評価	B		
交通指導員を中心に登下校時の交通指導を実施しました。			
今後の方向性	継続	担当課：地域振興課	
交通事故ゼロをめざし、今後とも交通安全の指導・啓発を続けていきます。			

④通学路等の危険箇所の点検、対策の実施

通学路等の危険箇所の点検、対策の実施			
実施状況・評価	A		
安来市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関を招集しての通学路安全推進会議を毎年行い、通学路の危険箇所の点検及び対策を実施しました。			
今後の方向性	継続	担当課：教育総務課	
通学路は児童生徒の有無によって毎年変わるものであり、引き続き取組を行っていく必要があります。			

b. 犯罪等の被害にあわないための環境の整備

①防犯灯に対する補助事業

実施状況・評価	B	
自治会等が設置管理する防犯灯の設置費用1/2を補助しました。 補助実績 令和2年度：申請96件、LED防犯灯189灯、専用柱2本、3,407,100円 令和3年度：申請92件、LED防犯灯178灯、専用柱3本、補助額3,193,800円 令和4年度：申請88件、LED防犯灯232灯、専用柱6本、補助額4,876,300円 令和5年度：申請64件、LED防犯灯133灯、専用柱1本、補助額2,609,300円		
今後の方向性	継続	担当課：総務課
防犯上、暗い場所への防犯灯の設置は必要不可欠であり、令和7年度以降も補助事業を継続します。		

②防犯カメラ設置の推進

実施状況・評価	B	
通学路等に防犯カメラを設置することで、犯罪抑止を図ることができました。市内総設置数74台、令和2年度：新規1台、令和3年度：新規1台、令和4年度：新規1台、令和5年度：新規1台でした。		
今後の方向性	継続	担当課：総務課
防犯上、通学路等へのカメラの設置は必要不可欠であり、令和7年度以降も継続します。		

③安来市子ども安全センター

実施状況・評価	D	
安来市におけるこどもの安全対策を推進するため、安来市・安来市教育委員会・安来警察署が一体となり、子ども安全センターを設置していましたが、通学路安全推進会議など同様な会議がある上、就学前施設においては車での送迎がほとんどであり、ニーズの把握が難しい現状にありました。近年は開催されず、令和5年度に廃止となりました。		
今後の方向性	廃止	担当課：子ども未来課
今後は、他の組織や道路担当部局と連携し対応していきます。		

c. 子育てを支援する生活環境の整備

①安心して遊べる公園等の整備事業

実施状況・評価	B	
公園を安心・安全に利用してもらうため、公園の遊具点検については毎年実施しています。また、点検結果をもとに修繕も行っています。		

今後の方向性	継続	担当課：土木建設課
今後も点検～修繕のサイクルが保てるよう予算確保を行い、安心して遊べる公園施設を維持していきます。		

②市道改良事業

実施状況・評価	B		
通学路安全対策については、毎年行っている合同点検にて確認した危険箇所についての安全対策を行っています。市道改良については、近年の物価上昇等に対応するための予算確保が課題です。			
今後の方向性	継続	担当課：土木建設課	
通学路の安全対策については、引き続き学校と連携をとりながら進めていきます。市道改良については、国の補助金・交付金を利用しながら計画的に進めていきます。			

4. 計画策定経過

第1期やすぎっこしあわせ計画 策定経過

時 期	内 容
令和6年1月	就学前・小学生ニーズ調査の実施 ・就学前児童保護者【回収数 909/1,484 回収率 61.2%】 ・小学生保護者 【回収数 1,232/1,689 回収率 72.9%】
令和6年7月	令和6年度第1回安来市子ども・子育て推進会議 【会議内容】 ・子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について ・こどもの意見聴取のためのアンケートの実施について ・（仮称）安来市こども計画について ・次期計画の基本理念について
令和6年7月～8月	こどもの意見聴取のためのアンケート ・中学2年生 【回収数 81 票】 ・高校2年生 【回収数 62 票】 安来市関係課へのヒアリング ・子ども・子育て支援事業の担当課を対象にヒアリングを実施
令和6年8月～9月	地域・事業者へのアンケート 【対象】幼稚園、保育所（園）、認定こども園、 放課後児童クラブ、交流センター等
令和6年12月	令和6年度第2回安来市子ども・子育て推進会議 【会議内容】 ・こどもの意見聴取のためのアンケート結果について ・次期計画の名称について ・（仮称）安来市こども計画の素案について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び 確保方策について
令和7年1月～2月	パブリックコメントを実施 ・2件5項目の意見が寄せられました
令和7年3月	会長決議 【内容】パブリックコメントの内容精査 次期計画案の承認

5. 安来市子ども・子育て推進会議条例（一部抜粋）

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、安来市子ども・子育て推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

（組織）

第2条 推進会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係機関の職員
- (2) 関係団体の構成員
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 労働者を代表する者
- (5) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (6) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (7) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第3条 推進会議に会長1人及び副会長1人を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第5条 推進会議は、その審議上必要があると認めるときは、審議に関係のある者の出席を求めて意見を聴くことができる。

（庶務）

第6条 推進会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（委員の任期の特例）

3 平成29年10月1日に委嘱し、又は任命する委員の任期は、第2条第3項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

6. 安来市子ども・子育て推進会議委員名簿

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日

所属機関・団体の名称	委員氏名（敬称略）	備 考
島根県立大学短期大学部副学長	余 村 望	会長
安来市医師会	吉 岡 宏 記	
安来警察署	藤 田 達 也	
安来商工会議所	秦 和 治	
安来市 PTA 連合会	左 右 田 征	
安来市幼稚園・こども園 PTA 連合会	高 城 直 人	
公立保育所保護者代表	下 島 翔 大	
私立保育所保護者代表	細 田 聡 史	
安来市小学校長会	槇 野 吉 人	
安来市中学校長会	原 浩	
安来市立公立教育保育施設園長・所長会	上 田 恵 美	
安来市私立保育園連盟	角 陽 子	
安来市民生児童委員協議会	石 原 道 子	
安来市社会福祉協議会	二 岡 真 弓	副会長
放課後児童クラブ	永 塚 知 芳	
子育てサークル	山 根 久美子	
安来市労働組合協議会	加 藤 靖 弘	
安来市教育委員会	原 み ゆ き	
安来市福祉課	石 原 陽 介	
安来市地域振興課	岩 崎 幸 雄	
安来市いきいき健康課	高 木 佳奈子	

7. 用語集

ア行		掲載ページ
アウトリーチ	支援が必要な人々に対して、支援者が積極的に働きかけて情報や支援を届ける活動。	50、69、77、82、170
アセスメント	特定の目的に基づいて情報を収集し、評価するプロセス。	107
アプリ	アプリケーションソフトの略。スマートフォンやタブレット端末に入れて使う、特定の機能を持った専用のソフトウェア。	65、67、130
インクルーシブ保育	こどもの年齢や国籍、障がいといった「違い」をすべて受け入れる保育のこと。	52、79、85、176
ウェルビーイング	身体的、精神的、社会的に良好な状態を指す概念。	95
SNS	Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。人と人とのつながりをインターネット上で構築するサービスのこと。	33、63、70、71、83、130、171
親学プログラム	子育て支援や家庭教育支援を行っている人をファシリテーターとして、保護者を対象に親としての役割やこどもとの関わり方の気づきを促すことを目的に島根県が作成した参加型学習プログラム。	69

カ行		掲載ページ
寡婦	配偶者と死別または離婚し、再婚していない女性のこと。	52、77、78、176
きょうだい児	病気や障がいを持つ兄弟姉妹がいるこども。	75
ケースワーカー	生活に困難を抱える人々に対して、相談援助を行う福祉の専門職。	76
高校魅力化コンソーシアム	地域と高校が協力して魅力ある高校づくりを推進するための協働体制。	69
高校魅力化コーディネーター	地域と高校をつなぎ、魅力ある高校づくりを推進する役割を担う専門職。	69
子ども家庭総合支援拠点	市町村が、こどもとその家庭及び妊産婦などを対象に、実情の把握、相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、関係機関との連絡調整、その他の必要な支援全般を行うための拠点。	52、76、102、175
こども基本法	すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を実現するために制定された法律。	1、2、56、119
子ども・子育て関連3法	「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律（認定こども園法の一部改正）」、「子ど	1、110

	も・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）」の3つの法律。	
子ども・子育て支援法	認定こども園、幼稚園、保育所及び小規模保育等を通じて全国で教育・保育サービスを提供するための給付制度の創設と、地域のこども・子育て支援の充実のために定められた法律。	2、85、109、181
こども・子育て支援事業債	地方公共団体が子育て支援やこども関連施設の整備・改善を行うために発行する地方債。	66
こども大綱	すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を実現するための基本方針を定めたもの。	2
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定する市町村計画	各市町村が地域のこどもの貧困を解消するために策定する計画。	2
子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画	各市町村が地域のこどもや若者の健全な育成を支援するために策定する計画。	2
コミュニティ・スクール	学校と地域の人々が協力して学校運営を行う仕組み。	95

サ行		掲載ページ
産後ケア	出産後の母親が心身を回復し、赤ちゃんのお世話を安心して行うためのサポート。	59、60、105
しまねっ子すくすくプラン	こども基本法に基づく島根県こども計画。	2
次世代育成支援対策推進法の行動計画	企業が従業員の仕事と子育ての両立を支援するための具体的な取組を計画・実施するもの。	2
市町村子ども・子育て支援事業計画	地域の子育て家庭の状況やニーズを把握し、こどもや保護者に対する支援を行うための事業計画。	2、109
スクールソーシャルワーカー	こどもの家庭環境による問題に対処するため、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。	50、70、71、171

セクシャルハラスメント	職場や学校などの公共の場や日常生活の中で、性的な言動や行動によって他人を不快にさせる行為のこと。	73
-------------	--	----

タ行		掲載ページ
待機児童	入所申請、条件を満たしているものの、定員超過等により、保育所や認定こども園に入所できない状態にある児童。	1、35、46、65、88、97、173
地域コーディネーター	地域住民が安心して生活できるように支援する役割を担う専門職。	69、70、169、171

ナ行		掲載ページ
ニート	就業、就学、職業訓練のいずれにも参加していない若者。	7

ハ行		掲載ページ
パワーハラスメント	職場での地位や権力を利用して、他人に対して精神的・身体的な苦痛を与える行為のこと。	73
ひきこもり	長期間にわたり自宅に閉じこもり、社会的な活動や対人関係を避ける状態のこと。	7、75、81、82
ファミリー・サポート・センター	育児の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、会員同士が子育てを地域で相互援助する仕組みをサポートする組織。	48、63、90、161
放課後子ども教室	地域でこどもを育てる環境づくりを推進するため、すべてのこどもを対象に安心・安全な活動拠点を設け、地域住民の協力により、学習やスポーツ、文化・芸術活動及び地域住民との交流活動を行う場。開催日数は年間250日未満、1日4時間以内と規定。	50、70、95、96、170
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与える場。	3、15、35、36、38、41、46、51、57、72、95、96、114、116、174、182、184
放課後等デイサービス	障がいのあるこどもたちが学校の放課後や長期休暇中に利用できる支援サービス。	37、41、79、177
母子健康包括支援センター	妊娠の届出時等の機会から妊娠・出産・子育てに関する相談、支援を行い、必要に応じて個別に支援プランを策定し、保健・医療・福祉・教育など地域の関係機関と連絡調整を図り、切れ目のない支援を行う機関。	49、165

ヤ行		掲載ページ
ヤングケアラー	本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っているこどもや若者のこと。	29、75、76、106
Uターン	Uターン：都会に出た後、出身地に戻ること。 Iターン：出身地に関わらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。	43
幼児教育・保育の無償化	子育て世帯の負担軽減を目的に令和元年10月より始まった制度。3歳児から5歳児までの児童及び住民税非課税世帯の0歳から2歳児の保育料が無料となるが、副食費（おかず代）等の一部費用は引き続き保護者負担となる。	48、64、93、109、162
幼保小の架け橋プログラム	幼稚園・保育所・認定こども園（幼保）から小学校へのスムーズな移行を支援する取組。就学前から小学1年生のこどもたちを対象としている。	41

ラ行		掲載ページ
リテラシー教育	個人が情報を適切に理解し、批判的に評価し、効果的に活用する能力を育成するための教育。	46
ロールプレイ	特定の役割を演じることで、実際の状況を模擬的に体験し、スキルや対応力を向上させる学習方法。	108

ワ行		掲載ページ
ワーク・ライフ・バランス	働くすべての人々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方。	81、174
ワンストップサービス	複数の手続きやサービスを一か所でまとめて提供する仕組み。	78、175

第 1 期やすぎっこしあわせ計画
(第 1 期安来市こども計画)

- 発 行 令和 7 年 3 月
- 発 行 者 島根県安来市
- 問い合わせ先 安来市健康福祉部子ども未来課
〒692-0404
島根県安来市広瀬町広瀬 1930 番地 1
TEL (0854) 23-3214 FAX (0854) 32-9230

